

OSS ライセンスの比較および利用動向ならびに
係争に関する調査

調査報告書

2010 年 5 月

独立行政法人 **情報処理推進機構**

はしがき

現在、オープンソースソフトウェア(OSS)は、世界的に、ソフトウェア基盤としての重要な地位を確立している。我が国においても、デスクトップアプリケーション、Web サービス、業務管理システムはもちろんのこと、携帯端末、情報家電、事務機器など様々な産業分野において OSS が利用されるケースが増えている。

企業が OSS を利用して新たなソリューションを開発・提供する、あるいは OSS を機器に組み込んだ上で販売する場合、利用する OSS の著作権者が定めたライセンス条件に従う必要がある。加えて OSS のライセンスは、OSS ライセンスとしてこれを承認する組織でもあるオープンソース・イニシアティブ (Open Source Initiative: OSI) が認めているものだけでも 60 以上の多数に上り、その条件も多種多様であることから、OSS を利用しようとする企業にとって、ライセンスは事業あるいは製品戦略に大きな影響を与えているといえよう。実際、海外では、利用した OSS のライセンス条件を正しく認識していなかったことから、訴訟や紛争にまで至ったというケースも生じており、今後、我が国の企業にとっても、OSS ライセンスについての正しい理解とライセンス条件遵守への対応が、これまで以上に重要となってくるとともに、こうしたライセンスを巡る係争の実態を把握し、これを未然に防ぐ配慮も非常に大切となってこよう。

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) オープンソフトウェア・センター リーガルワーキンググループは、昨年 4 月、GNU General Public License 第 3 版 (GPLv3) について逐条解説書を公開したが、前掲した OSS を取り巻く環境の進展を鑑み、本報告書は、GPL 以外の主要な OSS ライセンスに、その対象を広げたうえで、ライセンスの観点から、個々に行われる開発に際し、どの OSS を利用するのが望ましいか、さらには正しい利用についての参考となるべく OSS ライセンスの特徴・内容、OSS におけるライセンスの適用事由、OSS ライセンスを巡る主な係争の実際等に関して、OSS の利用が活発である北米及び欧州を中心に調査を実施、その成果を取りまとめたものである。

本報告書が、多くの企業の技術者・法務担当者に対して、OSS を製品・サービスに活用する際のさらなる一助となることを期待する。また、調査を通じて実施したヒアリング、インタビューでは、関係者より貴重な情報並びに御意見を頂いた。ここに深く感謝の意を表するものである。

2010 年 5 月
独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)
オープンソフトウェア・センター リーガルワーキンググループ

目次

1. 米国、欧州、日本における主要OSSライセンスの比較分析.....	1
1.1 本報告書で取り上げる主要なライセンス.....	2
1.2 主要ライセンスの内容.....	4
1.2.1 コピーレフト型ライセンス.....	4
● AGPLv3.....	5
● EUPL.....	8
1.2.2 準コピーレフト型ライセンス.....	11
● MPL.....	11
● LGPLv3.....	14
● CDDL.....	17
● CPL.....	19
● EPL.....	21
● YPL.....	24
1.2.3 非コピーレフト型ライセンス.....	25
● BSD License.....	26
● Apache License 2.0.....	29
● MIT License.....	31
● Sendmail License.....	33
● OpenSSL License/SSLLeay License.....	34
● CPOL.....	36
● ISC License.....	39
● Artistic License.....	41
1.3 主要OSSライセンスの比較分析.....	43
2. OSSライセンスを適用した注目すべきソフトウェアのライセンス戦略.....	47
2.1 本報告書で取り上げる注目すべきOSSと開発者.....	47
2.2 主要OSSのライセンス戦略.....	49
2.2.1 OS / ミドル.....	49
● Android.....	49
● Limo.....	52
● Symbian OS.....	54
● OpenSolaris.....	56
● NetBSD.....	57
2.2.2 ライブラリ.....	59
● Qt.....	59
● OpenSSL.....	60
● OpenJDK.....	62
● GNU Compiler Collection.....	64
● GPL Flash Library.....	66
2.2.3 ツール.....	66
● Google Chromium.....	66
● Mozilla Firefox.....	67

● CIRCA.....	69
● Zimbra Collaboration Suite.....	70
● OpenOffice.org.....	71
● Eclipse.....	73
2.2.4 業務サーバー.....	75
● BIND.....	75
● Apache HTTP Server.....	76
● Samba.....	77
● MySQL.....	78
● Firebird.....	79
● Sendmail.....	80
● Asterisk.....	81
● (参考) IBM.....	83
2.3 ライセンス戦略のまとめ.....	84
3. 米国、欧州におけるOSSライセンスに関する主要な係争.....	87
3.1 米国における係争.....	95
3.1.1 MySQL AB v. Progress Software Corporation and NuSphere.....	95
3.1.2 Caldera Systems (SCO Group) v. IBM.....	99
3.1.3 Daniel Wallace v. Free Software Foundation.....	106
3.1.4 Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates.....	110
3.1.5 Erik Andersen and Rob Landley v. Monsoon Multimedia.....	116
3.1.6 Erik Andersen and Rob Landley v. Verizon Communications.....	120
3.1.7 Erik Andersen and Rob Landley によるその他の係争.....	125
3.1.8 Free Software Foundation v. Cisco Systems.....	130
3.2 欧州における係争.....	135
3.2.1 Harald Welte v. Sitecom.....	135
3.2.2 Harald Welte v. Fortinet.....	139
3.2.3 Harald Welte v. D-Link.....	142
3.2.4 Harald Welte v. Skype.....	147
3.2.5 Educafix v. Centre National de la Recherche Scientifique他.....	154
3.2.6 Harald Welte、Free Software Foundation France他 v. Iliad.....	159

1. 米国、欧州、日本における主要OSSライセンスの比較分析

オープンソースソフトウェア(OSS)とは、簡単に言えば、ソフトウェア利用者が一定の条件のもとで、自由にソースコードを利用・複製・改変・再配布できるソフトウェアのことである。OSS の概念のもとでは、オリジナルのソースコードは無償で開示されており、誰もが無償でオリジナルソースコードを入手できる。また、OSS 開発者により定められた条件のもとであれば、ソースコードの入手者はソースコードを自由に利用・複製・改変・再配布することが可能である。このように、OSS の利用者は無条件でソースコードを利用・複製・改変・再配布できるわけではなく、OSS 著作権者が定めた条件に従う必要がある。

このオリジナルソースコードを利用・複製・改変・再配布する際の許諾内容を定めたOSSライセンスは、基本的にソフトウェア開発者がそれぞれ自由に作成・適用できることから、現在 100 以上存在している¹。オープンソース文化の啓蒙を目的に設立された国際非営利組織Open Source Initiative (以下OSI)は、2009 年 10 月 29 日時点で 65 種類のライセンスを認定している²。

OSS ライセンスの条件はライセンス別に異なるが、現在の OSS ライセンスのほとんどは、「コピーレフト」と呼ばれる概念への適用状況に応じて、3 つのカテゴリ(類型)に分類することができる。

この「コピーレフト」と呼ばれる概念であるが、著作権者が著作物に対する権利(著作権)を保有したまま、著作物の配布条件として、利用者に著作物を複製・改変・再配布する自由を与える一方で、複製・改変・再配布された派生物(二次的著作物)の配布者に対しても、全く同じ条件で派生物を配布することを義務付けるといった考えである。この「コピーレフト」の概念は、著作物が配布され続ける限り、制限なく適用され続けるといった特徴をもつ。

こうした「コピーレフト」の概念のライセンスへの適用状況に応じて、OSS ライセンスは、①コピーレフト型ライセンス、②準コピーレフト型ライセンス、③非コピーレフト型ライセンス、の 3 つのカテゴリ(類型)に分類される。具体的には、以下の 2 点がライセンスを上記の 3 つの類型に分類する際の基準とすることができる。

- ソフトウェア利用者に対して、利用者がソースコードを改変した際に、改変部分のソースの開示までを義務づけるかどうか
- ソフトウェア利用者がソースコードを他のソフトウェアのソースコードと組み合わせた際に、他のソースコードの開示までを義務づけるかどうか

このように、OSSライセンスは、ソフトウェアのオリジナルソースコードが利用・再利用される際の条件の厳格性により、①コピーレフト型、②準コピーレフト型、③非コピーレフト型、という 3 つの類型に分類することができる。この状況を各類型の代表ライセンスとともにまとめたものが、以下の表 1 である。なお、代表ライセンスについては、同類型において歴史が古く、同じ類型の他のライセンスのベースとなっているものを選択した。

表 1: OSS ライセンスの 3 つの類型

OSS ライセンスの カテゴリ・類型	①改変部分の ソースコードの開示	②他のソフトウェアの ソースコード開示
コピーレフト型ライセンス (代表: GPL)	要	要
準コピーレフト型ライセンス (代表: MPL)	要	不要

¹ JACIC. “OSS(Open Source Software)の現状と課題(第 1 回)”

<http://www.jacic.or.jp/feature/program/012oss/oss1.htm> Jan. 2006 (Retrieved on Jul. 10 2009)

² Open Source Initiative. “Licenses by Name” <http://www.opensource.org/licenses/alphabetical> (Retrieved on Oct. 29 2009)

非コピーレフト型ライセンス (代表: BSD License)	不要	不要
------------------------------------	----	----

本章では以下、米国、欧州、日本における主要 OSS ライセンスの内容、特徴、普及状況を調査するとともに、主要 OSS ライセンスの内容や特徴を比較検討することなどにより、OSS ライセンスの整理・分析を行っていくが、まずは次項にて、調査対象とする OSS ライセンスの選択基準を明確にし、調査対象ライセンスを選定することとする。

1.1 本報告書で取り上げる主要なライセンス

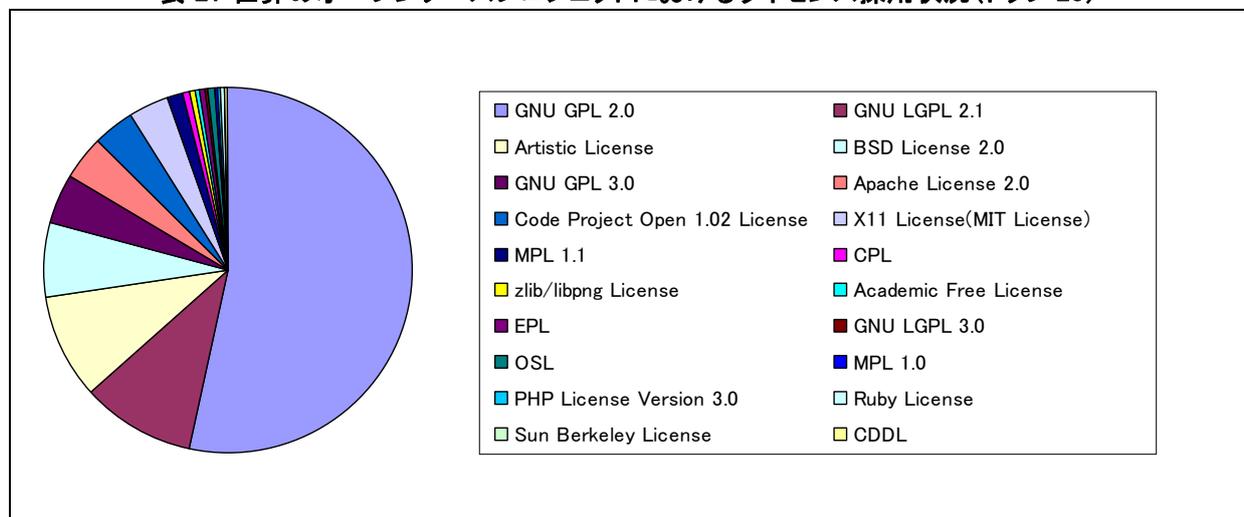
本報告書で調査対象とする主要なライセンスを選定する上では、基本的に下記の①～④の基準に 1 つでも該当すれば主要なライセンスであると判断し、本件の調査対象として扱うこととする。

- ① 世界のOSSプロジェクトにおける採用率が高い(10 位以上)かどうか³
- ② OSIによって主要とされているかどうか⁴
- ③ 主要または注目に値する OSS が適用しているかどうか
- ④ その他、注目に値する理由があるかどうか(OSI の基準に準拠しないものも含む)

なお、GNU GPL については、2009 年 4 月 22 日に GPLv3 逐条解説書を公開していることから、本報告書では調査対象外とし、比較対象として取り上げる。

以下の表 2 および表 3 は、OSSベンダのBlack Duck Softwareが発表する世界のオープンソースプロジェクトにおいて採用されているOSSライセンスのトップ 20 リスト⁵、そしてオープンソース文化の啓蒙を目的に設立された国際非営利組織OSI⁶が主要としている 9 つのOSSライセンス、をそれぞれまとめたものである。

表 2: 世界のオープンソースプロジェクトにおけるライセンス採用状況(トップ 20)⁷



³ OSS ベンダであり OSS ライセンスの普及状況なども調査する Black Duck Software 社が、本報告書の対象 OSS ライセンスの選定期である 2009 年 4 月 10 日時点で発表していた情報をベースとする。

⁴ OSI が「Licenses that are popular and widely used or with strong communities」としているかどうかを基準としている。

⁵ 採用されているプロジェクト数ベース。

⁶ Open Source Initiative. "Open Source Licenses by Category" <http://www.opensource.org/licenses/category> (Retrieved on Apr. 10 2009)

⁷ Black Duck Software. "Open Source License Data" <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Apr. 10 2009)

参考資料: Black Duck Software. “Open Source License Data”
<http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Apr. 10 2009)

表 3: OSI により主要とされている OSS ライセンス

<ul style="list-style-type: none"> • GNU GPL • Apache License, 2.0 • MIT License (MIT License) • CDDL • Eclipse Public License 	<ul style="list-style-type: none"> • LGPL • MPL 1.1 • New and Simplified BSD licenses • CPL 1.0
---	---

以上の視点から、本調査においては調査対象外であるGPLを除き、以下の 16 種類のライセンスを主要ライセンスとして選定した。下表 4 では、選定した 16 種類のライセンスを、コピーレフト型、準コピーレフト型、非コピーレフト型の 3 つの類型に分類し、ライセンス作成者、OSIによる認定状況、選定にあたっての補足情報をまとめたものである。

表 4: 調査対象とするライセンス

カテゴリ	ライセンス	ライセンス作成者	OSI 認定状況	選択基準該当状況	選定にあたっての補足情報 ⁸
コピーレフト型	GNU Affero General Public License (AGPL)	Free Software Foundation (FSF)	○	④	<ul style="list-style-type: none"> • OSS の SaaS モデルでの利用を考慮した GPL の派生型ライセンス。
	European Union Public License (EUPL)	European Commission	○	④	<ul style="list-style-type: none"> • 初めて国際機関が作成した OSS ライセンス。 • 欧州 22 言語への対応の他、欧州各国の著作権法に適用。
準コピーレフト型	Mozilla Public License (MPL)	Mozilla Foundation	○	①②③④	<ul style="list-style-type: none"> • 適用率 1.25%で第 9 位。 • ブラウザ Firefox が適用。
	GNU Lesser General Public License (LGPL)	Free Software Foundation (FSF)	○	①②④	<ul style="list-style-type: none"> • 適用率 9.77%で GPL に続き第 2 位。 • GPL 派生型であり、GPL と同じく FSF が作成。
	Common Development and Distribution License (CDDL)	Sun Microsystems	○	②③	<ul style="list-style-type: none"> • OpenSolaris が適用。
	Common Public License (CPL)	IBM	○	①②	<ul style="list-style-type: none"> • 適用率が 0.64%で第 10 位。
	Eclipse Public License (EPL)	Eclipse Foundation	○	②③	<ul style="list-style-type: none"> • 携帯電話端末向けの OS である Symbian OS が適用。
	Yahoo Public License (YPL)	Yahoo	×	③	<ul style="list-style-type: none"> • Zimbra が適用。
非コピーレフト型	BSD License	University of California, Berkeley	○	①②	<ul style="list-style-type: none"> • 適用率が 6.27%で第 4 位。 • NetBSD や Google Chromium などが適用。

⁸ Black Duck Software が、本報告書の対象 OSS ライセンスの選定時期である 2009 年 4 月 10 日時点で発表していた情報をベースとする。

Apache License	Apache Software Foundation	○	①②	<ul style="list-style-type: none"> 適用率が 3.67%で第 6 位。 Android が適用。
MIT License (別名 X-11 License)	Massachusetts Institute of Technology	○	①②	<ul style="list-style-type: none"> 適用率が 3.39%で第 8 位。
Sendmail License	Sendmail	×	③	<ul style="list-style-type: none"> Sendmail が適用。
OpenSSL License/SSLey License	The OpenSSL Project (OpenSSL License)、Eric Young 氏 (SSLey License)	×/○	③	<ul style="list-style-type: none"> 多くの Linux ディストリビューションが同封する暗号化ツール OpenSSL が適用
Code Project Open License (CPL)	Code Project	×	①	<ul style="list-style-type: none"> 適用率が 3.63%で第 7 位。ソフトウェア用途に制限を加えるので厳密な意味ではオープンソースライセンスではない
ISC License	Internet Systems Consortium	○	③	<ul style="list-style-type: none"> BIND が適用
Artistic License	Larry Wall 氏	○	①③	<ul style="list-style-type: none"> 適用率が 8.98%で第 3 位。 プログラム言語 Perl が適用。

次項からは、これら 16 種類のライセンスの内容や特徴を調査した上で、調査結果を比較検討する。具体的には、各ライセンスの著作者および利用者への要求内容、所属する種類の代表ライセンスとの決定的な違い、準拠法との関係などを中心にそれぞれの特徴を捉えると共に、業界における普及状況、OSS による適用状況などについても調査し、各ライセンスの OSS 業界における位置づけなども確認することとする。また、最後には、ライセンス同士を比較分析することにより、OSS 業界におけるライセンスを包括的に捉える。

1.2 主要ライセンスの内容

上記でも述べたとおり、ライセンスは基本的に、ソフトウェア開発者(ライセンサ)が利用者(ライセンス)に対して、①ソースコードを改変した際の、改変部分のソース開示義務、②ソースコードを他のソフトウェアのソースコードと組み合わせた際の、他のソースコードの開示義務、という 2 点をベースとして、コピーレフト型ライセンス、準コピーレフト型ライセンス、非コピーレフト型ライセンスという 3 つの種類に分類することができる。本項では以下、本調査にて取り上げる 16 種類のライセンスの内容や特徴について、これら 3 種類のライセンス類型ごとに紹介していく。

なお、各ライセンスを見ていく上では、ライセンスの内容と特徴を見ていくと同時に、所属する種類の代表ライセンス⁹との違いについても明らかにしていく。そのため、各項ではまず初めに代表ライセンスの特徴を紹介し、その上で、調査対象とする各ライセンスがこれらの代表ライセンスと「何がどのように違うのか」といった点を紹介していくこととする。

1.2.1 コピーレフト型ライセンス

コピーレフト型ライセンスとは、Free Software Foundation(以下、FSF)によって作成された GNU General Public License(以下、GPL)と基本的内容が類似するライセンスのことである。上表 1 でも示したように、この種類のライセンスはいずれも非常に強い伝播性を持っている点が特徴であり、本報告書

⁹ コピーレフト型は GPL、準コピーレフト型は MPL、非コピーレフト型は BSD をそれぞれ代表ライセンスとする。

において準コピーレフト型ライセンス、非コピーレフト型ライセンスと区別する上では、ライセンサがライセンスに以下の2点を要求していることが重要なポイントとなっている。

- ライセンシの派生物にまで同じライセンスの適用を要求する点。
- ライセンサが配布するOSSを、ライセンシが他のソフトウェアと組み合わせた場合、ライセンサはライセンシに組み合わせ先のソフトウェアにまで同じライセンスの適用を要求する点。

このように、コピーレフト型ライセンスは非常に厳格な伝播性を持っている。本項では以下、こうした特徴をもつ同類型のライセンス2種類について、具体的な要求・制限内容、代表ライセンスであるGPLとの違いを紹介していく。本項で取り扱うライセンスは以下の表5の通りである。

表5: 報告するコピーレフト型ライセンス

ライセンス	作成者
GNU Affero General Public License (AGPL)	Free Software Foundation
European Union Public license (EUPL)	European Commission

この2種類のコピーレフト型ライセンスの内容を見ていく上では、同類型の代表格であるGPLとの違いを明確にするためにも、まずはGPLの具体的な要求内容を確認することとする。以下は、GPLv3の要求内容をまとめたものである。なお、本章は比較分析を目的に各ライセンスの特徴を整理するもので、個々のライセンスの条件を総て列挙するものではない。

- ライセンシは、配布するOSSにGPLを適用しなければならない。
- ライセンシは、OSSをオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンシは、OSSに改変を加えて配布する際、改変を加えた事実および日付を記載しなければならない。
- ライセンシは、OSSを配布する際、ライセンス本文を提供しなければならない。
- ライセンシは、追加的条項を加えることにより、GPLに例外を設けることが出来る。
- ライセンサは、配布するOSSに自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシは、配布先に対して、配布するOSSに含まれる自身の特許に関する特許侵害訴訟を起こしてはならない。
- ライセンサが差別的な特許契約を締結した際、ライセンシにも当該特許契約が付与される。
- ライセンサは、配布するOSSに関して、いかなる保証も提供しない¹⁰。
- ライセンサは、配布したOSSが引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない¹¹。
- ライセンシは、OSSを配布する際、著作権および無保証の旨が記載された告知を掲載しなければならない。

● AGPLv3

ライセンス:	GNU Affero General Public License (AGPL) Version 3
作成者:	Free Software Foundation (FSF)
特徴:	ネットワーク上でサービスを提供するOSSを対象とし、GPLの一部条項を修正する形で作成されている点。

<概要>

GNU Affero General Public License (以下、AGPL)は、FSFがインターネットサービス企業であるAfferoと協力してGPLをベースに作成したコピーレフト型のOSSライセンスである。現在のバージョンはv3であり、v3以前のバージョンについてはAfferoが単独でライセンスを作成・管理してきたが、最新バージョン

¹⁰ 本報告書では以下、この内容を「無保証」とする。

¹¹ 本報告書では以下、この内容を「免責」とする。

のAGPLv3 からはFSFが同ライセンスを管理している。内容面での特徴は、OSSがインターネット経由で実行されるという前提のもと、GPLv3 の一部条項に修正を加える形で作成されている点である。FSFの Licensing Compliance Engineer であるBrett Smith 氏(以下、Smith氏)は、AGPLが作成された背景について、以下のように述べている¹²。

「GPLが作成された当時、ソフトウェアの配布は常にCDなどの物理的なメディアを利用して行われていた。しかし、1990 年代後半に入ってインターネットが急速に発展、多くのソフトウェアがインターネット上で配布・利用されるようになり、今日ではGoogle Docsのようにインターネット上で利用できるソフトウェアが幅広く流通するようになっている¹³。このような状況から、開発コミュニティの一部から、インターネット上から配布・利用されるOSS向けにコピーレフト型のライセンスが必要であるとの声が上がった。そのため、FSFはそれまでAGPLを作成していたインターネットアプリケーションの開発企業であるAfferoとの協業により、AGPLv3 を作成することとなった。」

<具体的な要求・制限内容>

AGPLv3 の内容は、第 13 条以外は GPLv3 と全く同じである。AGPLv3 では、唯一の違いである第 13 条において、ネットワーク上でサービスを提供する OSS を対象とするということを前提とし、そういった場合におけるソースコードの開示義務を明記している。この点については、Smith 氏も次のように述べている。「AGPLv3 の内容は基本的に GPLv3 と同じであるが、第 13 条にて、OSS がインターネット経由で配布・利用される場合、開発者は利用者がソースコードをインターネット上からダウンロードできるようにしなければならない、ということが明確に記載されている点でのみ、GPLv3 とは異なる」。

以下、AGPLv3 の具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンシは、配布する OSS に AGPL を適用しなければならない
- ライセンシは、OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンシは、ネットワーク上で OSS を使用してサービスを提供する際、対応するソースコードをネットワークサーバーからサービス提供先に開示しなければならない。
- ライセンシは、OSS に改変を加えて配布する際、改変を加えた事実および日付を記載しなければならない。
- ライセンシは、OSS を配布する際、ライセンス本文を提供しなければならない。
- ライセンシは、追加的条項を加えることにより、AGPL に例外を設けることが出来る。
- ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンスに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシは、配布先に対して、配布する OSS に含まれる自身の特許に関する特許侵害訴訟を起こしてはならない。
- ライセンサが差別的な特許契約を締結した際、ライセンスにも当該特許契約が付与される。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- ライセンシは、OSS を配布する際、著作権および無保証の旨が記載された告知を掲載しなければならない。

<準拠法との関係>

AGPL には、準拠法に関する具体的な記載はない。Smith 氏によると、FSF は準拠法についてライセンスの所在地の法律をベースにするべきであると考えており、FSF が作成に関与した OSS ライセンスは、

¹² 2009 年 9 月 1 日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹³ AGPL が作成されたのは 2002 年であり、Google docs の登場以前である。これは Smith 氏が、インターネット上で利用されるソフトウェアの一例として Google docs を挙げただけであり、AGPL の作成理由に Google docs の登場があったという意味ではない。

基本的に全て準拠法を指定していないという。同氏は、FSF がこのように考える理由として、以下の 2 点をあげている。

- ライセンサの所在地の法律をベースとすることで、GPL 利用者は GPL の内容や意味するところをより深く理解することができる。
- 特定の法律に準拠した場合、法律が変更された場合に大きな影響を受けてしまう¹⁴。

こうした理由から、FSF では独自に作成した OSS ライセンスである GPL、LGPL、AGPL については、一貫して準拠法を指定していない。また、以下の項目でも紹介するが、FSF は準拠法を指定したライセンスとの互換性を認めていない。Smith 氏は準拠法と OSS ライセンスとの関係について、「我々は常に準拠法の指定に対して異議を唱えている」とコメントしている。

<互換性>

FSF のウェブサイトによると、AGPL は GPLv3 と互換性を持つが、GPLv2 とは互換性を持たないという¹⁵。また、Smith 氏は、上記の通り、「AGPL を含む FSF の OSS ライセンスは、準拠法を定めたライセンスとの互換性を認めていない」とコメントしている。

<代表ライセンスとの違い>

AGPL の内容は、上記の通り、第 13 条にあるネットワーク経由で実行される OSS を対象とした要件を除き、GPLv3 と同じである。そのため、AGPL とコピーレフト型の代表ライセンスである GPL との最大の違いは、AGPL の第 13 条に集約される。なお、この AGPL 第 13 条であるが、ネットワーク上で OSS を使用してサービスを提供する際は、対応するソースコードをネットワークサーバーから開示することが明記されている。

<普及状況>

Black Duck Software によると、AGPL v3 は 2009 年 10 月 29 日時点で合計 228 の OSS プロジェクトに適用されている¹⁶が、同社が 2009 年 10 月 29 日時点で発表する最も適用率の高い OSS ライセンスのトップ 20 ランキングには入っていない。

<代表的な OSS>

Smith 氏によると、AGPL が適用される代表的な OSS としては、Identi.ca に利用される StatusNet があげられるという。Identi.ca は、現在人気の Twitter に類似したマイクロブログ¹⁷システムである。

<その他>

Smith 氏によると、FSF のメンバー内部では、GPLv3 の作成時に、AGPL を GPL に統合してはどうかという意見も出たという。具体的には、OSS のインターネット上からの配布・利用に関する内容を、GPLv3 に追加条項として組み込んでどうかという提案があったが、GPLv3 の作成時点では、そのような内容を法的にうまく定義することが困難であったため、AGPL の GPL への統合は GPLv3 では実現しなかったとのことである。同氏は、「今後、GPLv4 が作成される際には、再び AGPL でのみ定義されている条項の GPL への組み込みが議論される予定だ」と述べている。

¹⁴ Smith 氏は、準拠法を指定したことにより、準拠法の変更による影響を受けたライセンスとして、Python License の例をあげ、次のようにコメントしている。「Python License には、無保証、免責に関する条項が含まれていたが、Virginia 州で Uniform Computer Information Transaction Act (UCITA) と呼ばれる、ソフトウェアライセンスなど IT 関連の取引のあり方を定めた法律が制定され、ライセンスがソフトウェアに関する責任を完全に放棄することが禁止されたため、その後は同条項を含めることができなくなった。この影響は、Python License を適用した OSS だけでなく、その派生物までも及んだという点で注目すべきである」。

¹⁵ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Sep. 20 2009)

¹⁶ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

¹⁷ ソーシャルネットワーキングサービスの一種であり、オンラインチャットのように短い文章を特定のウェブサイトに送信することで、利用者間のリアルタイムなコミュニケーションを実現するサービス。

なお、Smith 氏によると、FSF は今後、GPL の修正にあわせて、AGPL も修正していく予定であるとのことである。同氏は、「今後の GPL への修正内容は、自動的に AGPL にも適用されることになると考えてもらってよい」としている。

● EUPL

ライセンス:	European Union Public License(EUPL)
作成者:	European Commission(EC)
特徴:	GPL の内容をベースに、欧州での利用を想定した内容および言葉遣いにあわせる形で新たなライセンスとして作成している点。

<概要>

European Union Public License(以下、EUPL)は、European Union(以下、EU)内の政策執行機関である European Commission(以下、EC)で電子政府サービスを開発する機関 Interoperable Delivery of pan-European eGovernment Services to Public Administrations, Businesses and Citizens(以下、EC IDABC)により作成されたコピーレフト型の OSS ライセンスである。EC IDABC は、開発したソフトウェアをオープンソースで提供するために最適なライセンスを検討する中で、既存のライセンスの中では広く普及している GPLv2 が内容面で最も適していると考えたが、同ライセンスには、①米国の法律用語を利用している、②英語で記述されているため欧州の利用者にとって理解し難い、といった問題があった。

これに加え、EC IDABCの代表であるKarel De Vriendt 氏(以下、De Vriendt 氏)は、「ECの法務部門からは、GPLv2 のライセンスが負う責任に関する記述が、欧州では不適切であるとの指摘もあった¹⁸⁾と述べているほか、新たなライセンスの作成に乗り出した背景として、ECに加盟しない欧州の複数の政府機関から、米国式ではないOSSライセンスの作成を求める声が出ていたという状況も明らかにしている¹⁹⁾。

こうした状況から、EC は、GPL をベースとして、特定国の法律用語を利用せず、また EU 内の利用者がライセンスをより深く理解でき、EU の各公式言語に翻訳されたバージョンでも法的効力を持つような、新たなライセンスを、ライセンスが責任を放棄することの明記を避ける形で作成することになった。EC は欧州各国の政府機関による利用を想定して EUPL を作成しており、同ライセンスは現在、EC や欧州各国の政府機関が開発した OSS を中心に適用されている。また、EUPL は国際機関によって作成された初の OSS ライセンスとなっている。

なお、De Vriendt 氏によると、EC が EUPL を作成した最終目標は、欧州各国の政府機関の間で OSS の利用を促進することであるという。同氏によると、EC は EUPL という新たな OSS ライセンスを作成することにより、欧州各国の政府機関が OSS を配布しやすくなるような状況を作り出したかったという。同氏曰く、「欧州の政府機関が開発したソフトウェアを OSS として配布する場合、各国の法務省に相当する機関による許可が必要であるが、これまでは法務担当者が英語で記述された OSS ライセンスを理解できないばかりに、ライセンスの適用を却下し、ソフトウェアのオープンソース化を認めないという事態が起きていた。EUPL により、こうした状況が改善され、各機関ともソフトウェアを OSS として配布できる環境が整った」と述べている。

同氏はこのほか、EUPL により欧州諸国の政府機関が OSS を開発・配布しやすくなったことで、それぞれが新たに独自のソフトウェアを開発することなく、別の機関により開発・配布された OSS を再利用できるような環境が確立されているとし、EUPL の作成は欧州政府機関の間での開発ソフトウェアの共有・共用にもつながると主張している。

<具体的な要求・制限内容>

¹⁸⁾ De Vriendt 氏によると、欧州ではライセンスが明確に責任を放棄すると記載することはできないという。

¹⁹⁾ 2009 年 7 月 28 日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

EUPL は上記の通り、基本的に GPL の内容をベースとして作成されている。そのため、具体的な記述方法は異なっても、要求内容は基本的に GPL に類似している。以下、EUPL の具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンスは、配布する OSS に EUPL を適用しなければならない。
- ライセンスは、OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンスは、OSS に改変を加えて配布する際、改変を加えた事実および日付を記載しなければならない。
- ライセンスは、OSS を配布する際に、オリジナル OSS に含まれる著作権・特許・商標の告知、および EUPL 本文をそのまま提供しなければならない。
- ライセンスは、著作物の由来を表す、または著作権の告知を行う場合を除いて、OSS に含まれるいかなる商号・商標・ロゴ・ライセンサ名も利用してはならない。
- ライセンスは、(インターネットなどの)電子伝達手段によって OSS を配布する際、ライセンス自身、EUPL、および利用者による派生物へのアクセス・締結・保管および複製方法に関する適用法で定められた範囲の情報を、(ウェブサイトなどの)配布経路または媒体に開示しなければならない。
- ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンスに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一部の例外を除いて責任を持たない。
- EC が認める EUPL の各国言語バージョンは全て同一の価値を有する。
- ライセンサの居住地・事務所登録地の国法またはベルギー国法を準拠法とする。

<準拠法との関係>

EUPL では、上記の通り、ライセンサの居住地・事務所登録地の国法またはベルギー国法を準拠法とする旨の記載があり、準拠法が明記されている。EUPL の準拠法に関する具体的な記載内容をまとめると、以下のようになる。

- 次の場合は、ライセンサが居住する、または事務所の住所を登録する国の法令を準拠法とする。
 - ライセンサが EU 内の国に居住する、または事務所の住所を登録する場合。
- 次の場合は、ベルギー国法を準拠法とする。
 - ライセンサが EU 内の国に居住しない、または事務所の住所を登録しない場合。
 - ライセンサとしての EC とライセンスとの間に訴訟が生じた場合。

また、EUPL には裁判所の管轄に関する詳細な記載もある。以下は、EUPL における裁判管轄に関する記載内容である。

- 次の場合は、Court of Justice of the European Communities の管轄下とする。
 - ライセンサとしての EC とライセンスとの間に訴訟が生じた場合。
- 次の場合は、ライセンサが居住する、または本業を営む地域の裁判所の管轄下とする。
 - EC 以外のライセンサとライセンスとの間に訴訟が生じた場合。

<互換性>

EUPL が公式に発表している互換ライセンスは、現時点では以下の 5 つだけである。なお、De Vriendt 氏によると、今後互換ライセンスが増加する見込みはあるものの、これ以下に減少することはないという。

- GPLv2
- Open Software License
- Common Public License

- Eclipse Public License
- Cecill

なお、Open Software Licenseは、GPLv2 と共にEUPLのベースとなったライセンスである。De Vriendt氏はこれについて、「EUPLは基本的にGPLv2 をベースに作成されたが、これ以外にも、知的所有権に関する条項や世界的に適応可能な法律用語の使用²⁰という点では、Open Software Licenseも参考にさせてもらった」と述べている。

<代表ライセンスとの違い>

De Vriendt氏は今回の調査の電話インタビューにおいて、EUPL と GPLv2 と非常に類似したライセンスであるとしながらも、複数の相違点を挙げている。同氏によると、これらの相違点こそが、EC が GPL を候補としてあげながらも、最終的には GPL を利用せずに独自のライセンスを作成した理由でもあるという。De Vriendt氏が指摘したEUPLとGPLとの決定的な違いは、以下の2点である。

- 米国式の法律用語ではなく、欧州において適切とされる法律用語を使用している点。
- EUの全公式言語ごとに異なるバージョンが存在し、全てが同一の価値を持つ点。

まず一点目についてであるが、EUPLではライセンサの負う「責任」の表現について、欧州の法制度を考慮した上で、欧州にとって適切な記載をしている。De Vriendt氏によると、米国の法律用語をベースとするGPLの場合、「ライセンサは、ライセンシがOSSを使用することによって発生する損害の責任を一切負わない」としているが、欧州ではこのように明確にライセンサが責任を放棄できるという記載をすることができず、EUPLでは「ライセンサは、ライセンシがOSSを使用することによって発生する損害の責任を、一部の例外を除いて負わない」といった記述をしている²¹。

次の二点目に関してであるが、EUPLには 22ヶ国語というEUの全公式言語に対応した各言語バージョンが存在するというものである²²。公式には英語バージョンしか存在しないGPLとは違い、EUPLではこれら 22言語全てのバージョンが同じ価値を持つほか、いずれの言語バージョンのEUPLも公式なライセンスであると認められている。

また、De Vriendt氏が指摘したEUPLとGPLv2との相違点以外にも、EUPLには、①準拠法が明記されている、②インターネットによるOSSの配布を前提とした記載がある、といった特徴があり、これらはいずれもGPLv2には記載されていないこともあり、上記の2点とあわせてGPLv2との大きな相違点になっている。

<普及状況>

De Vriendt氏によると、現在のところ、EUPLの利用者は欧州の政府機関に限られているという。同氏は、「EUPLは基本的に政府機関利用者を対象として作成されたライセンスであるが、ECは民間団体や個人によるEUPLの利用を禁止しているわけではなく、幅広い利用を期待している。これまでも実際、少数ではあるが民間企業がEUPLの利用を模索するというケースがあった。結局利用には至っていないが、今後の利用を期待したい」と述べている。

なお、ECがEUPLの普及を促進している大きな理由として、De Vriendt氏は「ECのブランド力」をあげている。同氏によると、EUPLはECが作成し、実際にEC加盟国の政府機関が利用しているため、ライセンス利用者側は同ライセンスに信頼を寄せることとなり、開発者は独自のOSSに安心してEUPLを適用できるとしている。

²⁰ 特定の国の法律用語などを使用しないということ。

²¹ EUPLでは、ライセンサは、製造物責任法(日本のPL法)がOSSに適用される場合のみ、損害の責任を負うことになる。

²² IDABC. “Europe Union Public License – EUPL v1.1” <http://ec.europa.eu/idabc/eupl> (Retrieved on Sep. 21 2009)

EUPL は 2009 年 10 月 29 日時点で、Black Duck Softwareが発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ 20 ランキングには入っていない²³。

<代表的な OSS>

EUPL が適用される代表的な OSS としては、EC が独自に開発したグループウェアの「CIRCA」および調査ツールの「IPM」、そしてドイツのミュンヘン市など欧州各国の政府機関が開発した OSS などがあげられる。ただ、上記の De Vriendt 氏による指摘の通り、EUPL のライセンス利用者は現在のところ欧州の政府機関に限定されている。

1.2.2 準コピーレフト型ライセンス

準コピーレフト型ライセンスとは、Mozilla Foundationによって作成されたMozilla Public License (以下、MPL)と基本的内容が類似するOSSライセンスのことである。上表 1 でも示したように、このタイプのライセンスはいずれも準コピーレフトとされる「若干の伝播性」を持っている点の特徴であり、本報告書においてコピーレフト型ライセンス、非コピーレフト型ライセンスと区別する上では、ライセンスがライセンスに以下の二点を要求していることが重要なポイントとなっている。

- ライセンサに派生物にまで同じライセンスの適用を要求する点。
- ライセンサが配布する OSS を、ライセンスが他のソフトウェアと組み合わせた場合、ライセンスはライセンスに組み合わせ先のソフトウェアにまでは同じライセンスの適用を要求しない点。

このように、準コピーレフト型ライセンスは「コピーレフト」性を有しながらも、コピーレフト型ライセンスと比較して伝播性が弱いことから、「Weak Copyleft」型ライセンスとも呼ばれる。本項では以下、こうした特徴を持つ同類系のライセンス 6 種類(下表 6)について、まず同類型を代表するMPLの要求内容をGPLとの相違点といった視点から紹介した上で、各ライセンスの具体的な要求・制限内容、MPLとの違いなどを見ていくこととする。

表 6: 報告する準コピーレフト型ライセンス

ライセンス	作成者
Mozilla Public License (MPL)	Mozilla Foundation
GNU Lesser General Public License (LGPL)	FSF
Common Development and Distribution License (CDDL)	Sun Microsystems
Common Public License (CPL)	IBM
Eclipse Public License (EPL)	Eclipse Foundation
Yahoo Public License (YPL)	Yahoo

● MPL

ライセンス:	Mozilla Public License (MPL)
作成者:	Mozilla Foundation
特徴:	GPL の「コピーレフト」性を弱めた準コピーレフト型であること、特許関連条項を明記していること、準拠法を明記していることなど。

<概要>

MPLは、Mozilla FoundationがMozilla FirefoxなどのOSSに適用する準コピーレフト型のOSSライセンスである。現Mozilla FoundationのChairpersonであるMitchell Baker氏がNetscape Communicationsの弁護士時代にMPLv1.0 を作成したのが始まりで、その後同社からMozilla Foundationとして独立した後に、現

²³ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

行のMPLv1.1 が作成された²⁴。GPLと比較すると「コピーレフト」性は弱い²⁵が、Mozilla FoundationのGeneral CounselであるHarvey Anderson氏(以下、Anderson氏)は、「開発コミュニティへの貢献を目的にソースコードの開示を義務付ける、といった核となる部分はGPLと同じである。また、より良いOSSを開発していくためには、開発者が無償でソースコードを入手できるという環境が不可欠であると考えているが、このアイデアもGPLから受け継いだものである」と述べ、基本理念はGPLと同じであると指摘している²⁵。

なお、Anderson氏によると、MPLを作成したのは、Mozilla Foundationが開発したソフトウェアに適用するOSSライセンスを検討していた当時、GPLがすでに著名なOSSライセンスとして大きく普及していたが、GPLにはMozilla Foundationの視点から見ていくつかの欠点があったためであるという。同氏は電話インタビューにおいて、MPLを作成したときに認識していたGPLの欠点として、①GPLは伝播性が強すぎる、②GPL(v2)には特許に関する記載が含まれていなかった、という2点をあげており²⁶、Mozilla Foundationはこうした欠点を補完すべく、GPLをベースにソースコードの開示を義務付けたまま、「コピーレフト」性を弱めると共に、特許に関する記載を追加する形で、新たに独自のMPLを作成した、としている。

<具体的な要求・制限内容>

MPLは、GPLをベースとして作成されたライセンスであり、利用者がOSSの派生物を配布する際に派生物のソースコードを開示するよう求めている点では、GPLと同じである。しかし、MPLの「コピーレフト」性は「Weak Copyleft」と呼ばれるように、「Strong Copyleft」とされるGPLのそれよりも弱い。具体的には、ライセンスがMPLで配布されるOSSと他のソフトウェアと組み合わせても、MPLは組み合わせ先のソフトウェアにまでは伝播しない点で、GPLと大きく異なる。また、MPLの作成当時のGPLv2には明示的には含まれていなかった特許に関する記載がある点も、GPLとの大きな違いである²⁷。

以下、MPLの具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンシは、配布するOSSのソースコードにMPLを適用しなければならない。
- ライセンシは、OSSをオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンシは、OSSに改変を加えて配布する際、改変を加えた事実および日付、オリジナル開発者の名前を含めなければならない。
- ライセンシはOSSをソースコード形式で配布する際、ライセンス本文を含めなければならない。
- ライセンサは、OSSに含まれる(商標を除く)知的財産権をライセンスに対して無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシがライセンスを特許侵害で訴えた場合、ライセンスのライセンスより与えられた権利は失効する。
- MPLに関する訴訟で敗訴した者は、勝訴側に訴訟費用および代理人(弁護士)報酬などの費用を支払わなければならない。
- ライセンサは、配布するOSSに関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布したOSSが引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- MPLは、米国California州法を準拠法とする。
- ライセンシは、OSSを配布する際、著作権、無保証の旨およびオリジナル開発者名が記載された定型文を含めなければならない。

なお、MPLでは上記の通り、「ライセンスは、配布するOSSのソースコードにMPLを適用しなければならない」とあるが、「配布するOSS」として表現されるオリジナルOSSの派生物が意味する範囲は、オリジナルOSSを直接改変・複製したものに限定され、当該OSSと組み合わせたソフトウェアまでを派生

²⁴ Andreessen, Marc. “Mitchell Baker – The Lizard Wrangler” <http://www.time.com/time/subscriber/2005/time100/scientists/100baker.html> TIME. (Retrieved on Jul. 8 2009)

²⁵ 2009年7月22日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

²⁶ 詳細は2.2.3 ツールのMozilla Firefoxの項を参照。

²⁷ GPLv3には、特許に関する記載がある。

物として捉えない。そのため、MPL のライセンスはライセンスを受けた OSS と組み合わせるソフトウェアまでを MPL で配布する必要はない。この点から、MPL は準コピーレフト型ライセンスと位置づけられている。

< 準拠法との関係 >

MPL には、上記の通り、米国 California 州法を準拠法とする旨の記載があり、準拠法が明記されている。また、裁判所の管轄に関する記載もあり、具体的には、MPL に関する訴訟は Federal Courts of the Northern District of California の管轄となり、California 州 Santa Clara 郡を裁判地とする、と明記されている。その他、MPL には、上記の通り、同ライセンスに関する裁判が発生した場合に敗訴側が負う賠償内容までが記載されており、これによると、敗訴側は訴訟費用および妥当な代理人(弁護士)報酬、かつこれに限定されない費用について全て負担することとなっている。

なお、Anderson 氏は、OSS ライセンスと準拠法との関係について、「他のライセンスは、連邦法を準拠法としていないどころか、準拠法について全く触れていないものもある。こうしたライセンスは大きな欠点を抱えているといえる」と述べており、OSS ライセンスには準拠法を明記すべきであるとの立場を明らかにしている。

< 互換性 >

Anderson 氏によると、MPL は GPL および LGPL と非互換な関係にあるというが、MPL と互換性のあるライセンスに関する情報は得られなかった。Mozilla Foundation のウェブサイトでも、MPL と互換性のあるライセンスなどは記載されていない。また、同団体のウェブサイト上での互換性に関する記載は、GPL および LGPL との互換性に関する情報が記載されている。

なお、Mozilla Foundation は開発する OSS を MPL、GPL、LGPL のトリプルライセンスで配布しているが、Anderson 氏はこの理由として、「MPL が GPL および LGPL と非互換である点」をあげている。同氏は、Mozilla Foundation が開発 OSS を MPL だけで配布すると、MPL と GPL・LGPL が非互換であるばかりに、Mozilla Foundation の OSS を GPL や LGPL 適用下の OSS と組み合わせたいユーザによる利用を見込めなくなるため、「Mozilla Foundation はこのような場合でも、利用者が独自に開発した OSS を利用できるよう、トリプルライセンスモデルを採用した」としている。

< 特徴 >

Anderson 氏によると、同団体は GPLv2 の欠点として挙げた 2 点を補足するために MPL を作成しているため、MPL の特徴もこの 2 点に集約されるとしている。同氏が指摘した GPLv2 の 2 つの欠点とは、上記の通り、①GPL は伝播性が強すぎる、②GPL(v2)には特許に関する記載が含まれていなかった、という点である。

まず一点目に関してであるが、同氏によると、Mozilla Foundation が開発 OSS に適用するライセンスを検討していた当時、特に法人利用者の間では、GPL が適用された OSS と自身のプロプライエタリな OSS とを組み合わせると、自身のプロプライエタリなソースコードまで開示しなければならないとして、GPL が適用された OSS の利用を回避するという状況が起きていた。Mozilla Foundation は、法人利用者間で GPL より「コピーレフト」性の弱いライセンスへのニーズは高いと判断し、準コピーレフト型の MPL を作成したという。

次の二点目に関しては、GPLv2 には特許に関する記載が明確に記載されていないため、利用者の特許係争から十分に保護できていなかった。そのため、Mozilla Foundation では MPL に特許に関する条項を明確に含めたという。具体的には、MPL には、「ライセンサは、OSS に含まれる(商標を除く)知的財産権をライセンスに対して無償でライセンス付与しなければならない」「ライセンスがライセンサの特許侵害で訴えた場合、ライセンスのライセンサより与えられた OSS を利用する権利は失効する」といった記載がある。

こうして GPLv2 の欠点に対応する形で作成された MPL であるが、OSS コミュニティの間では逆に、「MPL には重要な欠陥がある」といった指摘もある。具体的には、Sun Microsystems (以下、Sun) の Chief Open Source Officer Simon Phipps 氏は今回の調査における電話インタビューにおいて、MPL の欠点として、次の点を指摘している。同氏によると、MPL には利用者が自身の名前を記載する Exhibit A と呼ばれる付録箇所があるが、MPL の利用者が同箇所に名前を記入することにより、MPL と類似した新たなライセンスが作成され、結果として OSS 業界に MPL と類似した内容のライセンスの蔓延につながっていたという。同氏は、Sun が MPL をベースに準コピーレフト型の CDDL を自身で作成したのは、こうした状況に終止符を打つためであったとしている。

<普及状況>

Black Duck Softwareの調査によると、MPL は、2009 年 10 月 29 日時点で全OSSプロジェクトの約 1.23%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中第 10 位となっている²⁸。

<代表的な OSS>

MPL は Mozilla Foundation が開発する Mozilla Firefox、Mozilla Thunderbird などの主要 OSS のほか、他のプログラマーが開発する OSS などでも利用されており、非常に多くの OSS が MPL を適用している。Mozilla Foundation の Andersen 氏は今回の電話インタビューにおいて、MPL が適用されている代表的な OSS の例として、ウェブブラウザである Mozilla Firefox、メールクライアントである Mozilla Thunderbird、ソフトウェア開発キットである Adobe Flex をあげている。

● LGPLv3

ライセンス:	GNU Lesser General Public License (LGPL) Version 3
作成者:	Free Software Foundation (FSF)
特徴:	基本的な内容は GPL と同じであるが、ライブラリへの適用を前提として準コピーレフト型に修正している点。

<概要>

GNU Lesser General Public License (以下、LGPL) は、FSFによって作成された準コピーレフト型の OSSライセンスである。ソフトウェアライブラリに対して適用されることを前提に、GPLの「コピーレフト」性を弱めたライセンスとして作成された。FSFのLicensing Compliance EngineerであるBrett Smith氏 (以下、Smith氏) は、LGPL作成の背景について、GPLが適用されるライブラリと、同様の機能を備えたプロプライエタリなライブラリとを比較すると、GPLライブラリは伝播性の強さから使用が回避される可能性が高く、FSFとしては、プロプライエタリライブラリが使用されるといった状況が発生しないよう、ライブラリに適した OSSライセンスが必要であったとしている。以下、今回の電話インタビューにおける同氏のコメントである²⁹。

「LGPL は、GPL という伝播性の強いライセンスを採用することが適切でない OSS 向けに作成された OSS ライセンスである。具体的には、GPL 適用下にあるオープンソースライブラリと同様の機能を持つプロプライエタリなライブラリがあるとして、これが無料で提供されている場合を想定して作成された。例として、独自のプロプライエタリソフトウェアを開発する利用者が、その一部にライブラリを利用する際に、ライブラリの選択肢として、無料のプロプライエタリライブラリと GPL 下のライブラリがあったとする。これらを比較すると、利用者はオープンソースの概念を重視していない限り、伝播性の強い GPL を避け、プロプライエタリなライブラリを選択する可能性が高い。これは、GPL が適用されたライブラリを利用すると、自身のプロプライエタリなソフトウェアにまで GPL を適用する必要が生じるためである」。

このように、LGPL は GPL を適用すると OSS そのものが利用されなくなる可能性を回避するため、こうした状況が発生する可能性が高いライブラリへの適用を前提に作成された。この点については、Smith

²⁸ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

²⁹ 2009 年 9 月 1 日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

氏も、「ご存知の通り、FSF は基本的に、GPL の利用を推奨している。しかし、OSS として開発するライブラリと同様の機能を持つプロプライエタリなライブラリが存在する状況下では、いくら GPL を推奨しても、GPL が現実的に利用される可能性は少ない。LGPL は、こうしたケースでもプロプライエタリなライブラリではなく、オープンソースなライブラリが選択されるように、GPL と同等の内容を持ちながら、『コピーレフト』性が若干弱い代替ライセンスとして作成された」と述べている。

ただし、Smith 氏は同時に、「LGPL を作成したからといって、FSF が必ずしも全てのライブラリに LGPL を適用するよう推奨しているわけではない」と主張している。同氏曰く、「業界では現在、FSF が全てのライブラリに LGPL を適用するよう推奨しているといった見方があるが、これは明らかに誤解である。FSF は前述のような特別なケース、つまり無償で提供されているプロプライエタリなライブラリと競合しているという場合を除き、基本的には GPL の利用を推薦している」とのことである。

<具体的な要求・制限内容>

LGPLの最新バージョンであるLGPLv3 は、GPLv3 の追加的許可³⁰であり、GPLv3 にライブラリ適用時の例外的な許可を追加したものがLGPLv3 である³¹。以下、LGPLv3 の具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンシは、配布する OSS に LGPL を適用しなければならない。
- ライセンシは OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンシは、OSS とリンクした他のソフトウェアを配布する際、OSS の改変を禁止してはならない。また、改変をデバッグするためのリバースエンジニアリングを禁止してはならない。さらに、OSS が他ソフトウェアに利用されていること、OSS に LGPL が適用されることを告知しなければならない。
- ライセンシは、OSS に改変を加えて配布する際、改変を加えた事実および日付を記載しなければならない。
- ライセンシは OSS を配布する際、LGPL および GPL³²の本文を提供しなければならない。
- ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシは、配布先に対して、配布する OSS に含まれる自身の特許に関する特許侵害訴訟を起こしてはならない。
- ライセンサが差別的な特許契約を締結した際、ライセンシにも当該特許契約が付与される。
- ライセンサは配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- ライセンシは、OSS を配布する際、著作権および無保証の旨が記載された告知を掲載しなければならない。

LGPL では上記の通り、OSS とリンクした他ソフトウェアに LGPL を適用する必要はなく、この点から LGPL は準コピーレフト型ライセンスと位置づけられている。

<準拠法との関係>

LGPL には、同じく FSF が作成した GPL および AGPL と同様に、準拠法に関する具体的な記載はない。これは、Smith 氏が指摘するように、FSF は準拠法について、ライセンサの所在地の法律をベースとするべきであると考えているためである。同氏は、FSF がこのように考える理由として、以下の 2 点をあげている。

³⁰ GPLv3 の第 7 条では、ライセンサが GPLv3 にいくつかの例外的許可を加えることを認めている。そのため、LGPLv3 は、第 7 条の規定に従い、ライセンサが OSS ライブラリに GPLv3 を適用する際の例外的許可のひとつとして見なされている。

³¹ LGPLv3 のライセンス本文より。

³² GPLv3 を指す。

- ライセンサの所在地の法律をベースとすることで、GPL 利用者は GPL の内容や意味するところをより深く理解することができる。
- 特定の法律に準拠した場合、法律が変更された場合に大きな影響を受けてしまう³³。

上記で紹介したように、FSF は作成ライセンスについて、準拠法を指定したライセンスとの互換性を一切認めていないほか、準拠法を指定することに大きく反対している。上記でも紹介したが、Smith 氏は準拠法と OSS ライセンスとの関係について、「我々は常に準拠法の指定に対して異議を唱えている」とコメントしている。

<互換性>

FSFはそのウェブサイト上にて、LGPLv3 はGPLv3 と互換性を持つが、GPLv2 とは非互換である旨を明らかにしている³⁴。これについて、Smith氏は、「LGPLv3 は、GPLv3 の第 7 条に記載されているように、GPLv3 の追加的条項として扱うことになっているため、GPLv3 と互換性がある。ただ、そういった追加的条項のないGPLv1 およびv2 とは非互換である」。なお、LGPLの互換性に関するその他の情報は公開されていないが、Smith氏との電話インタビューの内容から、LGPLが準拠法を定めているOSSライセンスと非互換であることは明らかである。

<代表ライセンスとの違い>

LGPL と準コピーレフト型の代表ライセンスである MPL との相違点であるが、Smith 氏は本調査における電話インタビューにおいて次の 2 点をあげている。

- MPL がファイルを対象とした内容のライセンスであるのに対し、LGPL はライブラリを対象としたライセンスである。
- LGPL では、「コピーレフト」についての定義を MPL よりも明確に記載している。

1 点目に関しては、FSF が LGPL を作成した背景にもつながるポイントであり、Smith 氏も「当然の違い」としていることから、LGPL が MPL と異なる大きな違いであると言える。次の 2 点目については、Smith 氏は次のように述べている。「MPL における『コピーレフト』の定義は曖昧であるため、利用者側ではライセンス内の各種条件を広義に捉え、ライセンスに抵触しそうな場合でも、うまくライセンス違反とならないように取り扱うことが可能となっている。しかし、LGPL では、ライブラリやアプリケーションなどを明確に定義しており、MPL で考えられるようなことは決して起きない」。

また Smith 氏とのインタビューでは触れられていないが、LGPL と MPL のその他の相違点として、準拠法の扱いもあげられる。LGPL が準拠法を指定していない一方、MPL は米国 California 州法を準拠法と定めているといった点で、両ライセンスは異なる。

<普及状況>

Black Duck Softwareは、LGPLの普及状況について、LGPLv2 とLGPLv3 に分けて調査結果を報告している。これによると、LGPLv2 は 2009 年 10 月 29 日時点で、全OSSプロジェクトの約 9.48%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中GPLに次ぐ第 2 位となっている。一方のLGPLv3 は、同日時点で全OSSプロジェクト中の約 0.42%で適用されており、その適用率は全体の 14 位と報告されている。

³³ Smith 氏は、準拠法を指定してしまったばかりに、準拠法の変更による影響を受けたライセンスとして、Python License の例をあげ、次のようにコメントしている。「Python License には、無保証(Disclaimer of Warranty)に関する条項が含まれていたが、Virginia 州で Uniform Computer Information Transaction Act(UCITA)と呼ばれる、ソフトウェアライセンスなど IT 関連の取引のあり方を定めた法律が制定され、ライセンサがソフトウェアに関する責任を完全に放棄することが禁止されたため、その後は同条項を含めることができなくなった。この影響は、Python License を適用した OSS だけでなく、その派生物までも及んだという点で注目すべきである」。

³⁴ “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Sep. 20 2009)

LGPLv3については適用されているOSSプロジェクト数も明らかにされており、その数は10月29日時点で合計749となっている³⁵。

<代表的なOSS>

LGPLを適用する主要OSSとしては、FSFが開発するC言語ライブラリであるGNU C LibraryやGNOME Foundationが開発するGUIツールキットであるGTK+などが挙げられ、FSFのライセンス作成目的の通り、主にライブラリにより適用されている。LGPLが適用されるライブラリ以外の主要OSSとしては、Sunが開発したオフィススイートであるOpenOffice.orgが挙げられるが、OpenOffice.orgについては、GPL、商用ライセンスとのトリプルライセンスとなっている。

● CDDL

ライセンス:	Common Development and Distribution License(CDDL)
作成者:	Sun Microsystems(Sun)
特徴:	MPLをベースとしながら、MPLのExhibit Aのように利用者が自身の名前を記載せずに済むよう、著作権については特定の「ファイル」に名前が記載されている人物に帰属させられるような記載方法をとっている点。

<概要>

Common Development and Distribution License(以下、CDDL)は、Sunによって作成された準コピーレフト型のOSSライセンスである。CDDLは、MPLの特徴を残しながらも、MPLがExhibit Aで利用者に自身の名前を記載させているような対応をとらず、著作権については特定の「ファイル」に名前が記載されている人物に帰属させられるような記載方法をとっている。この点について、SunのChief Open Source OfficerであるSimon Phipps氏(以下、Phipps氏)は、次のように述べている³⁶。

「SunがCDDLを作成したのは、MPLに致命的な欠点があり、その欠点を補う必要があると考えたためである。Sunが考えるMPLの問題とは、MPLではそのExhibit Aの空欄箇所において、利用者が自身のOSSに対する権利を主張できるよう、利用者自身で名前を記入することを求めている点である。MPLの利用者がExhibit Aに自身の名前を記入することに、MPLの新たなバージョンが作成されるため、CDDLが作成される前は、Exhibit AをもつMPLの存在により、OSS業界にはMPLとほぼ同様の内容をもつ準コピーレフト型ライセンスが蔓延していた。Sunは、このような事態を防ぐため、MPLのExhibit Aのように利用者が自身の名前の記入せずに済むような準コピーレフト型ライセンスとして、CDDLを作成した」。

Phipps氏は、CDDLではMPLがExhibit Aにて利用者に自身の名前を記入させているのとは対照的に、本文の記述方法だけで常に開発者・利用者の権利を保護できるような仕組みにしているとしている。同氏曰く、「CDDLの特徴は、MPLのExhibit Aのように著作権(rights)の帰属を示すような名前を記入する箇所が含まれていない点である。CDDLはファイルベースであることもあり、本文において、著作権については特定のファイルに名前が記載されている人物に帰属させられるようなライセンスとなっている。そのため、CDDLの法人利用者は、MPLのようにライセンス内の名前を変更する必要がなく、ライセンス自体もそのままの形で配布されることになる。これは『License Liberation』と呼ばれるものであり、このような特徴により、CDDLは、MPLのように利用者に自身の名前を記入させることで次々と新たなライセンスを生み出してしまふ、というような状況が発生することを防止している」。

ただ、CDDLはMPLをベースとして、同ライセンスの欠点を補完する形で作成されたこともあり、Sunが欠点として指摘するMPLのExhibit A部分以外については、CDDLとMPLの内容は基本的に同じである。

³⁵ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

³⁶ 2009年9月15日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

<具体的な要求・制限内容>

CDDL は上記の通り、MPL をベースに作成されていることもあり、その具体的な要求内容は MPL と類似している。以下、CDDL の具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンスは、配布する OSS のソースコードに CDDL を適用しなければならない。
- ライセンスは、OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンスは、OSS をソースコード形式で配布する際、ライセンス本文を含めなければならない。
- ライセンスは、OSS に改変を加えて配布する際、自身の名前を含めなければならない。
- ライセンスは、ライセンス付与の告知や、これまでの開発者（初期開発者を含む）への帰属を示す記述を削除したり変更したりしてはいけない。
- ライセンサは、OSS に含まれる（商標を除く）知的財産権をライセンスに対して無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシがライセンサを特許侵害で訴えた場合、ライセンシのライセンサより与えられた権利は失効する。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- CDDL は、オリジナルソフトウェアに含まれている告知で指定された司法管轄区の法規制を準拠法とする。

なお、CDDL では OSS をソースコード形式で再配布する際に CDDL を適用することを求めているが、ライセンスが他のライセンスが適用されたソフトウェアと組み合わせる際については、もともと CDDL が適用されていたソースコードにのみ CDDL を適用することを求めている。こうして点から、CDDL は準コピーレフト型ライセンスであることが伺える。

<準拠法との関係>

CDDL には、上記の通り、オリジナルソフトウェアに含まれている告知で指定された司法管轄区の法規制を準拠法とする旨の記載があり、準拠法が明記されている。Sun が「MPL の記載内容をできる限り流用しようとした」としながらも、California 州法を準拠法とするといった MPL の記載をそのまま流用せず、「オリジナルソフトウェアに含まれている告知で指定された司法管轄区の法規制を準拠法とする」と変更した点について、Phipps 氏は次のように述べている。

「確かに CDDL は MPL と同様に準拠法を指定することにしたが、指定するといっても MPL のように特定の地域の法律に固定する形にはしたくなかった。そのため、CDDL では、『対応するファイル内で明示されている法律に準拠する』という形で準拠法を指定している。なお、Sun では準拠法 (Choice of law) と裁判地 (Choice of venue) を、異なる視点で捉えており、準拠法については特に物議を醸すような問題でないと考え、CDDL で指定した。一方、裁判地に関しては、議論を呼ぶ可能性があるため、CDDL には含めてない。準拠法を指定した理由は、ライセンス内容の解釈を容易にすることにつながるためである」。

ただ、Phipps 氏は、「個人的には準拠法の指定には反対である」としている。曰く、「CDDL は準拠法に関する記載があるために、いくつかのライセンスと互換性を持つことが難しくなっている。実際、Debian の開発コミュニティが CDDL を利用しようとした際に、準拠法を指定している点が問題視され、結果的に CDDL は採用されなかった。準拠法に関する記載を取り除きさえすれば、このような問題はなくなると思っている。個人的には、準拠法に関する記載は削除すべきと思っている」とのことである。

<互換性>

Phipps 氏によると、CDDL は準コピーレフト型および非コピーレフト型のライセンスと互換性を持つが、GPLv2 および v3 を含むコピーレフト型ライセンスとは非互換であるという。FSF のウェブサイトでも、CDDL と GPL との互換性に関しては同様の見解が示されている³⁷。

³⁷ “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Sep. 25 2009)

<代表ライセンスとの違い>

Phipps 氏によると、CDDL と MPL の内容面での違いは、以下の 3 点に集約されるという。同氏は、「特に 1 点目と 2 点目については、非常に重要な相違点である」としているが、3 点目については「特に重要ではないマイナーな相違点」とのことである。

- MPL では利用者が Exhibit A に自身の名前を記載することで、利用者が自身の権利を主張する仕組みとなっているが、CDDL は特定のライセンサの名前を記載するようなライセンスではない。
- CDDL では、MPL にある Exhibit A 部分の付録箇所が、ライセンスに必要なと理由から取り除かれている。
- CDDL は、MPL 内の特許に関する記載内容を多少変更している³⁸。

Phipps 氏は上記でも紹介したように、「MPL の欠点は Exhibit A の存在にある」と考えており、特にこの付録箇所、利用者が自身の名前を自身で記載できるようになっている点について、大きな疑問を投げかけている。同氏は、Sun が CDDL を作成したのは、MPL のこの欠点を補完できる新たなライセンスが必要と考えたため、とまで言い切っており、CDDL を作成する上では、利用者が自身の名前を自身で記載せずに済むような工夫をしたという。具体的には、ファイルベースであるという点を利用して、著作権については特定のファイルに名前が記載されている人物に帰属させられるような記述にしているとのことである。

この他、Sun は自身のウェブサイト上で、MPL をもとに CDDL を作成した際の MPL からの修正・変更ポイントとして、以下の 4 点を挙げている³⁹。

- OSS が CDDL のバージョン変更による影響を受けないよう、開発者が OSS に CDDL を適用する際、CDDL の特定のバージョンを指定できるようにした。
- ライセンサからライセンスに付与される特許について、CDDL が適用された OSS に含まれる特許に限定した。
- ライセンシが OSS を配布する際に必要な告知事項について簡略化した。
- 「改変」の定義を明確にし、利用者が、CDDL によって何が保護されて、また何が保護されていないのか、という点について、読み手が理解し易いように記述した。

<普及状況>

Phipps 氏によると、CDDL の普及率はそれほど高くないという。同氏曰く、「CDDL が適用されている OSS は、OpenSolaris 以外を見ても、ほとんどが OpenSolaris 開発コミュニティ内で開発されたものである」とのことである。Black Duck Software の調査によると、CDDL は 2009 年 10 月 29 日時点で、全 OSS プロジェクトの約 0.29% で適用されており、その適用率は全 OSS ライセンス中第 17 位となっている⁴⁰。

<代表的な OSS>

CDDL を適用する代表的な OSS としては、Sun が開発する OpenSolaris があげられる。Phipps 氏によると、OpenSolaris 開発コミュニティで開発されている OpenSolaris 以外の OSS にも CDDL は利用されているが、それ以外には思い当たらないとのことである。

● CPL

ライセンス:	Common Public License (CPL)
--------	-----------------------------

³⁸ 以下でも紹介するが、Sun のウェブサイト上では、MPL をもとに CDDL を作成した際の MPL からの修正・変更ポイントとして、「ライセンサからライセンスに付与される特許について、CDDL が適用された OSS に含まれる特許に限定した」という点をあげており、同氏の指摘はこれを指していると考えられる。

³⁹ Sun Microsystems. “Common Development and Distribution License (CDDL) Description and High-Level Summary of Changes” http://www.sun.com/cddl/CDDL_why_summary.html (Retrieved on Oct.10 2009)

⁴⁰ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

作成者:	IBM(現在は Eclipse Foundation が管理)
特徴:	MPL の内容を簡潔にしたライセンスである点。特許ライセンスの解除に関する記載の内容を除き、EPL とほぼ同一の内容。

<概要>

Common Public License(以下、CPL)は、IBM によって作成された準コピーレフト型の OSS ライセンスである。CPL は、IBM が初めて作成した IBM Public License と呼ばれる OSS ライセンスの後継ライセンスとして作成されたが、現在では、IBM から CPL の管理権を譲り受けた Eclipse Foundation により「Inactive」なライセンスとされており、同団体も自身で作成した Eclipse Public License(以下、EPL)を CPL の後継ライセンスとしている。

CPLを現在管理するEclipse FoundationのExecutive DirectorであるMike Milinkovich氏(以下、Milinkovich氏)は、同団体でCPLを管理するようになった経緯について次のように述べている⁴¹。「Eclipse Foundationは2009年に入り、IBMよりCPLの管理権(Stewardship)を譲り受け、CPLに関する権利を保有することになった。ただ、これに伴い、EPLをCPLの正式な後継ライセンスとすることを決定しており、基本的にはCPLは現在アクティブなライセンスではなくなっている。しかし、OSIが未だにウェブサイト上の情報をアップデートしていないなどの理由により、この事実は広く一般に認知されていない」。

CPLを作成したIBMはそのウェブサイトにおいて、OSS開発者は現在もCPLを適用することができるとしているが、IBMは同時に、開発者がそのOSSにCPLのような内容のOSSライセンスを適用したい場合には、EPLを適用することを推薦しており⁴²、OSSコミュニティにおいて新たにCPLが適用されるケースは少ないようである。

<具体的な要求・制限内容>

CPL の内容は、その後継ライセンスである EPL と非常に類似しており、本文の内容は特許ライセンスの解除に関する記載を除き、EPL と全く同じである。以下、CPL の具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンシは、配布する OSS のソースコードに CPL を適用しなければならない。
- ライセンシは OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンシは、OSS に改変を加えて配布する際、自身の名前を明示しなければならない。
- ライセンシは、OSS をソースコード形式で配布する際、ライセンス本文を含めなければならない。
- ライセンシは、受領した OSS に含まれる著作権表示を削除したり変更したりしてはならない。
- ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシがライセンサに対して、ソフトウェア内に含まれる特許に関して特許侵害で訴えた場合、ライセンサがライセンシに付与していた特許ライセンスは失効することになる。
- ライセンシが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンサがライセンシに与えていた特許ライセンスは失効することになる。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- CPL は連邦法および New York 州法を準拠法とする。

この他、CPL の本文には、「プログラムへの追加であっても、(i)プログラムと一緒に別モジュールとしてそれ自身のライセンス契約に基づいて頒布されたソフトウェア、および(ii)プログラムの派生物でないものは、コントリビューションに該当しない」旨の記載があり、CPL のライセンシはライセンスを受けた OSS と

⁴¹ 2009年7月29日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

⁴² IBM. "Common Public License (CPL) Frequently Asked Questions". <http://www.ibm.com/developerworks/library/os-cplfaq.html> (Retrieved on Jul. 14 2009)

組み合わせるソフトウェアまでを CPL で配布する必要はないと考えられる。これが、同ライセンスが準コピーレフト型に分類される理由である。

< 準拠法との関係 >

CPL には、連邦法および New York 州の知的所有権法を準拠法とすることが明記されている。

< 互換性 >

FSFIによると、CPLは、①準コピーレフト型のOSSライセンスであること、②準拠法を指定していること、を理由にGPLと非互換になっているという⁴³。

< 代表ライセンスとの違い >

CPLとMPLとの違いであるが、上記の通り、CPLの内容は特許ライセンスの解除に関する記載の内容を除きEPLと全く同じであるため、EPLとMPLの相違点と同じとなる。EPLとMPLとの具体的な相違点は、①EPLはモジュールを対象としているのに対し、MPLはファイルを対象としている、②EPLでは、特許関連条項で定められているライセンスの権利失効範囲が、MPLのそれより限定されている、③EPLは、MPLより短くシンプルで、利用者にとって理解しやすい、というものであった⁴⁴。

< 普及状況 >

Black Duck Softwareの調査によると、CPLは 2009 年 10 月 29 日時点で、全OSSプロジェクトの約 0.57%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中第 11 位となっている⁴⁵。

< 代表的な OSS >

CPL が適用される主要な OSS としては、Microsoft が開発した Windows Installer 作成用ツールセット Windows Installer XML、および同じく Microsoft が開発したライブラリである Windows Template Library があげられる。

● EPL

ライセンス:	Eclipse Public License (EPL)
作成者:	Eclipse Foundation
特徴:	MPL の内容を簡潔にしたライセンスである点。特許ライセンスの解除に関する記載の内容を除き、CPL とほぼ同一の内容。

< 概要 >

EPL は、Eclipse Foundation が上記の CPL をベースに作成した準コピーレフト型の OSS ライセンスである。Eclipse Foundation が IBM から切り離され、独立したプロジェクトとなったのを境に、同団体により Eclipse に適用する新たなライセンスとして作成された。こうした経緯に加えて、IBM から CPL の管理権を譲り受けた Eclipse Foundation が CPL を「Inactive」なライセンスとしている点もあり、EPL は CPL の正式な後継ライセンスと位置づけられている。

EPL の内容は、特許ライセンスの解除に関する記載を除いて CPL と全く同じであり、実際、Eclipse Foundation の Executive Director である Milinkovich 氏も、「EPL と CPL の違いは、特許に関する記載が一部異なるのみである」とする旨のコメントをしている⁴⁶。具体的には、EPL では CPL 第 7 条の特許に関する記載の一文（第 2 段落目の第一文）が取り除かれているだけとなっている⁴⁷。

⁴³ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Sep. 20 2009)

⁴⁴ 詳細は以下の EPL の項を参照。

⁴⁵ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

⁴⁶ 2009 年 7 月 29 日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

⁴⁷ Eclipse Foundation. “Eclipse Public License (EPL) Frequently Asked Questions” <http://www.eclipse.org/legal/eplfaq.php> (Retrieved on Jul. 8 2009)

<具体的な要求・制限内容>

EPL の内容は、CPL と非常に類似しており、本文の内容は特許ライセンスの解除に関する記載を除き、CPL と全く同じである。以下、EPL の具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンシは、配布する OSS のソースコードに EPL を適用しなければならない。
- ライセンシは OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない
- ライセンシは、OSS に改変を加えて配布する際、自身の名前を明示しなければならない。
- ライセンシは、OSS をソースコード形式で配布する際、ライセンス本文を含めなければならない。
- ライセンシは、受領した OSS に含まれる著作権表示を削除したり変更したりしてはならない。
- ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンシに対してライセンサより与えられた特許ライセンスは失効する。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- EPL は連邦法および New York 州法を準拠法とする。

なお、EPL でも CPL 同様に、EPL のライセンシはライセンスを受けた OSS と組み合わせるソフトウェアまでを EPL で配布する必要はない旨を記載している。これが、同ライセンスが準コピーレフト型に分類される理由である。

<準拠法との関係>

EPL には CPL 同様に、連邦法および New York 州の知的著作権法を準拠法とすることが明記されている。

<互換性>

Milinkovich氏およびFSFは共に、EPLは全てのバージョンのGPLと非互換であるとしている。また、FSFによると、EPLは、①準コピーレフト型のOSSライセンスであること、②準拠法を指定していること、を理由にGPLと非互換になっているという⁴⁸。

<代表ライセンスとの違い>

Milinkovich氏は、本調査におけるインタビューにおいて、EPLと同類型の代表ライセンスであるMPLとの大きな違いとして、以下の3点を挙げている。

- EPL はモジュールを対象としたライセンスであるが、MPL はファイルを対象としたライセンスである。
- EPL では、特許関連条項で定められているライセンシの権利失効範囲が、MPL のそれより限定されている。
- EPL は、MPL より短くシンプルで、利用者にとって理解しやすいライセンスである。

まず一点目のMPLとの相違点についてであるが、Milinkovich氏によると、MPLはライセンス本文がファイルを対象として作成されたライセンスになっている⁴⁹が、一方でEPLは、複数のファイルからなるモジュールを対象として作成されたライセンスとなっている⁵⁰という。EPLでモジュールを対象とした点について、

⁴⁸ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Sep. 20 2009)

⁴⁹ 実際、MPL では本文内に「File」という単語が多用されており、本文全体が「File」内での作業を前提としている。

⁵⁰ 複数の OSS プロジェクトに関与しているある OSS 開発者によると、EPL の本文にある「Program」という単語は、開発コミュニティでは「Module(モジュール)」と捉えることが一般的であるという。

Milinkovich氏は、「Eclipseの基礎コードがプラグインモジュールであったため、MPLのようなファイルを対象として作成されたライセンスを採用することは最適な選択ではなかった。そのため、GPLをベースに新たにEPLを作成する上でも、GPLのモジュールを対象としている点をそのまま引き継いだ」と述べている。

この Milinkovich 氏の発言について、複数の OSS 開発プロジェクトに関与しているあるプログラマーは、次のように述べている。「EPL では『プログラム』および『モジュール』という単語を別々に使用しているが、一般的にプログラマーの間では『プログラム』という単語は『モジュール』と同意で捉えられている。Milinkovich 氏も同様の解釈で「モジュール」という単語を使用したのではないか。MPL には『ファイル』という単語が頻繁に使用されており、Milinkovich 氏がこれと対比させる形で EPL を『モジュールを対象として作成されたライセンス』としたのであれば、それは納得できる」。

なお、Milinkovich 氏は、「EPL はモジュールを対象として作成したライセンスであるため、その内容が若干複雑かつ不明瞭であり、訴訟時の判断材料として扱うことが難しい」と述べ、これを EPL の欠点としてあげている。この点について、上記のプログラマーは、「この欠点は、ファイルとモジュールの位置づけの違いを示したものだだろう。プログラマーの視点では、モジュールはファイルよりも 1 つ上のディレクトリに位置するため、モジュールをベースとしたライセンスの場合、モジュール内のファイルだけをどこかに移動した場合など、権利関係が複雑になる可能性がある。Milinkovich 氏はこうした点を指摘したのではないか」と述べている。

次の二点目の MPL との相違点については、Milinkovich 氏からの具体的な説明は無かったものの、EPL の第 7 条第 2 段落に関するコメントと考えられる。EPL では上記の通り、「ライセンスが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンスに対してライセンサより与えられた特許ライセンスは失効する」旨の記載となっているが、MPL では「ライセンスがライセンサを特許侵害で訴えた場合、ライセンスに対してライセンサより与えられた権利（商標以外の知的財産権ライセンス。特許以外に著作権などが含まれる）は失効する」となっている部分がある。EPL で失効するライセンサがライセンスに与えていた特許ライセンスとは、MPL で失効するライセンサがライセンスに与えていた権利（特許、著作権などのライセンス）の一部であることから、「EPL では特許関連条項で定められているライセンスの権利失効範囲が限定されている」とする同氏の発言は、この点を指していると言える。

なお、Milinkovich 氏が挙げた MPL との相違点以外にも、準拠法に関する記述が EPL と MPL とで異なっている。具体的には、MPL では準拠法を米国 California 州法としているのに対し、EPL では連邦法および New York 州法としている。

<普及状況>

Black Duck Softwareの調査によると、EPLは 2009 年 10 月 29 日時点で、全OSSプロジェクトの約 0.45%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中第 12 位となっている⁵¹。

<代表的な OSS>

Milinkovich 氏によると、EPL は現在、Eclipse を開発する Eclipse Foundation 以外にも複数の OSS 開発グループや開発者より利用されているという。Milinkovich 氏が挙げた EPL の主要な利用者は、以下の 4 団体である。

- Symbian Foundation: 携帯電話向け OS である Symbian に EPL を適用している。
- Apache Foundation: 独自に開発する複数の OSS に EPL を適用している。
- Airbus: 独自に開発する OSS である Topcased に EPL を適用している。
- Google: 開発者向けウェブサイト Google Code に EPL を追加しており、OSS 開発者が利用可能となっている。

⁵¹ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

なお、同氏は、これまでに EPL が適用された最大の OSS 開発プロジェクトは、Symbian Foundation の Symbian 開発プロジェクトであるとしている。

● YPL

ライセンス:	Yahoo Public License (YPL)
作成者:	Yahoo
特徴:	MPL をより短く、シンプルに、かつ簡潔にしている点。

<概要>

Yahoo Public License (以下、YPL) は、米インターネットサービス大手の Yahoo が 2007 年に Zimbra を買収したことに伴い、新たに作成した準コピーレフト型のライセンスである。Zimbra は Yahoo に買収される以前より、Zimbra Collaboration Suite と呼ばれるコラボレーションソフトウェアを開発・提供しているが、Yahoo は Zimbra を買収した際に、同ソフトウェアに適用するライセンスとして、MPL をベースとしながら、同ライセンスよりもわかりやすいライセンスとして YPL を新たに作成した。なお、YPL は、OSI に OSS ライセンスとして認定はされていない。

<具体的な要求・制限内容>

ZimbraのVP Marketing and Product ManagementであるJohn Robb氏(以下、Robb氏)は、本調査におけるインタビューにおいて、YPLはMPLをベースに作成されているため、その内容は基本的にMPLと同じであるとしながらも、YPLの方がよりシンプルであり、利用者にとって理解しやすい内容になっていると述べている⁵²。以下、YPLの具体的な要求・制限内容をまとめる。

- ライセンスは、配布する OSS に YPL を適用しなければならない。
- ライセンスは OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、対応するソースコードを配布先に対して開示しなければならない。
- ライセンスは、OSS をソースコード形式で配布する際、ライセンス本文を含めなければならない。
- ライセンスは、受領した OSS に含まれる著作権・特許・商標および権利の帰属に関する記載を削除したり変更したりしてはならない。
- ライセンスは、オリジナル OSS に含まれるいかなる名称・ロゴ・商標も利用してはならない。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。
- YPL は連邦法および California 州法を準拠法とする。

なお、YPL では、YPL が適用された OSS のいかなる部分も含まない「ファイル」に関しては、YPL が適用された OSS と組み合わせた場合でも改変として見なさないため、YPL は適用されないとしている。この点から、YPL は準コピーレフト型ライセンスであることがわかる。

<準拠法との関係>

YPLにはMPL同様に、連邦法およびCalifornia州法を準拠法とすることが明記されている。また、YPLでは裁判管轄に関しても記載しており、具体的には、YPLに関する全ての訴訟はCalifornia州北部の連邦または州裁判所⁵³の管轄となり、California州Santa Clara郡を裁判地とする、としている。

<互換性>

FSFのウェブサイトによると、YPLはフリーソフトウェア・ライセンスではあるが、同ライセンスの準拠法について記載された第7条がGPLの要求内容と矛盾するため、GPLと非互換になっているという⁵⁴。

⁵² 2009年7月22日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

⁵³ ライセンス本文には、「federal or state courts of northern California」と記載されている。

⁵⁴ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Jul. 22 2009)

<代表ライセンスとの違い>

Robb氏によると、YPLはMPLをベースに作成されたことから、内容面では同ライセンスとほとんど同じであるという。同氏の指摘する両ライセンス間の違いは、YPLの方がライセンスの内容がシンプルかつ明快であるといった点だけであった。同氏は、「Yahooにとっては、MPLは内容面では特に問題がなかったが、その記述方法を利用者にとって判り易いものにしたいため、YPLを作成した。MPLは非常に長文で内容も複雑であるため、利用者にとって理解することが非常に難しいが、一方でYPLについては内容が非常にシンプルで判りやすくなっている。実際、MPLの記述はおよそ7ページにもものぼり、約3ページで収まっているYPLの記述の2倍以上もある」と述べている。

<普及状況>

Robb氏によると、YPLは現在、Zimbra Collaboration Suite以外のOSSには適用されていないという。Zimbra Collaboration Suiteという著名なOSSに適用されているものの、その普及状況は非常に限定されている。Black Duck Softwareが発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ20ランキングにも、2009年10月29日時点ではYPLは入っていない⁵⁵。

<代表的なOSS>

YPLを適用するOSSは、現在、Zimbra Collaboration Suiteに限定されている。ただし、Robb氏は、本調査におけるインタビューにおいて、YahooがYPLを作成した理由のひとつとして、自社の様々なOSS開発プロジェクトに自身で作成したライセンスを適用したいという意図があった点をあげており、今後はYahooが開発する様々なOSSにYPLが適用されていく可能性がある。

1.2.3 非コピーレフト型ライセンス

非コピーレフト型ライセンスとは、University of California, Berkeley(以下、UC Berkeley)によって作成されたBSD Licenseと基本的内容が類似するOSSライセンスのことである。上表1でも示したように、このタイプのライセンスはいずれも伝播性を持たない点が特徴であり、本報告書においてコピーレフト型ライセンス、準コピーレフト型ライセンスと区別する上では、以下の2点が重要なポイントとなっている。

- ライセンシに派生物にまで同じライセンスの適用を要求しない点。
- ライセンサが配布するOSSを、ライセンシが他のソフトウェアと組み合わせた場合でも、ライセンサはライセンシに組み合わせ先のソフトウェアにまでは同じライセンスの適用を要求しない点。

上記からもわかるように、同タイプの最も大きな特徴は、ライセンシが派生物を配布する際にソースコードを非開示にできることである。ライセンシが非コピーレフト型ライセンスにもとづくOSSをベースに新たなソフトウェアを開発した場合でも、開発したソフトウェアのソースコードを開示する必要はなく、それを自身のプロプライエタリなソフトウェアとして配布できる。

このように、非コピーレフト型ライセンスには伝播性が全くないことから、同タイプのライセンスは、コピーレフト型や準コピーレフト型ライセンスと比較して「Without Copyleft」とも呼ばれている。本項では以下、こうした特徴を持つ同タイプのライセンス8種類(表7)について、まず同タイプを代表するBSD Licenseの要求内容をGPLとの相違点といった視点から紹介した上で、各ライセンスの具体的な要求・制限内容、BSD Licenseとの違いなどを見ていくこととする。

表7: 報告とする非コピーレフト型ライセンス

ライセンス	作成者
BSD License	University of California, Berkeley
Apache License	Apache Software Foundation
MIT License(別名 MIT License)	Massachusetts Institute of Technology

⁵⁵ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

Sendmail License	Sendmail
OpenSSL License/SSLLeay License	The OpenSSL Project (OpenSSL License)、 Eric Young 氏 (SSLLeay License)
Code Project Open License (CPOL)	Code Project
ISC License	Internet Systems Consortium
Artistic License	Larry Wall 氏

● BSD License

ライセンス:	BSD License
作成者:	University of California Berkeley
特徴:	非コピーレフト型の代表ライセンスであり、現在では 4 条項のものから 2 条項のものまで 3 種類存在する。

<概要>

BSD LicenseはUniversity of California Berkeley(以下、UC Berkeley)により作成された、非コピーレフト型の代表格とされるOSSライセンスである。BSD Licenseは当初作成されてから現在に至るまで、その要求内容がたびたび見直されてきており、現在では要求内容の異なる3種類(4-Clause BSD License、3-Clause BSD License、2-Clause BSD License)のBSD Licenseが並存するという状態になっている。同ライセンスの作成母体はUC Berkeleyであるが、その管理は同大学でOSSライセンスの知的財産権問題を取り扱う機関University of California, Office of the President(以下、UCOP)が有しており、ライセンスの修正権限もUCOPが保有しているという⁵⁶。

なお、UC Berkeley の Professor at Electrical Engineering and Computer Sciences school である Edward Lee 博士(以下、Lee 博士)は、BSD License を作成した背景について、次のように述べている。「BSD License は、主に学者を中心とする多くの OSS 開発者による利用を想定して作成された。学者は通常、各自の調査研究の結果誕生したソフトウェアが幅広く利用されることを望んでいるが、学者が開発したソフトウェアが OSS として普及するかどうかは、そのソフトウェアの性質も関係する。例えば、生物医学分野のソフトウェアについては、学者は特許を申請し商用化することで多額の利益が得られるため、OSS ライセンスを適用するには不向きなソフトウェアである。しかし、コンピュータサイエンス分野のソフトウェアは特許申請が困難であるうえ、通常特許を取得できたとしても、他の開発者がその特許について深く研究し、特許への抵触を避けた上で同様の機能を実現する手段を考え出すといった傾向が強いため、特許化にもとづく流通は一般的ではない。そこで我々は、コンピュータサイエンス分野のソフトウェアであっても、学者が自身のリサーチ結果であるソフトウェアをより多くの利用者に提供し、さらに利用者がその OSS をもとに新たな OSS を作成できるというオープンソースの概念を適用することで、学者のリサーチ結果が流通するのではないかと考えた。こうした考えのもとで、主にコンピュータサイエンス分野の学者の研究結果を開放するために、BSD License を作成したわけである」。

また、Lee 博士は BSD License を作成した理由について、以下のようにも語っている。「我々の最終的な目標として、OSS の利用を促進するといったことがある。この目標を達成するためには、自由にソースコードを利用できるような環境を実現し、さらに派生物をプロプライエタリなソースコードとして商用化することもできるといったライセンスが必要であると考えた。これも、BSD License を作成した大きな理由の 1 つである」。なお、同博士によると、BSD License は GPL よりずっと以前に作成されたライセンスであるため、OSS ライセンスを作成する上では、そもそも GPL を利用するという選択肢は無かったという。

なお、同博士は、BSD License を作成する以前は、OSS ライセンスと呼ばれるものなどなかったとしており、「US Berkeley が開発した初の OSS『Spice』を見ても、明確なライセンスが適用されること無く、利用を望む者全てに自由に配布されていたという状況である。そのため、UC Berkeley の上層部や学者から、少なくとも OSS を無保証、免責のもとで提供すること(Disclaimer of Warranty)や開発者の名前を明

⁵⁶ 2009年7月31日に実施したUC BerkeleyのProfessor at Electrical Engineering and Computer Sciences schoolであるEdward Lee博士との電話インタビューより。以下、同博士のコメントは同様。

確したうえで OSS を配布するべきであるとの声が上がった。これに呼応する形でライセンスの作成作業が開始され、BSD License が作成された」と述べている。なお、現在の BSD License は、「Spice」に適用された当時は現在のような名称ではなかったが、その後 BSD(OS)に適用された際に BSD License という名称に変更になったという。

また、同博士は BSD License と GPL との違いについて、「最大の違いは、BSD License が OSS 利用者に対しソースコードの開示を要求しない点である。この他、BSD License の目標である OSS の利用促進を実現する上では、ソースコードのプロプライエタリな商用利用を認めることが不可欠であるが、GPL はこれを認めていないという点でも大きく異なる。GPL はいわば、ソフトウェアの普及を妨げるプロプライエタリなライセンスである。BSD License は「フリー」なソフトウェア流通環境を実現するが、GPL は「制限的」なソフトウェア流通環境を実現するという表現ができる」と述べている。

同博士はさらに、「BSD License は常に GPL より優れているというわけではない。これは、OSS の種類や特性により、それぞれ最適なライセンスは異なるためである。例えば、GNU Compilers Collection を例にあげると、これを販売することで利益を得ようとするような法人利用者など存在せず、利用者のほとんどは開発コミュニティに貢献しようという意図をもって開発に参加する者である。これは、この OSS がコンパイラであるといった点も影響しているが、こういった場合には、GPL を適用することが好ましいと思う。一方で、プロプライエタリなソフトウェアとして商用展開できる可能性のある OSS に関しては、BSD License を適用することが好ましい」とし、BSD License と GPL とを客観的に比較している。

<具体的な要求内容>

BSD License には現在、要求内容がそれぞれ異なる 3 種類が存在する。具体的には、ライセンス本文にある条項(Clause)の数にちなんで、それぞれ 4-Clause BSD License(4 条項)、3-Clause BSD License(3 条項)、2-Clause BSD License(2 条項)と呼ばれるものがあり、もともとは 4-Clause BSD License であったが、その後修正を繰り返す形で、現在の 2-Clause BSD License に至っている。ただし、これら 3 種類の BSD License は全て現在も有効である。

以下では各 BSD License の具体的な要求内容を紹介するが、3-Clause BSD License、2-Clause BSD License は、4-Clause BSD License の条項の一部がそれぞれ削除されているだけであるため、まずは 4-Clause BSD License の各条項で記載されている具体的な要求内容をまとめた上で、3-Clause BSD License、2-Clause BSD License ではそれぞれ、4-Clause BSD License で記載されているどの要求内容が削除されているのかを見ていくこととする。

- ① ライセンシは、OSSをソースコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer条項⁵⁷を含めなければならない。
- ② ライセンシは、OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer 条項を、配布時に提供する関連文書等に含めなければならない。
- ③ ライセンシは、OSS の宣伝または販売促進のために、開発者または他の利用者の名前を許可無く使用してはならない。
- ④ ライセンシは、OSS を宣伝する際には、広告内にオリジナル開発者の名前を明記しなければならない。

3-Clause BSD License、2-Clause BSD License の条項数はそれぞれ、3 条項、2 条項となっており、各ライセンスには上記の①～④の一部しか含まれていない。以下の表 8 は、4-Clause BSD License も含め、これら 3 種類の BSD License がそれぞれ含む条項(上記①～④)について整理したものである。

表 8: 3 種類の BSD License とその条項内容

	条項①	条項②	条項③	条項④
--	-----	-----	-----	-----

⁵⁷ 無保証の旨と免責の旨の双方を含む条項。本報告書では、無保証の旨、免責の旨のそれぞれが記載されている条項との違いを明確にするため、双方を含む条項については Disclaimer 条項で統一する。

4-Clause BSD License	○	○	○	○
3-Clause BSD License	○	○	○	×
2-Clause BSD License	○	○	×	×

なお、いずれの BSD License でも、本文の条項を挟む形で、本文(条項の記載)の上部に著作権の表示、下部に Disclaimer 条項の表示がそれぞれある。Disclaimer 条項の記載内容は以下の通りである。

- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。

これら 3 種類の BSD License のうち、最新の BSD License は 2-Clause BSD License になるが、Lee 博士によると、BSD License の修正権限を持つ UCOP は、3-Clause や 4-Clause BSD License の取り扱いについて不明瞭なままにしているという。同博士はこの理由として、①OSS を開発する研究者がライセンスの修正や変更を望まないこと、②実際に旧バージョンの BSD License を適用する OSS が依然多く存在すること、③UCOP がそのような OSS が存在する事実を気に留めていないこと、を挙げている。

< 準拠法との関係 >

いずれの BSD License でも、準拠法に関する具体的な記載はない。Lee 博士は、BSD License に準拠法に関する記載が無い理由として、①BSD License を作成する目的の 1 つに、利用者に対してなるべく多くの権利を与えたいという狙いがあったこと、②UC Berkeley がライセンス作成時に、準拠法の記載がないほうがシンプルかつ簡潔な内容となり、また利便性が高くなると考えたこと、という 2 点をあげている。

< 互換性 >

FSFウェブサイトによると、2-Clauseおよび 3-ClauseのBSD LicenseはGPLと互換性を持つが、4-Clause BSD Licenseは宣伝条項を含むためGPLと互換性がないという⁵⁸。一方で、Lee博士は、「BSD Licenseは、LGPLとは互換性があるが、GPLとは非互換である」としているが、その理由については明らかにしていない。

< 特徴 >

BSD License の特徴としては、非コピーレフト型でありライセンスにソースコードの開示を要求していないこと以外にも、①現在 3 種類の BSD License が存在すること、②3 種類の BSD License はいずれも、ライセンス内容が非常にシンプルであり、内容がわかり易いこと、があげられる。各 BSD License は、その条項数により要求・制限内容が異なるため、開発者にとっては自身のニーズに合ったライセンスを選択できるというメリットもある。

< 普及状況 >

Black Duck Softwareの調査によると、3-Clause BSD Licenseは 2009 年 10 月 29 日時点で、全OSSプロジェクトの約 6.29%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中第 4 位となっている。ただし 2-Clause BSD Licenseおよび 4-Clause BSD Licenseについては、同社が発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ 20 ランキングに、2009 年 10 月 29 日時点では入っていない⁵⁹。

今回の調査では、Lee博士、そしてBSD Licenseを利用するThe NetBSD FoundationのPresidentであるAlistair Crooks氏に対して、BSD Licenseの普及状況を確認したが、いずれも普及状況については把握していないとのことであった⁶⁰。

⁵⁸ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Jul. 18 2009)

⁵⁹ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

⁶⁰ Alistair Crooks 氏とのインタビューによる。

<代表的な OSS>

BSD License が適用された主要 OSS としては、UNIX 系の OS である NetBSD、OpenBSD、FreeBSD などが挙げられる。また、Google が開発したウェブブラウザである Google Chromium も BSD License が適用された主要 OSS のひとつである。

● Apache License 2.0

ライセンス:	Apache License Version 2.0
作成者:	Apache Software Foundation (ASF)
特徴:	特許ライセンスに関して記載するなど、他の非コピーレフト型ライセンスより条件が多い点。

<概要>

Apache License は、Apache Software Foundation (以下、ASF) が作成した非コピーレフト型の OSS ライセンスである。ASF の VP Apache Project Management Committee である Paul Fremantle 氏 (以下、Fremantle 氏) によると、Apache License は BSD License の不足部分を補う形で作成されているため、Apache License の内容は必然的に BSD License より長く、要求・制限内容も BSD License よりも多いという⁶¹。同氏は Apache License を作成した背景について次のように述べている。

「Apache License を作成したのは、OSS 利用者にとってなるべく自由度の高いライセンスが必要と考えたためである。自由度が高いという点から、もともと非コピーレフト型のライセンスが適当であると考えていたが、代表的な BSD License には特許に関する記載が無いなど、制限が少なすぎるため、ASF の求める要求を満たさなかった⁶²。そのため ASF は独自のライセンスを作成した」。

なお、Fremantle 氏は GPL について、「伝播性の強いライセンスであるため、我々が利用者として想定する法人にとっては利用し難いのではないかと考えた。そのため、当初から ASF の選択肢に GPL は入っていなかった」と述べている。

<具体的な要求内容>

Apache License は非コピーレフト型ライセンスであるが、特許ライセンスに関する知財条項を含むなど、BSD License よりも多くの要求・制限内容を記載している点が特徴である。以下、Apache License の具体的な要求内容をまとめる。

- ライセンシは、OSS を配布する際、ライセンス本文を提供しなければならない。
- ライセンシは、OSS をソースコード形式で配布する際、著作権・特許・商標・帰属⁶³についての告知を添付しなければならない。
- ライセンシは、OSS に改変を加えて配布する際、改変を加えた事実を分かりやすく告知しなければならない。
- ライセンシは、オリジナル OSS の NOTICE ファイルに帰属告知が含まれている場合、配布する OSS に同告知を含めなければならない。
- ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンシが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンサがライセンシに与えていた特許ライセンスは失効することになる。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。

⁶¹ 2009 年 7 月 31 日に実施した電話インタビューより。以下、同氏のコメントは同様。

⁶² 以下で詳細を紹介するが、Apache License には、①ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許のライセンスを付与しなければならない、②ライセンシが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンシのライセンサより付与された特許ライセンス権利 (①で付与された権利) が失効する、旨が記載されている。

⁶³ 原文は「Attribution」となっている。

< 準拠法との関係 >

Apache License には、準拠法に関する具体的な記載はない。なお、Fremantle 氏も本調査のインタビューにおいて、「準拠法が含まれていない」としているが、その理由については明らかにしなかった。

< 互換性 >

ASF によると、Apache License は GPLv3 と互換性があるものの、それ以前のバージョンの GPL (v1 および v2) との互換性はないという⁶⁴。

< 代表ライセンスとの違い >

Apache License は非コピーレフト型に分類されることから、BSD License と数多くの共通点があるが、上記の通り、BSD License の不足部分を補う形で作成されているため、BSD License よりも要求内容が多い。Fremantle 氏によると、Apache License と BSD License との相違点は、以下の 3 点に集約されるという。

- 特許について明確な記載をしている。
- ライセンサが負う責任の制限に関して、BSD License よりも詳細な記載をしている。
- ライセンスに「同意する」ことの意味を明確に記載している。

まず 1 点目であるが、Apache License では上記の通り、①ライセンサは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンスに対して当該特許のライセンスを付与しなければならない、②ライセンスが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンスのライセンサより付与された特許ライセンス (①で付与された権利) が失効する、旨が明記されているが、一方の BSD License にはこうした特許に関する記載は含まれていない⁶⁵。

次の 2 点目については、Apache License には、ライセンサの責任を制限する内容の条項が含まれている。具体的には、「ライセンサは配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない」、ということが明記されている。この内容については、BSD License にも類似の文章が含まれているが、同氏は「より詳細な記載」としている。

最後の 3 点目については、Apache License の条文からすると、「コントリビューション」という積極的な行為を行った場合にだけライセンスが適用されることになっているという点で、Fremantle 氏は「同意」という言葉を用いたと思われる。こちらについても、BSD License ではこうした OSS 利用条件に同意する行為を明確に定めていないことから、Apache License と BSD License との違いとなる。

Fremantle 氏は上記の通り、「BSD License は自由度が高すぎることから、同ライセンスの不足を補う形で Apache License を作成した」としており、上記の 3 点については、Apache License と BSD License とを区別する上での非常に重要なポイントになっていると言える。

< 普及状況 >

Black Duck Software の調査によると、Apache License は 2009 年 10 月 29 日時点で、全 OSS プロジェクトの約 3.96% で適用されており、その適用率は全 OSS ライセンス中第 6 位となっている。2.0 以前のバージョンについては、同社が発表する最も適用率の高い OSS ライセンスのトップ 20 ランキングに 2009 年 10 月 29 日時点では入っていない⁶⁶。

⁶⁴ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Jul. 18 2009)

⁶⁵ 3 種類全ての BSD License に含まれない。以下同様である。

⁶⁶ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

なお、Fremantle 氏によると、同氏が設立したソフトウェアベンダの WSO2 では、全ての OSS を Apache License にて提供しているとのことである。また、同氏はインターネット検索エンジン最大手の Google も複数の OSS に同ライセンスを適用していることを明らかにしている。この他、ある OSS 開発者は、Apache License は法人による利用を想定した OSS に幅広く利用されている、と指摘している。

<代表 OSS>

Apache License は ASF で開発されている OSS を中心として適用されており、代表的な OSS としては、ウェブサーバーの Apache HTTP Server がある。最近では、Google の組込み機器向け OS である Android なども Apache License を適用していることで知られる。

<その他>

Fremantle 氏は今回の調査の電話インタビューにおいて、Apache License の存在意義、OSS 業界における位置づけ、GPL との違いについて、次のように語っている。「Apache License は法人利用者が安心かつ容易に OSS を利用できるようにするためのライセンスである。こうしたライセンスの存在を OSS コミュニティに提供しているという点だけでも、我々はコミュニティに貢献していると思う。これと対照的に、GPL は Linux のように開発者が集まって積極的にオープンソースを促進していくようなプロジェクトには最適なライセンスであるが、法人利用者の視点でみると、GPL を利用すると独自のプロプライエタリなソースコードにまで GPL が適用されてしまうため、非常に利用し難いという側面がある。例えば、MySQL という OSS は Linux などのプロジェクトで広く利用されているが、GPL が適用されているという理由で、法人利用者からは避けられる傾向にある」。

このようにコメントした上で、同氏は「GPL は現在のソフトウェア業界の現状に適さなくなっている」と指摘する。曰く、「GPL では、開発者の権利が正当に保護されるため、確かに全く新たな OSS を開発するプログラマーにとっては好ましいライセンスである。しかし、現在のソフトウェア業界は非常に成熟しており、今まで誰も開発したことも無いようなソフトウェアを生み出すことは難しく、誰もが誰かのアイデアを拡張・改良する形の開発を行っている。つまり、OSS 業界の開発形態は、開発者やプロジェクト同士が連携しあって、既存のものを改良していこうというものとなっているのである。ASF や SourceForge を見ても、似通った OSS を開発するプロジェクトが存在するが、もし開発するコードに GPL が適用されていると、誰もが GPL に縛られるために、これらのプロジェクト間の連携が難しくなってしまう。逆に、Apache License はこのようなプロジェクト間の連携をより促進するライセンスであると自負している」。

● MIT License

ライセンス:	MIT License (別名 X-11 License)
作成者:	Massachusetts Institute of Technology (MIT)
特徴:	2-Clause BSD License とほぼ同じ内容を短く簡潔に記載している点。ISC License と内容がほぼ同じである。

<概要>

MIT License (別名 X-11 License) は、Massachusetts Institute of Technology (以下、MIT) によって作成された非コピーレフト型の OSS ライセンスである。MIT License の内容は、2-Clause BSD License のそれとほぼ同様であり、この点は OSI のウェブサイト上の BSD License に関する紹介部分 (本文が記載されたページ) にも明記されている⁶⁷。

なお、MIT License を利用する代表的な OSS である X Window System (別名 X11) の開発組織 X.org Foundation の Board Member である Daniel Stone 氏 (以下、Stone 氏) は、MIT License を作成した背景として、次のように述べている⁶⁸。「MIT が MIT License を作成した際の基本的な目標は、同ライセンスが適用された OSS の利用者が、OSS に独自のソースコードを追加する場合でも、それを開示する必要がないと

⁶⁷ Open Source Initiative. “The BSD License: Licensing” <http://www.opensource.org/licenses/bsd-license.php> (Retrieved on Jul. 2 2009)

⁶⁸ 2009 年 9 月 15 日に実施した電話インタビューより。以下、同氏のコメントは同様。

いったように、利用者が自由にプロプライエタリなソフトウェアを開発できるようなライセンスを作成することであった。また、MITはこのようなOSSライセンスを作成することにより、プロプライエタリおよびオープンソースを融合したエコシステムの構築を最終目標としていた。

MIT が掲げるこうした目標は、現在の BSD License でも実現可能であるが、Stone 氏によると、今こそ MIT License と BSD License (2-Clause) の内容はほとんど同じであるが、MIT License が作成された当時の BSD License は、ソースコードが全ての人にとってオープンであるということを明確に記述できていなかったという。そこで MIT は、上記の目標を実現する上では、ソースコードが全ての人にとってオープンであることを明確に記述した独自のライセンスが必要であると考え、この結果として MIT License が作成されたとのことである。

なお、今回の調査では、MITより「MIT Licenseの管理は既にMITの手を離れている」との回答があったが⁶⁹、Stone氏によると、X.org Foundationは現在、確かにMIT Licenseの著作権の一部を保有しているが、大部分は未だにMITが保有しているとのことであり、MIT Licenseの管理も基本的にはMITにより行われているとのことであった。

<具体的な要求内容>

MIT License の具体的な要求内容であるが、上記の通り、同ライセンスの本文が 2-Clause BSD License と同様にたった一行であることから、非常にシンプルかつ明快である。そのため、MIT License の具体的な要求内容は一点のみとなり、それは以下の通りである。

- ライセンシは、OSS を配布する際、ライセンス本文および著作権を含めなければならない。

なお、上記の告知義務内容にある「ライセンス本文」には、Disclaimer 条項も含まれており、ライセンシに対して実質的に無保証、免責の旨も告知すると共に、ライセンシにもその旨を告知することを求めている形となっている。

<準拠法との関係>

MIT License には、上記からもわかるように、準拠法に関する具体的な記載はない。Stone 氏によると、X.org Foundation は現在も準拠法に関する記載は不要であると考えており、今後 MIT License に準拠法の記載が含まれる予定もないとのことである。同氏は、同団体が準拠法を不要であるとする理由として、以下の 2 点をあげている。

- OSS 利用者がライセンスの内容を容易に理解できるようにするため、ライセンスの内容はなるべくシンプルであるべきであると考えているため。
- MIT License をなるべく多くの OSS ライセンスと互換性を持たせたいと考えているが、準拠法に関する記載を含めると、他のライセンスと非互換になる可能性が出てくるため。

Stone 氏は、「準拠法に関する記載は、他ライセンスと互換性面で問題となるだけであり、そういった記載については含めたくない」と述べるなど、上記 2 点目にある、準拠法を記載することによる他のライセンスとの互換性面への影響を特に危惧していた。この背景には、FSF が、同団体の作成した OSS ライセンス (GPL、LGPL、AGPL) は準拠法が指定されている OSS ライセンスと非互換であるという点を明確に打ち出している点なども、影響しているようである。

<互換性>

Stone氏によると、MIT Licenseと互換性のあるライセンスとしては、GPLのv2 およびv3 があげられるという⁷⁰。同氏は上記の通り、同団体はMIT Licenseと他ライセンスとの互換性を非常に重視していると述

⁶⁹ どの団体が管理しているかについての言及はなかった。

⁷⁰ FSF も GPLv2 および v3 と互換性のあるライセンスの 1 つに、MIT License をあげている。Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Jul. 18 2009)

べているほか、「互換性のあるライセンスの数を引き続き増やしたいと考えている」といったコメントも寄せている。

<代表ライセンスとの違い>

前述の通り、MIT License は、2-Clause BSD License の内容を短く簡潔にしたものであることから、その内容は 2-Clause BSD License のものと同じであり、ライセンスには同ライセンス同様に、ライセンス本文および著作権の告知のみを義務付けている。MIT License と 2-Clause BSD License との唯一の違いは、その記載方法であり、2-Clause BSD License ではソースコード形式で配布する場合とオブジェクトコード形式で配布する場合のそれぞれに条項を設けているのに対し、MIT License では、ソースコード形式・オブジェクトコード形式の場合を、まとめてひとつの条項で記載している。

<普及状況>

Stone氏によると、MIT Licenseの普及率は非常に低いという。これは、MIT LicenseのようなOSSライセンスを求める利用者は、今となってはMIT Licenseではなく、ほぼ同様の内容でより広く浸透している 2-Clause BSD License を利用する傾向が強いためであるという。Black Duck Softwareの調査によると、MIT Licenseは 2009 年 10 月 29 日時点で、全OSSプロジェクトの約 3.90%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中第 7 位となっている⁷¹。

<代表 OSS>

MIT License が適用される代表的な OSS としては、X.org Foundation によって開発されたウィンドウシステム表示プロトコルである X Window System やリファレンス実装である X.org Server のほか、Simon Tatham 氏によって開発された端末エミュレータである PuTTY が挙げられる。

● Sendmail License

ライセンス:	Sendmail License
作成者:	Sendmail Consortium
特徴:	著作権者の異なる 2 種類の 3-Clause BSD License を統合した形のライセンスであり、Open SSL License/SSLey License に類似している点。

<概要>

Sendmail License は、Sendmail Consortium によって作成された非コピーレフト型の OSS ライセンスである。同ライセンスは、著作権者が異なる 2 種類の BSD License を統合する形で単一のライセンスとなっている点が特徴であり、以下で紹介する OpenSSL License/SSLey License と似通った形態をとっている。なお、Sendmail License は OSI に OSS ライセンスとして認定はされていない。

<具体的な要求内容>

Sendmail License の要求内容は、非コピーレフト型ライセンスの代表ライセンスである 3-Clause BSD License に類似しているが、Sendmail に含まれるソースコードのオリジナル開発者の名前を表示することも要求している。以下、Sendmail License の具体的な要求内容をまとめる。

- ライセンシは、OSS をソースコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer 条項を含めなければならない。
- ライセンシは、OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer 条項を、配布時に提供する関連文書等を含めなければならない。
- ライセンシは、OSS の宣伝または販売促進のために、Sendmail Inc.、University of California または他の開発者の名前を許可無く使用してはならない。
- ライセンサは、配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサは、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を持たない。

⁷¹ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

これに加え、Sendmail License の第 1 条では、再配布が以下のいずれかを満たす場合には、ライセンスが適用されたソフトウェアがフリーウェアまたは OSS として見なされる、としている。

- ソースコード形式またはバイナリ形式に関わらず、ライセンスが配布を無料で行う場合
- ライセンスが配布する際に、ソースコードを開示する場合

< 準拠法との関係 >

Sendmail License には、準拠法に関する具体的な記載はない。

< 互換性 >

Sendmail が互換性をもつライセンス、非互換のライセンスなどの情報については、情報を確認できなかった。FSF のウェブサイト上にある GPL と他ライセンスの互換性を示したページでも、Sendmail については記載されていない⁷²。

< 代表ライセンスとの違い >

Sendmail License は、3-Clause BSD License と類似したライセンスであるが、2 種類の異なる著作権者名の表示を要求する点において 3-Clause BSD License と異なる。具体的には、著作権者名として Sendmail Inc. および University of California の名前を表示することを要求している。

一方、Sendmail の初期開発者であり Sendmail Inc. の Chief Science Officer を勤める Eric Allman 氏（以下、Allman 氏）は本調査におけるインタビューにおいて、Sendmail Inc. としては Sendmail License と GPL とは互換性があると考えているとコメントしている。同氏によると、数年前に Sendmail License と GPL との互換性の議論が持ち上がった際に、Sendmail Inc. の弁護士が再確認しているとのことであった⁷³。

< 普及状況 >

Sendmail License は 2009 年 10 月 29 日時点で、Black Duck Software が発表する最も適用率の高い OSS ライセンスのトップ 20 ランキングに入っていない⁷⁴。この点については、Allman 氏は、「Sendmail License は Sendmail 向けに作成されたライセンスであるため、ライセンス適用数は多くない」としている。ただ、同氏によると、Sendmail 向けのプラグインの中には Sendmail License が適用された OSS もいくつか含まれるという。

< 代表 OSS >

Sendmail License が適用される OSS として、世界中で広く利用されているメールサーバーである Sendmail が挙げられる。これ以外に、Sendmail License が適用された OSS は確認できていない。

● OpenSSL License/SSLLeay License

ライセンス:	OpenSSL License/SSLLeay License
作成者:	The OpenSSL Project/Eric Young
特徴:	4-Clause BSD License に類似しているが、相違点はオリジナル開発者名の記載を要求する点で 4-Clause BSD License とは異なる。

< 概要 >

OpenSSL License/SSLLeay License は、The OpenSSL Project が作成した OpenSSL License と Eric Young 氏が作成した SSLLeay License を同時に適用することを要求する非コピーレフト型のライセンスである。

⁷² Free Software Foundation. “Free Software Foundation Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Oct. 25 2009)

⁷³ 2009 年 10 月 30 日の電話インタビューより。以下、同氏のコメントは同様。

⁷⁴ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

OpenSSL License/SSLey Licenseはデュアルライセンスと呼ばれることもあるが、利用者は双方のライセンスを同時適用する必要があるため、2つのうちいずれかを選択して適用できるといういわゆるデュアルライセンスとは大きく異なり、実質上ひとつのライセンスと捉えられている。両ライセンスともオリジナル開発者名の告知を義務付けている点⁷⁵を除き、4-Clause BSD Licenseとほぼ同じ内容であり、両ライセンス間では告知すべきオリジナル開発者名が異なるだけである。現在のところ、ライセンス作成のきっかけとなったOpenSSLにのみ適用されている。

なお、OpenSSL License/SSLey LicenseはOSIによりOSSライセンスとして認定はされていない。

<具体的な要求内容>

OpenSSL License/SSLey Licenseは上記の通り、互いに非常に類似した要求内容を持つと同時に、共に宣伝条項を含むなど4-Clause BSD Licenseに似たライセンスとなっている⁷⁶。以下、両ライセンスの具体的な要求内容をまとめる。

【OpenSSL Licenseの要求内容】

- ライセンシは、OSSをソースコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer条項を含めなければならない。
- ライセンシは、OSSをオブジェクトコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer条項を、配布時に提供する関連文書等に含めなければならない。
- ライセンシは、OSSから派生した製品の宣伝または販売促進のために、OpenSSLおよびThe OpenSSL Projectの名前を許可無く使用してはならない。
- ライセンシは、OSSの機能または使用について言及する宣伝広告内に、当該製品にはOpenSSL ProjectがOpenSSL Toolkitでの使用のために開発したソフトウェアが含まれる、旨を明記しなければならない。
- ライセンシは、OSSを配布する際、The OpenSSL Projectが開発したソフトウェアを含む、という謝辞を含めなければならない。

【SSLey Licenseの要求内容】

- ライセンシは、OSSをソースコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer条項を含めなければならない。
- ライセンシは、OSSをオブジェクトコード形式で配布する際、ライセンス本文・著作権表示・Disclaimer条項を、配布時に提供する関連文書等に含めなければならない。
- ライセンシは、OSSの機能または使用について言及する宣伝広告内に、当該OSSにはEric Young氏が開発した暗号ソフトウェアが含まれる、ということを明記しなければならない。
- ライセンシは、appsディレクトリのWindows固有コードを組み込む場合、OSSにTim Hudson氏が開発したソフトウェアが含まれる、ということを明示しなければならない。

上記の要求内容からもわかるように、OpenSSL LicenseとSSLey Licenseのいずれでも、ライセンシに対して同じライセンスを適用すること、また、ソースコードを開示することを求めている。この点から、両ライセンスおよび両ライセンスを同時適用するOpenSSL License/SSLey Licenseは非コピーレフト型のライセンスであることがわかる。

<準拠法との関係>

OpenSSL LicenseおよびSSLey Licenseには、準拠法に関する具体的な記載はない。

⁷⁵ ただし、SSLey Licenseではオリジナル開発者名の告知義務が生じるのは、ライセンシが「appsディレクトリのWindows固有コードを組み込む場合」に限定されている。Open SSL Licenseではこういった制限はない。

⁷⁶ ただし、SSLey Licenseには4-Clause BSD Licenseにある宣伝禁条項（「ライセンシは、OSSの宣伝または販売促進のために、開発者または他の利用者の名前を許可無く使用してはならない」旨の記載）に相当する条項はない。逆にOpenSSL Licenseにはある。

<互換性>

OpenSSL License/SSLeay Licenseには宣伝条項が含まれることから、GPLを含むFSFのライセンスとは非互換となっている⁷⁷。

<代表ライセンスとの違いおよび特徴>

OpenSSL License/SSLeay Licenseは、共に 4-Clause BSD Licenseと類似したライセンスとなっている。しかし、両ライセンスではライセンスに対して、OSS配布時に開発者の名前を表示することをライセンスに要求している点で、4-Clause BSD Licenseと異なる⁷⁸。

<普及状況>

The OpenSSL Project の Project Manager である Stephen Marquess 氏によると、OpenSSL License/SSLeay Licenseを適用するOSSはOpenSSLだけであるといい⁷⁹、OpenSSL License/SSLeay Licenseの普及状況は限定されているとのことである。Black Duck Softwareが発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ 20 ランキングにも、2009 年 10 月 29 日時点でOpenSSL License/SSLeay Licenseは入っていない⁸⁰。

<代表 OSS>

上記の通り、OpenSSL License/SSLeay License を現在適用している OSS は OpenSSL のみとなっている。

● CPOL

ライセンス:	Code Project Open License (CPOL)
作成者:	The Code Project
特徴:	非コピーレフト型の特徴的な内容を踏襲しながらも、全く一から新たにライセンスを作成していることから記述方法が独特となっている。ライセンス本文に、ライセンサ、ライセンス、発行者という 3 者が登場するほか、準拠法に関する記載もある。厳密な意味でオープンソースライセンスではない。

<概要>

Code Project Open License(以下、CPOL)は、The Code Project がその開発コミュニティ向けに作成した非コピーレフト型のライセンスである。内容面をみると、①ライセンスに対してソースコードの開示を求めない、②「コピーレフト」性を持たない、という 2 点から、非コピーレフト型に分類されるが、全く一から新たにライセンスを作成しているため、記述形式は BSD License を全く踏襲していない。こうした独特な記述形式をとっている点に加え、コピーレフト型には見られない準拠法に関する記載があるといった特徴を持つ。

このように、CPOLは非コピーレフト型の中でも非常に特殊な位置づけのライセンスである。この点について、The Code ProjectのCo-FounderであるChris Maunder氏(以下、Maunder氏)は、「CPOLは、既存のOSSライセンスをベースに開発されたわけではなく、OSS開発者を保護する内容を含める、また利用者が理解しやすいライセンスとする、といった点を重視しながら、全く白紙の状態から作成された。数多くのライセンスが既存の主要ライセンスを修正する形で作成されている現状を考えると、これはCPOLの大きな特徴の 1 つと言える。また、他の非コピーレフト型ライセンスと比較して、要求内容が多いという特徴もある」と語っている⁸¹。

⁷⁷ Free Software Foundation. “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Jul. 15 2009)

⁷⁸ 上記の通り、SSLeay License でオリジナル開発者名名の告知義務が生じるのは、ライセンスが「apps ディレクトリの Windows 固有コードを組み込む場合」に限定されている。

⁷⁹ 2009 年 7 月 15 日に実施した電話インタビューより。

⁸⁰ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

⁸¹ 2009 年 9 月 2 日に実施した電話インタビューより。

なお、The Code Project が CPOL を作成した理由について、Maunder 氏は次のように述べている。「The Code Project では、あくまでも言論と革新の自由を妨害せずに、様々な開発者のニーズを認め、またこれらの開発者を啓蒙しながら、OSS の開発を支援していくことであり、この取り組みを進める上では、開発者を保護する内容を重視した新たなライセンスが必要と考えたためである。The Code Project では、OSS を配布できる開発コミュニティ向けホームページを運営することで、OSS コミュニティの活性化に取り組んでいるが、このプロジェクトを進める中で、我々のホームページを通して OSS を配布する開発者が安心して利用できるライセンスが必要であると考え、開発者を保護する内容を含んだ CPOL を作成した」と述べている。

具体的な背景として、同氏は、「CPOL を作成するまでは、The Code Project では、プロジェクトに参加する OSS の開発者に様々な OSS ライセンスの適用を推薦していたが、いずれの OSS ライセンスも OSS 開発者を保護するような内容にはなっておらず、我々のホームページ経由で OSS を配布した開発者が、利用者とのトラブルを回避するといった視点からライセンスを選択しようとしても、そうしたニーズに合致するライセンスはなかった。例えば、非コピーレフト型ライセンスは、非常に利用し易いことで知られているが、内容が非常に大まかであることから、開発者を保護するといった点に関しては、全く効力の無いライセンスであった。The Code Project に参加する OSS 開発者の中には、同ホームページより配布した OSS に関するトラブルに対して、一切の責任を取りたくないと考えていた者が多かったため、こうしたニーズを満たすライセンスが存在しないことを知った我々は、この点を重視し、OSS 開発者を保護することを第一の目的とする CPOL を作成した」と述べている。

なお、CPOL は、一般的には OSS ライセンスと見なされていない。これについて、Maunder 氏は、「OSI が定める OSS の定義には、『OSS ライセンスは利用者に OSS を利用する上での条件を課してはならない』といった内容があるに対し、CPOL では『OSS を違法行為に利用してはならない』と明記しているためである。ただ、The Code Project は開発者保護といった点からこの条項が必要であると考えており、この条項を削除する予定は全く無い」と述べている。

<具体的な要求内容>

CPOL は上記の通り、非コピーレフト型のライセンスであることから、BSD License の基本的な内容を踏襲しているが、ライセンス本文の内容に、ライセンサ、ライセンシ、発行者(Publisher)という 3 者が含まれるなど、詳細内容については BSD License とは全く異なる。なお、発行者とは、開発者がソースコードを開示するための場を与える団体のことであり、具体的には、The Code Project や、Google(Google Code)、SourceForgeなどを意味する。

以下、CPOL の具体的な要求内容をまとめる。

- ライセンシは、OSSをソースコード形式またはオブジェクトコード形式で配布する際、ライセンス本文またはUniform Resource Identifier⁸²を含めなければならない。
- ライセンシは、OSS に改変を加えて配布する際、いつどこをどのように改変したかを改変したファイルに記載しなければならない。
- ライセンシは、ソースコードまたはオブジェクトコードに示された、著作権・特許・商標・属性注記および関連する Disclaimer 条項のいずれも削除してはならない。
- ライセンシは、OSS の宣伝のために、開発者の名前を使用してはならない。
- ライセンシは、OSS を違法・非倫理的または不適切な目的で、およびそのような題材を含むページで使用してはならない。
- ライセンシは、配布する OSS に自身の特許が含まれる場合、ライセンシに対して当該特許を無償でライセンス付与しなければならない。
- ライセンサは配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。
- ライセンサおよび発行者は、配布した OSS が引き起こす損害に対して、一切の責任を負わない。

⁸² 統一資源識別子とも呼ばれ、インターネット上での情報資源(Resource)の識別子。

- ライセンシは、OSS を利用することによって発生するいかなる訴訟、損害、費用および経費などについて、ライセンサおよび発行者を免責としなければならない。
- 発行者は、事前の通知なくいつでも、ライセンシへの OSS の発行を中止することが出来る。
- ライセンサの所在地の法律を準拠法とする。

< 準拠法との関係 >

CPOL では、ライセンサの所在地の法律を準拠法とする旨を明載している。Maunder 氏はこれについて、「ウクライナ居住の開発者が OSS を配布した場合、同 OSS に関する全ての訴訟は、ウクライナの法律に則り同国の裁判所にて裁かれることとなる。この分かり易い準拠法に関する定義は、CPOL の大きな特徴と言える」と述べている。

< 互換性 >

Maunder 氏によると、CPOL はほとんどの準コピーレフト型および非コピーレフト型のライセンスと互換性があるという。一方で、コピーレフト型ライセンスとは非互換になっているとのことである。

< 代表ライセンスとの違い >

CPOL は非コピーレフト型に分類されるため、同類型の代表ライセンスである BSD License の内容を含むものの、全く白紙の状態から完全にオリジナルなライセンスとして作成されたこともあり、BSD License とは多くの点で異なる。まず、上記でも取り上げたように、CPOL では、ライセンサ、ライセンシ、発行者という 3 者の視点でライセンスが記述されている点がある。ほとんどの OSS ライセンスには、ライセンサとライセンシという当事者 2 者しか登場しないため、この点は CPOL が BSD License のみならず、他の多くの OSS ライセンスとも大きく異なる点と言える。

次にあげられるのが、CPOL と BSD License を比較すると、CPOL の方がライセンス自体の文章が長く、要求・制限内容も多いという点である。文章が長い分、要求・制限内容も BSD License よりも多くなっており、他の OSS にはない独自の視点からの要求内容なども複数ある。Maunder 氏は、BSD License との内容面でも違いは、以下のような点に集約されるという。なお、同氏はこうした BSD License との内容面での違いについて、「いずれの点も OSS 開発者の保護を重視した結果である」と述べている。

- ライセンシがライセンサより与えられる権利について詳しく記載している⁸³。
- OSS 開発者の所在地の法律を準拠法とすることを明記している。
- ライセンシに対し、ソースコードまたはバイナリコード内に記載された著作権に関する記載を取り除くことを禁じている。
- CPOL 下の OSS を違法行為に使用してはならないと記載している。

なお、上記の三点目にある「ライセンシに対し、ソースコードまたはバイナリコード内に記載された著作権に関する記載を取り除くことを禁じる」といった記載であるが、Maunder 氏によると、OSS コミュニティには異なる意見もあり、特に Red Hat は同条項を削除することを The Code Project に求めているという。また、FSF についてもソースコードの提供時にこのような条件をつけるべきではないとして、The Code Project を批判するといった状況などもある。Maunder 氏は、「これが原因となり、FSF と The Code Project は互いに距離を置くこととなったが、The Code Project では、同条項は現実的な問題に対処する上で大きな効力を発揮すると考えており、同条項を重視している」と述べており、同条項を削除する意思がないことを明らかにしている。

以上のような相違点に加えて、CPOL と BSD License の違いには、CPOL にはライセンス本文で利用される言葉の定義が詳細に記載されていることが挙げられる。BSD License はライセンス本文が短く、このような言葉の定義は含まれていない。

< 普及状況 >

⁸³ CPOL では、具体的にライセンシがどの様に受領した OSS を利用できるのか、ということを明確に記載している。

Maunder氏によると、現在The Code Projectの開発コミュニティ向けホームページから配布されているソフトウェアのうち、約 10,500 種類ものソフトウェアにCPOLが適用されているという。これについて、同氏は「CPOLが作成されてから日が浅いにもかかわらず、これほどまでの数のソフトウェアに適用されているのは、The Code Projectによる積極的なCPOL普及活動の成果だ」と述べている。具体的には、The Code ProjectではCPOLの普及率の向上に向け、同プロジェクトを通してOSSを配布する開発者に対し、過去にこれらの開発者が配布したソフトウェアのライセンスをCPOLと変更することを認めているという⁸⁴。

なお、The Code Projectでは、同プロジェクトのホームページからソフトウェアを配布する開発者に対して、CPOLの利用を義務付けているわけではない。Maunder氏はこの点について、「CPOLは、The Code Projectに参加する開発者によるニーズから生まれたライセンスであるため、開発者にはCPOLの利用を強く勧めてはいるが、強制はしていない。開発者の中には実際にCPOL以外のOSSライセンスを適用する者も存在する。また、The Code Projectではホームページ上にCPOL以外のライセンスに関する情報も記載しており、あくまでも最終的な判断は開発者に委ねるといった立場をとっている。中には、OSSを完全なパブリックドメイン⁸⁵として公開する者もいるが、The Code Projectとしてはこのような行為さえも認めているほどである」と述べている。

また、Maunder氏によると、The Code Project以外の複数のソフトウェア開発プロジェクトでも、CPOLが適用されていることが確認されているという。こうした状況もあり、CPOLは 2009 年 10 月 29 日時点で、Black Duck Softwareが発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ 20 ランキングの第 8 位となっており、全OSSプロジェクト中の適用率も約 3.24%と比較的高い⁸⁶。

<代表 OSS>

CPOL は、基本的に The Code Project を通して提供される小規模な OSS に適用されており、他のライセンスのように主要 OSS に適用されている様子は無い。

<その他>

Maunder 氏によると、これまでに、The Code Project ホームページを通して配布されているソフトウェアについて、開発者の雇用主が The Code Project に対して、当該ソフトウェアの権利を主張するといったことが多々起こっている。同氏はこうした主張への対応について、「The Code Project ではこれまで、こうした事例に数多く対処してきたため、現在では事態を非常にスムーズに収められるようになっている。具体的な対処方法としては、The Code Project が即座に問題の OSS の配布を停止し、さらに開発者と開発者の雇用主との間に入り仲裁役を買って出ることによって問題を解決している。この方法で、多くの問題は友好的に解決している」と述べている。

● ISC License

ライセンス:	ISC License
作成者:	Internet Systems Consortium
特徴:	2-Clause BSD License とほぼ同じ内容を短く簡潔に記載している点。MIT License と内容がほぼ同じである。

<概要>

ISC Licenseは、Internet Systems Consortium(以下、ISC)によって作成された非コピーレフト型のOSSライセンスである。同ライセンスは、ソフトウェア開発ベンダのDigital Equipment Corporation(以下、DEC)⁸⁷がMIT Licenseをベースとして作成した非コピーレフト型ライセンスを元に作成されており、その内容は2-Clause BSD Licenseと類似している。

⁸⁴ Chris Maunder 氏とのインタビューより。

⁸⁵ 開発者がソフトウェアの知的財産権を放棄し、ソフトウェアを公有財産にする、ということ。

⁸⁶ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

⁸⁷ コンピューター関連機器製造メーカーであり同分野の草分け的存在であったが、1998年にCompaq(現在のHP)に買収されている。

ただ、その記述は 2-Clause BSD Licenseよりも更に簡潔かつシンプルとなっている。この点について、ISCのFounder and PresidentであるPaul Vixie氏（以下、Vixie氏）は、「基本的な内容はBSD Licenseでもよかったが、同ライセンスの記述には重複箇所⁸⁸があり、長く読みにくかったため、より内容を簡潔にした独自ライセンスを作成した」と述べている⁸⁹。

<具体的な要求内容>

ISC License は、BSD License の一部箇所のみを抜き出し、内容を簡潔にしたライセンスである。利用者の制限が非常に少ない 2-Clause BSD License に類似しており、ライセンス本文は以下の一文のみである。以下、具体的な要求内容をまとめる。

- ライセンサは、OSS を配布する際、ライセンス本文および著作権を含めなければならない。

なお、上記の告知義務内容にある「ライセンス本文」には、Disclaimer 条項も含まれており、ライセンスに対して実質的に無保証、免責の旨も告知すると共に、ライセンスにもその旨を告知することを求めている形となっている。

<準拠法との関係>

ISC License は非常に簡潔なライセンスであり、BSD License 同様に準拠法に関する記載は一切ない。

<互換性>

ISC Licenseは、GPLv2 およびv3 との間で互換性がある⁹⁰。

<代表ライセンスとの違い>

ISC License は、利用者に対する制限をほとんど含まない、非常に簡潔な内容となっているという点で 2-Clause BSD License と類似した内容となっている。唯一の違いは、両ライセンスの要求内容の記載方法である。具体的には、2-Clause BSD License ではソースコード形式で配布する場合とオブジェクトコード形式で配布する場合のそれぞれに条項を設けているのに対し、ISC License では、ソースコード形式・オブジェクトコード形式の場合を、まとめてひとつの条項で記載している。この点では、MIT License と内容、記述方法ともに類似していると言える。

<普及状況>

ISC Licenseの普及状況であるが、Vixie氏によると、ISCはISC Licenseの利用状況の調査や確認を行っておらず、同団体が開発するBIND以外へのISC Licenseの適用事例を認識していないとのことである。Black Duck Softwareが発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ 20 ランキングにも、ISC Licenseは 2009 年 10 月 29 日時点が入っていない⁹¹。

<代表 OSS>

ISC License が適用される最も代表的な OSS は、DNS サーバーとして広く認知される BIND である。これ以外への OSS への適用例については確認できなかった。Vixie 氏も上記の通り、「BIND 以外については認識していない」と述べている。

<その他>

⁸⁸ Vixie 氏から具体的な説明は無かったものの、BSD License では、OSS をソースコード形式で配布する場合とオブジェクトコード形式で配布する場合のそれぞれに条項を設けていることを指していると考えられる。ISC License では、ソースコード形式およびオブジェクトコード形式にて OSS を配布する際の要求を、ひとつの条項にまとめている。

⁸⁹ 2009 年 8 月 3 日に実施した電話インタビューより。

⁹⁰ Free Software Foundation “Free Software Foundation – Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved on Aug. 3 2009)

⁹¹ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

ISC License はこれまで、外部からの指摘に伴いライセンス本文の記述を変更している。これについて、Vixie 氏は、次のように述べている。「ISC では以前、ISC License 本文の言葉の使い方に関して抗議された事がある。具体的には、本文の『Permission to use, copy, modify, and distribute』という箇所の『and』の使い方が利用者の権限を限定しているように理解できる、という抗議内容であった。そのため、『and』の箇所を『and/or』と修正した。ただ、修正をしたものの、ISC は現在でもこの抗議内容は不当であると考えている。今後についても、ISC License の内容について正当な抗議があった場合には、必要に応じて修正を検討していくつもりである」。

● Artistic License

ライセンス:	Artistic License
作成者:	Larry Wall 氏
特徴:	非コピーレフト型の特徴的な内容を踏襲しながらも、他の同類型ライセンスに比べて内容や記述方法が異なっている点。

<概要>

Artistic Licenseは、主要なプログラミング言語であるPerlの開発者Larry Wall氏(以下、Wall氏)によって作成され、現在はPerl Foundationの管理下にある非コピーレフト型のOSSライセンスである。現在では、オリジナルバージョンの1.0と、1.0の内容を法的により明確な内容にした2.0という2種類のバージョンが存在している。Perlの現バージョンPerl 5に適用されているのは、Artistic License 1.0であるが、Perl Foundationによると、2010年第2四半期を目処に公開されるPerl 6からは、Artistic License 2.0が適用される予定という⁹²。

Perl FoundationのPresidentであるJim Brandt氏(以下、Brandt氏)によると、Wall氏がArtistic Licenseを作成したのは、Perl向けのライセンスを検討する際に、①開発者の著作権を保護できる、②利用者への制限が少ない、という2点を重視していたが、既存のライセンスにはこうした点を満たすライセンスが存在しないとの判断からWall氏は独自にArtistic License 1.0を作成しPerlに適用することを決定したという。

ただ、Brandt氏によると、Artistic License 1.0はWall氏が法律の専門家などのアドバイスを受けずに作成したため、法的に曖昧な記述が多く含まれており、その法的拘束力が疑問視されていたという。こうした状況から、Perl FoundationはArtistic License 1.0の欠点を補うため、Perlの新バージョンであるPerl 6の発表にあわせて、同OSS向けのライセンスとして、Artistic Licenseの新バージョンであるArtistic License 2.0を作成に着手した。なお、Artistic License 2.0の作成過程では、弁護士による助言を受けることにより、Artistic License 1.0で問題視されている法的に曖昧な表現を避け、より法的に効力を持つような内容にしたという。

<具体的な要求・制限内容>

Artistic Licenseの要求・制限内容は、Artistic License 1.0とArtistic License 2.0の各バージョンでほぼ類似している。本調査におけるインタビューにおいてBrandt氏は、両バージョンに共通する特徴として以下の2点を挙げている⁹³。

- 開発者および開発に貢献した利用者の著作権を保護する点
- ライセンシに対しソースコードの開示を要求しない点

⁹² Brandt, Jim. "Hague Grant Application: Rakudo Signature Improvements"
http://news.perlfoundation.org/2009/09/hague_grant_application_rakudo.html The Perl Foundation. Sep. 5 2009.
(Retrieved on Oct. 26 2009)

⁹³ 2009年11月9日に実施した電話インタビューより。以下、同氏のコメントは同様。

ただし、Artistic License 2.0 には、Artistic License 1.0 には含まれていない特許に関する記載がある。以下、Artistic License 1.0 および 2.0 の具体的な要求内容をまとめることにより、両バージョンの違いについて確認していくこととする。

【Artistic License 1.0】

- ライセンスは、OSS をオブジェクトコード形式で配布する際、以下のいずれかの条件を満たさなければならない。
 - オブジェクトコード形式のオリジナル OSS を、オリジナル OSS の入手方法の説明とともに配布する。
 - 変更を加えた OSS のソースコードを添付する。
 - 変更を加えた OSS にオリジナル OSS とは異なる名前を付け、変更内容およびオリジナル OSS の入手場所を明示する。
 - 著作権者との間で配布に関する別の取り決めをする。
- ライセンスは、OSS に変更を加える際、変更を加えた事実および日付を明示しなければならない。
- ライセンスは、OSS をプロプライエタリなソフトウェアとしてオブジェクトコード形式またはソースコード形式で配布する際、オリジナル OSS の名称を使ってはならない。
- ライセンスは、著作権者の名前を無断で使用してはならない。
- ライセンサは配布する OSS に関して、いかなる保証も提供しない。

【Artistic License 2.0】

- ライセンスは、OSS をオブジェクトコード形式またはソースコード形式で配布する際、以下のいずれかの条件を満たさなければならない。
 - 変更を加えた OSS をオリジナル OSS の著作権者に提供する。
 - 変更を加えた OSS をインストールすることで、オリジナル OSS のインストールに支障をきたさないようにする。また、変更を加えた OSS にはオリジナル OSS の名称を利用してはならない。
 - 変更を加えた OSS の受領者が同 OSS のソースコードを第 3 者に配布することを、以下のいずれかの条件下において認める。
 - ◇ Artistic License。
 - ◇ ライセンスに対し、受領した OSS に適用されたものと同じ OSS ライセンスに従って OSS を自由に複製、変更、配布することを認め、さらにソースコードの無償での開示を要求するライセンス。
- ライセンスは、OSS をオブジェクトコード形式またはソースコード形式で配布する際、変更を加えた事実を明示しなければならない。
- ライセンスは、OSS をプロプライエタリなソフトウェアとしてオブジェクトコード形式またはソースコード形式で配布する際、オリジナル OSS の名称を使ってはならない。
- ライセンスは、オリジナル OSS のコピーをオブジェクトコード形式にて配布する際、オリジナル OSS のソースコード入手場所を明示しなければならない。
- ライセンスには、OSS に含まれるライセンサの特許のライセンスが付与される。
- ライセンスが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンスのライセンサより与えられた Artistic License は失効する。
- ライセンサは、配布する OSS に関していかなる保証も提供しない。

< 準拠法との関係 >

Artistic License には、バージョン 1.0、2.0 を問わず、準拠法に関する記載はない。Brandt 氏によると、Perl Foundation は今後とも Artistic License に準拠法に関する記載を含める計画はなく、同ライセンスは他国においても効力を持つことができる、と考えているという。

< 互換性 >

FSFのウェブサイトによると、Artistic License 2.0 はGPLv2 およびv3 と互換性をもつとのことであるが、Artistic License 1.0 に関してはOSSライセンスとして認められていないこともあり、互換性に関する記載

もない⁹⁴。FSFはウェブサイト上で、Artistic License 1.0 をOSSライセンスとして認めていない理由を「Artistic License 1.0 は内容が曖昧すぎであり、理解しづらいライセンスであるため」と説明している。

ただ、Brandt氏は今回の調査の電話インタビューにおいて、Artistic License はバージョン 1.0 および 2.0 とともに GPLv2 と互換性があると指摘している。同氏によれば、利用者は GPL が適用された OSS に Artistic License が適用された OSS を含めることができるという点で、互換性があるとコメントしているとのことであった。当然ではあるが、同氏はその逆は不可とコメントしている。

<代表ライセンスとの違い>

Artistic License は、ソースコードの開示を求めているという点で、非コピーレフト型の OSS ライセンスに分類できるが、その内容は同類型の代表ライセンスである BSD License のいかなるバージョンとも大きく異なる。具体的には、Artistic License は 2 種類のバージョンに共通して BSD License よりも文章が長く具体的な記述があるほか、1.0 においては①改変を加えた際には改変の事実の明示を求めている、②免責に関する記載がない、といった点で、また 2.0 においては①特許に関する記載があること、②ソースコードの開示は求めないものの、改変の事実(あれば)の告知を求めている、③オリジナル OSS のソースコード入手場所の明示を求めている、といった点で、BSD License およびその他の非コピーレフト型ライセンスと大きく異なる。そのため、Artistic License は独自性を持ったライセンスであると言える。

<普及状況>

Black Duck Softwareの調査によると、Artistic License 1.0 は 2009 年 10 月 29 日時点で、全OSSプロジェクトの約 8.87%で適用されており、その適用率は全OSSライセンス中第 3 位となっている。一方の Artistic License 2.0 については、同社が 2009 年 10 月 29 日時点で発表する最も適用率の高いOSSライセンスのトップ 20 ランキングには入っていない⁹⁵。

<代表的な OSS>

Artistic License 1.0 を適用する代表的な OSS としては、プログラミング言語である Perl(現バージョンは Perl 5)があげられる。ただし、Perl Foundation は上記の通り、2010 年第 2 四半期を目処に公開が予定されている Perl の新バージョン Perl 6 からは、Artistic License 2.0 が適用する予定となっている。Perl Foundation のウェブサイトでは、Artistic License を適用する OSS に関する情報は公開されておらず、現在 Artistic License 2.0 を適用する OSS も含め、Artistic License を適用する OSS についてのその他の情報を入手することはできなかった。

1.3 主要OSSライセンスの比較分析

OSS ライセンスは、本章第 1 項にて説明したように、コピーレフトの概念の適用状況により、コピーレフト型、準コピーレフト型、非コピーレフト型の 3 種類の類型に分類することが出来る。コピーレフトの概念は以下の通りである。

- ソフトウェア利用者に対して、利用者がソースコードを改変した際に、改変部分のソースの開示までを義務づけるかどうか
- ソフトウェア利用者がソースコードを他のソフトウェアのソースコードと組み合わせた際に、他のソースコードの開示までを義務づけるかどうか

具体的には、上記の両方の内容を含む OSS ライセンスをコピーレフト型、前者の内容(改変部分のソースコード開示を義務付け)のみを含む OSS ライセンスを準コピーレフト型、どちらも含まない OSS ライセンスを非コピーレフト型、と分類できる。

⁹⁴ Free Software Foundation. “Free Software Foundation Licenses” <http://www.fsf.org/licensing/licenses/> (Retrieved Oct. 25 2009)

⁹⁵ Black Duck Software. “Open Source License Data” <http://www.blackducksoftware.com/oss/licenses> (Retrieved on Oct. 29 2009)

本章で取り上げたライセンスの間では、特許に関する記載、準拠法の指定の面で違いがある。特許に関する記載については、例えば、利用者に特許ライセンスを付与するといったものであるが、こうした記載があるライセンスは、コピーレフト、準コピーレフト、非コピーレフトのすべての類型において存在するため、このような類型との相関性がないことが伺える。とはいうものの、文章が短く簡潔な内容のものが多い非コピーレフト型ライセンスの間では、特許に関する記載が含まれているライセンスの数が、他の類型に比べて極端に少ないといった傾向はある。なお、特許に関する記載については、利用者が特許訴訟を起こすことを禁じる、特許訴訟を起こした場合にはその利用者に与えられていた特許ライセンスまたは OSS ライセンス自体が解除される、というように、具体的な記述内容は多様である。

一方で、準拠法の指定については、ライセンス類型との関連性はないが、GPL との互換性の面で深い関連性がある。本調査でのインタビューにおいて FSF の Bred Smith 氏が述べていたように、GPL を作成した FSF は OSS ライセンスに準拠法を指定することに反対しており、準拠法を指定する内容の記載があるライセンスすべてを FSF のライセンスと非互換としている。FSF が OSS ライセンスに準拠法を指定することに反対しているのは、準拠法はライセンスの所在地であるべきで、特定の場所の法律を準拠法と定めるべきではないという考え方がある。Smith 氏によれば、OSS ライセンスがライセンスの所在地の法律に従うべきである理由は以下のとおりであるという。

- ライセンサが所在地の法律の視点にてライセンスを解釈することから、ライセンスの理解が促進されるため
- 準拠法とする法律に変更があった際には、ライセンスにまで影響が出る可能性があるため

以上のような理由により、準拠法を指定するライセンスは GPL と非互換になっている。前者のポイントについては、3 章で取り上げたように、実際にドイツやフランスなど米国外の法廷において、OSS ライセンスが係争当事国の法制度に照らし合わせて解釈されている。

最後に、本章のまとめとして、今回取り上げた OSS ライセンスとその特徴を下 表 9 に記した。

表 9 本調査で対象とした OSS ライセンス及びその特徴

ライセンスの 類型	ライセンス		OSI 認 定	改変部 分の ソース コード 開示	他のソフ トウェア のソ ース コード 開示	特許に 関する 記載 ⁹⁶	GPL との互換 性		準拠法 の指定 ⁹⁷
							GPL v2	GPL v3	
コピーレ フト型	AGPLv3		○	○	○	○	×	○	×
	EUPL		○	○	○	○	○	×	○
準コピー レフト型	MPL		○	○	×	○	×	×	○
	LGPLv3		○	○	×	○	×	○	×
	CDDL		○	○	×	○	×	×	○
	CPL		○	○	×	○	×	×	○
	EPL		○	○	×	○	×	×	○
	YPL		×	○	×	×	×	×	○
非コピー レフト型	BSD License	2-Clause	×	×	×	×	○	○	×
		3-Clause	○	×	×	×	○	○	×
		4-Clause	×	×	×	×	×	×	×
	Apache License 2.0		○	×	×	○	×	○	×
	MIT License		○	×	×	×	○	○	×
	Sendmail License		×	×	×	×	N/A	N/A	×
	OpenSSL License/ SSLeay License		×	×	×	×	×	×	×
	CPOL		×	×	×	○	×	×	○
	ISC License		○	×	×	×	○	○	×
	Artistic License	(1.0)	×	×	×	×	○	○	×
(2.0)		○	×	×	○	○	○	×	

⁹⁶特許ライセンスを利用者に付与する旨の記載の有無。

⁹⁷ OSS ライセンスの準拠法を指定している場合。

2. OSSライセンスを適用した注目すべきソフトウェアのライセンス戦略

ソフトウェア業界では、同じ「オープンソース」という理念・コンセプトを持つ開発者同士が、共同でソフトウェアを開発していくというプロセスが定着したこともあり、OSS の数が急激に増えている。ソースコードの共有リポジトリサイトを運営する SourceForge.net によると、2009 年 10 月末時点で共同開発を目的に登録された OSS の数は、2005 年 5 月の約 10 万件、2007 年 9 月時点の約 15 万件から引き続き増加し、約 17 万 4 千件にもものぼったという。すべての OSS の開発が完了しているわけではなく、最終的には日の目を見ない OSS もあるが、OSS として開発されているソフトウェアが増えた結果、市場に流通する OSS も着実に増えていることは間違いない。

こうして開発されるソフトウェアが OSS として流通するのは、前章でも紹介したように、ソフトウェアに OSS ライセンスと呼ばれる一定の条件が付与されているためである。同じように無償で提供されるソフトウェアでも、OSS ライセンスを定めていないものについては、フリーウェアやシェアウェアと呼ばれており、OSS とは一線を画す形となっており、OSS ライセンスを付与しているからこそ OSS と呼ばれるわけである。そして、OSS と呼ばれる所以でもある OSS ライセンスでは、OSS 開発者(ライセンサ)が利用者(ライセンス)にオリジナルソースコードの無償かつ自由な利用・複写・改変・再配布を認める上での許諾条件が定められており、OSS 開発者がそのソフトウェアを流通させる上での考え方、戦略、リスク認識、などがダイレクトに反映されることから、OSS ライセンスは開発者にとって非常に重要な意味合いを持つ。

本章では、OSS 開発者がどのような基準でライセンスを選定しているのかを明らかにすべく、主要な OSS について開発者のライセンス戦略、リスク認識等を見ていく。具体的には、次項にてまず、調査対象とする主要な OSS を選定した上で、そうした主要な OSS の開発者がライセンスを選択する際に、どのような視点から当該ライセンスを選択したのか、採用したライセンスのメリット、デメリット、リスクなどをどのように考えたのかといった点に着目し、実際の開発者へヒアリングした結果を交えながら、主要 OSS 開発者のライセンス戦略を報告する。

2.1 本報告書で取り上げる注目すべきOSSと開発者

以下の表 10 は、今回の調査で取り上げる注目すべきOSSおよび開発者について、OSSの分野別に、適用したOSSライセンスおよび補足情報とともにまとめたものである。OSSは今後とも各種情報通信機器への組み込み利用が増加すると見られることから、組み込み機器へ利用される可能性が高いOSSを中心に、注目すべき 23 種類のOSSを調査対象として選定した。

表 10: 注目すべき OSS と開発者

カテゴリ	OSS(概要)	開発者	OSS ライセンス	選定にあたっての補足情報
OS/ミドル	Android (携帯端末向けソフトウェアスタック)	Open Handset Alliance	・ Apache License	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注目度の高い携帯端末向けソフトウェアスタック。 ・ OSS ライセンスに Apache を選択した理由を明確にしている。
	LiMo (携帯端末向け組み込み用 OS)	LiMo Foundation	・ FPL(非 OSS ライセンス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注目度の高い携帯電話端末向けの組み込み型 OS。
	Symbian (携帯端末向け組み込み用 OS)	Symbian Foundation	・ EPL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注目度の高い新たな携帯端末向け OSS。 ・ EPL ライセンスを選択した理由を明らかにしている。

	OpenSolaris (Unix 系 OS)	Sun Microsystems	・ CDDL	・ 世界中で幅広く利用されている OS であり、CDDL を適用している。
	NetBSD (大型サーバー・デスクトップ・組み込み機器向け OS)	The NetBSD Foundation	・ BSD License (2-Clause)	・ 世界中で幅広く利用されている OS の中で、利用者にとって制限の緩い BSD License を適用している。
ライブラリ	Qt (GUI ツールキット)	Qt Software (Trolltech)	・ GPL、LGPL、商用	・ 幅広く利用されているクロスプラットフォーム対応の GUI ツールキットであり、組み込み機器でも数多く利用されている。 ・ トリプルライセンスを採用している。
	OpenSSL (SSL/STL ツールキット)	OpenSSL Project	・ OpenSSL License/SSLeay License	・ 多くの Linux ディストリビューションが同梱するほか、数多くの組み込み機器に利用されるなど普及している。 ・ 特殊なライセンス形態を採用している。
	OpenJDK (Java 開発キット)	Sun Microsystems	・ GPL w/Classpath Exception	・ GPL に例外を加えた GPL w/ Classpath Exception を採用している。
	GNU Compiler Collection (コンパイラ群)	FSF	・ GPL	・ FSF が開発したコンパイラ群で認知度が高い。
	GPL Flash Library (フラッシュ環境)	The GPL Flash Project	・ GPL	・ ライブラリであるにもかかわらず LGPL ではなく GPL を採用している。
ツール	Google Chromium (ブラウザ)	Google	・ BSD License (3-Clause)	・ Google が新たに提供を開始した OSS ブラウザ。 ・ (参考): Google Chrome は Google Chromium をベースとする非 OSS ブラウザ。
	Mozilla Firefox (ブラウザ)	Mozilla Foundation	・ GPL、LGPL、MPL	・ 認知度が高く、世界中で幅広く利用されている OSS ブラウザ。 ・ トリプルライセンスを採用している。
	CIRCA (グループウェア)	European Commission	・ EUPL	・ EC が開発したグループウェアであり、EUPL を採用している。
	Zimbra Collaboration Suite (コラボレーションスイート)	Zimbra	・ YPL	・ Yahoo が買収した注目のコラボレーションスイートで、携帯端末など組み込み機器にも対応している。 ・ ライセンスに YPL を選択した理由を明確にしている。

	OpenOffice.org (オフィスアプリケーション)	Sun Microsystems	・ LGPL	<ul style="list-style-type: none"> ・ OSS のオフィスアプリケーションとして注目されている。 ・ 開発者の Sun が、自社で作成した CDDL ではなく LGPL を採用している。
	Eclipse (ソフトウェア開発プラットフォーム)	Eclipse Foundation	・ EPL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く利用されているソフトウェア開発プラットフォーム。 ・ EPL を採用している。
業務サーバー	BIND (DNS サーバー)	Internet Systems Consortium	・ ISC License	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最も一般的に利用されている DNS サーバー
	Apache HTTP Server (ウェブサーバー)	Apache Software Foundation	・ Apache License	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に幅広く利用されているウェブサーバー。
	Samba (ファイルサーバー)	Samba Team	・ GPL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知度が高く、一般的に利用されているファイルサーバー。
	MySQL (データベースサーバー)	Sun Microsystems	・ GPL、LGPL、商用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知度が高く、幅広く利用されているデータベースサーバー。 ・ トリプルライセンスを採用している。
	Firebird (データベースサーバー)	Firebird Foundation	・ IDPL、IPL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知度が高く、幅広く利用されているデータベースサーバー。
	Sendmail (メールサーバー)	Sendmail Consortium	・ Sendmail License、商用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知度が高く、幅広く利用されているメールサーバー。
	Asterisk (VoIP/IP-PBX サーバー)	Digium	・ GPL、商用	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンソースの IP-PBX として多くの企業の注目を集めており、GPL と商用のデュアルライセンスを採用しているため。

以下では、こうした調査対象 OSS について、開発者の OSS ライセンス戦略、ライセンス選定理由、リスク認識などを見ていく。

2.2 主要OSSのライセンス戦略

本項では以下、主要OSSのライセンス戦略について、上表 10 で紹介した製品カテゴリ別に分類して紹介する。製品カテゴリは、OS、ライブラリ、ツール、業務サーバーとし、それぞれのカテゴリにおける主要OSSについて、開発者が現在適用するOSSライセンスを選択した理由、リスク認識を中心に調査結果を報告する。

2.2.1 OS / ミドル

● Android

OSS:	Android
OSS 概要:	携帯端末向けのソフトウェアスタック
開発者:	Open Handset Alliance (OHA)

適用ライセンス:	Apache License (非コピーレフト型)
ライセンス戦略:	携帯電話端末メーカーを中心とする組込み機器メーカーが利用しやすいよう、非コピーレフト型の Apache License を適用。

今回の調査では、Google に対して複数回にわたりインタビュー要請のためにコンタクトを取り続けた結果、2009年10月8日に同社 Open Source Program Manager の Chris DiBona 氏 (以下、DiBona 氏) との電話インタビューに成功したが、同氏はインタビュー質問に対して協力的でなかったため、十分な回答や情報が得られなかった。以下では、インタビューおよび文献調査で得られた情報をもとに、Google の Android に対するライセンス戦略をまとめる。

<OSS 概要>

Androidとは、Googleを中心とするOpen Handset Alliance⁹⁸(以下、OHA)が開発する携帯端末向けのオープンソースソフトウェアスタックであり、Linuxカーネルの上で動くミドルウェア、アプリケーション等で構成されている。もともとは、Googleが2005年に買収した旧Android⁹⁹が開発を進めていたが、Googleによる買収後は、同社を中心メンバーとするOHAが開発および供給母体となっている。2008年9月には、台湾のHTCがAndroidをベースに製造した初の携帯電話端末が、米国の大手モバイルキャリアT-Mobile USAにより販売され、その後も同OSを組み込む携帯電話端末が複数登場している。ただ、OHAではAndroidを開発する上で、PCやセットトップボックスといった携帯電話端末以外の情報通信機器への組込みも視野に入れており¹⁰⁰、今後は様々な機器への組込みが予想されている¹⁰¹。

Android の OSS ライセンスであるが、非コピーレフト型の Apache License が適用されている。

なお、本章でフォーカスするGoogleのAndroidにおけるライセンス戦略とは直接関係ないが、GoogleのAndroidプロジェクトの最終目的は、OSSコミュニティにおける携帯端末向けOSの開発を活性化および拡大することで、Microsoftが携帯電話向けソフトウェア市場で独占的地位を築くことを防止することであるという。旧AndroidおよびDanger¹⁰²でCEOを務め、現在はGoogleのVice President of EngineeringであるAndy Rubin氏(以下、Rubin氏)は、「現在の携帯電話向けソフトウェア業界の状態は、初期のPC業界の状態と似ている。具体的には、MicrosoftがOSからブラウザに至るまで携帯電話向けソフトウェアスイートを提供し、携帯電話向けソフトウェア事業を独占し始めている。我々には代替となるOSがオープンソースで必要だ」と述べており、Microsoft対抗策であることを明らかにしている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Googleは上記の通り、Androidのライセンスとして非コピーレフト型のApache Licenseを適用しているが、この理由について、Rubin氏はオンラインIT業界誌CNET Newsとのインタビューにおいて、「Androidを利用する携帯電話製造メーカーが、Androidにアプリケーションやユーザインタフェースなどの独自の機能を統合する際に、そうした独自機能のソースコードを開示することなく自由に統合できるような環境を重視した結果である。当初より、利用者にとって極めて制限の緩いApache Licenseの適用を検討していた」と述べている¹⁰³。

また、Rubin氏は同じインタビューにおいて、以上のような考えから、伝播性の強いGPLは当初より選択肢になかったことも明らかにしている。同氏は、仮にGoogleがAndroidにGPLを適用していた場合の話として、「携帯電話製造メーカーは、競合先と異なる機能やアプリケーションを統合した携帯電話を製造できなくなる。これは、AndroidにGPLが適用されると、携帯電話製造メーカーは独自の機能やアプリ

⁹⁸ 約50のソフトウェア・ハードウェア・通信事業者などから構成される業界団体。

⁹⁹ 現GoogleのAndy Rubin氏が2003年に設立した携帯電話向けソフトウェア開発ベンダ。

¹⁰⁰ "Introducing the Google Chrome OS" The Official Google Blog. Jul. 7 2009.

<http://googleblog.blogspot.com/2009/07/introducing-google-chrome-os.html> (Retrieved on Jul. 14 2009)

¹⁰¹ 2009年下半期には大手PC製造メーカーのAcer社のネットブックに搭載される予定。

¹⁰² 現GoogleのAndy Rubin氏が2000年に設立した携帯電話向けソフトウェア開発ベンダ。

¹⁰³ Shankland, Stephen. "Google carves an Android path through open-source world" CNET news.

http://news.cnet.com/8301-13580_3-9949793-39.html (Retrieved on Jul. 28 2009)

ケーションのソースコードを開示しなければならなくなるからだ。Google ではこうした状況を考慮して、より制限の緩い Apache License を適用した」と述べている。

また、GoogleのOpen Source Program ManagerであるDiBona氏も、AndroidでApache Licenseを適用した理由について、機器メーカーによる採用を促すためであるとしている。同氏曰く、「Googleは、開発者がオープンソースとして利用する場合、プロプライエタリソフトウェアとして利用する場合のいずれにも対応したいと考えており、Androidについてもこれら双方に自由に対応できるライセンスを適用しようと考えていた。中でも、Apache Licenseが、OSSおよびプロプライエタリソフトウェアの開発を促進できる最も公正なライセンスであると考えており、我社ではOSSプロジェクトにはApache Licenseを適用することが最適との判断になっている」¹⁰⁴。

また、DiBona氏は非コピーレフト型ライセンスの中でも、Googleが特にApache Licenseを重視する点について、「Apache Licenseの中でGoogleにとって最も重要なのは、特許に関する条項、および利用者が派生物の宣伝のために開発者の名前を利用することを禁じる条項、の2つである。そのため、このような2つの条項を含まないBSD Licenseは、同じ非コピーレフト型ではあるものの、我社のOSSプロジェクトのライセンスには適さないと考えた。ただ、Googleは、BSD Licenseを、Apache Licenseの適用が最適でない場合の代替ライセンスとして捉えている」と述べている。

<Androidの開発プロセス>

Rubin氏は上記のインタビューにおいて、Androidの開発プロセス・ポリシーについても明らかにしている。Rubin氏によると、Androidは当初から外部のリソースを活用するオープンソースプロジェクトとして始まったわけではないとしており、その後もAndroidは段階的にオープンソース化されてきたという。具体的には、AndroidはまずGoogleの社内リソースのみで初期開発が行われ、その後オープンソースプロジェクトとして進めていく上でも、まずは携帯電話端末メーカーやソフトウェア開発ベンダなどから成るOHAのメンバーに限定してAndroidのソースコードを開示し、同団体のメンバーと協力してオープンソースな開発環境をテストした後に、一般にソースコードを開示するというプロセスをとっている¹⁰⁵。

Rubin氏はこうした開発プロセスをとった理由について、次のように述べている。「まずGoogle社内で初期開発を行った点に関しては、OSが最低限の安定感を持つまでは、Androidを内部で開発すべきと考えたためである。また、オープンソース化の過程でも、すぐに一般のソフトウェア開発者に対してソースコードを開示しなかったのは、一般のソフトウェア開発者をいきなりAndroid開発リソースとして加えることは難しかったためであり、まずはOHAのメンバーに限定してソースコードを開示し、同団体のメンバーと協力してオープンソースな開発環境をテストした上で、一般向けにソースコードを開示するのが適切であった」¹⁰⁶。

この点について、GoogleのOSS開発プロジェクトに詳しいある開発者は、「Googleにとって、コミュニティと協力してソフトウェアを開発していくことは初めてであったため、その仕組みを確認しながら、また学びながら、徐々にオープンソース化していきかけたのではないかとしているが、こうしたプロセスについては、OSS業界から数多くの批判が上がったのも事実である。例えば、あるOSS開発者は「Googleは結局、自らの意向のみを反映させたプロプライエタリなソフトウェアを開発しているに過ぎない。プロジェクトは完全にGoogleが仕切っており、一般のOSS開発者はGoogleが描いた図の上に、簡単なコードを足していつているだけである」と述べており、この他にもOSS業界には「OSS開発コミュニティとは、開発の初期段階に形成されるものであり、製品化できる状態まで社内開発を進めてきた¹⁰⁷Googleは、多くの有能な開発者をその開発コミュニティに加える機会を逃している」といった声や、「プロプライエタリなソフトウェアをオープンにすることは非常に困難であるが、開発に貢献する多くの開発者を統制しながら開発

¹⁰⁴ 2009年10月8日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹⁰⁵ 2008年10月に公開された。

¹⁰⁶ Shankland, Stephen. "Google carves an Android path through open-source world" CNET news. http://news.cnet.com/8301-13580_3-9949793-39.html (Retrieved on Jul. 28 2009)

¹⁰⁷ Googleは、2008年10月にAndroidのソースコードの一般向けの公開を開始しているが、Androidを搭載した初の携帯電話端末であるT-Mobile G1は、2008年9月から販売が開始されている。

プロジェクトの当初の目的を達成することは、更に難しい。余りにもこれらの開発者の声を無視した場合、彼らは去って行ってしまいうだろう」といった皮肉の声も聞かれる。

なお、GoogleはAppleなどのように携帯端末の製造までを含めた垂直統合型のビジネスモデルをとらず、端末OSをオープンソースで開発することのみに特化している¹⁰⁸が、この点について、GoogleのAndroidプロジェクトに詳しい関係者は次のように述べている。「GoogleはOSに特化することにより、複数の端末メーカーが多様な仕様の端末を製造する可能性が生まれ、モバイルキャリアやエンドユーザの端末に関する選択肢も広がると考えている。Googleには、ユーザに対して様々な選択肢を与えようという理念があり、今後とも携帯電話事業についてはOSに特化していこう」。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

DiBona氏は、「Apache Licenseの中で、Googleにとって最も重要なのは、特許に関する条項、および利用者が派生物の宣伝のために開発者の名前を利用することを禁じる条項、の2つである。そのため、このような2つの条項を含まないBSD Licenseは、同じ非コピーレフト型ではあるものの、我社のOSSプロジェクトのライセンスには適さないと考えた」と述べており、同じ非コピーレフト型の代表格であるBSD Licenseを選択しなかった理由に、同ライセンスにはない上記の2つの条項が大きく影響したことを明らかにしている。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

今回の調査では、GoogleのApache Licenseに対するリスク認識については情報が得られなかったが、一部のAndroid利用者の間では、GoogleがAndroidにApache Licenseを適用したことについて懸念が出始めているといった情報もある。これは、AndroidにApache Licenseが適用されていることにより、Androidの利用者は改変箇所のソースコードを開示する必要がないため、組込み機器ごとに異なるバージョンのAndroidが登場した結果、それぞれに互換性がなくなってしまい、最終的に互換性の問題が発生するのではないかと、いうものである¹⁰⁹。

● Limo

OSS:	Limo
OSS 概要:	携帯端末向け組込み型 OS
開発者:	Limo Foundation
適用ライセンス:	FPL(非 OSS ライセンス)
ライセンス戦略:	メンバーを特許係争からの保護するため、および内部情報を保護するため、独自に FPL を作成し適用。

<OSS 概要>

Limo とは、NEC、NTT DoCoMo、Vodafone などの大手通信事業者および携帯電話端末メーカー6社が設立した Limo Foundation により開発された Linux 上で稼動する携帯電話端末向け OS である。まだ Limo を搭載した携帯電話端末は市場に投入されておらず、試作機の段階であるが、米国では 2009 年末から 2010 年にかけての登場が期待されている。Limo Foundation は、Limo を Android のような高性能なスマートフォン向けの OS としてではなく、やや低価格な携帯電話向けの OS として普及させたいとの考えを持っている。

なお、Limo は上記の通り、Linux をベースとしているが、Android 同様にコアコンポーネントは Linux と明確に切り分ける形で稼動するため、GPL は適用されていない。逆に、Limo は Foundation Public License (以下、FPL) と呼ばれるプロプライエタリライセンスの下で、Limo Foundation のメンバー(以下、Limo メンバー)にのみ公開されるといった状況にあり、オープンソースライセンスが適用されていない上

¹⁰⁸ Google は、2010 年 1 月 5 日にスマートフォン「Nexus One」を発表し、米国で販売を開始している。

¹⁰⁹ Mantalano, Elizabeth. "Google Chrome OS Shows Limitations of Android" PCWorld.com.

http://www.pcworld.com/businesscenter/article/168183/google_chrome_os_shows_limitations_of_android.html (Retrieved on Sep. 10 2009)

に、Limo は非常に特殊な開発・流通形態をとっているといった特徴がある。そのため、Limo のソースコードおよびそれに適用されている FPL は、Limo メンバー内でしか共有されていない。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Limo は、そのコアコンポーネントが FPL と呼ばれるライセンスの下で、Limo メンバーに対してのみ配布されている。Limo Foundation の General Counsel である Yann Dietrich 氏（以下、Dietrich 氏）によると、Limo Foundation は当初、既存の OSS ライセンスを利用することも検討していたという¹¹⁰。しかし、同団体は特許¹¹¹とセキュリティに重点を置いたライセンスを求めていたものの、既存の OSS ライセンスはいずれも Limo Foundation の求める内容基準を満たさなかったため、Limo メンバーは、全くのオリジナルのライセンスとして FPL を作成することで合意し、Limo に FPL という新たなライセンスを適用したとのことである。ただ、Dietrich 氏は、FPL は Limo メンバーに対して、（メンバー内での）ソースコードの開示を義務付けていることから、「コピーレフト」な性質を持ったライセンスであるとしている。

Dietrich 氏によると、Limo は FPL を作成する際に、特に特許に関する条項を明確に記載することを重視したという。この特許に関する条項というのは、Limo メンバーは他のメンバーが開発したソースコードを自由かつ無償で利用（複製・改変・配布）できる代わりに、他のメンバーに対して自身が保有する特許を主張してはならない、というものであり、Limo Foundation は新たなメンバーが同団体に加入する際にも、「仮に Limo のコアコンポーネントに Limo メンバーの特許が含まれており、他のメンバーがこのコアコンポーネントのソースコードを利用している場合でも、他メンバーに対して自身の特許権を主張しない」という内容の契約への同意を求めているという。Dietrich 氏は、「こうした合意により、Limo のコアコンポーネントにメンバーの特許が含まれている場合でも、メンバーは特許係争の心配なくソースコードを利用することが可能であり、Limo を開発する上で特許係争に巻き込まれるリスクを回避できている」と述べている。

また、Dietrich 氏は FPL という独自の非 OSS ライセンスを作成した理由として、セキュリティという点も挙げている。Limo Foundation は上記からもわかるように、ライセンスを選択する上で「コピーレフト」のコンセプトを重視していたが、「コピーレフト」なライセンスを適用すると、Limo メンバーがソースコードをオープンする際に、本来は漏らしたくないセキュリティに関わる内容までを第三者に開示しなくてはならないケースが出てくる。Limo Foundation としては、これを避けたいという意図があり、そのために OSS ライセンスではなく独自の FPL を作成したとのことである。

なお、Limo のコアコンポーネント以外の部分であるが、Dietrich 氏によると、約 50% は主に GPL が適用された OSS で構成されているという。残りの約 50% が Limo のコアコンポーネントとなるが、Limo Foundation では、ソフトウェアコンポーネント間で相互に情報を伝達できる独自の通信プロトコルを開発しており、同プロトコルにより、Limo のコアコンポーネントと伝播性の強い GPL などのライセンスが適用された非コアコンポーネントとを互いにリンクすることなく、相互に作用できる仕組みを確立しているとのことである。なお、Dietrich 氏によると、同団体では、非コアコンポーネントと FPL 適用下のコアコンポーネントとを、非コアコンポーネントに適用された OSS ライセンスに違反することなく共存できるよう、確認を確認を重ねてきたといい、同氏はそのライセンス遵守状況について、「たとえ GPL 適用下の OSS を Limo に加えても、コアコンポーネントのソースコードの開示を迫られることはない」と自信を見せている。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

FPL は OSS ライセンスでないため、いずれのライセンス類型にも当てはまらないが、FPL が「コピーレフト」のコンセプトを重視していることから、コピーレフト型、準コピーレフト型の考えを踏襲していることは明らかである。にもかかわらず、Limo Foundation がコピーレフト型、準コピーレフト型の OSS ライセンスを適用しなかったのは、上記の通り、特に特許に関する条項をライセンスに明確に記載しなかったという同団体の意図が大きく影響している。

¹¹⁰ 2009 年 9 月 15 日に実施した電話インタビューにおけるコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹¹¹ メンバー間で特許を主張し合わないという意味。

繰り返しになるが、FPL の特許状況というのは、Limo メンバーは他のメンバーが開発したソースコードを自由かつ無償で利用(複製・改変・配布)できる代わりに、他のメンバーに対して自身が保有する特許を主張してはならない、というものである。そのため、仮に Limo のコアコンポーネントにメンバーの特許が含まれており、他のメンバーがこのコアコンポーネントのソースコードを利用している場合でも、メンバーは他メンバーに対して自身の特許権を主張することはできない。Limo Foundation はクローズドなコミュニティとして、メンバーが協力しながら携帯端末向けの OS を開発していくという目的を持っており、以上の点から、メンバーが特許係争に巻き込まれるリスクを取り除くことで、メンバーに安心して開発に専念してもらおうという同団体の狙いが見える。

また、同団体は「コピーレフト」のコンセプトを重視しながら、コピーレフト型、準コピーレフト型の OSS ライセンスを採用していないが、Dietrich 氏はその理由として、次のように述べている。「『コピーレフト』な OSS ライセンスを適用すると、メンバーがソースコードをオープンする際に、本来は漏らしたくないセキュリティに関わる内容までを第三者に開示しなくてはならないケースが出てくる。Limo Foundation としては、これを避けたいという意図があった」。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Dietrich 氏によると、FPL は今のところ Limo Foundation 内で非常にうまく機能しており、特にリスク等については無いとのことである。

なお、Limo では、非コアコンポーネントに OSS を利用していることから、これらの OSS のライセンスを確実に遵守する必要がある。Dietrich 氏はこの点について、「OSS を利用する際のリスクについては、認識している。しかし、Limo Foundation は Black Duck Software のソフトウェアを利用することにより、メンバーのライセンス準拠状況をモニタリングしており、ライセンス違反を未然に防いでいる」と述べている。また、Limo Foundation としてこうした対応をしながらも、同氏は、「メンバーはこれまでも OSS を扱ってきた経験が豊富であり、ライセンスについても熟知している。そのため、ライセンス遵守が大きな問題になるとは思っていない」と述べている。

<Limo Foundation が Linux カーネルを利用している理由>

Dietrich 氏は本調査のインタビューにおいて、Limo のベースに Linux カーネルを利用している理由として、メンバーの多くに Linux カーネルの利用経験があり、それぞれメンバーが他のメンバーと共有できるだけの知識やベストプラクティスを保有していたため、としている。同氏曰く、「Limo Foundation のメンバーの多くは、これまで Linux カーネルを長期間利用してきた経緯があり、Linux カーネルの扱いに長けており、Linux カーネルを熟知している。例えば、Panasonic は以前より、Linux カーネルを利用した OS を搭載した携帯電話を販売している。このように、メンバーが既に Linux カーネルに関する知識を持っており、それぞれのベストプラクティスや教訓を互いに共有することが可能であると考えたため、Limo のベースとして Linux カーネルを利用することを決断した」とのことである。

なお、Linux カーネルの OSS ライセンスが GPL であることが、Linux カーネルの採用に大きな影響を及ぼしたということはないようである。この点について、Dietrich 氏は、「既にメンバーは Linux カーネルおよび GPL の知識を多く有しているため、ライセンス違反を侵さないように慎重に Linux カーネルを利用することができる体制を確立できると考えた」と述べている。現に、同団体では Linux カーネルとの共存の仕組みやライセンス準拠に向けた取り組みなどが確立されている。

● Symbian OS

OSS:	Symbian OS
OSS 概要:	携帯端末向け組込み型 OS
開発者:	Symbian Foundation
適用ライセンス:	EPL(準コピーレフト型)
ライセンス戦略:	Symbian の開発に最適なエコシステムを築くため、既に同様のエコシステムの構築を支えていた EPL を適用。

<OSS 概要>

Symbian OSとは、Nokia、Sony Ericsson、Motorola、Samsung、AT&T、NTT DoCoMo、Vodafoneなどの大手モバイルキャリアおよび携帯端末メーカーを中心とするSymbian Foundationが開発する携帯電話端末向けのオープンソースOSである。もともとは、Symbianというソフトウェアベンダが開発するプロプライエタリなOSであったが、2008年6月に上記のようなメンバーが同団体の設立を発表し、その後12月にNokiaがSymbianを買収したことに伴いSymbian Foundationが設立された。同団体の設立を受け、現在のSymbian OSをオープンソースとして提供していくことが決まり¹¹²、Eclipse Public License(以下、EPL)がSymbian向けのOSSライセンスとして採用されている¹¹³。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Symbian FoundationはSymbian OS向けのライセンスとして、上記の通り、Eclipse Foundationが作成した準コピーレフト型のEPLを採用している。同団体がEPLを採用した理由であるが、Symbian FoundationのCatalyst and Futurist, Leadership TeamであるDaniel Wood氏(以下、Wood氏)は、本調査のインタビューにおいて、「Symbian Foundationでも、EPLの作成母体であるIBMとEPLの現在の管理母体であるEclipse FoundationがEclipse¹¹⁴を開発する中で築き上げてきたエコシステムと同じものを構築したかった」と述べている¹¹⁵。

Wood氏の言うEclipseのエコシステムとは、IBMおよびEclipse FoundationがEclipseの基礎部分を独自で開発した後に、EclipseにEPLを適用する形で¹¹⁶オープンソース化し、外部のOSSコミュニティのリソースを使いながら新機能を開発・追加していくというものである。Wood氏は、「同様のエコシステムを築くために、こうしたエコシステムの基盤となったEPLをSymbian OSのライセンスとして採用することにした」と述べている。

なお、Symbian Foundationが準コピーレフト型ライセンスを選択した理由であるが、Wood氏は、「前述したエコシステムを構築するという目的を考えると、コピーレフト型ライセンスおよび非コピーレフト型ライセンスは最適ではなかった」と述べている。具体的には、コピーレフト型ライセンスを利用した場合、その強い伝播性の影響でSymbian OSが利用されなくなるケースが考えられ、一方の非コピーレフト型ライセンスを利用した場合には、利用者がSymbian OSのコアとなる機能を改変して独自のプロプライエタリな機能として提供するという可能性が出てくる。いずれのライセンス類型にもSymbian Foundationにとっては不都合な点があったことから、Wood氏によると、Symbian Foundationでは当初から候補対象外としていたという。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

上記の通り、Symbian Foundationは当初から、準コピーレフト型のライセンスを検討しており、中でもEPLを重視していたが、Wood氏によると、EPL以外にもLGPLおよびMPLも採用候補としてあがっていたという。そうした中、最終的にEPLを採用した理由について、Wood氏は、「LGPLは本文が長く複雑で理解が難しいため、またMPLは特許に関する記載がSymbian Foundationの求める内容ではなかったため¹¹⁷」としている。一方で、EPLについては、IBMおよびEclipse Foundationの築いたエコシステムを踏襲したいといった目的があったことに加え、本文の長さおよび内容の面でも最もバランスが取れていたため、採用を決定したという。

¹¹² 2009年9月末現在は、まだOSSとして提供されていない。

¹¹³ Asay, Matt. "Nokia takes Symbian Open Source. What will this mean for mobile Linux?" http://news.cnet.com/8301-13505_3-9975902-16.html Jun. 24 2008 (Retrieved on Sep. 21 2009)

¹¹⁴ Eclipseは、IBMによって開発されたOSSであり、現在ではIBMから独立したEclipse Foundationにより開発・管理されている。

¹¹⁵ 2009年9月11日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹¹⁶ Eclipseには当初、IBMが作成したCommon Public License(CPL)が適用されていたが、その内容は、一部を除きEPLとほぼ同様である。詳しくは1.項を参照。

¹¹⁷ EPLでは、特許関連条項で定められているライセンスの権利失効範囲が、MPLのそれより限定されている。詳しくは1.2.2 準コピーレフト型ライセンスのEPLの項を参照。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Wood氏によると、現在のところEPLには問題は見当たらず、利用の際のリスクなども特に無いという。ただし、同氏は、Symbianでは可能であれば、EPLの特許に関する記載内容¹¹⁸をより明確なものにしたいと考えているとしている。

<Symbian Foundation が Linux カーネルを利用していない理由>

Wood氏によると、Symbian Foundation は Symbian OS に Linux カーネルを利用していないという。Symbian Foundation は当初、Symbian のカーネルに Linux カーネルを適用できないか検討しており、同カーネル上で様々なソフトウェアの稼働性能、消費電力などをテストしたが、満足するような結果が出なかったため、Linux カーネルの利用を断念したとのことである。そのため、Symbian Foundation が Linux カーネルを利用しなかった理由は、そのライセンスが GPL であるからというわけではなく、あくまで技術的な判断にもとづいた結果と言える。

● OpenSolaris

OSS:	OpenSolaris
OSS 概要:	OS (UNIX ディストリビューション)
開発者:	Sun Microsystems
適用ライセンス:	CDDL (準コピーレフト型)
ライセンス戦略:	OpenSolaris の商用利用促進、開発コミュニティへの貢献の促進、およびライセンサの知的財産権を守るため、独自に作成した CDDL を適用。

<OSS 概要>

OpenSolaris とは、Sun Microsystems (以下、Sun) により開発された Unix 系のオープンソース OS である。Sun はもともと、プロプライエタリな OS として Solaris を開発していたが、2005 年 1 月に Solaris のオープンソース化を発表し、Solaris に関連している自社特許をすべてオープンとし、OpenSolaris プロジェクトを開始した。この Solaris のオープンソース化において、同社は当時作成していた独自の準コピーレフト型ライセンスである Common Development and Distribution License (以下、CDDL) を Solaris に適用しており、OpenSolaris は現在も CDDL のもとで提供されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

SunのChief Open Source OfficerであるPhipps氏によると、SunはOpenSolaris開発プロジェクトを開始するにあたり、準コピーレフト型のOSSライセンスの採用を検討したという¹¹⁹。コピーレフト型でも非コピーレフト型でもなく、準コピーレフト型のライセンスの採用を検討した理由として、同氏は以下の 2 点を挙げている。

- 利用者による OpenSolaris の商用利用を促進できる
- 同時に、利用者へ開発コミュニティへの貢献を促すことができる

なお、同氏によると、OpenSolaris 開発コミュニティの中には、これまで BSD License の利用経験がある者もいたため同ライセンスも検討されたが、一方でコピーレフト型のライセンスについてはその強い伝播性が同コミュニティの考えに合わず、当初より検討対象外であったという。BSD License については、同ライセンスを適用すると、開発者が OpenSolaris をプロプライエタリな製品に組み込むことが可能となるため、Sun が OpenSolaris で目的としていた「利用者による開発コミュニティへの貢献」が実現しないことから、採用しなかったとのことである。

なお、Phipps 氏によると、OpenSolaris に CDDL を適用したことにより、Sun は、OpenSolaris の利用者と非常にリラックスした形のソフトウェア開発・刷新体制を構築できているという。例えば、Apple が

¹¹⁸ EPL では、「ライセンスが誰かを特許侵害で訴えた場合、ライセンスのライセンサより与えられた特許ライセンスは失効する」旨の記載がある。詳しくは 1.2.2 準コピーレフト型ライセンスの EPL の項を参照。

¹¹⁹ 2009 年 9 月 15 日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

OpenSolaris の一部である DTrace と呼ばれるソフトウェアを自社の商用ソフトウェアの一部に利用しているが、同社は DTrace の利用結果を Sun にフィードバックしてきたり、DTrace を共同で刷新していこうという話を提案してきたりと、今やパートナー企業に近い存在になっている。同氏は、「このような利用企業との関係は、おそらく(伝播性の強い)GPL では構築できなかったであろう」と述べている。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

Sun が準コピーレフト型の代表ライセンスである MPL を採用せず、OpenSolaris 向けに新たな独自の CDDL を作成したのは、Sun が MPL には致命的な欠点があると考えていたためである。第 1 章でも紹介したが、Phipps 氏はこの点について、以下のように述べている。

「Sunが考えるMPLの問題とは、MPLではそのExhibit Aの空欄箇所において、利用者が自身のOSSに対する権利を主張できるよう、利用者自身で名前を記入することを求めている点である。MPLの利用者がExhibit Aに自身の名前を記入するごとに、MPLの新たなバージョンが作成されていた。¹²⁰(中略)。ただ、CDDLではMPLと違い、Exhibit Aのように著作権の帰属を示すような名前を記入する箇所が含まれていない。CDDLはファイルベースであることもあり、本文において、著作権については特定のファイルに名前が記載されている人物に帰属させられるようなライセンスとなっている。そのため、CDDLの法人利用者は、MPLのようにライセンス内の名前を変更する必要がなく、ライセンス自体もそのままの形で配布されることになる。これは「License Liberation」と呼ばれるものであり、このような特徴により、CDDLは、MPLのように利用者に自身の名前を記入させることで次々と新たなライセンスを生み出してしまう、といった状況が発生することを防止している」。

こうした状況から、Sun は OpenSolaris に準コピーレフト型の OSS ライセンスを適用すると決定した時点で、Sun が考える MPL の欠点を補完する形で作成していた CDDL を OpenSolaris に適用することが決まっていたと言える。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Phipps 氏によると、CDDL は OpenSolaris にとって最適なライセンスであり、利用に当たってのリスクなどはないという。同氏曰く、「Sun だけでなく、OpenSolaris コミュニティ、つまり CDDL を OSS に適用する開発コミュニティ、CDDL が適用された OSS の利用者なども、CDDL には満足している」とのことであった。

● NetBSD

OSS:	NetBSD
OSS 概要:	大型サーバー、デスクトップ、組み込み機器向け OS
開発者:	The NetBSD Foundation
適用ライセンス:	2-Clause BSD License (非コピーレフト型)
ライセンス戦略:	NetBSD を普及させるため、利用者に受け入れやすい BSD License を適用。

<OSS 概要>

NetBSD とは、The NetBSD Foundation によって開発された UNIX 系のオープンソース OS である。NetBSD は現在、2-Clause BSD License のもとで配布されており、大型サーバー、デスクトップ、組み込み

¹²⁰ MPL においては 13 条からなるライセンスの本文の他に、Exhibit (日本語で言うところの「別紙」) A があり、Exhibit A を含む形で契約書全体となっている。この Exhibit A は MPL で保護される各ファイルへ挿入する事が義務付けられているが、各ファイルの Exhibit A はそのファイルに対して改変を行ったプログラマ (つまり二次的著作物の著作者) の名前を付加することが許されている (MPL 3.5 条、なお、名前の付加は義務ではない。原文では “You may add your name...”)。この結果、各ファイルに Exhibit A の記載は異なる可能性があり、Exhibit A を含む形態である MPL という契約も厳密に言えば、各ファイルに異なる契約であると言えることとなる。Phipps 氏はこうした観点から、「MPL の新しいバージョンが作成されていた」と説明していると考えられる。

なお、MPL 3.5 条には “You must duplicate the notice in Exhibit A in each file of the Source Code.” とあることから、あくまで各ソースコードに含まれる Exhibit A (の “duplicate”) は「複写」であって、MPL という契約の Exhibit は MPL ライセンス本文に含まれるもの、との解釈もあるが、この解釈では 複写したものへの名前の付加という改変を加えることの位置付けが不明確になる。

機器などに幅広く利用されている。なお、NetBSD のライセンスはもともと 4-Clause BSD License であったが、その後の 3-Clause BSD License への変更を経て、2008 年には 2-Clause BSD License へ変更されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

上記の通り、The NetBSD Foundation は現在、NetBSDを 2-Clause BSD Licenseにて配布している。The NetBSD FoundationのPresidentであるAlistair Crooks氏（以下、Crooks氏）によると、同団体はNetBSDを開発・提供する上で、すべての人が「コピーレフト」などの制限無く、自由に利用できるようにすることを目標のひとつとしており、またその目標は利用者への制限の少ないライセンスによって達成可能であると考えているという¹²¹。そのため、GPLのようにソースコードの開示を求めるなどの、利用者に様々な制限を課すライセンスについては、当初から選択肢にはなかったとのことである。

なお、すべての人が「コピーレフト」などの制限無く、自由に利用できるようにするというと、フリーウェアのような配布が想像されるが、The NetBSD Foundationとしても、NetBSDを提供する上で最低限の制限は必要であると考えていたことから、OSSとしての配布になったとのことである。Crooks氏によると、同団体にとっての最低限の制限とは、①NetBSDをパブリックドメインにしないこと¹²²、②オリジナル開発者の名前を残すこと、といったものであり、これらを定めたOSSライセンスとしてBSD Licenseが存在したため、同ライセンスを適用することを決めたという¹²³。

また、Crooks氏はBSD Licenseを選択した理由について、「利用者にとって単純で分かりやすいライセンスを適用することで、利用者がNetBSDを利用する際の障壁を取り除くという意味合いもあった」と述べている。曰く、「ライセンス本文が長ければ長いほど、利用者はOSSのライセンスに対して、利用者をだまそうとしているのではないか、何らかの悪意があるのではないかと猜疑心を強めてしまう。そのため、本文が非常に短く、理解しやすい非コピーレフト型のライセンスは、NetBSDに最適なライセンスと考えた」とのことである。こうした点もあり、The NetBSD Foundationは今後もGPLのように、長く複雑で利用者への制限の強いライセンスをNetBSDに適用する予定は全くないという。

なお、NetBSDには当初からBSD Licenseが適用されているが、適用されるバージョンは、当初の 4-Clauseから 3-Clauseを経て 2-Clause BSD Licenseへと変更を繰り返している。最初の変更は、2004年の 4-Clause BSD Licenseから 3-Clause BSD Licenseへの変更であり、これにより旧来利用されてきた 4-Clause BSD Licenseの一部条項が削除された。これは、BSD¹²⁴の開発者、そしてBSD Licenseの作成者であるUC Berkeleyが、BSDの利用者に対して、4-Clause BSD Licenseではなく 3-Clause BSD Licenseを利用するよう主唱したことがきっかけであるが、Crooks氏はこれについて、「NetBSDには当初、3-Clause BSD Licenseへ変更する特段の理由がなく、また変更を検討するだけの人手がなかったことから、実際にNetBSDのライセンスを 3-Clause BSD Licenseに変更したのは、UC Berkeleyの発表から約 5年後の 2004年であった」と述べている。

NetBSDのライセンスは、さらにその 4年後の 2008年には、3-Clause BSD Licenseから 2-Clause BSD Licenseに変更されているが、これは、2-Clause BSD Licenseの普及に伴い、NetBSD Foundationの全メンバーでNetBSDのライセンスを 2-Clause BSD Licenseに変更するかどうかの投票を行った結果であるという。

なお、2004年の 3-Clause BSD Licenseへの変更であるが、NetBSD FoundationはNetBSDに適応するライセンスについては、3-Clause BSD Licenseへ変更しながらも、NetBSDの開発に貢献する利用者に対しては、2008年まで一貫して 4-Clause BSD Licenseの利用を推奨し続けていたという。Crooks氏はこの点について、「NetBSDの開発に貢献する世界中の全利用者が、3-Clause BSD Licenseの利

¹²¹ 2009年7月24日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹²² The NetBSD FoundationがNetBSDの知的財産権を放棄せず、NetBSDを公有財産にしない、ということ。

¹²³ The NetBSD Foundation ウェブページ。 <http://www.netbsd.org/about/redistribution.html#why-berkeley> (Retrieved on Jul. 8 2009)

¹²⁴ University of California, Berkeley Berkeleyが開発したUNIX系OSであり、NetBSDのベースとなっている。

用に合意するのを待っていたため」としている。同氏によると、実際、利用者に推奨するライセンスに関連して、2003 年にも、NetBSD Foundation メンバーと BSD License の条項を削除するか否かについての議論を交わしたが、当時は決着がつかず議論を途中で中止していたとのことである。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

NetBSD は、非コピーレフト型の代表ライセンスである BSD License を適用している。NetBSD のライセンスに BSD License を適用したのは、上記の通り、同ライセンスが最も短く明解で、読み易いからであり、その中でも現在 2-Clause BSD License を適用しているのは、2008 年の NetBSD Project 全メンバーの投票の結果、NetBSD のライセンスを 2-Clause BSD License に変更することが決まったためである。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Crooks 氏によれば、BSD License は、ライセンス内容が短く理解しやすいことから、BSD License は NetBSD に最適なライセンスであり、特にリスクは認識していないとのことである。

2.2.2 ライブラリ

● Qt

OSS:	Qt
OSS 概要:	GUI ツールキット
開発者:	Qt Software
適用ライセンス:	GPL、LGPL、商用のトリプルライセンス
ライセンス戦略:	OSS コミュニティによる圧力により、商用から商用と GPL のデュアルライセンスへ移行し、その後は競合ツールの台頭の影響もあり、LGPL を追加する形で、現在の GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスというライセンスポリシーを確立。

今回の調査では、Nokia および旧 Trolltech 関係者に対し複数回にわたりインタビュー要請のためにコンタクトを取り続けてきたが、返答が得られなかったため、インタビューを実施することが出来なかった。以下では、文献から得られた情報をもとに、Qt のライセンスポリシーの変遷およびその背景についてまとめる。

<OSS 概要>

Qt は、ノルウェーの Trolltech によって開発されたクロスプラットフォーム対応の GUI ツールキットである。現在は GPL、LGPL および商用のトリプルライセンスのもとで、世界中で幅広く利用されている。オリジナル開発者の Trolltech は、2008 年 6 月に大手携帯電話端末メーカーである Nokia に買収されており、現在では Qt は Nokia により配布されている。また、Trolltech という社名もこれに伴い、Qt Software、Qt Development Frameworks と変更している。なお、Nokia に買収される前の Qt のライセンスモデルは、GPL と商用のデュアルライセンスであり、LGPL については Nokia による買収完了後に新たに適用されたものである。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Qt の現在のライセンスポリシーは、上記の通り、GPL、LGPL、および商用のトリプルライセンスであるが、Qt は当初からトリプルライセンスで配布されていたわけではなく、Trolltech により提供が開始された当初は商用ライセンスのみのもとで提供されていた。Trolltech はその後、商用ライセンスのみから GPL と商用のデュアルライセンスにライセンスポリシーを変更しているが、Nokia は 2008 年 6 月に Trolltech を買収したことに伴い、2009 年 1 月頃に Qt のライセンスに LGPL を加えており、現在では上記の通り、GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスが適用されている。

こうしたライセンスポリシーの変化の背景であるが、まず商用ライセンスのみ適用していたプロプライエタリ時代から GPL と商用のデュアルライセンスへ移行した点については、Qt がプロプライエタリソフトウェアであったにもかかわらず、KDE を始めとする OSS コミュニティにおいて、その利用が拡大していた点があげられている。こうした Qt を利用する OSS コミュニティは、Trolltech に対し、Qt を単なるソース開示で

なく、修正なども可能なオープンソースとして公開することを強く希望するようになり、さらに Qt のソースコードを書き換えた上で OSS ライセンスを適用する、といったような示威行為を行うグループに至り、Trolltech は当初、Qt をオープンソースとすることを否定していたが、ついに、OSS コミュニティの圧力に押される形で、Qt を商用ライセンスと GPL のデュアルライセンスでリリースするようになった。

しかし、当初のソースコード開示は独自のライセンスにもとづくものであり、利用者によるソースコードの変更を認めないなど、オープンソース化を求めていたOSSコミュニティのニーズを満たすものではなかった。そのため、TrolltechとOSSコミュニティの争いは続き、その後Qtのライセンスはたびたび変更されることとなったという。最終的には、頻繁なライセンス変更を経た後、TrolltechはGPLをベースにLinuxバージョンのQtを提供するようになり、その後Windowsバージョンも開示した¹²⁵。これが、商用とGPLのデュアルライセンスとなった背景である。

その後Trolltech を買収したNokiaが、QtのライセンスにLGPLを追加し、そのライセンスポリシーがGPL、LGPL、商用のトリプルライセンスとなったのは、近年登場したJavaFXやAdobe Air、最新のJavaScriptなど、Qtと同等の機能を持つGUIツールへ対抗するためと見られている。Nokiaとしては、こうした優れたソフトウェアに対抗するため、Qtをプロプライエタリなソフトウェアと組み合わせたいと考える開発者層を取り込み、Qtの利用を拡大できるよう、LGPLをライセンスに追加したというわけである¹²⁶。

なお、Nokia は現在、商用ライセンスで Qt を提供する際には、購入者に対して付加価値サービスとしてサポートサービスを無料で提供している。ただ、Qt の商用ライセンスバージョンは非常に高額(1PC あたり 3,000 英ポンド)であることから、Qt を商用ライセンスとして購入するのは、豊富な資金を持つ大企業または政府機関に限られているのが現状である。

● OpenSSL

OSS:	OpenSSL
OSS 概要:	セキュリティツール
開発者:	The OpenSSL Project
適用ライセンス:	OpenSSL License/SSLeay License (非コピーレフト型)
ライセンス戦略:	OpenSSL を法人利用者の間で普及させるため、また開発者の功績および著作権を明示するため、独自に OpenSSL License/SSLeay License を作成し適用。

<OSS 概要>

OpenSSLとは、Eric Young(以下、Young氏)とTim Hudson(以下、Hudson氏)の両氏が開発を開始し、現在ではThe OpenSSL Projectが開発を進めているセキュリティツールキットである。OpenSSLは高度な暗号化技術をベースとしていることから、主に法人や政府機関をターゲットしており、こうしたターゲット層の間ではセキュリティツールキットとして幅広く普及している。そのライセンス形態は、OpenSSL LicenseとSSLeay Licenseという2種類の異なる非コピーレフト型ライセンスを同時に適用するというものであり、非常に特殊なライセンスとなっている¹²⁷。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

The OpenSSL Software FoundationのProject ManagerであるStephen Marquess氏(以下、Marquess氏)によると、OpenSSLのオリジナル開発者であるYoung氏とHudson氏はOpenSSLを開発するにあたり、まず独自にSSLeay License(非コピーレフト型)と呼ばれるライセンスを作成し、これをOpenSSLに適用したという¹²⁸。非コピーレフト型のライセンスを作成したのは、両氏がOpenSSLをOSSとして広く普及させた

¹²⁵ Blanchette, Jasmin. Summerfield, Mark. "C++ GUI Programming with Qt 4"

<http://my.safaribooksonline.com/0131872494/pref04?portal=oreilly#X2ludGVybmFsX0ZsYXNoUmVhZGVyP3htbGikPTAxMzE4NzI0OTQvdmkmaW1hZ2VwYWdlIPXZp> (Retrieved on Oct. 29 2009)

¹²⁶ Nystrom, Sebastian. "Nokia to license Qt under LGPL" <http://labs.trolltech.com/blogs/2009/01/14/nokia-to-license-qt-under-lgpl/> Jan. 14 2009. (Retrieved on Oct. 29 2009)

¹²⁷ OpenSSL ユーザはどちらか一方のライセンスを選ぶことは不可能であり、両ライセンスを同時に受諾する必要がある。

¹²⁸ 2009年7月15日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

という意図を持っていたためであり、Marquess氏は、「当時のOpenSSLにはLinuxのような知名度がなかったことから、普及に向けてはターゲットとなる法人利用者間での利用を促進する必要があった。そのため、利用者がOpenSSLを利用しやすい、つまり制限が少なく商用利用に適した非コピーレフト型ライセンスが最適であるということになった」と述べている。

なお、Young氏とHudson氏の当初の目的に適したライセンスとしては、既にBSD Licenseがあったが、両氏はOpenSSLに同ライセンスを適用せず、SSLeay Licenseという新たなOSSライセンスを作成している。この点について、Marquess氏は、「両氏がSSLeay Licenseを作成した当時、BSD Licenseには現在のような知名度がなく、また広く利用されていなかった。そのため、両氏は自らが開発したOSSにちなんだライセンスを作成してもいいと考えたようである」と述べている。

こうしてOpenSSLはSSLeay Licenseのもとで配布されるようになったが、その後OpenSSL Licenseが追加適用されたことにより、OpenSSLには現在、OpenSSL LicenseとSSLeay Licenseという2つの非コピーレフト型ライセンスが同時に適用されるという状況になっている。Marquess氏によると、この背景には、OpenSSLの開発体制に変化があったことが影響しているという。OpenSSLは当初、Young氏とHudson氏の両氏を中心に開発が進められていたが、その後The OpenSSL Software Foundationが発足し、The OpenSSL Projectとして多くの開発者が開発に携わるようになった。ただ、当初適用されていたSSLeay Licenseには、Young氏とHudson氏の功績しか記述されない。そこで、The OpenSSL Projectは、同プロジェクトとして新たに開発したソースコードについては、両氏ではなく同プロジェクトとしての功績として明確にできるように、それを明記したOpenSSL Licenseを新たに作成したというわけである。

こうして、SSLeay Licenseが初期開発者であるYoung氏とHudson氏の両氏の権利と功績について、OpenSSL LicenseがThe OpenSSL Project発足後に新たに開発されたソースコードについての同団体の権利と功績についてそれぞれ触れ、OpenSSLには両ライセンスを同時に適用するという現在のライセンスモデルが確立され、現在に至っている。

なお、Marquess氏は、Young氏とHudson氏の両氏が当初、利用者がOpenSSLを利用しやすい、つまり制限が少なく商用利用に適した非コピーレフト型ライセンスが最適であると考えた点について、「これが功を奏して、OpenSSLはセキュリティツールキットとして最も幅広く利用されるようになった。現在ではほぼすべての企業がOpenSSLを利用するという状況にまでなっている」としている。さらには、「もし非コピーレフト型ではなくGPLまたはコピーレフト型のライセンスを利用していたら、OpenSSLは今日のように普及していなかっただろう。なぜなら、企業がGPLに対応したOSSを利用する場合、自社のプロプライエタリなソースコードまでを開示する義務が発生するからだ。仮にOpenSSLのライセンスを現在最も普及しているGPLに変更した場合、現在OpenSSLを利用する企業の多くが、自社のプロプライエタリなソースコードを避けるため、OpenSSLの利用を止めることになるだろう」と述べ、OpenSSLには非コピーレフト型ライセンスが適しているとの見方を改めて示している。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

OpenSSLには、上記の通り、2種類の非コピーレフト型ライセンスが同時に適用されている。新たに追加適用されたOpenSSL LicenseはSSLeay Licenseの一部を修正しただけであるため、両ライセンスの内容は基本的に、功績をたたえる開発者名が異なるだけとなっている。

OpenSSLに非コピーレフト型の代表ライセンスであるBSD Licenseが適用されなかった理由については、当初の開発者であるYoung氏とHudson氏の両氏が、ライセンスについてどのように考えていたかが大きく影響している。これについて、Marquess氏は上記にもあるように、「両氏がSSLeay Licenseを作成した当時、BSD Licenseには現在のような知名度がなく、また広く利用されていなかった。そのため、両氏は自らが開発したOSSにちなんだライセンスを作成してもいいと考えたようである」と述べている。

なお、Marquess氏によると、The OpenSSL Projectの開発者の間では現在、宣伝条項を含む現在のライセンスを撤廃し、3-Clause BSD Licenseに移行しようという動きが出てきているが、3-Clause BSD

Licenseへの移行は容易ではないという。これには、①現行ライセンスを撤廃するためには、これまで OpenSSLの開発に携わってきたすべての開発者の了解を得る必要がある、②初期開発者の一人¹²⁹が SSLeay Licenseの撤廃を拒んでいる、という2つの理由があり、今ところ実現していないとのことである。

こうした状況から、The OpenSSL Projectでは、初期開発者の合意なくライセンスを変更できるよう、初期開発者によって書かれたソースコード箇所¹³⁰を削除または書き換えるというアイデアが出ているという。ただし、現在のOpenSSLのソースコードの約90%が、初期開発者により書かれていることもあり、この作業には多大な労力が必要であり、本職としてOpenSSLに携わっている開発者がたった2名しかいない¹³¹という状況もあり、いまだ実現に至っていないとのことである¹³²。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Marquess氏によると、OpenSSLに現在の2種類のライセンスが同時適用される際のリスクには、①非コピーレフト型ライセンスであるため、開発コミュニティへの還元が限定される、②連邦政府のコンピュータセキュリティ標準であるFederal Information Processing Standardization 140(以下、FIPS 140)の影響を受ける可能性がある、という2点があるという。

まず1点目であるが、非コピーレフト型ライセンス全般にいえることであり、OSSの利用者がソースコードをどのように改変・修正しようが、改変・修正後のソースコードの開示が義務づけられていないため、利用者により改変・修正された内容が開発コミュニティに還元されない、というものである。Marquess氏によると、The OpenSSL Software Foundationはこの点を、現行ライセンスを利用する際の最大のリスクと捉えているというが、それでも現在まだ、3-Clause BSD Licenseへの移行を検討しているという点を見ると、同団体ではコミュニティへの還元よりも利用者のOSS利用環境を重視していると考えられる。

次の2点目については、米国では連邦政府の意向により導入されたFIPS 140が、OpenSSLの普及を阻害する可能性があるというものである。現在、政府機関向けに販売される暗号化機能搭載ハードウェア・ソフトウェアは、すべてFIPS 140と呼ばれる標準規格へ準拠しているかどうかの検証を受けることが義務付けられており、当然ながら、セキュリティツールキットであるOpenSSLは暗号化ソフトウェアを含むため、FIPS 140の対象となる。OpenSSLは既に検証を受けており、同標準への準拠を証明しているが、問題はOpenSSLの利用者も準拠状況の検証対象となる点である。

これには、非コピーレフト型ライセンスの特性上、利用者がOpenSSLを利用した場合、OpenSSLは利用者自身のソフトウェアとみなされてしまうといった点が影響している。理論上、利用者がOpenSSLの改変を行う度にFIPS 140への準拠状況が検証されることになり、この検証プロセスにはおよそ5万から10万ドルという高額な費用がかかると言われていることから、FIPS140が法人利用者によるOpenSSLの利用を妨げる可能性があるというわけである。OpenSSLの幅広い普及を目指すThe OpenSSL Software Foundationにとっては、これも非常に大きなリスクであると言える。

● OpenJDK

OSS:	OpenJDK
OSS 概要:	ソフトウェア開発キット
開発者:	Sun Microsystems
適用ライセンス:	GPLv2 with Classpath Exception(準コピーレフト型)
ライセンス戦略:	ターゲットユーザであるJava開発コミュニティの意向を考慮する形で、GPLv2 with Classpath Exceptionを適用。

<OSS 概要>

¹²⁹ Marquess氏は、これがYoung氏、Hudson氏のどちらであるかは明らかにしなかった。

¹³⁰ SSLeay Licenseが適用される箇所。

¹³¹ OpenSSLに関わる開発者の多くはRed HatやMicrosoftなどの大手企業の正規社員として働いている。

¹³² 現在、初期開発者によって書かれたソースコードを書き換えるための資金サポートを提供できる企業を模索中であるとのこと。

OpenJDK(Java Development Kit)とは、Sun によって開発されたオープンソースの Java ソフトウェア開発キットである。Sun はもともと、Java ソフトウェア開発キットである JDK をプロプライエタリなツールとして開発・提供しており、ソースコードについては契約先にしか開示してこなかった。そうした中、同等の機能をオープンソースで提供する Classpath と呼ばれるプロジェクトが発生したことから、Sun としても Linux コミュニティにおける Java の利用を促進する必要があると認識し、JDK を OpenJDK としてオープンソース化することを決定した。適用するライセンスについては、先に OSS として展開されていた Classpath が、GPL に特例を加えた GPLv2 with Classpath Exception と呼ばれるライセンスを適用していたこともあり、OpenJDK でも GPLv2 with Classpath Exception を採用することで、Classpath に追随している。

なお、同ライセンスは第 1 章では紹介していないが、内容的に LGPL と非常に類似している¹³³ため、準コピーレフト型として分類されている。具体的には、ライセンスは同ライセンスが適用されたライブラリを、①変更した場合、②同ライブラリの派生物ではないモジュールとリンクさせた場合、その成果物には利用者が好みのライセンスを適用することが出来る、という例外条項を GPL に追加したものである。GPL のコピーレフトの概念を維持しながら、ソフトウェア開発キットのようなライブラリを利用した成果物に対してはコピーレフトを義務付けないという例外を設けている点が特徴である。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Sun の Chief Open Source Officer である Phipps 氏および Java F/OSS Ambassador である Dalibor Topic 氏(以下、Topic 氏)はともに、「Sun は当初、OpenJDK に GPL を適用することを検討していた」としている。それにもかかわらず、Sun が OpenJDK に GPLv2 with Classpath Exception を適用したのは、コミュニティの意向を尊重した結果であるという。

この点について、Phipps 氏は、「JDK をオープンソース化する上では、Linux-Java コミュニティに対し、我々が協力しているという意思を見せる必要があった。当時の Linux コミュニティ内の開発者は、Java がアプリケーションをその上で作動させるバーチャルなマシンであるため、仮に Java に GPL が適用されていた場合、その上で作動するアプリケーションには GPL が適用されてしまう、という点を懸念していた。当時の Sun の解釈では、(Classpath Exception なしの純粋な) GPL を適用した場合でも、アプリケーションにまで GPL が伝播するという理解にはならなかったが、開発コミュニティが OpenJDK に GPL with Classpath Exception の適用を望んだため、同ライセンスを適用することとなった」と述べている¹³⁴。

同様に、Topic 氏も、「OpenJDK は Java ソフトウェア開発キット、つまり Java ソフトウェアの開発に必要なソフトウェアツールであるため、もし OpenJDK に GPL を適用すると、OpenJDK を利用して開発されるソフトウェアすべてに GPL が適用されると解釈する利用者から、敬遠されてしまう可能性が考えられた。Sun は OpenJDK を Linux コミュニティ向けに普及させていくことを目標としており、独自の JDK を開発した Linux コミュニティが、JDK をプロプライエタリなツールとして Linux とともに提供できるような利用環境を目指していた。こうした点でも、OpenJDK には伝播性の強い GPL を適用することは回避しようという結論となり、その結果、通常の GPL ではなく、OpenJDK 開発以前より Linux コミュニティで広く利用されてきた例外条項付の GPLv2 with Classpath Exception を適用することになった」と述べている¹³⁵。

なお、Topic 氏によると、Sun の OpenJDK 開発グループでは、一時期、OpenJDK に BSD License を適用しようという話も持ち上がったという。しかし、OpenJDK 開発コミュニティが、ソースコードが無断でプロプライエタリなものとして利用される可能性を危惧したため、BSD License は採用されなかったとのことである。また、Sun が独自ライセンスとして作成した CDDL については、当時まだ知名度が低く、OpenJDK の開発・提供を通して Sun が実現しようとしていた目的に適したライセンスとは考えられなかったため、OpenJDK には適用しなかったとしている。

¹³³ Sun Microsystems ウェブページ。 <http://www.sun.com/software/opensource/java/faq.jsp> (Retrieved on Jul. 8 2009)

¹³⁴ 2009 年 10 月 27 日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹³⁵ 2009 年 9 月 15 日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

このほか、Sunは、 LGPL ではなく同ライセンスと内容が非常に類似するGPLv2 with Classpath Exceptionを選択した理由として、自社ウェブページ上において、次のように説明している。「Java開発コミュニティが以前よりGPLv2 with Classpath Exceptionを利用するなど、同ライセンスを重視していたため、Java開発コミュニティのOSSライセンスに関する考えを受け継いだものである¹³⁶」。OpenJDKがJavaソフトウェア開発キットであることを考えると、SunがJava開発コミュニティのOSSライセンスに対する考え方を重視したことは当たり前かもしれないが、それ以上に、同等の機能を先行してオープンソースで提供していたClasspathがGPLv2 with Classpath Exceptionを選択したことから、SunとしてもOpenJDKへ適用するライセンスはGPLv2 with Classpath Exception以外に選択肢がなかった可能性もある。

参考までに、Topic氏はSun全体におけるOSSライセンス戦略について、次のようなコメントもしている。「OpenJDKに限らず、Sunは独自のソフトウェアをOSSとして提供する際、ターゲットとする開発コミュニティの考え方に最も適したライセンスを適用するようにしている。例えば、コミュニティの考え方やコンセプトに最適なのであれば、OSSではなく商用ライセンスを適用する場合もある。SunはGPLが優れたOSSライセンスであることは理解しているが、すべてのOSSにGPLを適用することが正しいとは思わない。あくまで開発者および利用者のニーズに合ったライセンスを適用するべきであると考えており、これがSunのOSSライセンスに対する基本的スタンスである」。

このほか、Phipps氏はJDKをオープンソース化するプロセスについて、次のように語っている。「JDKをオープンソース化にする上では、2段階のステップを踏んでいる。まず始めに、JDKをLinux向けにパッケージ化するため、FedoraおよびDebianコミュニティと協力関係を築き、これらのコミュニティと協力することにより、JDKをLinuxのリポジトリに入れることに成功した。次に、我々(Sun)は、LinuxコミュニティにおけるJavaの利用を促進させるため、JDKをパッケージ化する際に築いたFedoraおよびDebianコミュニティとの協力関係を強化した。この結果、パッケージ化されたOpenJDKをOSSとして公開し、JavaおよびOpenJDKをすべてのLinuxディストリビューションで利用できるようにすることに成功した。こうしたステップを踏んだことにより、LinuxコミュニティにおけるJavaの利用は増加している」。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

OpenJDKには上記の通り、準コピーレフト型のGPLv2 with Classpath Exceptionが適用されている。OpenJDKに準コピーレフト型の代表ライセンスであるMPLが適用されなかった理由については、明らかになっていないが、LGPLが適用されなかった理由と同様に、①Java開発コミュニティの意向を重視したこと、②同等の機能を先行してオープンソースで提供していたClasspathがGPLv2 with Classpath Exceptionを選択していたこと、が影響していると考えられる。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Topic氏は本調査のインタビューにおいて、GPLv2 with Classpath Exceptionを適用するうえでのリスクはなく、同ライセンスは開発コミュニティ内でうまく機能している、と述べている。

● GNU Compiler Collection

OSS:	GNU Compiler Collection
OSS 概要:	コンパイラ群
開発者:	Free Software Foundation
適用ライセンス:	GPLv3
ライセンス戦略:	GNU Compiler Collectionは、FSFが定めるGPL非適用例(GPLを適用しない例外)に相当しないため、GPLを適用。

<OSS 概要>

GNU Compiler Collection(以下、GCC)とは、Free Software Foundation(以下、FSF)により開発・提供されているオープンソースのコンパイラ群である。FSFは明確なライセンス戦略、方針を持っており、GCCにはこの戦略、方針にもとづきGPLv3が適用されている。FSFは「基本的にはすべてのOSSにGPLを

¹³⁶ Sun Microsystems ウェブページ。 <http://www.sun.com/software/opensource/java/faq.jsp> (Retrieved on Jul. 8 2009)

適用する」という考えを持っているが、例外として GPL を適用しないケースというものを明確に定めている (GPL 非適用例)。GCC については、この「GPL を適用しないケース」に相当しないことから、GPL が適用されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

FSFのLicensing Compliance EngineerであるSmith氏によると、FSFはいくつかの例外を除き、基本的にGPLを適用するというOSSライセンス戦略・方針を持っており、外部にもこの考え方を推薦しているとい¹³⁷、GCCに関しては、「FSFが定めるこの例外に相当しないため、伝播性の強いGPLを適用することとなった」としている。なお、Smith氏は、FSFが「GPLを適用することが適切でないと考える例外」について、以下の3つのケースを挙げている。

- プロプライエタリなライブラリと同様の機能をもつライブラリを OSS として展開する場合
この場合、OSS の商用利用を考える法人利用者などが、自社のプロプライエタリなソースコードの開示を恐れ、OSS ライブラリの利用を避けるといった事態が考えられる。これを回避するため、FSF はこのようなライブラリには LGPL の適用を推奨している。
- 市場シェアの大きいプロプライエタリなソフトウェアの代替 OSS を展開する場合
市場で存在感のあるプロプライエタリなソフトウェアに対抗するために、同様の機能をもつソフトウェアを代替 OSS として展開する場合には、FSF は普及促進という観点から、利用者にとって制限のある GPL ではない OSS ライセンスを推奨するケースがある。一例としては、MP3 に対抗する形で開発された Ogg Vorbis と呼ばれる OSS に、GPL、LGPL 以外のライセンスの適用を推奨したケースがある。
- 開発コミュニティ内で、既に特定のライセンスを利用するコンセンサスが取られている場合
OSS 開発コミュニティの中には当然ながら、GPL 以外の OSS ライセンスの採用を決定しているところが多い。例えば、Perl の開発コミュニティでは常に Artistic License と GPL のデュアルライセンス形式が、Apache Foundation の開発コミュニティでは基本的には Apache License が利用されている。FSF としては、止むを得ない理由が無い限り、GPL 以外のライセンスを採用していることを非難したり、GPL の利用を押し付けたりすることはないという。

Smith 氏によると、FSF が開発した GCC は、以上の例外条件のいずれにも当てはまらないという理由で、GPL を適用しているという。

なお、上記1章でも紹介したが、Smith氏はFSFがライブラリにはLGPLの適用を推奨しているといった誤解があると、FSFとしては、上記のような例外以外は、ライブラリでもGPLの適用を原則としている旨を強調している。曰く、「FSFは確かにLGPLを作成したが、だからといって、FSFが必ずしもすべてのライブラリにLGPLを適用するよう推奨しているわけではない。業界では現在、FSFがすべてのライブラリにLGPLを適用するよう推奨しているといった見方があるが、これは明らかに誤解である。FSFは無償で提供されているプロプライエタリなライブラリと競合しているという場合を除き、基本的にはGPLの利用を推薦している」とのことである。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

GCCには上記の通り、コピーレフト型ライセンスの代表ライセンスであるGPLが適用されている。FSFは、独自開発のOSSには、上記の例外を除きGPLを適用することを基本原則とする考えを持っており、例外に当てはまらないGCCにGPLが適用されているのは、ある意味当然と言える。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Smith氏によると、GCC開発コミュニティ内の関係者は、基本的にGCCにGPLが適用されていることに関して満足しているようであるという。ただ、一部の利用者の間では、適用ライセンスがGPLv2からv3

¹³⁷ 2009年8月5日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

に変わったことに対する懸念の声も上がっているという。ただ、FSF としてはこうした懸念は、GPLv3 が比較的新しいライセンスであり、利用者が同ライセンスの内容を明確に理解できていないことに起因すると考えているという。Smith 氏は、「このような懸念が GCC の開発・発展に影響しないよう、利用者に対して、GPLv3 がコミュニティにもたらす利益などを説明する啓発活動を行っている」と述べている。

● GPL Flash Library

OSS:	GPL Flash Library
OSS 概要:	Linux 向けの Flash 再生ツール
開発者:	Olivier Debon 氏
適用ライセンス:	GPL
ライセンス戦略:	開発者のライセンス戦略は明確にならなかったが、FSF の定めるライセンスポリシーに従っている可能性が高い。

<OSS 概要>

GPL Flash Library とは、Linux 上で Flash を再生するためのツールであり、個人プログラマーである Olivier Debon 氏（以下、Debon 氏）が開発・提供している。ライブラリではあるが、GNU Compiler Collection と同様に、LGPL ではなく GPL が適用されている。なお、Debon 氏はそのウェブサイト上から GPL Flash Library のソースコードを開示しているが、Windows 用のソースコードは用意していない旨を意図的に明記している。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

今回の調査では、開始以降、Debon 氏に対して複数回にわたりインタビューの要請のためのコンタクトを取り続けてきたものの、返答が得られなかったため、同氏に対するインタビューを実施することが出来なかった。以下、Debon 氏の代わりにインタビュー対象とした FSF の Smith 氏への電子メールでのインタビューから得られた情報をまとめる。

Smith 氏によると、オープンソースとして提供されているライブラリのうち、かなりの数のライブラリに GPL が適用されているという。同氏は、「ほとんどのライブラリといってもいいかもしれない」と述べており、GPL Flash Library が GPL を適用しているのも、特に例外的なものではない」としている。

また、同氏はライブラリ開発者の選択すべき OSS ライセンスについて、「LGPL はライブラリ向けのライセンスという誤解がある」とした上で、次のように回答している。「詳しくは FSF のウェブサイトを見てほしいが、1 つ強調しておきたいのは、ライブラリに LGPL をすべきとの考えは、まったくの誤解であるという点である。LGPL の『L』の略称は以前とは変わっており、かつては『Library』の略であったが、現在では『Lesser』を意味する。これは利用者の間で、すべてのライブラリに LGPL を提供すべきである、との誤認識が起きることを避けるためである。FSF としては、ライブラリについても一部の例外を除き、LGPL ではなく GPL を適用することがコミュニティにとって有益であると考えている」。

2.2.3 ツール

● Google Chromium

OSS:	Google Chromium
OSS 概要:	ウェブブラウザ
開発者:	Google
適用ライセンス:	3-Clause BSD License
ライセンス戦略:	Google としては基本的に Apache License を重視しているが、開発者コミュニティへの普及を狙い、Apache License よりも制限の緩い 3-Clause BSD License を選択。既に多くの開発者がついている競合ブラウザの Mozilla Firefox のライセンスが、3-Clause BSD License と互換性のある MPL であったことも影響。

<OSS 概要>

ChromiumはGoogleによって開発されたウェブブラウザであり、現在、3-Clause BSD Licenseのもとで配布されている。現在Googleによって提供されるウェブブラウザにはChromiumのほかにChromeがあるが、GoogleのOpen Source Program ManagerであるDiBona氏によると、Chromiumがオープンソースのブラウザで、ソースコードも開発者向けに提供されているのに対し、ChromeはGoogleがChromiumをベースとして一般ユーザ向けに製品化したプロプライエタリなウェブブラウザであり、ソースコードは開示されていないという¹³⁸。このように、ChromiumとChromeはそれぞれが対象とするユーザ向けに、異なるライセンスポリシーのもとで提供されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Google は上記の通り、Chromium に 3-Clause BSD License を適用しているが、これについて、DiBona氏は次のように述べている。「Google は、開発者がオープンソースとして利用する場合、プロプライエタリソフトウェアとして利用する場合のいずれにも対応したいと考えており、非コピーレフト型のライセンスの適用を前提としている。中でも、今のところは Apache License が我が社に最適であるが、Chromium に関しては、とにかく多くのユーザに利用してもらいたいという思いがあり、Apache License よりも制限の緩い 3-Clause BSD License の方が、より多くの開発者による利用を期待できると判断した」。

また、同氏は Google が Chromium 向けのライセンスを決定する上で、競合するウェブブラウザの Mozilla Firefox のライセンスからも影響を与えたことを明らかにしている。同氏曰く、「3-Clause BSD License を選択した理由の 1 つには、MPL と互換性のあるライセンスを適用したかった、という点もある。これは、既に大きな市場シェアを持つウェブブラウザの Mozilla Firefox が MPL を採用しており、Mozilla Firefox 向けに拡張機能を開発したデベロッパーが、それを Chromium にも適用しやすいような状況を作り出すためである」とのことである。

DiBona 氏は最後に、「Google にとって最適な OSS ライセンスは Apache License であることに間違いはないが、少なくともブラウザの世界では、Apache License が最適なライセンスであるとは思っていない」と述べ、同社が基本的な OSS ライセンスポリシーを持ちながらも、OSS 別に柔軟に対応していることを明らかにしている。

● Mozilla Firefox

OSS:	Mozilla Firefox
OSS 概要:	ウェブブラウザ
開発者:	Mozilla Foundation
適用ライセンス:	Mozilla Public License(準コピーレフト型)、GPL、LGPL のトリプルライセンス
ライセンス戦略:	Firefox を、MPL と非互換な GPL および LGPL 適用下の OSS と共に利用できるようにするため、MPL、GPL、LGPL のトリプルライセンスモデルを採用。

<OSS 概要>

Mozilla Firefox(以下、Firefox)とは、Mozilla Foundation が開発・提供するオープンソースのウェブブラウザである。ウェブブラウザ市場では、既に Microsoft の Internet Explorer に次ぐ第 2 位の普及率を誇っており、その市場におけるプレゼンスは非常に大きい。OSS ライセンスについては、Mozilla Foundation が Firefox 向けに新たに作成した MPL と、GPL および LGPL のトリプルライセンスモデルを適用しており、Firefox の利用者はこれら三種類のライセンスの中から自身の目的に最も適したライセンスを選択できるようになっている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Mozilla FoundationのGeneral CounselであるAnderson氏によると、同団体が新たに準コピーレフト型のMPLを作成したのは、Firefoxの開発当時に主要なOSSライセンスとして普及していたGPLに、いくつかの欠点が見られたためという¹³⁹。同氏は、Mozilla Foundationとしては、GPLの基本的なコンセプトに賛成で

¹³⁸ 2009年10月8日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹³⁹ 2009年7月22日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

はあったとしているが、それにも関わらず新たなライセンスを作成した点について、「GPLには、①伝播性が強すぎる、②特許に関する記載がない¹⁴⁰といった問題点があり、これらに不満があった。こうした欠点を補うために、GPLをベースに新たなライセンスをMPLとして作成した」と述べている。

Anderson氏はこれらのGPLの欠点について、次のように述べている。「まず1つ目(伝播性が強すぎる点)は、GPLが適用されたOSSをGPL以外のプログラムと組み合わせた場合、そのプログラムにもGPLを適用しなければならないという点である。GPLは最も知名度が高いながら、この欠点があることから、当時、多くの開発者や法人利用者がGPLベースのOSSを利用したがないという状況が起きていた。こうした状況もあり、MPLの作成作業には、IBMやApache Foundationなど多くの団体が参加した。2点目(特許に関する記載がない点)については、当時のGPLには著作権に関する記載はあったものの、特許に関してはカバーされていなかったというものである。そのため、MPLは特許に関する条項を含め、GPLに不足していた箇所を補った。GPLはMPLより数年遅れ、Version 3になりようやく特許に関する条項を追加している」。

Anderson氏は、こうしたGPLの欠点を補う形で作成したMPLは、自身のソースコードの開示に懸念を示す法人利用者などにとって利用しやすいものとなっており、また特許係争の可能性を最小限に抑えた内容になっているとしている。

ただ、Firefoxにはこの新たに作成されたMPLだけが適用されているわけではなく、上記の通り、FirefoxはMPL、GPL、LGPLのトリプルライセンス下で配布されており、利用者がこれらのいずれかを選択することができる仕組みとなっている。こうしたトリプルライセンスモデルを適用した点について、Anderson氏は、「MPLがGPLおよびLGPLと非互換であることが影響した」としている。

この点についての同氏の主張は、MPLがGPLおよびLGPLと非互換という現状のもとでは、FirefoxがMPL下でのみ配布された場合、利用者はFirefoxとGPLまたはLGPL下で配布されるOSSとを組み合わせる利用できなくなるため、こうした事態を避けるべく、Mozilla Foundationではトリプルライセンスを採用し、利用者が望む場合には、FirefoxをGPLやLGPLが適用されたOSSと共用できるよう、MPL以外にGPLとLGPLをライセンスとして選択できるトリプルライセンスモデルを採用したというものである。また、Anderson氏はGPLおよびLGPLが非常に著名なライセンスであり、これらをトリプルライセンスに含めると、開発者間でのMozilla Firefoxの利用が促進すると見込んでいたことも明らかにしている。

なお、Mozilla Foundationは、Firefox以外にもメールクライアントであるMozilla Thunderbirdに代表される複数のOSSに、同様のトリプルライセンスを適用している。Anderson氏は、「多くのライセンスが乱立することは好ましいとは思っていない」としているが、同時に「GPLおよびLGPLが非常に著名なライセンスであり、これらのライセンスを含むことにより、開発者へ選択肢を与えることが出来ると考えた」とコメントしている。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

Mozilla Foundationは上記の通り、Firefoxのライセンスの1つに準コピーレフト型の代表ライセンスであるMPLを採用している。Mozilla Foundationは、GPL(当時)にはいくつかの問題点があることから、当初よりGPLをベースに新たなライセンスを作成するという意向を持っており、他の準コピーレフト型ライセンスを採用するという選択肢はなかったようである。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Anderson氏は本調査のインタビューにおいて、Mozilla Foundationとして認識するMPLの主要な問題点を2点挙げている。同氏によると、それらの問題点とは、①MPLでは特許に関する記載内容が非常に曖昧な表現となっていること、②スクリプト言語の扱い方に関して明確な定義がなされていないこと、であるという。

¹⁴⁰ MPL作成当時のGPLv2を対象としたコメントである。

まず 1 点目の特許に関する記載内容であるが、現行の MPL には、「OSS の著作者が特許保有者から特許侵害で訴えられた場合、著作者は自身の OSS のソースコードを特許保有者との交渉材料として利用できる」旨の記載があるというものである。Anderson 氏によると、同箇所に関してはこれまで、内容が曖昧すぎるとして多くの批判が寄せられており、いくつかの法人利用者の中には、同条項を理由に MPL の利用を止めたものもあるという。現時点では同条項に関する訴訟は起きていないが、今後同条項を理由に訴訟が起きる可能性もあり、Mozilla Foundation としては同条項を MPL のリスクの 1 つとして認識しているとのことである。

次の 2 点目については、スクリプト言語の取り扱いについて MPL のライセンス本文内で明確な記述がないというものである。Java などのスクリプト言語にはバイナリコードがなく、ソフトウェアはソースコードのみで提供されるが、Anderson 氏によると、現在の MPL にはこのような OSS の取り扱い方について明確な定義をしていないという。同氏は、「こうしたスクリプト言語の取り扱いを明記していない点も、MPL の問題点の 1 つとなっている」と述べている。

なお、Anderson 氏によると、Mozilla Foundation は今後、MPL の修正を行う予定であるといい、修正作業を進める際には、特許条項の記述を明確にすること、スクリプト言語に対する明確な記載をすることに特にフォーカスする予定である、としている。

● CIRCA

OSS:	CIRCA
OSS 概要:	グループウェア
開発者:	European Commission(EC)
適用ライセンス:	European Union Public License(コピーレフト型)
ライセンス戦略:	欧州各国政府機関の間での CIRCA の利用を促進するため、欧州での利用を前提に独自で作成した EUPL を適用。

<OSS 概要>

CIRCA とは、European Union(以下、EU)の政策執行機関である European Commission(以下、EC)によって開発・提供されているオープンソースのグループウェアである。特定のワークグループ内でインターネットを経由した情報共有が可能となる点が特徴であり、主に欧州内の政府機関によって利用されている。OSS ライセンスには、EC で電子政府サービスを開発する機関 Interoperable Delivery of pan-European eGovernment Services to Public Administrations, Businesses and Citizens(以下、EC IDABC)が作成した EUPL が適用されており、同ライセンスのもとで配布されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

EC では、CIRCA を含め複数の OSS を独自に開発しているが、これらの OSS にはすべて自身で作成した EUPL が適用されている。EC は以前より、欧州の政府機関が開発する OSS 向けに欧州独自のライセンスが必要であると認識しており、EUPL はその結果作成されたものであることから、CIRCA に EUPL が適用されたのは、ごく当たり前のことであったと言える。

なお、EUPLが作成された経緯、理由であるが、EC IDABCの代表であるDe Vriendt氏は、独自に開発したソフトウェアをOSSとして配布することを検討した際に、ECにとって最適なOSSライセンスが存在しなかったこと、を挙げている¹⁴¹。De Vriendt氏によると、ECは当時、独自開発のOSSがプロプライエタリなソフトウェアに利用されることを回避したいことから、伝播性の強いコピーレフト型ライセンスの利用を視野に入れていたが、代表格のGPLは米国の法律をもとに作成されており、その言葉遣いや内容が欧州での利用には適切ではなかったことから、GPLの利用を回避し、独自のライセンスをGPLベースで作成したという。

¹⁴¹ 2009年7月28日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

De Vriendt氏は、EC が当時認識していたGPLの問題点として、ECが定めた以下の 4 つの基準¹⁴²を満たさなかったことを指摘しており、GPLをベースに新たなライセンスを作成する上でも、この 4 つの基準を満たせる点を重視したとしている。

- 著作権に関して、EU コミュニティおよびメンバー各国の法律に則っていること。
- 保証および責任に関して、EU コミュニティおよびメンバー各国の法律に則っていること。
- 準拠法および裁判管轄に関して、EU コミュニティおよびメンバー各国の法律に則っていること。
- EU の全公式言語で法的に有効なライセンス本文が存在すること。

De Vriendt氏によると、EC IDABCは当時、上記の 4 つの基準のうち、特にライセンスがEUの全公式言語で法的に有効であることを重視していたという。この背景には、当時のOSSライセンスのほとんどが英語で作成されており、またライセンスの非公式な翻訳版は法的に有効なライセンスとして認められていなかったことがある¹⁴³。同氏はこの点について、「欧州では政府機関がOSSを配布しようとした場合、法的機関による許可が必要とされているケースが多いが、これまではOSSライセンスが英語であったことから、ライセンスの内容が理解困難であるという理由で、許可が下りないというケースが発生していた」と述べている。

De Vriendt氏は当時のGPLについて、上記の他にも、①欧州では、GPLv2 のライセンスの責任に関する記述が不適切である¹⁴⁴、②GPLv2 には準拠法・裁判管轄に関する記載が無かった、という問題点を挙げており、これらの問題すべてに対応した欧州向けに最適なOSSライセンスとして、EURLを作成している。ECは自らで開発するOSSにはすべてEURLを適用しており、CIRCAもECが開発したOSSであることから、同OSSには当然ながらEURLが適用されている。

なお、De Vriendt 氏によると、EC は欧州各国の政府機関に対しても、EURL の利用を推奨しているといい、EURL を欧州における OSS ライセンスのデファクトスタンダードとすると共に、欧州の政府機関のOSS 利用を促進する起爆剤にしたいとの考えも明らかにしている。同氏は、「EURL が作成され、欧州各国の法的機関がそれぞれの言語でライセンスを理解できるようになったことにより、欧州の政府機関の間ではOSS の利用が進んでいくと思う」と述べている。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

EURL は上記の通り、GPL をベースに作成されたこともあり、基本的な内容は GPL と同じであり、コピーレフト型に分類される。こうした状況にも関わらず、EC が CIRCA に GPL を適用しなかったのは、上記の通り、GPLv2 には EC にとって不都合な数々の問題があったためである。そのため、EC は GPL をベースとしながらこれらの問題点に対応した独自の EURL を作成し、CIRCA にも EURL を適用している。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

De Vriendt氏によると、EURLは誕生してから日が浅いこともあり、現時点ではまだ利用上の大きなリスクや問題点などは特に指摘されていないという。ただ、一部の利用者の間では、EURLの互換性に関する不満が上がっていることを明らかにしている。同氏によると、EURLは現在GPLv2 など計 5 種類のライセンスと互換性を持っているが、ECはこのような不満を解消すべく、今後はGPLv3 などより多くのライセンスと互換性を持たせていく予定であるという¹⁴⁵。

● Zimbra Collaboration Suite

OSS:	Zimbra Collaboration Suite
OSS 概要:	コラボレーションスイート
開発者:	Zimbra
適用ライセンス:	Yahoo Public License(準コピーレフト型)

¹⁴² Open Source Observatory and Repository(OSOR)ウェブサイト。 <http://www.osor.eu/eupl/how-to-use-the-eupl> (Retrieved on Aug. 3 2009)

¹⁴³ そのため、欧州の OSS 利用者は英語でライセンス内容を理解する必要があった。

¹⁴⁴ De Vriendt 氏によると、欧州ではライセンスが明確に責任を放棄するということを記載できないという。

¹⁴⁵ ただし、具体的な計画があるわけではない、とのことであった。

ライセンス戦略:	Zimbra Collaboration Suite の利用を促進するため、利用者にとって理解しやすい内容のライセンスを YPL として作成し適用。
----------	--

<OSS 概要>

Zimbra Collaboration Suite(以下、ZCS)とは、2007 年より Yahoo の子会社となった Zimbra により開発・提供されているオープンソースのコラボレーションスイートである。Microsoft が提供する Office、Exchange、Outlook といったアプリケーションの競合として注目されるなど、業界ではコラボレーションスイートとして一定の評価を得つつある。Yahoo による買収以前は、MPL に宣伝条項を追加したライセンスが適用されていたが、現在の ZCS には Yahoo が Zimbra 買収以降に独自に作成した YPL と呼ばれる準コピーレフト型のライセンスが適用されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

ZimbraのVP Marketing and Product ManagerであるRobb氏によると、ZCSには長らくMPLに宣伝条項を追加したライセンスが適用されてきたが、ZimbraがYahoo!に買収された際に見直しが行われ、その結果、Yahooが新たに作成したYPLと呼ばれるライセンスが適用されたという¹⁴⁶。Robb氏はこの経緯について、次のように述べている。「それまでZCSに適用されてきたMPL(宣伝条項付)は、本文が長く複雑であった。Zimbraでは当時、利用者にとってよりシンプルで理解しやすいライセンスが必要であると考えていたが、そうした中、Yahooが将来的に開発するOSS向けに独自のライセンスを作成するという話になったため、そのライセンスが適用されることとなった。これが、YahooがMPLをベースに新たに作成したYPLである」。

ただ、Robb氏によると、YPLは独自に作成したものではあるが、基本的にはMPLを単純明快にしただけであり、基本的な要求内容やコンセプトはMPLと何ら変わらないという。ZCSの適用ライセンスを変更する上で、引き続きMPLをベースとするライセンス(YPL)を選定した点について、Robb氏は、「Zimbraが開発コミュニティへの還元や利用者のプロプライエタリなソースコードの開示義務などにこだわっておらず、いかに利用者が容易にZCSを利用できるかのみに焦点を当てているからである」と述べ、利用者に対して多くの制限を与えるのではなく、利用し易いという環境を提供しようという判断の結果であったことを明らかにしている。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

ZCSには上記の通り、YahooによるZimbra買収までは準コピーレフト型の代表ライセンスであるMPL(宣伝条項付)が適用されてきたが、YahooによるZimbra買収に伴い、Yahooが新たに作成したYPLが適用されている。ZimbraがZCSのライセンスをMPLからYPLへ変更した理由は、①これまで利用してきたMPLが長く複雑であり、利用者にとって理解し難い内容であった、②Yahooが他のOSSにも利用できる独自のライセンスの作成を必要としていた、という点であり、YPLがMPLの内容を単純明快化しただけのものであり、内容面ではMPLと違いはないことを考えると、Yahooは「読み易さ、判り易さ、明快さ」だけを理由に、ZCSの適用ライセンスをMPLからYPLに変更したと言える。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Robb氏は本調査のインタビューにおいて、YPLを利用する上でのリスクについては触れなかったものの、Zimbraが利用者のフィードバックを元にライセンス改善へ向けた努力を行っていることを強調していた。なお、YPLについてはこれまで、知的財産権やOSSの配布・修正などに関わる記述についてフィードバックを得ているが、現時点ではそれらのフィードバックのライセンスへの反映はしていないという。ただ、同氏は、「これからも、利用者からフィードバックがあれば、引き続きYPLへ反映すべきかどうかは検討していく」と述べている。

● OpenOffice.org

OSS:	OpenOffice.org
OSS 概要:	オフィススイート

¹⁴⁶ 2009年7月22日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

開発者:	Sun Microsystems
適用ライセンス:	LGPL(準コピーレフト型)
ライセンス戦略:	Linux と共に配布するため、また利用者によるアドオンの開発・販売を促進するため、「コピーレフト」性を弱めながら Linux の GPL と互換性をもつ LGPL を適用。

<OSS 概要>

OpenOffice.orgは、Sunにより開発されたオープンソースベースのオフィススイートパッケージである。無償で提供されていることから、政府機関やIT企業などを中心に幅広く利用されつつある¹⁴⁷。現在、LGPLのもとで提供されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

SunのChief Open Source OfficerであるPhipps氏は本調査の電話インタビューにおいて、OpenOffice.orgにLGPLを適用した理由として、以下の2点を挙げている¹⁴⁸。

- Sunは当時、OSSコミュニティ内の開発者(利用者)がOpenOffice.org向けのアドオン機能を容易に開発・販売できるようなエコシステムの構築を狙っており、これにはLGPLが最適と考えた。
- OpenOffice.orgはLinuxと共に配布されることを前提に開発されたため、上記の条件を満たしかつGPLと互換性のあるLGPLがOpenOffice.orgに最適であった。

Phipps氏によると、Sunは当初、コピーレフト型ライセンスおよび非コピーレフト型ライセンスのデュアルライセンスモデルも検討していたが、OpenOffice.org開発コミュニティにとって最適なライセンスモデルではないとの判断から、断念したという。Sunは一時期、OpenOffice.orgにSun Industry Standard Software License(以下、SISSL)と呼ばれるライセンスも適用し、LGPLとのデュアルライセンスモデルを採用していたが、Phipps氏は、「SISSLの要素はすべてLGPLに含まれていたため、後にSISSLの適用を中止し、LGPLに一本化した」と述べている。

なお、Phipps氏によると、OpenOffice.orgのバージョン1および2に適用されていたのは、LGPLv2であるが、LGPLがLGPLv3となり、SunおよびOpenOffice.org開発コミュニティが望んでいた特許に関する記載が明示されたことで、OpenOffice.orgのバージョン3以降はLGPLv3を適用しているという。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

上記の通り、OpenOffice.orgには準コピーレフト型のLGPLが適用されており、同種類の代表ライセンスであるMPLは適用されていない。この理由について、Phipps氏は本調査のインタビューにおいて、Sunが当時、OSSコミュニティ内の開発者(利用者)が容易にOpenOffice.org向けのアドオン機能を開発・販売できるようなエコシステムの構築を狙っていたことを挙げている。GPLを利用しなかった理由は明確にはなっていないが、Sunは、OpenOffice.org向けのライセンスとしては、GPLは条件が厳格すぎると判断していたようである。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Phipps氏は、OpenOffice.orgのライセンス上のリスクとして、同OSSのライセンスが特許に関する記載を含むLGPLv3であることにより、OpenOffice.orgの普及を阻害する可能性がある、としている。同氏によると、実際に特許に関する記載が含まれることから、OpenOffice.orgの利用をためらっている法人利用者もいるという。企業ユーザの中には、LGPLを利用した場合、たとえ社内利用であっても、LGPLの特許に関する記載が自らの特許を脅かす可能性があるとして、OpenOffice.orgの利用を断念したところもあるという。

¹⁴⁷ “Market Share Analysis” http://wiki.services.openoffice.org/wiki/Market_Share_Analysis (Retrieved on Sep. 23 2009)

¹⁴⁸ 2009年9月15日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

ただし、Sun および多くの利用者は、OpenOffice.org に LGPLv3 が適用されているという状況に満足しているとのことであり、Sun としても OpenOffice.org への適用ライセンスを変更するといった対応は行わないようである。

● Eclipse

OSS:	Eclipse
OSS 概要:	ソフトウェア開発プラットフォーム
開発者:	Eclipse Foundation
適用ライセンス:	Eclipse Public License (準コピーレフト型)
ライセンス戦略:	商業利用に適したエコシステムを構築するため、法人利用者が Eclipse を独自のプロプライエタリなソフトウェアと組み合わせて利用出来るよう、準コピーレフト型の EPL を適用。

<OSS 概要>

Eclipse とは、IBM が開発を開始し、現在では Eclipse Foundation が開発プロジェクトを管理するオープンソースのソフトウェア開発プラットフォーム(統合開発環境)であり、現在、Sun の NetBeans と並び世界的に広く利用されている。Eclipse に適用される OSS ライセンスは、IBM が開発プロジェクトを主導していた当時は、同社の弁護士が作成した準コピーレフト型の Common Public License (以下、CPL)であったが、開発プロジェクトが Eclipse Foundation に移管されてからは、同団体が CPL をベースに作成した EPL に変更されている。EPL は基本的に CPL を引き継いだものであることから、両ライセンス間に大きな違いはなく、EPL も CPL と同じ準コピーレフト型のライセンスとなっている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Eclipse FoundationのExecutive DirectorであるMilinkovich氏によると、IBMの弁護士はEclipseへ適用するライセンスを検討する中で、当初はMPLの思想を好んでいたものの、同ライセンスが法的に不完全であり、IBMの要求を満たすには不十分であると考え、MPLの内容を引き継ぐ形で新たにCPLを作成し、これをEclipseに適用したという¹⁴⁹。

その後、Eclipse 開発プロジェクトは IBM から独立し、新たに設立された Eclipse Foundation に移行したが、Milinkovich 氏によると、その際に同団体と Eclipse 開発コミュニティが Eclipse に適用するライセンスについて議論をし、その結果、CPL をベースとして新たに独自のライセンスを作成することが決まったという。これが、現在の EPL であり、Milinkovich 氏は「EPL は CPL を引き継いだものであることから、基本的には内容は同じ」としている。

なお、「EPLとCPLの内容はほとんど同じ」としながら、Eclipse Foundation がわざわざEclipse向けにEPLを新たに作成したのは、同団体がCPLの特許ライセンス解除に関する条項に懸念を示したためである。これについて、Milinkovich氏は次のように述べている。「Eclipseに適用するライセンスについてEclipse開発コミュニティと議論を行った結果、GPLでは、ライセンサがライセンシに付与した特許ライセンスの解除に関する条項¹⁵⁰の適用範囲が広すぎるということとなった。そのため、CPLは採用せず、CPLをベースに同条項の適用範囲をより狭めたライセンスを新たに作成することにした」。ただ、Eclipse FoundationはCPLの他の内容には納得していたため、EPLはCPLの特許ライセンス解除条項以外の記述部分はすべてそのまま引き継いでいる。

以下は、CPL と EPL の特許ライセンス解除に関する条項の記述内容を比較したものである。CPL と EPL の違いは、この特許ライセンス解除に関する条項の記述内容だけである。

- CPL: ライセンシがライセンサに対してソフトウェア特許に関して特許訴訟を起こした場合、ライセンサからライセンシに付与された特許ライセンスは解除される。さらに、ライセンシが、プログラム

¹⁴⁹ 2009年7月29日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹⁵⁰ CPL 第7条第2段落目を指す。

自体がライセンスの特許を侵害しているとして誰かに対して特許訴訟を起こした場合、ライセンスがライセンスに付与していた特許ライセンスが解除される。

- EPL: ライセンスが、プログラム自体が受領者の特許を侵害しているとして誰かに対して特許訴訟を起こした場合、ライセンスがライセンスに付与していた特許ライセンスが解除される。

なお、Eclipse がこれまで準コピーレフト型の OSS ライセンス下で配布されてきた理由であるが、Milinkovich 氏は、「Eclipse でも MPL のように、OSS の商用利用を推進するようなエコシステムを築きかかった」と述べている。同氏によると、Eclipse Foundation が目指すエコシステムとは、以下の 2 つの特徴を持ったものであるという。

- 法人利用者は、Eclipse を独自のプロプライエタリなソフトウェアと組み合わせて利用することが出来る。
- オリジナルソースコードにオリジナルライセンスが適用され続ける仕組みを構築し、既存のエコシステムを維持・発展させていく。

以上の点から、Eclipse Foundation ではもともと準コピーレフト型のライセンスを重視していたことが伺えるが、こうした点はコピーレフト型、非コピーレフト型のライセンスを適用しなかった理由にもつながっている。例えば、Milinkovich 氏は GPL について、「利用者に対して独自のプロプライエタリなソースコードの開示までを要求するなど『コピーレフト』性が強いことから、Eclipse Foundation が望むライセンスではなかった。GPL は商業エコシステムを構築するといった目的には不向きであり、GPL では Eclipse Foundation の目指すエコシステムは構築できないことから、選択肢として挙げられなかった」と述べているほか、非コピーレフト型ライセンスについては、「OSS 利用者に対する制限が少なすぎることで、開発コミュニティの構築を目指した Eclipse Foundation の意図と合わなかった」としている。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

Eclipse Foundation は Eclipse の商用利用を促進するため、Eclipse に準コピーレフト型ライセンスを適用しているが、同団体が準コピーレフト型の代表ライセンスである MPL ではなく、独自に作成した EPL を適用しているのには、いくつかの理由がある。以下、Milinkovich 氏が理由として挙げた、MPL と比較した際の EPL のメリットである。

- Eclipseの基礎コードはプラグインモジュールであるため、適用するライセンスとしてはファイルを対象とした内容のMPLより、モジュールを対象とした内容のEPLのほうが適している¹⁵¹。
- EPL では、特許ライセンス解除に関する条項の範囲が、MPL の同様の条項に比べて限定されている。
- EPL は、MPL より文章が短く、内容もシンプルであるため、利用者にとって理解しやすいライセンスになっている。

ただ、Milinkovich 氏によると、1 つ目のポイントについては、EPL がモジュールを対象としていることによる欠点も出てきているという。この点について、同氏は、「モジュールを対象としてライセンスが記述されているため、内容が多少複雑で不明瞭になってしまい、訴訟時などでは、ライセンス内容が理解されにくい。その結果、EPL が判断材料として扱われにくくなっている」と述べている。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Milinkovich 氏は上記の通り、EPL の欠点として、「モジュールを対象として作成されているため、ライセンスの内容が理解されにくく、訴訟時には判断材料として扱うのが難しい点」を挙げている。同氏曰く、「Eclipse の基礎コードはモジュールであったため、Eclipse Foundation としてもモジュールを対象とするといった前提のもとで EPL を作成した。ただし、これにより、ライセンス内容がやや不明瞭となり、裁判時な

¹⁵¹ EPL では「ファイル」という単語が一切使用されず、「プログラム」および「モジュール」という単語が使用されているが、複数の OSS 開発プロジェクトに参与しているあるプログラマーによると、プログラマーの間では「プログラム」という単語と「モジュール」という単語は同義であり、Milinkovich 氏も同様の解釈で「モジュール」という単語を使用した可能性が高いという。

どに内容が完全に理解されにくく判断材料として利用しづらい、といった欠点が伴うことになった」と述べている。

2.2.4 業務サーバー

● BIND

OSS:	BIND
OSS 概要:	DNS サーバー
開発者:	Internet Systems Consortium (ISC)
適用ライセンス:	ISC License
ライセンス戦略:	ISC は BSD と関わりが深いスタッフが多く、また非常に簡潔なライセンスを求めていたことから、BSD License をベースに ISC License を作成し適用。

<OSS 概要>

BINDとは、ISCが開発するオープンソースのDNSサーバーである。BINDは当初、UC Berkeleyの学生により開発が始まったが、その開発プロジェクトは後にコンピューター関連機器メーカーDECに引き継がれ、現在では当時のDECの開発スタッフであったVixie氏が設立したISCによりプロジェクトが管理されている。DNSサーバーとして世界中で幅広く利用されており¹⁵²、DNS向けの代表的なOSSとして知られる。OSSライセンスには、BINDの管理がISCに移管された際、ISCがBIND向けに作成した非コピーレフト型のISC Licenseが適用されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

上記の通り、ISCはBIND向けのライセンスとして、BSDをベースとして新たに非コピーレフト型のISC Licenseを作成している。現在はISCのFounder and Presidentを務めるVixie氏は本調査における電話インタビューで、BSD LicenseをベースにISC Licenseを作成した理由について、次の4点を挙げている¹⁵³。

- BINDがBSD¹⁵⁴をベースとしたOSSであるため。
- ISCの創設者がBSDコミュニティ出身であるため。
- すべての派生物が一般社会に利益をもたらすと確信しているISCにとって、派生物が生まれやすい非コピーレフト型のライセンスが最適であるため。
- BSD Licenseは重複箇所があるなど、長くて読みにくいライセンスであったため。

以上のような点から、ISCはBSD Licenseの必要箇所のみを抜き出し、より短くした独自のISC Licenseを新たに作成したという。なお、ISC Licenseを作成する上では、BSD Licenseの内容のほか、DECが過去にMIT Licenseをベースに作成した非コピーレフト型ライセンスなども参考にしたという。Vixie氏は、「DECの非コピーレフト型ライセンスは、非常に短く簡潔なライセンスで、ISCが求める重要なポイントを含んでいた」と述べている。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

ISCは上記の通り、非コピーレフト型のISC Licenseを作成し、これをBINDに適用している。BSD Licenseを利用せずに独自のライセンスを作成した理由については、同団体がより短く簡潔なライセンスを求めていたことがあげられる。Vixie氏は、「かつてのBSD Licenseは重複箇所があったため長く読みにくいライセンスであった。そのため、ISCはBSD Licenseの必要箇所のみを抜き出し、より短くした独自のISC Licenseを作成した」と述べている。

このように、ISCは「簡潔さ」「読み易さ」などにこだわって、BSD Licenseを適用せず、同ライセンスをベースとするISC Licenseを新たに作成した。ただ、Vixie氏によると、ISC Licenseの根本的な内容は

¹⁵² Internet Systems Consortium ウェブページ. <https://www.isc.org/software/bind> (Retrieved on Sep. 10 2009)

¹⁵³ 2009年8月3日に実施した電子メールでのインタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹⁵⁴ UC Berkeley により開発されたオープンソース OS。

BSD License と同様であり、記載方法が異なるだけであるという。この点からも、ISC がいかに簡潔さにこだわっていたかが伺える。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Vixie 氏によると、ISC License を利用する上では特に大きなリスクはないとのことである。ただ、同氏は過去に一度、ISC License 本文の言葉の使い方が OSS 利用者の誤解を招くとして、抗議を受けたことがあったことを明らかにしている。同氏は、「ライセンス内の『Permission to use, copy, modify, and distribute』という箇所の『and』の使い方が、利用者の権限を限定しているように理解できる、という抗議内容であった。そのため、ISC ではライセンスの『and』の箇所を『and/or』と修正した。ただ、修正をしたものの、ISC は現在でもこの抗議内容は不当であると考えている」としている。

なお、Vixie 氏は、「今後とも ISC License に関して正当な内容の抗議があった場合には、ライセンス内容の修正を検討していく」と述べている。

● Apache HTTP Server

OSS:	Apache HTTP Server
OSS 概要:	ウェブサーバー
開発者:	Apache Software Foundation (ASF)
適用ライセンス:	Apache License (非コピーレフト型)
ライセンス戦略:	OSS 利用者に最大限の権限を与える一方に、特許に関する記載など一定の制限を設けたことから、Apache License を作成し適用。

<OSS 概要>

Apache HTTP Serverとは、Apache Software Foundation(以下、ASF)によって開発されたウェブサーバーである。2009年2月には1億以上のウェブサイトで利用された初めてのウェブサーバーとなり¹⁵⁵、また同年8月時点で全ウェブサイトのおよそ46%で利用されるなど¹⁵⁶、現在世界中で最も広く利用されている。ASFは、同団体下で開発されるOSSすべてに非コピーレフト型のApache Licenseを適用しており¹⁵⁷、Apache HTTP Serverにも当然ながらApache Licenseが適用されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

ASFは同団体で推進されているOSS開発プロジェクトには、基本的にApache Licenseを適用するよう推奨しており、Apache HTTP ServerについてもApache Licenseのもとで提供されている。Apache Licenseは、ASFがBSD Licenseをベースとして独自に作成したOSSライセンスであるが、同団体のVP Apache Project Management CommitteeであるFremantle氏は、このライセンス作成過程について、次のように述べている。

「ASFでは、OSS利用者に最大限の利用権限を与えることができる非コピーレフト型ライセンスを模索していたが、同類型の代表ライセンスであるBSD Licenseについては、特許に関する記載が含まれていないなど、逆に制限が緩すぎて、ASFのニーズに合わなかった。そのため、独自に新たなライセンスを作成することになった」と述べている¹⁵⁸。

以上のような点から、ASFにとっては、GPLのような制限の厳しいライセンスは、当初から対象外であったようである。Fremantle氏もこの点について、「GPLは伝播性が強いライセンスであり、法人利用者にとって利用し難く、候補から外した」と述べており、FSFがGPLを推奨する上で強調する開発コミュニティへの貢献についても、「コミュニティへの貢献とは、OSS利用者にソースコードの開示を求めることだけを

¹⁵⁵ Netcraft.com ウェブページ。"February 2009 web server survey"

http://news.netcraft.com/archives/2009/02/18/february_2009_web_server_survey.html (Retrieved on Sep. 10 2009)

¹⁵⁶ Netcraft.com ウェブページ。"August 2009 web server survey"

http://news.netcraft.com/archives/2009/08/31/august_2009_web_server_survey.html (Retrieved on Sep. 10 2009)

¹⁵⁷ Apache Software Foundation ウェブページ。 <http://www.apache.org/licenses/> (Retrieved on Jul. 9 2009)

¹⁵⁸ 2009年7月28日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

意味するわけではない。Apache License では、GPL のように OSS 利用者に対してソースコードの開示要求をしていないが、法人利用者が安心して OSS を利用できる環境を提供しているといった点で、十分にコミュニティに貢献していると思う」と述べている。

同氏はさらに、「Apache License により、OSS 開発プロジェクト間の連携がスムーズになっており、ASF のみならず OSS コミュニティ全体にとって有益なライセンスである」とも述べている。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

Apache HTTP Server には上記の通り、ASF が BSD License をベースに新たに作成した Apache License が適用されている。ASF では、同団体が管理する OSS 開発プロジェクトには Apache License を適用することを原則としており、Apache HTTP Server に同ライセンスを適用したのは、同団体としてはある意味当然のことと言える。

なお、同団体が Apache License のベースとなっている BSD License を採用しなかった理由であるが、ASF は利用者にとって自由度の高い非コピーレフト型ライセンスを求めていたものの、BSD License は OSS 利用者への制限が逆に緩すぎた点が指摘されている。そのため、ASF では BSD License の基本的理念を保ちながら、独自のニーズを追加する形で Apache License を作成している。Fremantle 氏は、Apache License が BSD License と大きく異なるポイントとして、以下の 3 点を挙げている。

- Apache License では、特許について明確な記載をしている。
- Apache License では、ライセンスが負う責任の制限に関して、BSD License より詳細な記載をしている。
- Apache License では、ライセンスに「同意する」ことの意味を明確に記載している点。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Fremantle 氏によると、Apache License は現在、OSS 利用者より大きな支持を得ており、同ライセンスを利用する上でのリスクなどは存在しないという。また、Apache License を修正するといった計画も今のところ無いとのことである。

● Samba

OSS:	Samba
OSS 概要:	ファイルサーバー
開発者:	Samba Team
適用ライセンス:	GPL
ライセンス戦略:	FSF の理念を重視していることから、GPL を採用。

<OSS 概要>

Samba とは、Australia National University の学生であった Andrew Tridgell 氏により開発され、現在では同氏を中心とする Samba Team によって開発プロジェクトが推進されているファイルサーバーであり、既に世界的な人気を誇っている。Samba Team は FSF の理念を重視していることもあり、Samba を GPL の下で配布している。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Samba Team の Co-Founder である John Terpstra 氏 (以下、Terpstra 氏) によると、Samba に GPL を適用した理由は、以下の 2 点に集約されるという¹⁵⁹。

- GPL では利用者に著作者の名前が公開されるため、Samba の開発に貢献する開発者が世間に認められる。
- 間接的にはあるが貧困地域へ貢献することができる。

¹⁵⁹ 2009 年 7 月 28 日に実施した電子メールでのインタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

Samba Teamとしては、当初から GPL 以外の選択肢はなかったようであり、Terpstra 氏の本調査でのインタビューにおける受け答えも、「当然 GPL を使っている」といったものであった。なお、Samba に適用されるライセンスは、現在では、以前の GPLv2 から最新の GPLv3 に変更されているが、同氏によると、これは、GPLv3 が GPLv2 と比較して著作者名の表示や派生物の権利に関してより制限を強めた内容になっており、Samba Team の意向に一段と沿ったものになったためという。

このほか、Terpstra 氏はインタビューにおいて、「Samba Team は、OSS 利用者に対し改変箇所の著作権を認め、一方でコミュニティへの貢献を義務付けるという特徴を持つ GPL こそが、今後のソフトウェアの発展を促進させる存在である」と述べると共に、今後は GPL の商用利用も増加していくのではないかとコメントしている。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

Terpstra 氏は本調査のインタビューにおいて、Samba Team が Samba のライセンスとして、GPL を選定した理由について、明言はしていない。しかし上記の通り、同氏のインタビュー時の発言内容やニュースから、Samba Team にとって Samba に GPL を適用したのは「当然」であり、他ライセンスの適用はもともと視野に入っていなかったと考えられる。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Terpstra 氏は本調査のインタビューにおいて、「Samba Team は GPL の内容に非常に満足しており、Samba に GPL を適用する上でのリスクは全く無い」と述べている。また、万が一 GPL を適用する上での問題が発生した場合は、直ちに GPL 作成者に対してライセンス内容の修正を要求する用意があるとしており、GPL の作成・管理母体である FSF に信頼を寄せていることを伺わせた。

● MySQL

OSS:	MySQL
OSS 概要:	データベースサーバー
開発者:	Sun Microsystems
適用ライセンス:	GPL、LGPL、商用ライセンス
ライセンス戦略:	開発コミュニティの考えを最大限に尊重するといった姿勢を貫く形で、コミュニティが希望する GPL、LGPL、商用ライセンスのトリプルライセンスモデルを継承。

<OSS 概要>

MySQL とは、スウェーデンのソフトウェア開発ベンダ MySQL AB によって開発されたオープンソースベースのデータベースサーバーである。2008 年の Sun による MySQL AB 買収以降は、開発プロジェクトは Sun により管理されており、現在では Sun 主導の開発プロジェクトとなっている。MySQL は GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスにて提供されており、利用者はこれらのうちそれぞれのニーズにあったライセンスを選択することが可能となっている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

MySQL は現在、上記の通り GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスで提供されているが、MySQL 開発プロジェクトを管理する Sun の Chief Open Source Officer である Phipps 氏はこれについて、「GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスという現在のライセンスモデルは、Sun が MySQL AB を買収する以前から適用されていたものであり、Sun としてはこれを引き継いだだけ」としている¹⁶⁰。同氏によると、Sun は MySQL AB を買収した際に、開発コミュニティに対し、既存のトリプルライセンスモデルを継続するかどうかの投票を行っており、その結果、同ライセンスモデルを保持していくことが決定したことから、現在もそれを引き続き適用しているだけという状況とのことである。

¹⁶⁰ 2009 年 9 月 15 日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

ただ、Phipps 氏は、MySQL 開発コミュニティの「MySQL を Linux における最良のデータベースにする」という目標を考えると、現在のライセンスモデルは必ずしも最適とは言えないといった意味合いの発言もしている。同氏曰く、「商用を含むトリプルライセンスモデルが適用されていることで、MySQL は Mac や Windows を含むさまざまなプロプライエタリな OS に利用されており、MySQL 開発コミュニティの一員として、この状態を快く思っていない」とのことである。その一方で、同氏は、「Sun としては、開発コミュニティの意見を最も尊重している」としており、コミュニティが現在の GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスモデルに満足している限り、現状のライセンスモデルを利用し続けていく意向を示している。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

MySQL には、コピーレフト型の代表ライセンスである GPL に加え、準コピーレフト型の LGPL が OSS ライセンスとして適用されており、これに商用ライセンスを加えたトリプルライセンスモデルをとっている。ただ、このライセンスモデルは Sun が MySQL AB を買収する以前から確立されており、Sun としては MySQL AB の買収後もこれまでのライセンスモデルを継続しているだけであることから、今回の調査では、現在のトリプルライセンスモデルがどういった経緯、理由で採用されたのかについて明らかにならなかった。

なお、現在の Sun の意向としては、上記の通り、MySQL の開発コミュニティの考えを尊重していくというものとなっており、Phipps 氏も、コミュニティが納得し続ける限り、同ライセンスを維持していくという考えを明らかにしている。上記の通り、Sun としては、商用ライセンスが選択肢の 1 つとなっている現在のモデルに不満を持っているようであるが、MySQL 開発コミュニティは MySQL AB 時代から適用されるトリプルライセンスモデルに非常に満足しており、MySQL AB の買収により同コミュニティを引き継いだ Sun としては、コミュニティが満足している以上、ライセンスを継続していくという立場をとらざるを得ないようである。この理由として、Phipps 氏は「Sun が MySQL コミュニティを運営する最大の目標は、現在の MySQL 開発コミュニティを維持し続けることにあるため」としている。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Phipps 氏によると、以前、ある法人利用者が MySQL に適用されるライセンシングモデルを嫌い、MySQL の利用を回避するという例があったという。現在でも、一部で商用ライセンスが適用されている現状に不満の声があがっているようであり、現在の商用を含むライセンスモデルを維持している限り、Sun にとってはこれが 1 つのリスクとなっている可能性がある。しかし、Sun は上記の通り、MySQL 開発コミュニティが現行のライセンスモデルの継続を希望している限り、ライセンスモデルを変更しない意向を明らかにしており、同社はこうしたリスクよりも開発コミュニティの維持を重視していく考えのようである。

● Firebird

OSS:	Firebird
OSS 概要:	データベースサーバー (RDBMS)
開発者:	Firebird Foundation
適用ライセンス:	Initial Developers' Public License と InterBase Public License の同時適用 (共に準コピーレフト型)
ライセンス戦略:	Firebird の利用を促進するため、また開発者の権利を明確にするため、MPL をベースに独自の IPL と IDPL を作成し適用

<OSS 概要>

Firebirdとは、SourceForge上のOSS開発コミュニティにより開発されたデータベースサーバーである。現在はFirebird Foundationのもとで開発プロジェクトが管理・遂行されており、Initial Developer's Public License (以下、IDPL) およびInterBase Public License (以下、IPL) という 2 種類の準コピーレフト型ライセンスを同時適用するというライセンスポリシーのもとで配布されている¹⁶¹。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

¹⁶¹ Firebird の利用者は、IDPL および IPL 双方のライセンスを同時に受諾することが必要となっている。

Firebird FoundationのSecretaryであるHelen Borrie氏(以下、Borrie氏)によると、Firebirdに準コピーレフト型ライセンスを適用しているのは、Firebird開発コミュニティが当初、コピーレフト型と非コピーレフト型のライセンスはいずれも、Firebirdに適さないと判断したためという¹⁶²。この点について、同氏は次のように述べている。「伝播性の強いコピーレフト型ライセンスは、多くの個人・企業情報などが含まれるデータベースサーバー(Firebird)のライセンスには適しておらず、採用しなかった。また、Firebird開発コミュニティの間では、ライセンスで開発に貢献した者への謝辞を表明したいとの意向があったが、非コピーレフト型ライセンスでは、こうした謝辞を含めることを条件としていないため、非コピーレフト型についても回避することとなり、結果的にこれらのライセンス類型ではなく、準コピーレフト型を選択した」。

こうして、Firebirdには準コピーレフト型のライセンスが適用されることになったが、その後、現在のような、IDPLおよびIPLの2種類の準コピーレフト型ライセンスが同時に適用される仕組みになったことについて、Borrie氏は次のように説明している。「Firebirdの開発は、ソフトウェア開発ベンダInterBaseがOSS開発コミュニティと連携しながら始められ、この際に新たに作成されたIPLが適用された。しかし、その後Firebird開発コミュニティとInterBaseとの関係が悪化したため、Firebird開発コミュニティはInterBaseとの協業を中止し、その後は独自でFirebirdの開発を進めていくことを決断、これによりFirebird開発コミュニティはIPLをベースとし、その後開発するソースコードの著作権の保有者はこの開発に関わった者とするIDPLを作成した。ただ、IPLはもともとのソースコードの権利についてしか、IDPLではその後開発されるソースコードの権利についてしか触れていないため、Firebirdにはこの両ライセンスが同時に適用されることになり¹⁶³、この状況が現在まで続いている」。

なお、Borrie氏によると、Firebird開発コミュニティでは、IDPLとIPLの2種類のライセンスが同時に適用されるという状況を問題視していたが、その後InterBaseが廃業したことで、同社がIPLにて著作権を保有していた箇所のソースコードがパブリックドメインとなり、IPLが適用されているソースコードにIDPLを適用したいと考えていたFirebird開発コミュニティは、同箇所のソースコードを書き直し、IDPLを適用するという作業を開始しているという。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

Firebirdには上記の通り、2種類の準コピーレフト型のライセンスが同時適用されるという状況となっている。準コピーレフト型を選択しながら、MPLが適用されなかった理由について、Borrie氏は、MPLのライセンス改訂および新バージョン作成の権利が問題となったとしている。同氏曰く、「MPLでは、MPLを改訂または新バージョンを作成する権利は、Netscape Communicationsに帰属していることから、MPLが適用されたOSSは、MPLの改訂の影響を受ける可能性がある。Firebird開発コミュニティはこの点を理由としてMPLの利用を回避した」とのことである。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Borrie氏によると、Firebird Foundationは、現在のIDPLがOSSにとって完璧なライセンスであると確信しており、利用上のリスクや修正が必要な箇所などはないと考えているという。

● Sendmail

OSS:	Sendmail
OSS 概要:	メールサーバー
開発者:	Sendmail Consortium
適用ライセンス:	Sendmail License (非コピーレフト型)と商用のデュアルライセンス
ライセンス戦略:	当初はOSSとして提供していたが、電子メールが普及し、Sendmailが法人利用者間でも利用されてきたことから、商用ライセンスとのデュアルライセンスを開始。

<OSS 概要>

¹⁶² 2009年8月13日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

¹⁶³ こうした状況は、ライセンス類型は異なるが、OpenSSLのものと同様に似通っている。

Sendmailとは、現Sendmail Inc.のChief Science OfficerであるAllman氏によって開発されたメールサーバーであり、現在、Sendmail Licenseと商用ライセンスのデュアルライセンスモデルにて配布されている。Sendmailは現在世界でもっとも広く利用されるメールサーバーであり、全世界のメールサーバーの約35%に搭載されているほか、世界中の送受信メールの約65%をカバーしている¹⁶⁴。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

Allman氏は1992年より、独自に作成した非コピーレフト型のSendmail Licenseを適用する形でSendmailの配布を開始した。同ライセンスを作成した目的は明らかになっていないが、Sendmail LicenseをOSSとして配布して以降、研究者やエンジニアの間だけでなく、企業ユーザなどの間でもSendmailの利用が広がったことから、同氏は電子メールが社会的な基盤になりつつあるという認識を強めたという。1998年には、共同設立者としてSendmail Inc.を設立し、OSSとして配布するSendmailに付加価値機能をつける形で商用ソフトウェアとしても提供し始めており、これによりSendmailのライセンスモデルは今日のSendmail Licenseと商用ライセンスのデュアルライセンスとなった¹⁶⁵。

なお、Allman氏によると、バイナリ形式で配布されるSendmail向けには特定の商用ライセンスが存在するものの、ソースコード形式で配布されるSendmail向けには特定の商用ライセンスはなく、利用者ごとに相談の上でライセンスを決定し適用しているという。

<ライセンス類型の代表ライセンスの適用有無と理由>

Allman氏が、Sendmailに非コピーレフト型の代表格であるBSD Licenseを適用せず、新たにSendmail Licenseを作成した理由については、明らかにならなかった。

<選定ライセンスでOSSを提供する際のリスク>

Allman氏によると、Sendmail LicenseをOSSに適用する上で特に大きなリスクは特にないとのことである。しかし同氏は特許に関する記載を重要視しており、もしSendmail Licenseに修正を加えることが可能であれば、特許に関する記載を含めたいと考えているとコメントしている。

● Asterisk

OSS:	Asterisk
OSS 概要:	VoIP/IP-PBX サーバー
開発者:	Digium
適用ライセンス:	GPL と商用のデュアルライセンス
ライセンス戦略:	当初からコピーレフト性の強い GPL の適用を決めていたが、ビジネス展開も視野に入れていたため、商用ライセンスとのデュアルライセンスモデルを採用。

<OSS 概要>

Asteriskとは、Digiumの創設者であるMark Spencer氏(以下、Spencer氏)によって開発されたVoIP/IP-PBX向けサーバーソフトウェアである。VoIP/IP-PBX市場において広く普及しており、その知名度も非常に高い。現在、GPLおよび商用ライセンスのデュアルライセンスにて配布されている。

<開発者のライセンス選定時における考え方>

DigiumのDirector Software TechnologyであるKevin Fleming氏(以下、Fleming氏)によると、創設者のSpencer氏は自ら開発したAsteriskをOSSとして提供するにあたり、当初よりGPLと商用のデュアルライセンスを検討していたという¹⁶⁶。Spencer氏はDigiumの設立以前から、OSS開発プロジェクトに携わっており、Asteriskを開発する際にもOSSにて配布することを当初から決めていたが、同時に、商用利用希望者に対してはAsteriskを販売してこうというビジネス展開も考えており、最終的には弁護士と相談のうえ、

¹⁶⁴ Sendmail Inc. "Sendmail, Inc." <http://sendmail.com/sm/company/> (Retrieved on Oct. 25 2009)

¹⁶⁵ Sendmail K.K. "Sendmail について Sendmail ヒストリー" <http://www.sendmail.co.jp/company/history.html> (Retrieved on Oct. 25 2009)

¹⁶⁶ 2009年7月31日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

AsteriskのライセンスとしてGPLと商用ライセンスのデュアルライセンスモデルを採用することを決定したとのことである。

Asterisk の OSS ライセンスとして GPLv2 が選択された理由であるが、これは、Fleming 氏曰く、Spencer 氏が Asterisk 開発当初より利用者にソースコードの開示を義務付けることを決めており、当時からコピーレフト型の代表ライセンスであり伝播性の強い GPLv2 を利用しようと考えていたためという。

なお、Asterisk に適用される GPLv2 は、従来の GPLv2 に 2 つの追加条件が加えられたものとなっている。これについて、Fleming 氏は、「GPL と非互換の OSS ライセンスが適用されている OpenSSL と VoIP プロトコルが、Asterisk パッケージに含まれているという状況を考慮した上での対応である」と述べており、両ツールと共存を図るための対策であったことを明らかにしている。そのため、Asterisk の利用者が派生物を配布する場合には、オリジナルの GPLv2 ではなく、追加条件付の GPLv2 を利用しなければならない。

このほか、Fleming 氏は今回の調査における電話インタビューにて、GPL を利用したことによるメリットについてもコメントしている。具体的には、①伝播性が強いこと、OSS コミュニティ内で認知度が高まる可能性が高い、②利用者のロイヤリティ向上が期待できる、といったメリットがあり、実際に GPL は Asterisk の普及過程で非常に大きな役割を果たしたとしている。同氏はこの点について、「例えば、最初の 4、5 年間で商用ライセンスが使用されることはなかったが、GPL での無料配布により Asterisk の知名度が徐々に上がったことで、商用ライセンスでの利用増加にもつながった」と述べている。

なお、この普及過程においては、Digiumはある独自のライセンス手法も試している。GPLでは通常、利用者が派生物に独自の名前を使うことを許可しているが、Fleming氏によると、Digiumはこれを認めず、GPLの本文に派生物にはすべてAsteriskの名前が使われるような制限をつけたという¹⁶⁷。Fleming氏は、「この決定はAsteriskブランドを構築することの大きな手助けとなった」と述べている。

<ライセンス種類の代表ライセンスの適用有無と理由>

Asterisk には上記の通り、追加条件を加えた GPL が適用されている。これについて Fleming 氏は、「Asterisk の開発開始当時、主要な OSS ライセンスは GPL と BSD License のみであり、Digium は当初より、利用者に対してソースコードの開示を義務付ける考えを持っていたことから、Asterisk のライセンスは必然的に GPL となった」と述べている。追加条件を加えている点については、上記の通り、GPL と非互換な OSS ライセンスが適用されている OpenSSL と VoIP プロトコルを、Asterisk パッケージに含めるための対策となっている。

<選定ライセンスで OSS を提供する際のリスク>

Fleming 氏によると、Digium は GPL および商用ライセンスの利用に満足しているが、一部ライセンスに関する問題を抱えているという。その問題点とは、GPL 下での配布時と商用ライセンス下での配布時において、Asterisk のパッケージ内容を統一することが困難である点である。具体的には、Digium が Asterisk のパッケージに新たに GPL 下の OSS を追加した場合、たとえ利用者が Asterisk を商用ライセンスのもとで購入したとしても、Asterisk のパッケージに GPL の OSS が含まれている限り、利用者は派生物のソースコードを開示する義務を負ってしまう。そのため、GPL と商用でパッケージに含まれる内容を変えざるを得ないという問題である。

Fleming 氏は、こうした問題から、「商用ライセンスで Asterisk を利用するユーザは OSS として配布される Asterisk に含まれる一部のソフトウェアを利用することができないという状況が起こっている」としながらも、Digium はほとんどの場合、商用ライセンスの Asterisk を利用するユーザには代替となるソフトウェアを提供しており、これによりこの問題は現在のところ解決しているとしており、今のところは大きな問題にはなっていないようである。

¹⁶⁷ 同様の手法は大手 Linux ディストリビューターである Red Hat も使用している。

● (参考) IBM

OSS:	Linux カーネル
OSS 概要:	OS(カーネル)
開発者:	Linus Torvalds 氏
適用ライセンス:	GPL
Linux 戦略:	Linux への投資により開発コミュニティを構築、OSS として自社ハードウェア向けのドライバを開発し、この OSS が稼動するハードウェアおよびサポートサービスで回収するというモデルを確立中。

IBMは1999年に、同社においてLinuxの利用を促進するため、Linux Technology Center(以下、LTC)を設立した。IBMのOpen Source System ManagerであるArthur Cannon氏(以下、Cannon氏)によると、LTCを設立した目的は、オンライン上で開発者同士の仮想コミュニティを構築し、相互の情報共有を可能にすることであったという¹⁶⁸。Linuxとは、これまでの米国で開発されたプロプライエタリなOSによる市場の独占状態を打破するために開発されたオープンソースのOSであり、同氏は、LTCも同様の思想をもとに設立された機関であるとしている。

IBMがこのようにLTCを設立し、Linuxに多額の資金を投入する背景について、Cannon氏は、同OSの機能面よりも適用されるライセンス自体が大きく影響していると指摘する。Linuxには、GPLという、一般的に制限が厳しく、商用利用に不向きと言われることもあるライセンスが適用されているが、Cannon氏によると、IBMはGPLより制限の緩いライセンスが適用されたOS、例えばBSD Licenseが適用されたNetBSDなどに投資するつもりは全くなかったという。同氏は、「GPLにより、世界中の開発者は平等にOSSの開発に携われると共に、その結果をコミュニティに還元することもできる。LTCの設立時の目的からも、BSD Licenseのような開発者の成果がコミュニティに還元されないライセンスを適用したOSに投資するなどということは、考えもしなかった」と述べている。

こうしてLTCを設立し、Linuxに多くの投資をしているIBMであるが、この投資活動は回収も見込んだものであり、IBMはすでにOSSをベースとしたビジネスモデルを確立しているという。Cannon氏はこれについて、「Series Zと呼ばれるハードウェア機器上で有効に稼動するドライバのソースコードを無料で配布しており、これにより対応するハードウェアの販売につなげている」と述べているほか、こうしたビジネスモデルは1960年代に同社が展開してきたものを踏襲したものであるとしている。同氏曰く、「当時のIBMは、独自開発したOSのソースコードを無料で配布し、このOSに対応する機器を販売すること、OSのサポートサービスを展開することで成長していた。70年代に入り、同ビジネスモデルが反トラスト法の違反にあたるとして訴訟を起されたため、その後このようなビジネス展開は中止していたが、90年代に入りオープンソースが普及してきたことにより、ふたたびLinuxを利用して60年代と同様のビジネスの展開を開始している」とのことである。

なお、Cannon氏によると、IBMは現在でこそ、社内においてLinuxを積極的に活用しているが、以前はほとんど活用していなかったという。そうした中、同氏のようなオープンソース推進派は、社内でLinuxの活用を説得するようになったが、その際には、Linuxというコミュニティの重要性を説いたという。同氏はこれについて、「Linuxを利用することにより、IBMは世界中の優秀なプログラマーをバーチャルに抱えることができるということを説明することで、上層部を説得した」と述べている。

こうしてIBMは、社内においてもLinux、そしてGPLが適用されたOSSを積極的に活用するようになっていくが、GPLについては非常に厳格なコピーレフト性を持っていることもあり、オープンソースと共に特許も重視するIBMは、社内にて厳重な承認プロセスを設定しているという。Cannon氏はこの点について、「ソースコードとともに我が社が保有する重要なアセットを誤って、また、必要以上に手放すことがないよう、GPLなどが適用されたOSSを利用する際には、常にリスクと利益のバランスを考慮している。また、OSSの利用許可を出す管理者のレベルに応じて、最大6ステップの承認プロセスを設定するなどし、厳重な承認体制を敷いている」と述べている。

¹⁶⁸ 2009年10月8日に実施した電話インタビューでのコメント。以下、同氏のコメントは同様。

2.3 ライセンス戦略のまとめ

本章で取りあげた OSS の開発者は、それぞれの目的を達成するために独自のライセンス戦略を展開している。こうした開発者の OSS ライセンス戦略を見ると、その OSS ライセンスに対する考え方は以下の 3 種類に分類することができる。

- OSS の商用利用を促進するためのライセンス戦略
Android、Eclipse、OpenSSL のように、OSS 利用企業が利用しやすいような OSS ライセンスを適用する。非コピーレフト型ライセンスを採用している企業に見られる。
- 開発コミュニティを最優先に考えたライセンス戦略
MySQL、OpenJDK、Firebird のように、開発コミュニティの意向を取り入れることで、コミュニティにおける普及を目指す。
- オープンソースの理念を貫くためのライセンス戦略
GNU Compiler Collection や Samba のように、オープンソースの理念を重視するもの。特にコピーレフトの概念を貫くことを目的に GPL を適用する企業に見られる。

ただ、すべての開発者が自身の OSS に特定のライセンスだけを適用しているわけではない。デュアルライセンス、トリプルライセンスなどを活用しながら、利用者が自身に最適なライセンスを選択できるような柔軟性をもっている開発者もある。こうした開発者は、自身が開発する OSS がその目的を達成することに主眼を置きながら、多様な OSS ライセンスを柔軟に使い分け・組み合わせていると言える。

以下の表 11 は、各 OSS 開発者によるライセンス戦略をまとめたものである。

表 11 本章で取り上げた OSS ライセンス戦略

カテゴリ	OSS(概要)/開発者	OSS ライセンス	ライセンス戦略
OS/ミドル	Android (携帯端末向けのソフトウェアスタック)/ Open Handset Alliance	• Apache License	• 携帯電話端末メーカーを中心とする組込み機器メーカーが利用しやすいよう、非コピーレフト型の Apache License を適用。
	LiMo (携帯端末向け組込み型 OS) / LiMo Foundation	• FPL(非 OSS ライセンス)	• メンバーを特許係争から保護するため、および内部情報を保護するため、独自の FPL を作成し適用。
	Symbian (携帯端末向け OS)/ Symbian Foundation	• EPL	• Symbian の開発に最適なエコシステムを築くため、すでに同様のエコシステムの構築を支えていた EPL を利用。
	OpenSolaris(UNIX 系ディストリビューション)/ Sun	• CDDL	• OpenSolaris の商用利用促進、開発コミュニティへの貢献の促進、およびライセンスの知的財産権を守るため、独自に作成した CDDL を適用。
	NetBSD(大型サーバー・デスクトップ・組込み機器向け OS)/ The NetBSD Foundation、	• BSD License (2-Clause)	• NetBSD を普及させるため、利用者に受け入れやすい BSD License 利用。

ライブラリ	Qt (GUI ツールキット)/ Qt Development Framework (Trolltech)	• GPL、LGPL、商用	• OSS コミュニティによる圧力により、商用から、商用と GPL のデュアルライセンスへ移行し、その後は競合ツールの台頭の影響もあり、LGPL を追加する形で、現在の GPL、LGPL、商用のトリプルライセンスというライセンスポリシーを確立。
	OpenSSL (SSL/STL ツールキット)/ The OpenSSL Project	• OpenSSL License/SSLLeay License	• OpenSSL を法人利用者の中で普及させるため、また開発者の功績および著作権を明示するため、独自に OpenSSL License/SSLLeay License を作成し適用。
	OpenJDK (Java 開発キット)/ Sun	• GPL w/Classpath Exception	• ターゲットユーザである Java 開発コミュニティの意向を考慮する形で、GPLv2. with Classpath Exception を適用。
	GNU Compiler Collection (コンパイラ群) FSF	• GPL	• GNU Compiler Collection は、FSF が定める GPL 非適用例 (GPL を適用しない例外) に相当しないため、GPL を適用。
	GPL Flash Library (フラッシュ環境)/ The GPL Flash Project	• GPL	• 開発者のライセンス戦略は明確にならなかったが、FSF の定めるライセンスポリシーに従っている可能性が高い。
ツール	Google Chromium (ブラウザ)/ Google	• BSD License (3-Clause)	• Google としては基本的に Apache License を重視しているが、開発者コミュニティへの普及を狙い、Apache License よりも制限の緩い 3-Clause BSD License を選択。既に多くの開発者がついている競合ブラウザの Mozilla Firefox のライセンスが、3-Clause BSD License と互換性のある MPL であったことも影響。
	Mozilla Firefox (ブラウザ) / Mozilla	• GPL、LGPL、MPL	• Firefox を、MPL と非互換な GPL および LGPL 適用下の OSS と共に利用できるようにするため、MPL、GPL、LGPL のトリプルライセンスモデルを採用。
	CIRCA (グループウェア)/ European Commission	• EUPL	• 欧州各国政府機関の間での CIRCA の利用を促進するため、欧州での利用を前提に独自で作成した EUPL を適用。
	Zimbra Collaboration Suite (コラボレーションスイート)/ Zimbra	• YPL (非 OSS ライセンス)	• Zimbra Collaboration Suite の利用を促進するため、利用者にとって理解しやすい内容のライセンスを YPL として作成し適用。
	OpenOffice.org (オフィスアプリケーション)/ Sun	• LGPL	• Linux と共に配布するため、また利用者によるアドオンの開発・販売を促進するため、「コピーレフト」性を弱めながら Linux の GPL と互換性をもつ LGPL を適用。

	Eclipse(ソフトウェア開発プラットフォーム)/ Eclipse Foundation	・ EPL	・ 商業利用に適したエコシステムを構築するため、法人利用者が Eclipse を独自のプロプライエタリなソフトウェアと組み合わせて利用出来るよう、準コピーレフト型の EPL を適用。
業務 サーバー	BIND (DSN サーバー)/ Internet Systems Consortium	・ ISC License	・ ISC は BSD と関わりが深いスタッフが 多く、また非常に簡潔なライセンスを 求めていたことから、BSD License を ベースに ISC License を作成し適用。
	Apache HTTP server (ウェブサーバー)/ ASF	・ Apache License	・ OSS 利用者に最大限の権限を与える 一方に、特許に関する記載など一 定の制限を設けたことから、 Apache License を作成し適用。
	Samba (ファイルサーバー)/ Samba Team	・ GPL	・ FSF の理念を重視していることから、 GPL を採用。
	MySQL(データベースサーバー)/Sun	・ GPL、LGPL、商用	・ 開発コミュニティの考えを最大限に尊 重するといった姿勢を貫く形で、コミュ ニティが希望する GPL、LGPL、商用ラ イセンスのトリプルライセンスモデルを 継承。
	Firebird (データベースサーバー(RDBMS))/ Firebird Foundation	・ IDPL、IPL	・ Firebird の利用を促進するため、また 開発者の権利を明確にするため、 MPL をベースに独自の IPL と IDPL を 作成し適用
	Sendmail/(メールサーバー)/ Sendmail Consortium	・ Sendmail License (非 OSS ライセンス)、商用	・ 当初は OSS として提供していたが、 電子メールが普及し、Sendmail が法 人利用者間でも利用されてきたことか ら、商用ライセンスとのデュアルライセ ンスへ移行。
	Asterisk (VoIP/IP-PBXサーバー)/ Digium	・ GPL、商用	・ 当初から「コピーレフト」性の強い GPL の適用を決めていたが、ビジネス展開 も視野に入れていたため、商用ライセ ンスとのデュアルライセンスモデルを 採用。

3. 米国、欧州におけるOSSライセンスに関する主要な係争

OSS ライセンスとは OSS の利用者がソースコードを利用・複製・改変・再配布する際の条件を定めたものであるが、第1章で紹介したように、現在では多数の OSS ライセンスが使われており、その内容は多様であるとともに、その規定が法(おもに著作権法)的に適切な言葉を使用して、ソフトウェアの形態を定義する形でなされることが普通である。従って、ユーザが意図的でなくともライセンスに従わない形で第3者に再配布してしまうというケースが出てきている。また、OSSは何の制約もなく自由に使えるものであるといった誤解から、OSS ライセンスの遵守がおろそかになっているユーザが多数存在するのも事実である。

このように、各 OSS ライセンスで定められた規定を遵守せず、そのライセンスが適用される OSS を利用しているといった例が多数あるが、これは OSS ライセンス違反に当たることから、こうした違反者に対して法的手段で対抗するといった例も出てきている。本章では、このように OSS ライセンス違反が係争に発展した事例を中心に、OSS ライセンスに関する主要な係争を取り上げ、係争の内容を考察する。

以下の表 12 は、OSSライセンスを巡る主要な係争について、係争が起こった国、時期、内容、及び注目すべきポイントをまとめたものである。訴訟が起こった国を見ると、米国(12 件¹⁶⁹)が中心であり、欧州でも合計 6 件(ドイツ 4 件、フランス 2 件)の係争が見られたが、日本における OSSライセンスを巡る係争は確認されなかった。

表 12: OSS ライセンスを巡る主要な係争

国	時期	係争内容	注目ポイント
米国	2001 年 6 月～2002 年 11 月	MySQL AB v. Progress Software Corporation and NuSphere <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンサの MySQL AB が、ライセンスの NuSphere および親会社の Progress Software Corporation を GPL 違反などで提訴。 ・ OSS ライセンスを巡る業界初の裁判係争であり、争点は GPL 違反(ソースコード非開示)。 ・ NuSphere は、同社が開発した OSS の Gemini は MySQL AB による OSS とは別個の著作物であるとしてソースコードの開示は不要と主張。 ・ 法廷は GPL 違反ではなく NuSphere による商標侵害のみを認定。最終的に和解にて決着。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NuSphere が開発した OSS の Gemini が、MySQL AB が OSS として提供する MySQL の二次的著作物であるかが争点となった点。 ・ GPL が法的拘束力を持つライセンス契約であるかが米国法廷で初めて審理された事例であり、判事は間接的ながら GPL の法的拘束力を認めた点。

¹⁶⁹ うち BusyBox 関連の係争 5 件は内容が類似しているため、本報告書では 1 つのセクションにまとめている。

<p>2003年3月～係争中</p>	<p>SCO と Linux コミュニティ間での係争</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SCO は自社が保有する UNIX 関連技術について、UNIX 技術のライセンスを受けていた IBM が、不正に OSS(Linux)製品に流用しているとしてライセンス契約違反などで提訴。 ・ SCO は同時に Linux ユーザ企業にもライセンス料の支払いを要求。 ・ SCO は、Linux ユーザ企業である AutoZone 及び DaimlerChrysler を UNIX 関連技術の著作権侵害で提訴。 ・ Novell が、一連の訴訟の対象となっている UNIX 関連技術の正当な知的財産権（著作権、特許権）の保有者は自社であると主張したことに対し、SCO は 2004 年 1 月に権利誹謗で提訴。 ・ 2007 年 8 月、UNIX 関連技術の知的財産権の正当な保有者は Novell であるとの判決が下り、この結果一連の訴訟は基本的に終結したかに見えたが、2009 年 8 月に控訴審がこの判決を覆したため、法廷における今後の審理が注目されているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IBM だけでなく、Linux ユーザも提訴される訴訟に発展した点。 ・ SCO は、同社が知的財産権を保有すると主張する UNIX のソースコードが OSS である Linux に流用されたと主張し、これにより Linux ユーザがこれまで通り Linux を OSS として自由に使うことができなくなる可能性が生じた点。 ・ UNIX の知的財産権を SCO と Novell のどちらが保有するのが争点となり、この結果次第では、Linux ユーザは大きな影響を受ける点。 ・ UNIX の著作権は SCO ではなく Novell に属するとの District Court for the District of Utah (以下、ユタ連邦地裁)の判決により一連の訴訟は決着したかに見えたが、控訴審によってこの判決が覆されたため、今後も Linux を利用するリスクが存在する点。
<p>2005年4月～2006年3月</p>	<p>Daniel Wallace v. Free Software Foundation</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Daniel Wallace 氏が、GPL は反トラスト法に違反しているとして FSF を提訴。 ・ Wallace 氏は、FSF は IBM、Red Hat、Novell 及びその他個人と結託し、GPL という「略奪的価格設定の枠組み(ソースコードを無償で開示すること)」を設定し、OS 市場の競争を妨害していると主張。 ・ District Court for the Southern District of Indiana (以下、インディアナ連邦地裁)は、GPL ライセンスは反トラスト法違反にあたらないとして、Wallace 氏の訴えを却下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法廷が、GPL は自由競争を促進しているなどとして、反トラスト法には違反していないとの判決を下した点。

2007年8月～係争中	<p>Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンサの Robert Jacobsen 氏は、Katzer 氏及び同氏が率いる Kamind Associates が、Artistic License を遵守せずに Jacobsen 氏の OSS を利用しているとして著作権侵害で提訴。 ・ Katzer 氏らは、Artistic License 違反は認めたが、違反は著作権侵害に相当しないと反論。 ・ District Court for the Northern District of California(以下、カリフォルニア連邦地裁)は Artistic License 違反は著作権侵害にあたらないと判断したが、Court of Appeals for the Federal Circuit(以下、CAFC)は、違反は著作権侵害になるとの判決を下す。 ・ カリフォルニア連邦地裁で再度審理が行われたが、著作権侵害は認定しながらも、Jacobsen 氏が求めていた差止め処分は下さず。Jacobsen 氏は控訴。 ・ CAFC で審理される予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法廷において OSS ライセンス違反は著作権侵害にあたるということが明確に示された点。
2007年9月～2007年10月	<p>Erik Andersen and Rob Landley v. Monsoon Multimedia</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPL をベースとする OSS「BusyBox」の開発者である Erik Andersen 氏と Rob Landley 氏は、デジタルビデオ機器ベンダの Monsoon Multimedia を GPL 違反に基づく著作権侵害で提訴。 ・ Andersen 氏らは、Monsoon Multimedia は「BusyBox」を利用しながらもソースコードを開示せず、Andersen 氏らからの通告を受けても GPL 遵守の取り組みを行わなかったと主張。 ・ OSS ソフトウェアに関する法務サービスを提供する Software Freedom Law Center(以下 SFLC)が原告の代理人を務める。 ・ 2007年10月、和解にて決着。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国における GPL 違反に基づく初の著作権侵害訴訟であった点。 ・ GPL 違反の罰則が遵守のみとなるのであれば、誰もが違反を指摘されるまでは意図的に違反できることになるとして、単なる GPL 遵守では和解が成立しないことが示された点。 ・ 和解条件には、GPL 遵守だけでなく、オープンソースコンプライアンスオフィサーのポストを新設すること、原告に和解金を支払うこと、といった内容も盛り込まれた点。

<p>2007 年 11 月～ 2008 年 3 月</p>	<p>Erik Andersen and Rob Landley v. Verizon Communications</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Andersen 氏と Landley 氏は、大手通信キャリア Verizon Communications を GPL 違反に基づく著作権侵害で提訴。 ・ Andersen 氏らは、Verizon Communications は「BusyBox」を利用しながらもソースコードを開示せず、Andersen 氏らからの通告を受けても GPL 遵守の取り組みを行わなかったと主張。 ・ SFLC が原告の代理人を務める。 ・ Verizon Communications に GPL 違反機器を納入していた Actiontec Electronics が、原告と和解。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPL 違反に基づく著作権侵害訴訟であった点。 ・ 訴訟の対象となった OSS を用いた機器を製造した企業ではなく、製造元から製品を卸し受けてエンドユーザに提供している企業が訴訟の対象となった点。 ・ 製造元から製品を卸し受けていた Verizon Communications ではなく、同社に訴訟の対象となった製品を納入していた製造元の Actiontec Electronics と原告との間の和解により、本件が決着した点。 ・ 和解条件には、GPL 遵守だけでなく、オープンソースコンプライアンスオフィサーのポストを新設すること、原告に和解金を支払うこと、といった内容が盛り込まれた点。
<p>2007 年 9 月～2008 年 10 月</p>	<p>Erik Andersen and Rob Landley によるその他の係争</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Andersen 氏と Landley 氏は、Monsoon Multimedia、Verizon Communications 以外に 5 社を GPL 違反に基づく著作権侵害で提訴。 ・ Andersen 氏らは、被告企業は全て、「BusyBox」を利用しながらもソースコードを開示せず、Andersen 氏らからの通告を受けても GPL 遵守の取り組みを行わなかったと主張。(うち 1 社はソースコード開示などの取り組みは行ったが原告への支払いを拒否。) ・ SFLC が原告の代理人を務める。 ・ Bell Microproducts に対する訴訟を除き和解が成立。本件は欠席裁判で原告が勝訴。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPL 違反に基づく著作権侵害訴訟であった点。 ・ 和解が成立した係争では、大半の和解において GPL 遵守だけでなく、オープンソースコンプライアンスオフィサーのポストを新設すること、原告に和解金を支払うこと、といった内容が和解条件に盛り込まれた点。 ・ Bell Microproducts に対する訴訟では、同社が和解や法廷での弁論などの対応を行わなかったため、欠席裁判という形で原告が勝訴した点。

	2008 年 12 月～ 2009 年 5 月	Free Software Foundation v. Cisco Systems <ul style="list-style-type: none"> ・ FSF が Cisco 社傘下の Linksys を OSS ライセンス違反に基づく著作権侵害で提訴。 ・ FSF は、Linksys の無線ルータ機器やネットワークストレージ機器が GPL の適用下であり、FSF が著作権を持つ OSS を利用していたにもかかわらず、ソースコードを開示していなかったと主張。 ・ Linksys は GPL 遵守に取り組む姿勢を見せていたが、同社が FSF からの指摘に対して迅速かつ十分な対応を実施しなかったため訴訟に発展した模様。 ・ 和解が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FSF が OSS ライセンス違反で裁判に訴えた初の係争であった点。 ・ 大手ネットワーク機器ベンダの Cisco Systems が訴えられた点。 ・ FSF が最初に Cisco Systems による GPL 違反を指摘してから、両者間では約 2 年以上にわたり法廷外での解決が模索されたが、FSF が Cisco Systems の対応の不十分さを理由に最終的に提訴に踏み切った点。
ド イ ツ	2004 年 4 月～2004 年 5 月	Harald Welte v. Sitecom <ul style="list-style-type: none"> ・ Linux ハッカーであり、不適切な GPL 利用の撲滅のために gpl-violation.org と呼ばれる団体を設立・運営する Harald Welte 氏が、無線通信機器ベンダの Sitecom 社を GPL 違反に基づく著作権侵害で提訴。 ・ Welte 氏は、同氏が開発し、GPL が適用されている OSS を Sitecom が利用しながらも、ソースコードの開示や GPL 本文の告知を行わなかったと主張。 ・ 裁判所は Welte 氏の訴えを認め、訴訟の対象となった OSS を用いた Sitecom 製品の差止めを命令。 ・ 和解が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界で初めて GPL の妥当性が法廷で審理・確認されたケースであった点。 ・ 法廷は、訴訟の対象となった OSS を利用するための唯一のライセンスは GPL であり、これに違反する限り当該 OSS を利用することができないとの解釈を示した点。
	2005 年 4 月	Harald Welte v. Fortinet <ul style="list-style-type: none"> ・ Harald Welte 氏は、セキュリティソフトウェアを提供する Fortinet を GPL 違反で提訴。 ・ Welte 氏は、Fortinet は GPL が適用される OSS を利用しながらも、ソースコードの開示や GPL 本文の告知を行わなかったと主張。 ・ 裁判所は Welte 氏の訴えを認め、訴訟の対象となった OSS を用いた Fortinet 製品の差止めを命令。 ・ 和解が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原告の Welte 氏が開発した OSS ではなく、信託ライセンス契約 (fiduciary license agreement) によって、オリジナルの開発者が Welte 氏に権利行使の権限を認めた OSS が訴訟の対象となった点。

	2006年3月～2006年9月	<p>Harald Welte v. D-Link</p> <ul style="list-style-type: none"> Harald Welte氏は、ネットワーク機器を開発・提供するD-Linkを、GPL違反を発見するのに掛かった経費の未払いで提訴。 Welte氏は、D-LinkはGPLが適用されるOSSを利用しながらも、ソースコードの開示やGPL本文の告知を行わなかったと主張。 D-LinkはWelte氏の指摘に従いGPL遵守の対応を行ったが、Welte氏がGPL違反を発見するためにかかった経費(D-Link製品の購入費や人件費など)の支払いを拒否。 D-Linkは、GPLは法的拘束力を持たないと主張。 裁判所はWelte氏の訴えを認め、D-Linkに対してWelte氏への支払いを命令。 	<ul style="list-style-type: none"> 早期差止めの制度を使わずに通常の手続きを踏んだ訴訟であっても、GPLの妥当性が法廷で確認されたケースであった点。 原告のWelte氏が開発したOSSではなく、信託ライセンス契約(fiduciary license agreement)によって、オリジナルの開発者がWelte氏に権利行使の権限を認めたOSSが対象となった点。 D-Linkは、GPL違反の指摘に対してソースコードを開示するなど迅速な対応を行ったが、Welte氏が要求した経費の支払いに関しては、GPLは法的根拠を持たないととして、これを拒んだために訴訟となった点。
	2007年7月ごろ～2008年5月	<p>Harald Welte v. Skype</p> <ul style="list-style-type: none"> Harald Welte氏は、インターネット電話サービスプロバイダのSkypeをGPL違反で提訴。 Welte氏は、SkypeにVoIP電話機を納入していたSMCはGPLが適用されるLinuxを利用しながらも、ソースコードの開示やGPL本文の告知を行わなかったと主張。 SkypeはGPL違反の指摘を受けて、GPL遵守に向けた取り組みを実施。 しかし法廷は、GPL本文が掲載されているリンクのみを製品に同封するなど、Skypeによる取り組みは不十分であると指摘。Welte氏の訴えを認め、訴訟の対象となったOSSを用いたVoIP電話機の差止めを命令。 Skypeは控訴し、GPLは反トラスト法に反しているため法的妥当性がないとの抗弁を展開。 裁判所は、たとえGPLが反トラスト法に抵触していたとしても、GPLなしで当該OSSを利用することはできないと判断。 Skypeは控訴を取り下げ、本件は決着。 	<ul style="list-style-type: none"> GPLの妥当性が法廷で確認されたケースであった点。 GPLは厳密に適用されなければならないことが法廷で確認された点。 OSSを用いた機器を製造する製造者だけでなく販売者もGPL違反において有責になり得ることが示された点。 ライセンスが拠点とする国においてGPLが認められていなかったとしても、他国ではGPL違反で有責になる可能性があることが示された点。 原告のWelte氏が開発したOSSではなく、信託ライセンス契約(fiduciary license agreement)によって、オリジナルの開発者がWelte氏に権利行使の権限を認めたOSSが対象となった点。
フランス	2005年10月～2007年3月	<p>Educaffix v. Centre National de la Recherche Scientifique 他</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔学習ツールを開発するソフトウェア企業Educaffixは、フランス政府支援の研究機関Centre National de la Recherche Scientifique及びその他の研究機関(以下CNRSら)から所有権を譲 	<ul style="list-style-type: none"> GPL適用下にあるOSSが含まれたソフトウェアパッケージが、当該OSSの派生物としてみなされるべきであるかどうか、すなわちパッケージにGPLが適用されるかどうかのポイントとなった点。

		<p>渡されたソフトウェアの譲渡契約の解消を求めて CNRS らを提訴。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Educaffix は、譲渡されたソフトウェアに、GPL が適用される OSS が含まれていたことから、ソフトウェアパッケージ全体に GPL が適用されるかを確認。GPL 適用の可能性が高いことが判明すると、CNRS らが GPL を遵守する対応を行わなかったとして、譲渡契約の解消と損害賠償を求めた。 • 法廷は当該ソフトウェアパッケージ全体に GPL が適用されることを認めたが、契約解消は原告・被告両者の責任であると判断し、損害賠償は認めず。 • 両者がこの判決を受け入れた形で決着した模様。 	<ul style="list-style-type: none"> • フランスの法廷においても GPL は法的拘束力を持つライセンス契約であることが確認された点。
フランス	2008 年 11 月～ 係争中	<p>Harald Welte、Free Software Foundation France、Erik Andersen、Rob Landley v. Iliad</p> <ul style="list-style-type: none"> • ドイツで数々の GPL 違反に関する訴訟を起した Harald Welte 氏、米国で起きた一連の BusyBox 関連訴訟の原告であった Erik Andersen 氏と Rob Landley 氏及び FSF は、フランスの大手通信事業者 Iliad を GPL 違反に基づく著作者人格権侵害で提訴。 • 原告は、Iliad の IPTV 用 STB 兼 DSL モデムである「Freebox」が、GPL が適用される OSS を利用しながらもソースコードを開示していないと主張。 • Iliad は、「Freebox は Iliad の加入者宅に設置されているものの、所有権は Iliad にあるため、この OSS 提供形態は GPL が適用される『配布』には相当しない」と反論。 • 係争は継続中であり、Iliad の主張がフランス法廷でどのように判断されるかが注目されている。 	<ul style="list-style-type: none"> • Iliad は、同社がサービス加入者へ提供している機器で GPL 適用下にある OSS を利用しているにも関わらず、GPL を遵守していないとの指摘に対し、「加入者宅に設置されているものの、所有権はあくまでも Iliad にあるため、この OSS 提供形態は GPL が適用される『配布』には相当しない」と主張している点。 • フランスの裁判所が、GPL で定められた「配布」をどのように解釈するのが注目されている点。

こうした OSS ライセンスを巡る係争は、その係争内容や特徴から以下の 2 タイプに大別することができる。

- ユーザ企業が OSS ライセンス(主に GPL)に違反しており、開発者などから違反を指摘されたが、違反を是正するための十分な対応を採らなかったケース
- OSS ライセンスの本質が争点となったケース

1 つ目のタイプである GPL 違反への対応を巡る係争としては、米国における BusyBox 関連の訴訟や、FSF と Cisco Systems の訴訟、ドイツで起こった Harald Welte 氏による訴訟が挙げられる。これらの係争で被告となった企業はどれも GPL を違反していたが、違反を指摘された後の対応としては、①対応を全くしない(違反の指摘に回答しないなど)、②対応をする姿勢を見せたものの実際の対応が遅れた、③十分な対応をしなかった(開示したソースコードが不完全であったな

ど)、④違反是正のための迅速な対応は行われたが、OSS 開発者に対する補償など他の条件で対立したものが挙げられる。

訴訟事例に占める割合をみると、こうしたケースが圧倒的に多く、特に GPL 違反をめぐる係争がほとんどである。GPL 違反を理由とする係争が大半である背景には、「厳格なコピーレフト」を定める GPL が適用されたソフトウェアについては、利用者がソースコード自体がソースコード提供の申し出を同梱しないなど、許諾条件を順守していない状態が明確に識別できることがあげられる。ただ、OSS ライセンス違反が必ずしも訴訟につながるわけではなく、むしろ、違反そのものが発覚しなかったり、違反が判明しても、開発者などからの指摘を受けて水面下で違反行為が是正されたりしたケースのほうがはるかに多いはずであり、そうした点を考えると、このように表面化している事例はごく一部であると言える。

一方で、OSS ライセンスの本質が問われた係争もいくつかある。具体例としては、MySQL AB v. Progress Software Corporation and NuSphere や、SCO と Linux コミュニティ間での係争、Daniel Wallace v. Free Software Foundation、Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates、Educafix v. Centre National de la Recherche Scientifique 等、Harald Welte、Free Software Foundation France、Erik Andersen、Rob Landley v. Iliad などが挙げられる。これらの係争では、争点が OSS ライセンスの本質を問うものとなっている点が特徴であり、具体的には以下のような点が本質的に問われている。これらのケースは、法廷で審理され、判決という形で決着がついた議論もあれば、審理が行われずに結論が出ていない争点もある。

OSS ライセンスのあり方

- OSS ライセンス違反と著作権法の関係： Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates における画期的な判決により、OSS ライセンス違反は単なる契約違反ではなく、著作権侵害に相当するという判決が出た。
- GPL と反トラストの関係： 米国では GPL は反トラスト法には抵触しないとの結論が出されている。欧州では反トラストとの関係に関する判断は下されていないが、GPL 適用下の OSS においては、GPL がその OSS を利用するための唯一のライセンスであるため、たとえ GPL が反トラスト法に抵触していたとしても、GPL なしで当該 OSS を利用することはできないとされている。

OSS ライセンスの解釈

- 二次的著作物の定義： MySQL AB v. Progress Software Corporation and NuSphere における争点となったが法廷では審理されていない。Educafix v. Centre National de la Recherche Scientifique 等においては、作動に GPL が適用される JATLite が必要とされるソフトウェアパッケージは、パッケージ全体に GPL が適用されるとの判断が下されている。
- 「配布」の定義： 法廷での審理はこれからであるが、Harald Welte、Free Software Foundation France、Erik Andersen、Rob Landley v. Iliad は、米国における「配布 (distribution)」の法的概念がフランスでどのように解釈されるべきかが争点となっている。

OSS ライセンスと商用ソフトウェアの関係

- 商用ソフトウェアと OSS のソースコード混入： 法廷での決着はついていないが、SCO と IBM との係争では、UNIX (商用ソフトウェア) が Linux (OSS) に流用されたという SCO の主張で、Linux の利用が大幅に制限される可能性が生じ、Linux ユーザにも多大な影響を与えることとなった。

本章では以下、上表 12 で紹介した OSS を巡る主要な係争について、係争が生じた国ごと(米国、ドイツ、フランス)に、各係争の内容、争点・ポイント、OSS ライセンス契約や係争当事国の法

制との関係、決着内容について紹介する。また、GPL違反が背景にある係争の一部においては、係争決着後の周知状況についても紹介している。

3.1 米国における係争

本項では、米国におけるライセンスをめぐる係争として 12 件¹⁷⁰の内容を紹介する。うち 7 件が、GPL違反に対する対応が争点となったBusyBox関連の係争であるが、その他に、OSSライセンスと著作権法の関係などOSSライセンスの本質を問う係争も含まれている。また、SCOとIBMまたはNovellとの係争及び、Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind AssociatesといったOSSコミュニティが注目する係争は、まだ法廷での論争が続いており、その結論には今後も注視が必要である。

以下に、米国での係争の内容、争点・ポイント、OSS ライセンス契約や係争当事国の法制との関係、決着内容などについて紹介する。

3.1.1 MySQL AB v. Progress Software Corporation and NuSphere

当事者:	MySQL AB(原告) Progress Software Corporation(被告) NuSphere(被告)
訴訟内容:	GPL 違反 商標侵害 MySQL AB と NuSphere の間で交わされていた仮契約違反 不公正又は欺瞞的な取引
結果:	和解が成立
ポイント:	①NuSphere が開発した OSS の Gemini が、MySQL AB が OSS として提供する MySQL の二次的著作物であるかが争点となったこと。 ②GPL が法的拘束力を持つライセンス契約であるかが米国法廷で初めて審理された事例であり、判事は間接的ながら GPL の法的拘束力を認めたこと。

• 係争内容

<概要>

MySQL(OSS)を開発するMySQL AB(当時)¹⁷¹は 2001 年 7 月 11 日、OSSに基づく総合環境開発(Integrated Development Environment: 以下IDE)¹⁷²を提供するNuSphere¹⁷³の親会社Progress Software Corporationを、GPL違反、商標侵害、MySQL ABとNuSphereの間で交わされていた仮契約違反、及び不公正又は欺瞞的な取引¹⁷⁴で米国のDistrict Court for the District of Massachusetts(以下、マサチューセッツ連邦地裁)に提訴した。これは同年 6 月 15 日に、Progress Software CorporationがMySQL ABを契約不履行などで提訴したことに対する反訴であり¹⁷⁵、MySQL ABはNuSphereがMySQLソフトウェアを配布する上でGPLに違反しているとして、同ソフトウェアの配布及び「MySQL」という商標の使用の差止めを求めた。

¹⁷⁰ うち BusyBox 関連の係争 5 件は内容が類似しているため、本報告書では 1 つのセクションにまとめている。

¹⁷¹ 現在は Sun Microsystems の子会社。MySQL. “About MySQL”. <http://www.mysql.com/about/> (Retrieved on July 8, 2009); “MySQL”. <http://en.wikipedia.org/wiki/MySQL> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁷² エディタやコンパイラなど複数のツールを 1 つの環境から利用できるようにしたもの。

¹⁷³ NuSphere. “About NuSphere”. <http://www.nusphere.com/about/index.htm?> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁷⁴ マサチューセッツ連邦地裁では、NuSphere による MySQL の利用差止め及び MySQL という商標の使用差止めのみが審理された。

¹⁷⁵ MySQL. “FAQ on MySQL vs. NuSphere Dispute”. <http://www.mysql.com/news-and-events/generate-article.php?id=75> (Retrieved on July 8, 2009)

ただし、マサチューセッツ連邦地裁は結果的に、「MySQL」という商標の使用にのみ差止め処分を下しており、両社はその後、2002年11月7日に和解している¹⁷⁶。米国ではGPL違反が争点に含まれた初の裁判であり、法廷がGPLのライセンス条件をどのように解釈するのが注目された係争であったが¹⁷⁷、上記の通り両社が和解したことで、結局この点に関する審理は行われていない。

<当事者>

訴訟に関与した企業の概要は以下の通りである。

原告(反訴では被告)

- Progress Software Corporation: アプリケーション・インフラ・ソフトウェアを提供するソフトウェアベンダ¹⁷⁸。NuSphereの親会社。
- NuSphere: IDE(統合開発環境)をOSSとして提供するソフトウェアベンダ。係争当時は「MySQL Advantage」と呼ばれる独自のパッケージを提供しており、同パッケージにはMySQLとGeminiと呼ばれる独自のOSSが含まれていた。

被告(反訴では原告)

- MySQL AB: OSSとしてリレーショナルデータベース管理ソフトウェアMySQLを開発するスウェーデンを本拠とする企業。既にSun Microsystemsに買収されており、現在は同社の子会社として事業を遂行している¹⁷⁹。

<経緯>

訴訟に関係する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる。

- 2000年6月: NuSphereはMySQL ABとの間で、MySQLを配布する非独占的権利を獲得するための仮契約を締結¹⁸⁰。NuSphereは当時、最大250万ドルをMySQL ABに支払うことに合意していた^{181 182}。
- 2000年9月: NuSphereは上記仮契約に基づき、MySQL ABに対して31万2,501ドルを支払う。しかし、その後に残額の支払いを停止。
- 2001年6月: MySQL ABは未払いを理由に、仮契約を打ち切ることをNuSphereに通達。
- 2001年6月15日: NuSphereがMySQL ABを契約不履行などで提訴。
- 2001年7月11日: MySQL ABがNuSphereを、GPL違反や商標侵害などで逆提訴¹⁸³。
- 2001年7月(11日以降だが日付は不明)¹⁸⁴: NuSphereが、MySQLによりGPL違反とされたGeminiと呼ばれる自身のOSSのソースコードを開示。

¹⁷⁶ “MySQL, NuSphere Settle GPL Contract Dispute” Register. November 21, 2002.

http://www.theregister.co.uk/2002/11/21/mysql_nusphere_settle_gpl_contract/ (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁷⁷ Laura A. Majerus. “Court Evaluates Meaning of “Derivative Work” in an Open Source License” FindLaw. <http://library.findlaw.com/2003/Jun/16/132811.html> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁷⁸ Progress Software Corporation. “Who We Are”. <http://web.progress.com/about/about-progress.html> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁷⁹ MySQL. “About MySQL”. <http://www.mysql.com/about/> (Retrieved on July 8, 2009); “MySQL”. <http://en.wikipedia.org/wiki/MySQL> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁸⁰ Laura A. Majerus. “Court Evaluates Meaning of “Derivative Work” in an Open Source License” FindLaw. <http://library.findlaw.com/2003/Jun/16/132811.html> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁸¹ MySQL. “FAQ on MySQL vs. NuSphere Dispute”. <http://www.mysql.com/news-and-events/generate-article.php?id=75> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁸² MySQL ABはMySQLのソースコードを開示する一方で、MySQLの商用ライセンスを販売していたため、仮契約はNuSphereに商用ライセンスを付与するためのものであったと見られる。

¹⁸³ MySQL. “FAQ on MySQL vs. NuSphere Dispute”. <http://www.mysql.com/news-and-events/generate-article.php?id=75> (Retrieved on July 8, 2009)

- 2002年2月28日：マサチューセッツ連邦地裁がMySQL ABの要請に応える形で、NuSphereによる「MySQL」という商標使用の差止めを認める。ただし、MySQLソフトウェアの配布に関する差止め請求は棄却¹⁸⁵。
- 2002年3月：マサチューセッツ連邦地裁が NuSphere と MySQL AB に対して法廷外での告訴取り下げを勧告。
- 2002年11月7日：NuSphereとMySQL ABの間で和解が成立。

- 争点・ポイント

本件の主要な争点・ポイントは以下の3つであった。①の争点は本調査の対象ではなく、③については法廷では議論されなかった¹⁸⁶ため、以下では、②の争点について説明する。

- ① NuSphere は MySQL AB の商標を侵害していたか。
- ② NuSphere は GPL に違反していたか。
- ③ (米国の)法廷は GPL を法的に拘束力のあるライセンスと認めるか。

GPL違反の焦点となったのは、NuSphereが当時、MySQL ABが開発したMySQLを利用して開発していたMySQL Advantageと呼ばれる独自のパッケージに含まれる、Geminiと呼ばれるOSSであった。GeminiはMySQLのコードとリンクする形で機能する仕組みとなっていたため、MySQL ABは、GeminiがMySQLの派生物であり、GeminiにはMySQLのOSSライセンスであるGPLが伝播するため、NuSphereはGeminiにGPLを適用する必要があるが、同社はGeminiのソースコードを開示していないと主張したのである。

MySQL ABは、このNuSphereの対応をGPLに反する行為として同社を提訴している。MySQL ABの主張は、NuSphereがMySQLに適用されたGPLv2の第2条(b)に抵触しているというものであった¹⁸⁷。以下は、GPLv2の第2条(b)の日本語訳である。

MySQLの全体もしくはその一部、またこれらから派生したものを含む著作物を配布・公開する場合は、GPLに則り、著作物全体を全ての第3者に対して無料で配布・公開しなければならない。

You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from [MySQL] or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

(太字はワシントンコアによる)

つまり、MySQL ABは、NuSphereがソースコードを開示せずにGeminiを配布していたことからGPLに違反しているとし、同社を訴えたわけである。

NuSphereはこのような訴えに対して、「GeminiにはGPLv2の第2条にある、『独立した別個の著作物』に関する但し書きが適用される」と反論している¹⁸⁸。GPLv2の第2条の該当部分は以下の通りである。

¹⁸⁴ MySQL. “MySQL: The Commercial Open Source Database”. February, 14, 2002.

http://osdn.jp/event/db2002/pdf/con_no04.pdf (Retrieved on September 2, 2009)

¹⁸⁵ マサチューセッツ連邦地裁 “Progress Software Corporation v. MySQL AB”. February 28, 2002.

<http://pacер.mad.uscourts.gov/dc/opinions/saris/pdf/progress%20software.pdf> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁸⁶ GPLは法的拘束力を持つとの前提で議論が進んだ模様である。

¹⁸⁷ “The viability of the GPL and commercial open source licensing: MySQL and NuSphere”.

http://74.125.155.132/search?q=cache:A0Hc4TsPfiAJ:cyber.law.harvard.edu/globaleconomy/3.3_MySQL.doc+MySQL+AB+NuSphere+GPL&cd=4&hl=en&ct=clnk&gl=us&client=firefox-a (Retrieved on July 8, 2009)

これらの要件(第2条(b)も含む)は、改変された著作物全体に適用される。(GPLに基づいてライセンスを受けた)オリジナルのプログラムから派生していない部分が特定され、これらの部分が**独立した別個の著作物**であると見なされた場合には、それらの著作物を配布する上では GPL は適用されない。しかし、これらの部分がオリジナルのプログラムもしくはその二次的著作物の一部として配布される場合は、GPL が適用される。

*These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered **independent and separate works** in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.*

この点に関するNuSphereの主張は、GeminiはMySQLから独立した著作物であるため、GPLが適用されないというものであった。実際の法廷弁論においても、NuSphereは、GeminiとMySQLのソースコードは混ざっていないため、Geminiが他のプログラムとリンクしているだけで、GeminiがMySQLの二次的著作物であるとは言えないと主張し、GPL違反を否定している¹⁸⁹。

しかし、NuSphereは上記の通り、MySQL ABから逆提訴された直後の2001年7月、Geminiのソースコードを自主的に開示している¹⁹⁰。

- OSSライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件では、主要なOSSライセンスであるGPLへの違反を争点の1つとする初の法廷係争であり、この点で業界の注目を集めた(争点の詳細は前項を参照)。それまでにGPLのライセンス内容が法廷で審理されることがなかったため、GPLが法的拘束力を持つライセンス契約とみなされるかが注目されていたが¹⁹¹、結局法廷では、GPLの法的拘束力に関する議論は起こらず、GPLは法的拘束力があるとの前提のもとに審理が進んだ。この点から、本件はGPLが正当なライセンス契約であることを間接的に認めた最初の事例となったと言える。

- 決着内容

<法廷での結論>

前述の通り、本件ではGeminiがMySQLの二次的著作物であるか、それとも独立した別個の著作物であるかについて、裁判所がどういった判断を下すかに注目が集まっていたが、本件を担当したPatti Saris判事は、この争点に関する判断は避け、2002年2月28日にMySQL ABが要請し

¹⁸⁸ “The viability of the GPL and commercial open source licensing: MySQL and NuSphere”.

http://74.125.155.132/search?q=cache:A0Hc4TsPfiAJ:cyber.law.harvard.edu/globaleconomy/3.3_MySQL.doc+MySQL+AB+NuSphere+GPL&cd=4&hl=en&ct=clnk&gl=us&client=firefox-a (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁸⁹ John Palfrey, Ed Kelly. “Analysis of Proceedings in the US District Court in Boston in the GPL-related Lawsuits between MySQL and NuSphere/Progress”. February 27, 2002.

http://docs.google.com/Edit?docid=dc7rd5c_125hsn362dw (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁹⁰ “The viability of the GPL and commercial open source licensing: MySQL and NuSphere”.

http://74.125.155.132/search?q=cache:A0Hc4TsPfiAJ:cyber.law.harvard.edu/globaleconomy/3.3_MySQL.doc+MySQL+AB+NuSphere+GPL&cd=4&hl=en&ct=clnk&gl=us&client=firefox-a (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁹¹ John Palfrey, Ed Kelly. “Analysis of Proceedings in the US District Court in Boston in the GPL-related Lawsuits between MySQL and NuSphere/Progress”. February 27, 2002.

http://docs.google.com/Edit?docid=dc7rd5c_125hsn362dw (Retrieved on July 8, 2009)

た差止め処分に関する裁定のみを下している。Saris判事はMySQL ABの訴えを退け、NuSphereのMySQL Advantage製品の差止め処分は行わなかったが(商標の差止めは認めた)、この理由は以下の通りである¹⁹²。

- NuSphere は審理の時点では既に、Gemini のソースコードを開示しており、MySQL AB が「修復不能な被害(irreparable harm)」を被っているとはいえない。
- MySQL Advantage は NuSphere の主要製品であり、差止め処分による原告・被告の利害のバランスを考慮すると、NuSphere に不利となる。

これらのポイントは、修復不能な被害や原告・被告の利害のバランスという、差止め処分を決める際の一般的な検討要因に基づいたものであり、GPL に違反しているかどうかは全く影響していない。また、それ以上の弁論が行われる前に、両者の間では裁判所の勧告に従う形で和解が成立しており、結局 NuSphere による GPL 違反の事実は法廷では裁定されなかった。

<和解>

Saris判事は上記の判決を下した翌月となる 2002 年 3 月、NuSphereとMySQL ABに対して告訴取り下げを勧め、同年 11 月には両社の間に和解が成立した。両社の和解内容に関する主要なポイントは以下の通りである¹⁹³。

- NuSphere は MySQL の改変・追加により生じた著作権全てを、MySQL AB へ譲渡する。
- MySQL AB は、NuSphere が GPL を遵守していることを書面で確認する。

当初はあくまで NuSphere の訴えに対する反訴という形ではあったものの、GPL 違反が争点となり、業界でも裁判所の判断が注目されたが、結果として、Gemini が MySQL の二次的著作物であるかという争点については決着がつかないまま、本件は解決を迎えた。ただ、本件では GPL がライセンス契約として法的に妥当であることが、間接的ではあるものの法廷で認められており、GPL の法的有効性が認められた初の事例であったといえる。

3.1.2 Caldera Systems (SCO Group) v. IBM

当事者:	Caldera Systems(原告/反訴では被告) IBM(被告/反訴では原告)
訴訟内容:	ライセンス契約違反 企業機密の不正使用 契約妨害 不正競争
結果:	継続中
ポイント:	①IBM だけでなく、Linux ユーザも提訴される訴訟に発展したこと。 ②SCO は、同社が知的財産権を保有すると主張する UNIX のソースコードが OSS である Linux に流用されたと主張し、これにより Linux ユーザはこれまで通り Linux を OSS として自由に使うことができなくなる可能性が生じたこと。 ③UNIX の知的財産権を SCO と Novell のどちらが保有するのかが争点の 1 つとなり、この結果次第では Linux ユーザが大きな影響を受けること。 ④UNIX の著作権は SCO ではなく Novell に属するとのユタ連邦地裁の判決により一連の訴訟は決着したかに見えたが、Tenth Circuit Court of Appeals(以下、第

¹⁹² マサチューセッツ連邦地裁 “Progress Software Corporation v. MySQL AB”. February 28, 2002.
<http://pacer.mad.uscourts.gov/dc/opinions/saris/pdf/progress%20software.pdf> (Retrieved on July 8, 2009)

¹⁹³ “MySQL, NuSphere Settle GPL Contract Dispute” Register. November 21, 2002.
http://www.theregister.co.uk/2002/11/21/mysql_nusphere_settle_gpl_contract/ (Retrieved on July 8, 2009)

十巡回区控訴裁判所)によってこの判決が覆されたため、今後も Linux を利用するリスクが存在すること。

- 係争内容

<概要>

米国のLinuxディストリビューターであるCaldera Systems¹⁹⁴(以下、SCO)は2003年3月6日、同じくLinuxディストリビューターであるIBMをライセンス契約違反、企業機密の不正使用、契約妨害、及び不正競争で提訴した¹⁹⁵。SCOの主張は、IBMがそのLinux事業にSCOのUNIXソフトウェアを不正使用したというもの。SCOはその後、Linuxユーザに対しても、Linuxを利用する上ではUNIXのライセンス使用料を支払う必要があることを示唆する書簡を送っており、2004年3月3日には、LinuxユーザのDaimlerChryslerとAutoZoneをそれぞれ著作権侵害で提訴している。FSFやOpen Source Initiative(OSI)などのOSS推進機関がIBMを支援・支持したこともあり、本件はOSSコミュニティを巻き込んだ一大事件に発展した。

その後2004年には、大手LinuxディストリビューターのNovellも本係争に関与することになる。同社は1995年に、UNIX事業を当時のSanta Cruz Operations(後にSCOがUNIX事業とともに買収)に譲渡していたが、当時のSanta Cruz OperationsとのUNIX事業譲渡契約は、Novellが保有していたUNIXに関する知的財産権(特許権・著作権・商標権)¹⁹⁶はUNIX事業の売却後もNovellに帰属することを認めるものであったと主張したのである。Novellは、IBMやLinuxユーザを提訴する意図はなく、NovellがUNIXの著作権を所有していることさえ証明されれば、IBMがUNIXをLinuxに不正に使用しているかどうかは不問とするとしたため、事件は「SCO対Linuxコミュニティ」という構図となり、その行方はSCOとNovellのどちらにUNIXの著作権が帰属しているかに委ねられることになった。

本係争を担当したユタ連邦地裁は2007年8月、UNIXの著作権を所有しているのはNovellであるとの判決を下し、更に2007年9月にはSCOが連邦倒産法11条(Chapter 11)にもとづく倒産処理手続き¹⁹⁷を始めたため、一連の訴訟は決着したかに見えた¹⁹⁸。しかし、2009年8月24日、2007年8月の判決直後のSCOによる控訴にもとづき控訴審が行われ、ここで控訴を担当した第十巡回区控訴裁判所は、NovellをUNIXの著作権の正式な所有者として認めたユタ連邦地裁の判決を破棄、同地裁に再審理を命じており¹⁹⁹、係争は振り出しに戻っている。こうした状況から、2009年9月現在、ユタ連邦地裁における今後の審理の行方が注目されているところである。

SCOによる一連の訴訟は、開発企業やユーザなど様々なLinux関係者を巻き込んだが、①IBMがそのLinux事業にSCOのUNIXソフトウェアを不正使用したとのSCOの主張に関する動き、②SCOとNovellとの間におけるUNIXの著作権を巡る動き、及び、③その他の動き(SCOによるLinuxユーザに対する訴訟など)に大別することができる。それぞれの動きにおける主要な出来事を下表13にまとめる。

¹⁹⁴ SCO Group という名称で事業を展開していたが、正式な社名は Caldera Systems である。

¹⁹⁵ “Caldera Systems, Inc. vs. International Business Machines Complaint”. March 6, 2003. <http://www.groklaw.net/pdf/IBMCalderaUtahComplaint.pdf> (Retrieved on September 20, 2009)

¹⁹⁶ ただし、その後の裁判で争われたのは、著作権がどちらに帰属するかどうかである。

¹⁹⁷ 日本語では「倒産」と訳されることが多いが、実質的には日本の会社更生法に基づく債務処理と同様であり、手続き中も企業は経営を継続することができる。

¹⁹⁸ “SCO Controversy Timeline”. Linux Online. <http://www.linux.org/news/sco/timeline.html> (Retrieved on September 21, 2009)

¹⁹⁹ <http://www.groklaw.net/pdf/AppealRuling.pdf> (Retrieved on September 20, 2009)

表 13: SCO と Linux 関係者との間の係争における主要な出来事

時期	IBM 関連の動き	Novell 関連の動き	Linux ユーザ関連などその他の動き
2003 年 3 月 6 日	SCO は、IBM をライセンス契約違反や企業秘密の不正使用などで提訴。	N/A	N/A
2003 年 5 月 14 日	N/A	N/A	SCO は、Linux ユーザである大手企業に対して、Linux の利用には UNIX の使用料が必要となることを示唆した書簡を送付。
2003 年 5 月 19 日	N/A	N/A	Microsoft は、SCO と UNIX に関するライセンス契約を締結し、1,000 万ドルを SCO に支払う。
2003 年 5 月 28 日	N/A	Novell が、UNIX の知的財産権(特許権、著作権、商標権)は自社にあると発表し、IBM 及び Linux ユーザに対して SCO の訴訟は意味を成さないと主張。	N/A
2003 年 8 月 4 日	N/A	N/A	大手LinuxディストリビューターのRed Hatは、同社製品がSCOの著作権を侵害していないことの確認判決など ²⁰⁰ を求めて、SCOを提訴(その後、SCOとIBMの訴訟が終了するまでは本件の審理は行われないことが決定)。
2003 年 8 月 5 日	N/A	N/A	SCO は、Linux ユーザが SCO に支払うべき UNIX の使用料について発表。
2003 年 8 月 6 日	IBM は SCO を、Linux 利用における GPL 違反、および IBM が保有する特許の侵害などで反訴(SCO は 2003 年 5 月まで Linux を配布)。	N/A	N/A
2004 年 1 月 20 日	N/A	SCOは、NovellをUNIXの著作権をめぐる権利誹謗 ²⁰¹ で提訴。	N/A
2004 年 3 月 3 日	N/A	N/A	SCO は、Linux ユーザである DaimlerChrysler と AutoZone を著作権侵害でそれぞれ提訴。

²⁰⁰ Red Hat は、著作権を侵害していないこと、及び SCO の企業秘密を不正使用していないことの確認判決を求めた他、商標法違反、欺瞞的取引、不正競争、不法営業妨害、商業誹謗などでも提訴している。

²⁰¹ 他者に属する権利について虚偽の陳述などを行い、権利者に被害を与えること。

時期	IBM 関連の動き	Novell 関連の動き	Linux ユーザ関連などその他の動き
2004 年 7 月 21 日	N/A	N/A	ユタ連邦地裁は、SCO の DaimlerChrysler に対する訴訟を棄却。
2005 年 7 月 29 日	N/A	Novell は、SCO を UNIX の著作権をめぐる権利誹謗及び UNIX 売却契約違反で反訴。	N/A
2007 年 8 月 10 日	N/A	ユタ連邦地裁は、Novell が UNIX の著作権者であると認めると共に、Novell が SCO に対して IBM への訴訟を取り下げを命令する権限を Novell に認める。	N/A
2007 年 8 月 29 日	N/A	SCO は、ユタ連邦地裁の判決を不服として控訴。	N/A
2007 年 9 月 20 日	SCO が 9 月 14 日に Chapter 11 を申請し、倒産処理手続きに入ったため、同社の再建処理が終わるまで IBM との訴訟の審理は保留となることが決定。	N/A	N/A
2009 年 8 月 24 日	N/A	第十巡回区控訴裁判所は、ユタ連邦地裁による判決を覆し、再審理を命じる ²⁰² 。	N/A

参考資料: “SCO Controversy Timeline”. Linux Online. <http://www.linux.org/news/sco/timeline.html>
(Retrieved on September 21, 2009)

²⁰² <http://www.groklaw.net/pdf/AppealRuling.pdf> (Retrieved on September 20, 2009)

以下では、SCO と Linux コミュニティの間での係争の中心となった、SCO と IBM との間における訴訟の詳細についてまとめる。

<当事者>

訴訟に関与した企業の概要は以下の通りである。

原告

- SCO: 米国の Linux ディストリビューター。2000 年 8 月に Novell から UNIX 事業を購入した Santa Cruz Operations を、UNIX 事業と共に買収し、2002 年 8 月以降は SCO Group という名称で事業を展開している。正式な社名は、Caldera Systems。

被告

- IBM: 世界でも最大規模の多国籍ソフトウェア企業。Linux の開発を始め、OSS コミュニティを積極的に支援している。

なお、IBM は当初、UNIX を開発した AT&T から UNIX を使用するためのライセンスを付与されていたが、その後 AT&T が UNIX 事業を Novell に売却しており(つまり UNIX のライセンサとなる権限も Novell に譲渡)、更に Novell もその後 UNIX 事業を Santa Cruz Operations (現 SCO)に売却している。そのため、SCO は本件が起こった時点で、自身が UNIX 事業のライセンサであると主張していた。以下で説明するように、Novell が UNIX 事業を Santa Cruz Operations (現 SCO)に売却した際に、UNIX のライセンサとなる権限までを Santa Cruz Operations (現 SCO)に譲渡したかどうかについては、Novell と SCO 間の係争の争点の 1 つとなっている。

<経緯>

訴訟に関係する主要な出来事の経緯は以下の通りである²⁰³。

- 2003 年 3 月 6 日: SCO は、IBM が UNIX のソースコードの一部を Linux に不正に使用したことを問題視し、IBM をライセンス契約違反、企業機密の不正使用、契約妨害、及び不正競争で提訴。
- 2003 年 3 月 7 日: IBM は、「SCO による提訴は事実に基づいていない」とするコメントを発表。
- 2003 年 7 月 21 日: IBM は、「SCO は、(IBM が不正に Linux 流用したと主張する)UNIX のソースコードを開示するべきである」とするコメントを発表。
- 2003 年 8 月 6 日: IBM は、SCO が Linux を利用する上で GPL に違反しており、加えて IBM が保有する特許も侵害しているとして、SCO を反訴。
- 2005 年 7 月 29 日: Novell は、UNIX の著作権をめぐる権利誹謗で同社を提訴していた SCO を、UNIX の著作権をめぐる権利誹謗及び UNIX 売却契約違反で反訴。
(*これにて、SCO と IBM との訴訟は、UNIX の著作権を SCO と Novell のどちらが保有しているかといった判断に委ねられることとなった)
- 2007 年 8 月 10 日: ユタ連邦地裁は、Novell が UNIX の著作権者であると認め、Novell が SCO に対して同社による IBM への訴訟を取り下げを命令する権限も認める²⁰⁴。
- 2007 年 8 月 29 日: SCO は、ユタ連邦地裁の判決を不服として控訴。
- 2007 年 9 月 20 日: SCO が Chapter 11 を申請し、倒産処理手続きに入ったため、再建処理が終わるまで IBM との訴訟の審理は保留とされる。
- 2009 年 8 月 24 日: 第十巡回区控訴裁判所は、ユタ連邦地裁による判決を覆し、再審理を命じる。

²⁰³ “SCO Controversy Timeline”. Linux Online. <http://www.linux.org/news/sco/timeline.html> (Retrieved on September 21, 2009)

²⁰⁴ 2007 年 8 月 29 日に SCO がこの判決を不服として控訴したため、IBM への訴訟取り下げは行われていない。

上表にもあるように、ユタ連邦地裁は 2007 年 8 月 10 日、Novell が SCO に対して IBM への訴訟を取り下げることを命令する権限を Novell に認めたことから、業界では SCO と IBM の訴訟も決着が着いたかに見られていたが、2009 年 8 月 24 日にこの判決が振り出しに戻ったことから²⁰⁵、SCO と IBM との訴訟が再開される可能性も生じている。ただ、SCO が Chapter 11 を申請し、倒産処理手続きに入ったため、2007 年 9 月 20 日、SCO の再建処理が終わるまで IBM との訴訟の審理は保留となることが決定し、2009 年 9 月現在はまだ同社の再建処理に目処はついていないことから、今後の状況は不透明のままである²⁰⁶。

- 争点・ポイント

上記からもわかる通り、本係争には 2 つの大きな争点・ポイントがある。以下、争点・ポイント別に詳細を見ていくこととする。

<原点：IBM による UNIX ライセンス契約違反>

SCO は、IBM が AIX²⁰⁷ の開発向けに SCO からライセンスを受けていた UNIX のソースコードを、Linux 事業に不正に流用していたことを問題視し、IBM を提訴した。SCO の主張によると、AIX には SCO が IBM にライセンス付与している UNIX のソースコードが利用されいながら、これを IBM が Linux 事業を推進する上で不正に利用しており、これが、SCO と IBM の間に締結された UNIX に関するライセンス契約に違反するというもの。この背景には、SCO と IBM との間での UNIX に関するライセンス契約では、IBM が AIX などの同社製品として UNIX を消費者にサブライセンスすることは認めていたものの、それ以外のサブライセンスを IBM に禁じていたという点がある。

これに対し、SCO から UNIX を不正に流用したとの訴えを受けた IBM は、SCO の主張は事実に基づいていないとし、SCO に対して、IBM が不正に使用したとされる UNIX のソースコードを具体的に提示するよう求めた²⁰⁸。しかし、SCO は UNIX のソースコードを発表すれば、IBM や Linux 開発者にコードが明らかになり、Linux コミュニティは UNIX の著作権に抵触しないよう Linux プログラムを書き換える懸念があるとして、法廷での審理開始前におけるソースコードの提示を拒否した。これにより、Linux コミュニティの間では「SCO が主張している Linux に不正利用された UNIX のソースコードなど存在しないのではないか」との見方が強まったが、SCO は 2003 年 12 月、UNIX のソースコードを不正使用している Linux のソースコードのヘッダーファイル 65 個を発表し、これに反論した。ただ、Linux の開発者である Linus Torvalds 氏は、SCO が提示した Linux のソースコードは UNIX から複製されたものではないとコメントし²⁰⁹、SCO の主張を一蹴している。

上記の争点における重要なポイントは、SCO が、同社による商用ソフトウェアである UNIX のソースコードが OSS である Linux に流用されたと主張したことにある。つまり、商用ソフトウェアが混入したことで、Linux をこれまでのように OSS として自由に使うことができなくなることが OSS コミュニティに大きな影響を及ぼすことになった。実際に、SCO は、IBM を提訴した 2 ヶ月後となる 2003 年 5 月 14 日に、Linux は SCO の承諾無しで作られた UNIX の派生物であり、Linux のユーザは UNIX の知的財産権に関する法的責任を負う（つまり侵害で提訴される）可能性があることを発表し、大企業の Linux ユーザに対して使用料を請求していた。こうして、本件は、ライセンス違

²⁰⁵ <http://www.groklaw.net/pdf/AppealRuling.pdf> (Retrieved on September 20, 2009)

²⁰⁶ “Summary of SCO v IBM”. Groklaw.

<http://www.groklaw.net/staticpages/index.php?page=20050315132709446> (Retrieved on September 21, 2009)

²⁰⁷ IBM が、SCO からライセンスを受けた UNIX をベースに独自開発した OS。

²⁰⁸ <http://groklaw.net/article.php?story=20061118230336912> (Retrieved on September 21, 2009).

²⁰⁹ “SCO Controversy Timeline”. Linux Online. <http://www.linux.org/news/sco/timeline.html> (Retrieved on September 21, 2009)

反や不正使用を追及された IBM のみならず、Linux 開発企業や Linux ユーザまでも巻き込む一連の訴訟に発展していったわけである。

＜派生ポイント：UNIX の著作権の正式な保有者＞

本係争では、上記で紹介した IBM と SCO との間での UNIX の不正利用(ライセンス契約違反)を巡る訴訟と並行して、UNIX の著作権の正式な保有者は誰であるかといった点も大きなポイントとなっている。これは、SCO が IBM を提訴した後、大手 Linux ディストリビューターである Novell が、UNIX の著作権は自身に帰属すると主張し、SCO を反訴したためである。前述の通り、Novell が SCO を反訴した目的は、自身が正式な著作権者であるということを明確にすることで、SCO による Linux コミュニティへの訴訟に決着をつけることであり、IBM が UNIX を Linux に不正使用しているかどうかは争点となっていない。Novell は、UNIX の著作権は自身に帰属するということを立証することにより、SCO による IBM の訴訟を無意味なものにしようとしたわけである。

なお、このようにUNIXの著作権者をめぐる争いが発生したのは、それまでのUNIXの知的財産権の取引経緯から、UNIXの権利関係が非常に複雑であることに起因しており、特に、Novellが Santa Cruz Operations (現SCO)にUNIX事業を売却した際の契約は非常に複雑とされている。当時UNIX事業を(同事業に関する全知的財産権とともに)保有していたNovellは、1995年に同事業をSanta Cruz Operations (現SCO)に売却したが、その際に、同事業に関する知的財産権(特許、著作権、商標)は原則として売却対象にはならず、売却後もNovellが保有することになっていた。しかし、例外として、知的財産権の中でも、「Santa Cruz Operations (現SCO)がUNIX及びUnixWare技術の購入に関する権利を行使する上で必要となる著作権と商標権²¹⁰」については、例外として Santa Cruz Operations (現SCO)に譲渡されることが決められていた。

SCOは上記の例外条項を理由に、同社がUNIXの著作権者であることを主張しているわけであるが、一方のNovellは、①具体的にどの著作権が譲渡されたのかが特定されていない、②上記の文言は「資産購入合意(Asset Purchase Agreement)」で定められたものであるが、実際の売却を確定した「売買証明書(Bill of Sale)」には著作権の譲渡が含まれていない、といった点を理由に、NovellがUNIXの著作権を保持していると主張している²¹¹。ユタ連邦地裁は、2007年8月10日、両社の主張を吟味した上で、UNIXの著作権はNovellに帰属するとの判決を下しているが、2009年8月29日、第十巡回区控訴裁判所はユタ連邦地裁の判決に誤りがあるとし、同地裁に再審理を命じており、著作権者を巡る法廷での議論の行方に注目が集まっているところである。

● OSSライセンス契約、係争当事国の法制との関係

上述の通り、本件が OSS コミュニティに及ぼすであろう最も重要な影響は、UNIX という商用ソフトウェアのソースコードが OSS である Linux のソースコードに不正流用されているとの裁定が下った場合、Linux を OSS として配布できなくなる可能性が出ることである。

また、本件における契約違反や特許侵害など合計 20 件以上に及ぶ主張の 1 つに GPL 違反がある。

この GPL 違反は、IBM が SCO を反訴した際に主張したものである。IBM の主張によると、SCO は、2003 年 5 月まで GPL に基づいて Linux を自社製品に組み込む形で配布していたほか、UNIX にも Linux のソースコードの一部を利用していた。SCO は GPL を遵守すべき OSS(Linux)

²¹⁰ 原文は「the copyrights and trademarks...required for SCO to exercise its rights with respect to the acquisition of UNIX and UnixWare technologies」となっている。

²¹¹ <http://groklaw.net/pdf/Novell-377.pdf> (Retrieved on October 25, 2009)

の利用者であり、Linux の配布に対して UNIX の著作権使用料を課す(すなわち著作権を利用するためのライセンス契約を結ぶ)という行為は GPL7条に違反するというのが IBM の主張である。

さらに、IBMは 2003 年 9 月 25 日には、SCOに対する反訴の主張に、Linuxに対する著作権を SCO が侵したことも加えている。IBMが主張するポイントは、まず同社が著作権を保有するLinuxの一部のソースコードを利用できる唯一のライセンスはGPLであり、GPL第 4 条に基づくと、GPL違反はライセンスの自動的終了につながることから、SCOはIBMの著作物を事実上、無断利用していることになるという点である。IBMはこうした主張により、SCOの著作権侵害を指摘した²¹²。

SCOはこれに対し、GPLは米国憲法に違反しているとの反論を持ち出しており、2004 年 4 月には法廷でGPLの違憲を主張することは止めたものの、GPLが憲法違反であるという見解は保持している²¹³。なお、GPLの作成団体であるFSFは、GPLを違憲とするSCOの主張に対して、著作物を利用・複製・改変・再配布する許可を与えることは米国憲法やその他の連邦法に抵触しないとし、SCOの言い分はばかげているとコメントしている²¹⁴。

一方で、Novell と SCO の間での UNIX の著作権の帰属先を巡る係争については、ユタ連邦地裁は Novell と Santa Cruz Operations (現 SCO) の間で交わされた譲渡契約を、係争当事国である米国における過去の判例などに基づいて解釈・判断している。

- 決着内容

本件は 2007 年 8 月 10 日、SCOとNovellとの間の訴訟について、ユタ連邦地裁がNovellに対して、UNIXの著作権はSCOではなく同社が保有するということを認定するという判決を下した。同時に、SCOに対してそのIBMへの訴訟を取り下げを命令する権限もNovellに認めたため、IBMとSCOとの間の訴訟については判決を待たずに決着する見込みが強くなっていった。しかし、2009 年 8 月 24 日に、この判決は第十巡回区控訴裁判所により覆されており²¹⁵、現在では全ての裁判が振り出しに戻った形となっている。

IBM と SCO との訴訟は、かねてより経営が悪化していた SCO が Chapter 11 にもとづく再建処理手続きに入ったため、2007 年 9 月 20 日に、SCO の再建が完了するまでは審理が保留となることが決定した。2009 年 9 月現在、SCO の再建の目処がたっていないこともあり、審理は保留のままとなっているが、本件に大きな影響を及ぼす可能性のある SCO と Novell の間での訴訟がユタ連邦地裁で再審理される予定であることから、OSS コミュニティとしては、まずはこの訴訟の行方を見守るといった形となっている。

なお、この再審理の結果によっては、SCO による Linux ユーザに対する権利行使が再開される可能性も考えられるため、IBM と SCO との訴訟以上に、Novell と SCO との訴訟に注目する関係者は非常に多い。

3.1.3 Daniel Wallace v. Free Software Foundation

当事者:	Daniel Wallace (原告) Free Software Foundation (原告)
訴訟内容:	反トラスト法違反

²¹² <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040331043539340> (Retrieved on September 21, 2009)

²¹³ “SCO Controversy Timeline”. Linux Online. <http://www.linux.org/news/sco/timeline.html> (Retrieved on September 21, 2009)

²¹⁴ http://news.cnet.com/2100-7344_3-5098610.html (Retrieved on October 24, 2009)

²¹⁵ <http://www.groklaw.net/pdf/AppealRuling.pdf> (Retrieved on September 20, 2009)

結果:	Free Software Foundation の勝訴
ポイント:	①GPL が反トラスト法に抵触しているかどうか争点となったこと。 ②法廷は、GPL は自由競争を促進しているなどとして、反トラスト法には違反していないとの判決を下したこと。

- 係争内容

<概要>

米国市民であるDaniel Wallace氏は、2005年4月28日に、GPLのライセンス内容が反トラスト法に違反しているとしてFree Software Foundation(以下FSF)を提訴した²¹⁶。ソフトウェア製品の価格を固定するようなライセンスの枠組みは違法であるとの主張であったが、インディアナ連邦地裁は2006年3月20日、GPLは反トラスト法に抵触しないとの判断を下している²¹⁷。

<当事者>

訴訟に関与した企業・個人は以下の通りである。

原告

- Daniel Wallace氏: 米国Indiana州に在住する個人。物理学及びコンピューター・プログラミングを専攻していたこと²¹⁸以外の経歴は公表されていないが、オープンソース文化の啓蒙を目的に設立された国際非営利組織Open Source Initiative(以下OSI)の掲示板に、GPLは米国著作権法と矛盾しているといった書き込みを行ったり²¹⁹、OSS業界誌Linux Business WeekにGPLの妥当性に疑問を投げかける寄稿を行ったりと²²⁰、熱心にGPLを批判することで知られている。

被告

- Free Software Foundation: OSSを推進する非営利組織。GPLを作成した団体であり、GPLの普及促進のほか、GPLの遵守状況をモニタリングするといった活動もしている。

<経緯>

訴訟に関係する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる。

- 2005年4月28日: Wallace氏、FSFを反トラスト法違反で提訴。
- 2005年4月29日: Wallace氏が第一修正訴状を提出。
- 2005年5月3日: Wallace氏が第二修正訴状を提出。
- 2005年9月12日: Wallace氏が第三修正訴状を提出²²¹。
- 2005年11月28日: インディアナ連邦地裁はWallace氏による第三修正訴状²²²を審理するも、棄却。

²¹⁶ インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Complaint with Request for Injunctive Relief”. April 28, 2005. <http://www.internetlibrary.com/pdf/Wallace-IBM-7th-Cir.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²¹⁷ インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Entry Granting Reasserted Motion to Dismiss”. March 20, 2006. <http://scofacts.org/Wallace-41.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²¹⁸ インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Complaint with Request for Injunctive Relief”. April 28, 2005. <http://www.internetlibrary.com/pdf/Wallace-IBM-7th-Cir.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²¹⁹ Daniel Wallace. “The Copyright Act preempts the GPL”. January 27, 2004. <http://www.mail-archive.com/license-discuss@opensource.org/msg06976.html> (Retrieved on July 9, 2009)

²²⁰ “Mo’ MOG Mistakes & Larry Rosen on Daniel Wallace’s Anti-GPL Lawsuit: “It’s Bunk.”” May 2, 2005. <http://www.groklaw.net/articlebasic.php?story=200505021223170> (Retrieved on July 9, 2009)

²²¹ TuxRocks. “Wallace v. Free Software Foundation”. <http://sco.tuxrocks.com/?Case=Wallace> (Retrieved on September 2, 2009)

²²² 3回の修正を経て提出された訴状を指す。米国では、原則として何度も訴状を修正して提出し直すことができるが、本件では、これ以上の修正訴状は無益であるとして、Wallaceによる第五修正訴状の提出が禁止された。

- 2005年11月30日：Wallace氏が第四修正訴状を提出。
- 2006年3月20日：インディアナ連邦地裁はWallace氏による第四修正訴状を審理するも、棄却。同時に、Wallace氏に対して、更なる修正訴状の提出を禁止する。

このようにWallace氏は訴状を4回修正しているが、これらの修正では、地名が訂正されたり、Wallace氏自身がGPLの普及によって被った被害に関する説明が加えられたりしているだけであり、Wallace氏がFSFを反トラスト法違反で提訴しているという本質は変わっていない。以下では、本件の最後の訴状となった第四訴状の審理における争点やポイントを説明する。

• 争点・ポイント

Wallace氏は本件の最終的な訴状となった第四訴状において、以下のようにFSFによる反トラスト法違反を主張していた。特に最後の2点については、FSFによる反トラスト法違反を主張する同氏の論拠となっていた²²³。

- ① FSFはIBM、Red Hat、Novell及びその他個人と結託し、GPLという「略奪的価格設定の枠組み(ソースコードを無償で開示すること)」に基づき著作物のプール及びクロスライセンスに従事している。
- ② FSFはGPLにより、OS市場の競争を妨害している。
- ③ FSFはGPLにより、Wallace氏が自身で開発したOSを市場に導入することを妨害している。

Wallace氏は訴状において、ソースコードの無償での開示を強要するGPLを「暴利的」なライセンスであると強調している。また、GPLの適用により無償で開示されたソースコードが氾濫した結果、ソースコードの開示が必要とされない他のOSによる市場競争が困難となり、更にはWallace氏が、競合者として自身で開発したOSを基に市場に参入することもできなくなっているとして、GPLが反トラスト法に抵触していると主張していた。

これに対し、FSFは以下のように反論している²²⁴。

- Wallace氏による主張①に対して：
 - GPLは、知財プールやクロスライセンスに関する合意ではない。
 - Wallace氏は「暴利的な価格」を証明する事実を提示していない。
 - Wallace氏による主張②に対して：
 - GPLは、GPLが適用されているソフトウェア以外に対して何の制限も課しておらず、反トラストには該当しない。
 - Wallace氏による主張③に対して：
 - Wallace氏は独自で開発したOSを販売しようとしていたことを示す証拠を示しておらず、反トラストの被害を証明できていない。
- OSSライセンス契約、係争当事国の法制との関係

²²³インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Entry Granting Reasserted Motion to Dismiss”. March 20, 2006. <http://scofacts.org/Wallace-41.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²²⁴インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Reply Brief in Support of Reasserted Motion to Dismiss”. January 24, 2006. http://www.terekhov.de/Wallace_v_FSF_37.pdf (Retrieved on July 9, 2009)

本件では、GPLが反トラスト法であるシャーマン法の第1条に違反しているかどうか争点となった。シャーマン法第1条は、トラスト(企業合同)など商業取引を制限する行為を違法と定めている²²⁵(以下参照)。

第1条 トラストなど商業取引を制限する違法行為と罰則

州を越えた²²⁶、もしくは他国との取引・商事を制限するような契約、トラストなどの連合、または謀略は違法である。このような契約、連合、謀略に関与した人物は重罪と見なされ、個人の場合は最高35万ドル、法人の場合は最高1,000万ドルの罰金、最長3年間の懲役、または罰金と懲役の両方が課せられる。

Section 1. Trusts, etc., in restraint of trade illegal; penalty

Every contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce among the several States, or with foreign nations, is declared to be illegal. Every person who shall make any contract or engage in any combination or conspiracy hereby declared to be illegal shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be punished by fine not exceeding \$10,000,000 if a corporation, or, if any other person, \$350,000, or by imprisonment not exceeding three years, or by both said punishments, in the discretion of the court.

一般に、法廷で反トラスト法違反が裁定されるには、原告は、反トラスト法が防止することを目指した被害を被っていることを証明する必要があるとされている。今回の場合、シャーマン法が阻止を目指した被害とは、企業の利益が優先されることにより価格競争が起こらず、消費者の利益が損なわれることを意味している²²⁷。

● 決着内容

インディアナ連邦地裁は2006年3月20日、Wallace氏の訴えに対して、①GPLはOS市場の競争を妨害しているか、②GPLはWallace氏が開発したOSの販売を妨害しているか(もしくは妨害する可能性があるか)、という2つの点に基づいて審理・裁定を行った²²⁸。

OS市場の競争妨害

- GPLによりソフトウェアは無償で配布されるようになっており、これは十分すぎるほどの市場競争を生み出している。
- GPLは、一部のソフトウェアの著作権を保護し、これらのソフトウェアが利用・複製・改変・再配布される上での手段を定めたものにすぎず、他のOSの販売を妨害するものではない。
- GPLは自由競争を促進しており、結果として、消費者は価格の低下や商品へのアクセス増加、イノベーションの進展など、様々な恩恵を受けている。

Wallace氏の市場参入に対する妨害

- GPLのためにWallace氏がOSを市場に投入することが困難となっていることは事実かもしれないが、これによって市場が悪影響を受けていることが証明されていない。

²²⁵ “The Sherman Antitrust Act”. <http://www.stolaf.edu/people/becker/antitrust/statutes/sherman.html> (Retrieved on July 9, 2009)

²²⁶ 米国では州ごとに反トラストに関する法律があり、シャーマン法と州法のどちらを優先するかはケースバイケースで決められている。

²²⁷ インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Entry Granting Reasserted Motion to Dismiss”. March 20, 2006. <http://scofacts.org/Wallace-41.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²²⁸ インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Entry Granting Reasserted Motion to Dismiss”. March 20, 2006. <http://scofacts.org/Wallace-41.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

- 競合者が市場に参入できないというだけでは、反トラストとしては認められない。反トラストの裁定においては、競合者よりも消費者の利益が優先される。
- GPL というライセンス形態の存在の有無に関係なく、Wallace 氏は独自で開発した OS を市場で販売することができる。

こうした審理内容に基づき、インディアナ連邦地裁はWallace氏の訴えを却下した。また、Wallace氏に対し、これ以上の修正訴状は無益であるとして、同氏に対して更なる修正訴状の提出も禁止したほか²²⁹、FSF側の訴訟費用を負担することも命じている²³⁰。

本件は上記の判決をもって終了しているが、Wallace氏は 2005 年 5 月 3 日にFSFに対する第二修正訴状を提出した後の 6 月 30 日、別途IBM、Red Hat、及びNovellを同様の主張で提訴している。インディアナ連邦地裁は 2006 年 5 月 16 日²³¹、この別件でのWallace氏の訴えを却下しており、その後Wallace氏は控訴しているが、2006 年 11 月 9 日、控訴審は、「GPL及びOSSは反トラスト法抵触を懸念する必要はない」としてインディアナ連邦地裁による裁定を支持しており²³²、別件も含めて全てWallace氏側の敗訴という形で決着している。

3.1.4 Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates

当事者:	Robert Jacobsen(原告) Matthew Katzer(被告) Kamind Associates(被告)
訴訟内容:	著作権侵害
結果:	係争は継続中
ポイント:	①法廷において OSS ライセンス違反は著作権侵害にあたるということが明確に示されたこと。 ②今後の法廷審理において、OSS ライセンス違反に基づく著作権違反により差止め処分が認められるかどうか議論される予定であること。

- 係争内容

<概要>

OSS開発コミュニティの一員である米国市民のRobert Jacobsen氏(以下Jacobsen氏)は 2006 年 3 月、同氏が中心となっている開発グループが開発したOSS「DecoderPro」のライセンス内容(Artistic License)が遵守されなかったとして、同OSSの利用者であるMatthew Katzer氏及び同氏が率いる企業Kamind Associates(以下Katzer氏ら)を著作権侵害で提訴した²³³。Jacobsen氏は当初、Katzer氏らに対して製品の差止めを請求していたが、カリフォルニア連邦地裁は、OSSライセンス違反では製品差止めは認められないとしてJacobsen氏の訴えを却下した。これに対してJacobsen氏は即時控訴、その結果、米国のCAFCは 2008 年 8 月 13 日、Artistic Licenseへの違

²²⁹ インディアナ連邦地裁 “Daniel Wallace v. Free Software Foundation. Entry Granting Reasserted Motion to Dismiss”. March 20, 2006. <http://scofacts.org/Wallace-41.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²³⁰ Freedom Software Foundation. “The GPL tested in US courts – Wallace Vs FSF”. March 23, 2006. <http://www.fsf.org/news/wallace-vs-fsf> (Retrieved on July 9, 2009)

²³¹ TuxRocks. “Wallace v. IBM, Red Hat, and Novell”. http://sco.tuxrocks.com/?Case=Wallace_v_IBM (Retrieved on September 2, 2009)

²³² United States Court of Appeal for the Seventh Circuit. (第七巡回区控訴裁判所) “Daniel Wallace v. International Business Machines Corporation; Red Hat Inc.; and Novell Inc.”. November 9, 2006. <http://www.internetlibrary.com/pdf/Wallace-IBM-7th-Cir.pdf> (Retrieved on July 9, 2009)

²³³ John Markoff. “Rulin is a victory for Supporters of Free Software” New York Times. August 14, 2008.

反は著作権侵害に相当すると判断し、差止め処分の是非を再審理するようにカリフォルニア連邦地裁に命じている²³⁴。

このCAFCの裁定は、OSSライセンスが著作権で保護されるという画期的な判断であったものの、再審理を行ったカリフォルニア連邦地裁は2009年1月5日、CAFC同様に著作権侵害を認めながらも、差止め処分を下すのに十分な条件が満たされていないとして、Jacobsen氏の差止め請求については再却下している²³⁵。これを受け、Jacobsen氏はCAFCに再度控訴しており、2009年10月現在の状況では、本件は再度CAFCで審理される予定である。

<当事者>

訴訟に関与している企業・個人は以下の通りである²³⁶。

- Robert Jacobsen氏: University of California at Berkeleyの物理学教授であり²³⁷、Java Model Railroad Interface(JMRI)と呼ばれるOSS開発グループを統率している。JMRIは、Artistic Licenseに基づき、DecorderProと呼ばれるソフトウェアを開発・提供していた。
- Matthew Katzer氏: Kamind AssociatesのCEO。
- Kamind Associates: デコーダチップをプログラムするためのソフトウェア製品であるDecoder Commanderを開発・販売する企業。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りである。

- 2006年3月: Jacobsen氏がKatzer氏らを著作権侵害で提訴し、Katzer氏らの製品の差止めを請求。
- 2007年8月17日: カリフォルニア連邦地裁がJacobsen氏の訴えを却下。Jacobsen氏は控訴。
- 2008年8月13日: CAFCは、Artistic License違反は著作権侵害になると判断。カリフォルニア連邦地裁に対して差止め処分の再審理を要請²³⁸。
- 2009年1月5日: カリフォルニア連邦地裁は著作権侵害を認定しながらも、Jacobsen氏側が差止め処分を認めるだけの十分な証拠を提示しなかったとして、同氏の訴えを再度却下²³⁹。Jacobsen氏はCAFCに再度控訴している。

• 争点・ポイント

本係争の基点は上記の通り、Katzer氏らがJacobsen氏の開発したOSSを利用しながらも、Artistic Licenseに違反していた点にある。具体的には、Katzer氏らは自社製品Decoder CommanderにDecoderProを利用していたにも関わらず、①DecoderProの開発者の氏名を記載していなかった、②DecoderProのソースコードを示していなかった、③Katzer氏らがDecoderProのソ

²³⁴ CAFC “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008.
<http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²³⁵ Goodwin Procter. “Jacobsen v. Katzer: District Court Again Denies Preliminary Injunction for Breach of Open Source License”. February 19, 2009.

²³⁶ CAFC “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008.
<http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²³⁷ John Markoff. “Rulin is a victory for Supporters of Free Software” New York Times. August 14, 2008.

²³⁸ CAFC “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008.
<http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²³⁹ Goodwin Procter. “Jacobsen v. Katzer: District Court Again Denies Preliminary Injunction for Breach of Open Source License”. February 19, 2009.

ースコードをどのように改変したかも示していなかった²⁴⁰、という状況から、Jacobsen氏はKatzert氏らを訴えたのである。

ただ、本件では、Jacobsen氏、Katzert氏らともに、以下の点に関しては一致した見解・認識を示している²⁴¹。

- Jacobsen氏は、DecoderProなどJMRIのウェブサイトから配布された一部のOSSプログラムの著作権者である。
- Katzert氏らは、自社製品Decoder Commanderの一部として、Jacobsen氏及びJMRIが開発したDecoderProを利用・複製・改変・再配布した。
- Katzert氏らはArtistic Licenseを遵守しなかった。

一方で、Artistic Licenseへの違反が著作権侵害にあたるかどうかについては、両者は異なる見解を示しており、この点から、本件では、OSSライセンス違反が著作権侵害にあたるかが争点となった。

上記の通り、本件はまだ決着しておらず、いまだにJacobsen氏がライセンス違反は著作権侵害にあたることを主張する一方で、Katzert氏らは、ライセンス違反は著作権侵害には該当しないと主張するなど、両者の意見は対立したままである²⁴²。

- OSSライセンス契約、係争当事国の法制との関係

<OSSライセンス契約>

本件では、Katzert氏らによるArtistic Licenseの違反状況、そしてArtistic Licenseと著作権との関係を中心に審理が進められた。Artistic Licenseの内容であるが、同ライセンス下にあるOSSの利用者がプログラムを改変した上で、第三者に配布する場合には、利用者に対して以下の要件を満たすことを求めている²⁴³。

- いつ、どのような改変を行ったかを示す通知を改変されたファイルに挿入する。
- 以下の4つのオプションのうち、少なくとも1つを実行する。
 - 改変した部分を、①パブリックドメインで公開する、②無償で提供する、③ftp.uu.netなどの主要なアーカイブサイトに掲載する、もしくは、④著作権者(開発者)によるスタンダードバージョンに含めることを認める。
 - 改変したプログラムを社内のみで使用する。
 - ①改変した実行ファイルの題名をスタンダードの実行ファイルとは異なるものに書き換え、更に、②スタンダードの実行ファイルと改変した実行ファイルの相違を示したマニュアルを、スタンダードの実行ファイルとともに提供する。
 - 著作権者からそのほかの配布方法について合意を得る。

²⁴⁰ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁴¹ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁴² CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁴³ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

なお、Katzer 氏らは上記の通り、Decoder Commander で JMRI が開発した DecoderPro (OSS) を利用しているにも関わらず、上記のライセンス要件を満たしていなかったことは認めており、こうした状況において、法廷が OSS ライセンス違反をどのように裁くのかに焦点が当てられている。

<米国の法制>

本件を米国の法制との関係で見えていくと、①OSS ライセンスと著作権の関係、および、②差止め処分が認定されるための条件、の 2 点が主要なポイントとして浮かび上がる。また、本件では、通常は特許訴訟を専門とする CAFC が控訴を担当したことも特徴的である。そのため、以下では、CAFC が担当するに至った経緯についても簡単に紹介する。

OSS ライセンスと著作権の関係

本件の争点は上記の通り、Artistic License への違反に著作権法が適用されるかといった点である。米国では一般的に、著作権者は第 3 者に非独占的ライセンスを付与した時点で、ライセンスを付与した相手(機関・人物)に対し、ライセンス対象となった著作物に関して侵害で訴える権利を放棄したことになる。そのため、ライセンス違反が生じた場合は、契約違反でしか提訴できない。しかし、ライセンスの適用範囲が限定されており、ライセンスがこの範囲を越えた違反を犯した場合は、著作権侵害に該当することになる²⁴⁴。

この前提のもと、本件では、Artistic License の条項が単なる契約(covenant)であるのか、それとも著作権ライセンスの条件(condition)であるのかが議論された²⁴⁵。つまり、OSS ライセンス違反を、契約違反とするのか、著作権違反とするのか、について議論が行われたのである。それぞれの場合を想定した具体的な議論の内容は以下の通りである。

- 契約違反となる場合: Artistic License がライセンス契約であることは間違いないが、これが契約以上の意味を持たない場合、ライセンス違反は単なる契約違反となり、この場合、著作権者はライセンスを付与した相手に対して、ライセンスの対象となった著作権の侵害で提訴する権利を放棄していることとなるため、契約違反が生じたとしても、著作権者には著作権侵害で提訴する権利は復活しない。
- 著作権違反となる場合: Artistic License が契約かつ著作権ライセンスの条件であると見なされた場合、つまり、Artistic License で定められた条件を満たしている限り、著作権者はライセンスを付与した相手に対して、当該著作物の侵害で訴えないという解釈がなされた場合、Artistic License への違反が行われると、著作権者が著作権侵害で提訴できる権利が復活する。

差止め処分の条件

米国では一般に、裁判において差止め処分が裁定されるには、以下の条件のうちどちらかが満たされなければならないとされている²⁴⁶。

- 修復不能な被害を被っていることが立証される。
- 原告と被告の利害のバランスを考慮した際に、差止め処分がなければ原告が甚大な損害を被る証拠が示されている。

²⁴⁴ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁴⁵ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁴⁶ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

これまでの判例をみると、ライセンス契約違反とされた事例では、修復不能な被害は認められないとの理由で、差止め処分は認定されてこなかった一方で、著作権侵害が認定された場合には、ほぼ自動的に修復不能な被害が認められるとして、差止め処分が認定されてきた。しかし、最高裁はここ数年のeBay v. MercExchangeやWinter v. National Resources Defense Councilといった知的財産侵害やその他の訴訟における判決で、差止め処分を認める条件を制限しており、著作権侵害訴訟でも、著作権侵害→修復不能な被害→差止め処分という図式は見直されつつある²⁴⁷。今回の事例でも、カリフォルニア連邦地裁による再審理では、Katzer氏らによる著作権侵害を確認しつつも、これだけでは修復不能な被害を認定することができず、製品の差止めについては認定していない²⁴⁸。

裁判地

著作権法や契約に関する訴訟の控訴は全米 12 箇所にある連邦控訴裁判所で審理されるが、特許法に関する訴訟はワシントンDCに所在するCAFCが担当することになっている²⁴⁹。本件では、Katzer氏が、Katzer氏が運営するKamind Associatesが保有する特許が侵害されたとしてJacobsen氏を反訴していたため、Artistic Licenseの審理もCAFCが請け負うことになっており²⁵⁰、この点でも非常に興味深い事案である。

● 決着内容

本件は、これまでにカリフォルニア連邦地裁で 2 回、CAFC で 1 回判決が出されているが、訴訟は現在も継続中であり、決着はついていない。以下に、各判決の概要を時系列にまとめる。

<カリフォルニア連邦地裁(2007年8月17日)>

カリフォルニア連邦地裁は、Artistic License違反は著作権侵害には当たらないと判断し、Jacobsen氏による差止め請求を却下している²⁵¹。以下は、カリフォルニア連邦地裁による判決文から該当箇所を抜粋したものである。

JMRI プロジェクトのライセンスは、ユーザがファイルを逐語的に複製する、もしくは、商用ソフトウェアの一部として含めるという選択肢も含めてファイルを自由に改変することを認めている。ライセンスは、一般市民全てのユーザに対して、「カスタマイズして使用・配布する権利と、改変する権利」を明確に与えている。従って、非独占的ライセンスの範囲は意図的に広げられたことになり、また、ユーザが、改変に関する明確な通知を挿入することはライセンスの範囲を制限することにはならない。被告がライセンスの条項を遵守しなかったことは、非独占的ライセンスの違反ではあるかもしれないが、著作権侵害には相当しない。

Here, however, the JMRI Project license provides that a user may copy the files verbatim or may otherwise modify the material in any way, including as part of a larger, possibly commercial software distribution. The license explicitly gives the users of the

²⁴⁷ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁴⁸ Goodwin Procter. “Jacobsen v. Katzer: District Court Again Denies Preliminary Injunction for Breach of Open Source License”. February 19, 2009.

²⁴⁹ U.S. Courts. “United States Courts of Appeals”. <http://www.uscourts.gov/courtsofappeals.html> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁵⁰ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁵¹ CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

material, any member of the public, “the right to use and distribute the [material] in a more-or-less customary fashion, plus the right to make reasonable accommodations.” The scope of the nonexclusive license is, therefore, intentionally broad. The condition that the user insert a prominent notice of attribution does not limit the scope of the license. Rather, Defendants’ alleged violation of the conditions of the license may have constituted a breach of the nonexclusive license, but does not create liability for copyright infringement where it would not otherwise exist.

カリフォルニア連邦地裁は、Jacobsen 氏が、自由に OSS を利用できるという幅広い非独占的ライセンスを不特定多数のユーザに付与したことで、著作権者は実質的に当該ソフトウェアに対して著作権侵害で提訴する権利を放棄したことになるかと判断したわけである。これは、非独占的ライセンスを付与することは、ライセンスを与えた人物・機関に対して、該当する著作物における侵害で提訴する権利を放棄したと見なされるという一般的な解釈に基づいている。

<CAFC(2008年8月13日)>

上記のカリフォルニア連邦地裁の判決に対し、CAFCは、以下のように判断し、Artistic License 違反は著作権侵害に当たるとして、カリフォルニア連邦地裁に差止め処分審理のやり直しを命じている²⁵²。

カリフォルニア連邦地裁は、Artistic License を、ユーザに対して「自由に改変する」許可を与えるものであると解釈したが、改変の自由を提供するための条件を示した「～という条件で(provided that)」という表現に言及しておらず、ソフトウェアをダウンロードする者が著作物を改変し再配布する権利を持つための明確な制限が考慮されていない。「～という条件で」との表現の下に、著作権者は、ユーザによる改変・再配布の権利に関する条件を明示するとともに、ユーザがこの条件に同意できない場合は著作権者と交渉することを奨励している。このような制限は、経済的恩恵など、OSS ライセンスに基づく協力関係を築く目的を達成するためには必要なものである。(略)OSS ライセンスを付与する著作権者は、著作物の改変及び再配布をコントロールする権利を持つ。

The District Court interpreted the Artistic License to permit a user to “modify the material in any way” and did not find that any of the “provided that” limitations in the Artistic License served to limit this grant. The District Court’s interpretation of the conditions of the Artistic License does not credit the explicit restrictions in the license that govern a downloader’s right to modify and distribute the copyrighted work. The copyright holder here expressly stated the terms upon which the right to modify and distribute the material depended and invited direct contact if a downloader wished to negotiate other terms. These restrictions were both clear and necessary to accomplish the objectives of the open source licensing collaboration, including economic benefit...

Copyright holders who engage in open source licensing have the right to control the modification and distribution of copyrighted material.

この判決により、①Artistic License は著作権ライセンスの条件を定めたものであるため、これに対する違反は著作権侵害に相当すると認定した、②OSS が無償で公開されているからといって、経済価値がないとはいえないとして、OSS の著作権者における金銭的権利が認められた、という2点が明らかにされた。

²⁵² CAFC. “Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.” August 13, 2008. <http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

特に後者の点については、CAFC は Wikipedia などのオープンソースな協業環境について言及、「オープンソースを通じた連携により、ソフトウェアは個々の著作権者が別個で開発・改良を行うよりも、遥かに迅速かつ低価格で開発・改良されている」と述べ、オープンソースという仕組みが生み出すメリットを明示している。

また、OSSが公共を利するだけでなく、著作権者(開発者)も自身が開発したソースコードを開示することで恩恵を受けることが確認されたこと²⁵³も、注目すべき点であると言える。これについて CAFCは、以下のように述べている。

このような(OSS ライセンスを通じた)情報流通のコントロールを通して、著作権保護者はオープンソースプロジェクトに対する創造的な参加者を獲得することができる。下流のユーザが改変箇所を、著作権者及び他者に明示することを要請することで、著作権保護者はソフトウェアのユーザ及び他者が有する知識を学び、将来のソフトウェア開発に役立てることが可能となる。

Through this controlled spread of information, the copyright holder gains creative collaborators to the open source project; by requiring that changes made by downstream users be visible to the copyright holder and others, the copyright holder learns about the uses for his software and gains others' knowledge that can be used to advance future software releases.

<カリフォルニア連邦地裁(2009年1月5日)>

CAFC の判決を受けて、カリフォルニア連邦地裁は本件の再審理を行ったが、結局 Jacobsen 氏による差止め請求を再度却下する結果となった。Artistic License 違反は著作権侵害に相当することは認めながらも、侵害の事実のみでは、(差止め処分を下すのに必要とされる)修正不能な被害が証明されていないことが却下の決め手となっている。

これは、前項で述べたように、差止め処分を認定するための基準が厳格化されたという近年の米国法廷の傾向が反映されたためであり、違反の対象がOSSライセンスであったため差止め処分が認められなかったわけではない。また、Jacobsen氏は、このような米国における法廷の傾向の変化を認識しきれていなかったため、差止めが認められるために十分な証拠提示ができなかったとの指摘もある²⁵⁴。

本件は CAFC で再度審理されることになっているが、OSS において「差止めがなければ被るであろう修正不能な被害」がどのように証明されるか、またそれがどのように審理されるかが、法廷での争点になると考えられる。

3.1.5 Erik Andersen and Rob Landley v. Monsoon Multimedia

当事者:	Erik Andersen および(原告) Rob Landley(原告) Monsoon Multimedia(被告)
訴訟内容:	GPL 違反に基づく著作権侵害
結果:	和解が成立
ポイント:	①米国における GPL 違反に基づく初の著作権侵害訴訟であったこと。 ②GPL 違反の罰則が遵守のみとなるのであれば、誰もが違反を指摘されるまで

²⁵³ CAFC. "Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc." August 13, 2008.

<http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf> (Retrieved on July 10, 2009)

²⁵⁴ Goodwin Procter. "Jacobsen v. Katzer: District Court Again Denies Preliminary Injunction for Breach of Open Source License". February 19, 2009.

は意図的に違反できることになるとして、単なる GPL 遵守では和解が成立しないことが示されたこと。

- ③和解条件には、GPL 遵守だけでなく、オープンソースコンプライアンスオフィサーのポストを新設すること、原告に和解金を支払うこと、といった内容も盛り込まれたこと。

• 係争内容

<概要>

OSS開発者であるErik Andersen氏とRob Landley氏は2007年9月19日、宅内向けの通信放送マルチメディア機器²⁵⁵を開発するMonsoon MultimediaをGPL違反に基づく著作権侵害で提訴した。米国ではGPL違反に基づく初の著作権侵害訴訟であったが、約1カ月後となる10月30日には和解が成立している。なお、本件では、OSSソフトウェアに関する法務サービスを提供するSoftware Freedom Law Center(以下SFLC)が原告の代理人として関与している²⁵⁶。

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである。

原告

- Erik Andersen氏及びRob Landley氏(以下Andersen氏ら): OSS開発コミュニティに属する米国市民。GPLで配布されているBusyBoxの開発者であり、同ソフトウェアの著作権者でもある²⁵⁷。
- Software Freedom Law Center: OSSの保護及び推進を目的に、訴訟代理などの法務サービスを提供する非営利機関²⁵⁸。本件では、Andersen氏らの代理人として訴状作成などを行った。

被告

- Monsoon Multimedia: 宅内向けの最先端マルチメディア機器や技術を開発する中堅ベンダ²⁵⁹。BusyBox(もしくはその改変版)を利用して様々な機器を開発・提供している²⁶⁰。

<経緯>

本件に関する一連の出来事の経緯は、以下の通りとなる。

²⁵⁵ STB 機器などを主に開発・販売している。

²⁵⁶ Software Freedom Law Center. "On Behalf of BusyBox Developers, SFLC Files First Ever U.S. GPL Violation Lawsuit". September 20, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/> (Retrieved on July 14, 2009); Software Freedom Law Center. "BusyBox Developers and Monsoon Multimedia Agree to Dismiss GPL Lawsuit". October 30, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/oct/30/busybox-monsoon-settlement/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁵⁷ Software Freedom Law Center. "Erik Andersen and Rob Landley against Monsoon Multimedia, Inc. Complaint". September 19, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/complaint.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁵⁸ Software Freedom Law Center. "The Software Freedom Law Center". <http://www.softwarefreedom.org/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁵⁹ Monsoon Multimedia. "About Monsoon Multimedia". <http://www.monsoonmultimedia.com/aboutus.html> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶⁰ Software Freedom Law Center. "Erik Andersen and Rob Landley against Monsoon Multimedia, Inc. Complaint". September 19, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/complaint.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

- 2007年8月28日：Monsoon Multimediaのウェブサイト上の公開掲示板において、Andersen氏らとは無関係の第3者が、同社製品がBusyBoxの著作権を侵害していることを指摘。
 - 2007年9月5日：Monsoon Multimediaの関係者は、上記の掲示板への書き込みに対して、同社がBusyBoxを再配布しているという事実を認める。
 - 2007年9月11日：Andersen氏らは代理人であるSFLCを通して、Monsoon Multimediaに著作権侵害の事実を通達。ただし、Monsoon Multimediaはこれに回答せず。
 - 2007年9月19日：Andersen氏らは、Monsoon Multimediaを著作権侵害で提訴²⁶¹。
 - 2007年9月24日：Monsoon Multimediaは、Andersen氏らとの間で和解交渉を進めており、GPLを遵守する予定であることを発表²⁶²。
 - 2007年10月30日：Andersen氏らとMonsoon Multimediaの間に和解が成立²⁶³。
- 争点・ポイント

本件では、Andersen氏らはMonsoon MultimediaがBusyBoxを利用しながらも、同ソフトウェアに適用されたGPLで定められている内容を遵守していないと主張していた。具体的には、BusyBoxのソースコードが開示されていなかったことから、GPLv2第3条への違反が指摘されていた²⁶⁴。以下は、GPLv2第3条から本件に該当する箇所を抜粋したものである。

あなたは上記第1条および2条の条件に従い、『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または配布することができる。ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

- a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。ただし、ソースコードは上記第1条および2条の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で配布しなければならない。あるいは、
- b) 著作物に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、配布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は無効な書面になった申し出を添える。ただし、ソースコードは上記第1条および2条の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で配布しなければならない。あるいは、...

You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

- a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,*
- b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third*

²⁶¹ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Monsoon Multimedia, Inc. Complaint”. September 19, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/complaint.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶² “First U.S. GPL lawsuit heads for quick settlement” Linux Devices. September 24, 2007. <http://www.linuxfordevices.com/c/a/News/First-US-GPL-lawsuit-heads-for-quick-settlement/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶³ Software Freedom Law Center. “BusyBox Developers and Monsoon Multimedia Agree to Dismiss GPL Lawsuit”. October 30, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/oct/30/busybox-monsoon-settlement/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶⁴ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Monsoon Multimedia, Inc. Complaint”. September 19, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/complaint.pdf> (Retrieved on July 14, 2009); 「GNU 一般公衆利用許諾契約書」<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> (Retrieved on July 14, 2009)

party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange

(Andersen 氏らの訴状に合わせて c) は省略)

Andersen 氏らの主張は上記の通り、Monsoon Multimedia は GPL に基づく BusyBox を利用しながらも、同ソフトウェアのソースコードを第 3 者に開示していなかったというものである²⁶⁵。Monsoon Multimedia 側はこの事実を即時に認めて和解に乗り出しており²⁶⁶、GPL 違反を巡る意見の対立は生じていない。

ただ、GPL 違反を起因とする原告の救済手段については、Andersen 氏らと Monsoon Multimedia との間には一時見解の違いが見られた。これは、Monsoon Multimedia が 2007 年 9 月 24 日付けのプレスリリースにおいて、即時に GPL 遵守に取り組むことを宣言し、GPL が遵守されれば、Andersen 氏らとの訴訟問題はすぐにでも解決されるとの見通しを明らかにした²⁶⁷。一方で、Andersen 氏らの代理人である SFLC は、Monsoon Multimedia によるプレスリリースが発表された翌日 9 月 25 日に、違反の罰則が遵守のみであるならば、誰もが違反を指摘されるまでは意図的に違反できることになるとして、単なる GPL 遵守では和解を成立させられないとのコメントを発表した²⁶⁸ ことでも明らかである。

結果的には、実際の和解においては、Monsoon Multimedia は、Andersen 氏らに対して和解金を支払っているほか、同社には様々な条件を課せられており(詳しくは、以下の決着内容を参照)、GPL 違反に伴う代償は単なる GPL の遵守以上のものとなった。

- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件では GPL 第 3 条で定められたソースコード開示義務の違反が争点となった(争点の詳細は前項を参照)。また、原告は Monsoon Multimedia に対して、GPL 違反は著作権の侵害であるとして、損害賠償及び差止め処分を請求していた²⁶⁹。しかし、法廷で審理される前に和解が成立したため、法的解釈を巡る議論などは生じていない。

- 決着内容

²⁶⁵ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Monsoon Multimedia, Inc. Complaint”. September 19, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/complaint.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶⁶ “First U.S. GPL lawsuit heads for quick settlement” Linux Devices. September 24, 2007. <http://www.linuxfordevices.com/c/a/News/First-US-GPL-lawsuit-heads-for-quick-settlement/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶⁷ “First U.S. GPL lawsuit heads for quick settlement” Linux Devices. September 24, 2007. <http://www.linuxfordevices.com/c/a/News/First-US-GPL-lawsuit-heads-for-quick-settlement/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶⁸ “First US GPL case is *not* settled” Linux.com. September 25, 2007. <http://www.linux.com/archive/feature/119439> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁶⁹ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Monsoon Multimedia, Inc. Complaint”. September 19, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/sep/20/busybox/complaint.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

Andersen氏らとMonsoon Multimediaは、2007年10月30日に和解に至った。和解内容は以下の通りである²⁷⁰。

- Andersen氏らは、Monsoon Multimedia に対する訴訟を取り下げ、同社が GPL に基づいて BusyBox を利用していることを認める。
- Monsoon Multimedia は、社内に「オープンソースコンプライアンスオフィサー (Open Source Compliance Officer)」という新たなポストを設置し、これを通して同社が BusyBox を GPL に基づいて正しく利用しているかという、GPL の遵守状況をモニタリングする。
- Monsoon Multimedia は、同社による改変部分も含め BusyBox のソースコードを、同社のウェブサイトで開示する。
- Monsoon Multimedia は、BusyBox を含む機器のこれまでの提供先 (BusyBox ユーザ) に対して、機器には BusyBox が含まれており、これが GPL に基づく OSS であることを通達するために、最大限の取り組みを行う。
- Monsoon Multimedia は、Andersen 氏らに対して和解金を支払う (金額は未公開)。

SFLCはGPLの保護・推進に向け、FSFとともに北米におけるGPL遵守の徹底に取り組んできたが、本件まではGPL違反が発覚しても、訴訟に持ち込む前に違反者と和解するよう努めていた。そのため、本件はSFLCがGPL違反を理由とした訴訟を支援した初のケースであるが、SFLCはこれについて、原告に和解金を手に入れさせるといった目的ではなくGPL遵守を徹底させることを重視した結果の行動であったとコメントしている²⁷¹。

• 決着後の周知状況

Monsoon Multimedia は 2009 年 10 月現在、BusyBox を組み込んだ同社製品について、GPL で定められた事項 (ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実) の全てを周知している。

- ライセンス専用ファイル内に GPL および LGPL の本文を掲載する
- ソースコードファイルに著作権、無保証の旨、改変を加えた事実をソースコードと併記する
- 改変ログ専用ファイルに改変を加えた事実を記載する

GPLなどのOSSライセンスで定められた事項については、製品マニュアル内や製品パッケージ内などソースコードパッケージ以外の媒体から周知する企業もあるが、今回の調査では、Monsoon Multimediaは、同社ウェブサイト上のユーザフォーラムページ²⁷²において、ソースコードパッケージをダウンロードできるよう公開しており、このソースコードパッケージ内にあるOSS別に分けられたフォルダでも、GPL遵守に必要な情報が提供されている²⁷³。

3.1.6 Erik Andersen and Rob Landley v. Verizon Communications

当事者:	Erik Andersen (原告) Rob Landley (原告) Verizon Communications (被告)
------	---

²⁷⁰ Software Freedom Law Center. “BusyBox Developers and Monsoon Multimedia Agree to Dismiss GPL Lawsuit”. October 30, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/oct/30/busybox-monsoon-settlement/> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁷¹ Bruce Byfield. “Settlement reached in Busybox-Monsoon GPL case” Linux.com. October 30, 2007. <http://www.linux.com/archive/feature/120629> (Retrieved on July 14, 2009)

²⁷² <http://www.myhava.com/forum/viewtopic.php?f=14&t=1650#p11653>

²⁷³ ウェブサイト上のユーザーフォーラムよりソースコードパッケージをダウンロードした上で確認した。

訴訟内容:	GPL 違反に基づく著作権侵害
結果:	和解が成立
ポイント:	<ul style="list-style-type: none"> ① GPL 違反に基づく著作権侵害訴訟であったこと。 ② 訴訟の対象となった OSS を用いた機器を製造した企業ではなく、製造元から製品を卸し受けてエンドユーザに提供している企業が訴訟の対象となったこと。 ③ 製造元から製品を卸し受けていた Verizon Communications ではなく、同社に訴訟の対象となった製品を納入していた製造元の Actiontec Electronics と原告との間の和解により、本件が決着したこと。 ④ 和解条件には、GPL 遵守だけでなく、オープンソースコンプライアンスオフィサーのポストを新設すること、原告に和解金を支払うこと、といった内容が盛り込まれたこと。

- 係争内容

<概要>

OSS開発者であり、過去にMonsoon Multimediaを提訴したAndersen氏らは、2007年12月6日、米国の大手通信キャリアであるVerizon CommunicationsをGPL違反に基づく著作権侵害で提訴した²⁷⁴。ただ、本件についても、Andersen氏らとMonsoon Multimediaとの訴訟と同様に、法廷で審理される前となる2008年3月17日に和解が成立している。ただ、和解の対象は本件の被告であったVerizon Communicationsとは違い、同社に訴訟の対象となった製品を納入していたActiontec Electronicsであり、同社が和解金の支払いなどに応じている²⁷⁵。本件についても、Monsoon Multimediaに対する訴訟と同じく、OSSソフトウェアに関する法務サービスを提供するSFLCが原告の代理人として関与している。

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである。

原告

- Erik Andersen氏及びRob Landley氏：OSSを開発する米国市民。GPLに基づくBusyBoxの開発者であり、同ソフトウェアの著作権者でもある²⁷⁶。
- Software Freedom Law Center：OSSの保護及び推進を目的に、訴訟代理などの法務サービスを提供する非営利機関²⁷⁷。本件では、Andersen氏らの代理人として訴状作成などを行った。

被告

- Verizon Communications：米国を代表する大手通信キャリア²⁷⁸。以下のActiontec Electronicsが開発した、BusyBox(もしくはその改変版)を含む宅内ブロードバンドモデム兼無線ルータ²⁷⁹のエンドユーザへの提供元である²⁸⁰。

²⁷⁴ Software Freedom Law Center. "Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint". December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁷⁵ Software Freedom Law Center. "BusyBox Developers Agree To End GPL Lawsuit Against Verizon". March 17, 2008. <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/mar/17/busybox-verizon/> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁷⁶ Software Freedom Law Center. "Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint". December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁷⁷ Software Freedom Law Center. "The Software Freedom Law Center". <http://www.softwarefreedom.org/> (Retrieved on July 14, 2009)

- Actiontec Electronics: ブロードバンドモデムやルータ機器の開発企業²⁸¹。訴訟の対象となった宅内モデム兼無線ルータ機器のVerizon Communicationsへの納入元である。同社は本件で提訴はされなかったが、Verizon Communicationsが提訴されたことを受け、2008年3月17日、Andersen氏らとの間でVerizon Communicationsなど同社の顧客企業の免責を含めた和解を成立させている²⁸²。

なお、Andersen氏らはActiontec Electronicsが提訴先とならなかった点について、同社が、SFLCを通してAndersen氏らから著作権侵害に関する通告を受けた時点でこれに対応すると回答していたためであることを明らかにしている²⁸³。一方のVerizon Communicationsについては、Andersen氏らからの著作権侵害に関する通告に回答しなかったため、同氏らによる提訴の対象となった。

<経緯>

本件に関する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる。

- 2007年11月16日: Andersen氏らはSFLCを通して、Verizon Communications に対して著作権侵害の事実を通達。Verizon Communications はこれに回答せず。
- 日付不明: Andersen氏らはSFLCを通して、Actiontec Electronics に対して著作権侵害の事実を通達。Actiontec Electronics はこれに対し、即時に対応する旨回答している。
- 2007年12月6日: Andersen氏らがVerizon Communicationsを提訴²⁸⁴。
- 日付不明: Actiontec Electronics が、Andersen氏らとの和解交渉を進める。和解内容には、Verizon Communications を始めとする Actiontec Electronics の顧客企業に対する訴訟も取り下げるという条件も含まれていた。
- 2008年3月17日: Andersen氏らとActiontec Electronicsの間に和解が成立。Andersen氏らはVerizon Communicationsに対する訴訟を取り下げる²⁸⁵。

• 争点・ポイント

原告のAndersen氏らは本件において、Verizon CommunicationsがBusyBoxを利用しながらもGPLv2を遵守しなかったと主張していた。具体的には、ソースコードの開示を定めたGPLv2第3条に違反しており、つまり、Verizon CommunicationsがGPLに基づくBusyBoxを含む宅内ブロード

²⁷⁸ Verizon Communications. “Company Profile”. <http://investor.verizon.com/profile/index.aspx> (Retrieved on August 19, 2009): 日本で言うとNTTに相当するメガキャリアである。

²⁷⁹ 光ファイバサービス「Fios」用の宅内ブロードバンドモデム兼無線ルータである。

²⁸⁰ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint”. December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸¹ Actiontec Electronics. “Who is Actiontec”. <http://www.actiontec.com/products/company.php> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸² Software Freedom Law Center. “BusyBox Developers Agree To End GPL Lawsuit Against Verizon”. March 17, 2008. <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/mar/17/busybox-verizon/> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸³ Grant Gross. “Open-source legal group strikes again on BusyBox, suing Verizon”. ComputerWorld. December 7, 2007. http://www.computerworld.com/s/article/9051799/Open_source_legal_group_strikes_again_on_BusyBox_suing_Verizon?taxonomyId=11&intsrc=kc_top&taxonomyName=development (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸⁴ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint”. December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸⁵ Software Freedom Law Center. “BusyBox Developers Agree To End GPL Lawsuit Against Verizon”. March 17, 2008. <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/mar/17/busybox-verizon/> (Retrieved on August 19, 2009)

バンドモデム兼無線ルータ機器をエンドユーザに提供しながらも、そのソースコードを開示していなかったことが問題視されていた²⁸⁶。

Andersen氏らは、GPL違反をVerizon Communicationsに通告したものの、同社から回答がなかったため、提訴に踏み切ったとしている。逆に、Andersen氏らは上記の通り、通告に対して即時に対応すると回答したActiontec Electronicsは提訴していない。Verizon Communicationsは、Andersen氏らが提訴した後に、報道メディアからの質問に対して、「本件については、このケースに責任がある第3者ベンダ(注: Actiontec Electronicsのことを指す)に連絡している」とコメントしている。²⁸⁷

このように、本件では、GPLを違反した製品の製造元企業(Actiontec Electronics)と共に、それを卸し受けてエンドユーザに提供している提供元企業(Verizon Communications)までもがGPL違反を指摘され、沈黙を決め込んだ側のGPL違反対象製品のエンドユーザへの提供元企業(Verizon Communications)のみが提訴された。Verizon Communicationsのみが提訴された点については、上記の通り、製造元のActiontec ElectronicsがSFLCから通達を受けた時点で、GPL違反に対応する意思を表明していたためであるが、製造元から製品を卸し受けてエンドユーザに提供している企業が訴訟の対象となったことについては、本件において注目すべきポイントの1つとなっている²⁸⁸。

なお、Andersen氏らの代理人を務めたSFLCは、Verizon Communicationsを提訴した理由について、Actiontec ElectronicsによるVerizon Communicationsへの製品卸売り過程では、Actiontec ElectronicsにGPL遵守の義務がある一方で、Verizon Communicationsがエンドユーザに製品を提供する過程ではVerizon CommunicationsにGPL遵守の義務が生じると説明している。これに対して、Verizon Communicationsは、GPL違反の通告に対して沈黙を守った²⁸⁹。

結果的に、Andersen氏らとActiontec Electronicsとの和解が成立したため、Verizon Communicationsのようなエンドユーザへの製品提供元企業の責任についての議論や審理が進むことはなかったが、製造元だけでなくエンドユーザへの提供元企業も訴訟の対象になったという事実は、業界でも反響を呼んだ。

- OSSライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件ではGPLv2の第3条で定められたソースコードの開示が争点となった(争点の詳細は前項を参照)。なお、原告はVerizon CommunicationsによるGPL違反は著作権侵害にあたるとして、

²⁸⁶ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint”. December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸⁷ Grant Gross. “Open-source legal group strikes again on BusyBox, suing Verizon”. ComputerWorld. December 7, 2007. http://www.computerworld.com/s/article/9051799/Open_source_legal_group_strikes_again_on_BusyBox_suing_Verizon?taxonomyId=11&intsrc=kc_top&taxonomyName=development (Retrieved on August 19, 2009)

²⁸⁸ ドイツにおいても、Welte氏がGPL違反対象製品の開発元企業ではなく提供元企業であるSkypeを、GPL違反で提訴するという事案が発生している。詳細は、3.2.4 Harald Welte v. Skypeを参照。

²⁸⁹ Grant Gross. “Open-source legal group strikes again on BusyBox, suing Verizon”. ComputerWorld. December 7, 2007. http://www.computerworld.com/s/article/9051799/Open_source_legal_group_strikes_again_on_BusyBox_suing_Verizon?taxonomyId=11&intsrc=kc_top&taxonomyName=development (Retrieved on August 19, 2009)

損害賠償及び差止め処分を請求していたが²⁹⁰、こうした点が法廷で審理される前に和解が成立したため、GPL違反の法的解釈や製品の提供元であるVerizon Communicationsの有責などに関する法廷での議論などは生じていない。

● 決着内容

Andersen氏らは上記の通り、2008年3月17日に、提訴先のVerizon Communicationsではなく、同社がエンドユーザに提供するGPL違反対象製品の製造元であるActiontec Electronicsと和解に至った。和解内容は以下の通りであるが²⁹¹、Verizon Communicationsを含むActiontec Electronicsの顧客企業も和解内容に入っているという点以外は、Monsoon Multimediaとの訴訟における和解と同じである。

- Andersen氏らは、Actiontec Electronics及び同社の顧客企業に対する訴訟を取り下げ、これらの企業がGPLに基づいてBusyBoxを利用していることを認める。
- Actiontec Electronicsは、社内に「オープンソースコンプライアンスオフィサー（Open Source Compliance Officer）」という新たなポストを設置し、これを通して同社がBusyBoxをGPLに基づいて正しく利用しているかという、GPLの遵守状況をモニタリングする。
- Actiontec Electronicsは、同社による改変部分も含めBusyBoxのソースコードを同社のウェブサイトで開示する。
- Actiontec Electronicsは、BusyBoxを含む機器の提供先（BusyBoxユーザ）に対して、機器にはBusyBoxというOSSが含まれており、これがGPLに基づくOSSであることを通達するために、最大限の取り組みを行う。
- Actiontec Electronicsは、Andersen氏らに対して和解金を支払う（金額は未公開）。

本件は、GPL違反機器の製造元ではなくエンドユーザへの提供元が訴訟の対象となったこと、また提訴先が大手通信キャリアであったことから、業界でも注目されたが、結局は製品の製造を下請ける中小企業が和解に応じることで決着がつく結果となった。しかし、SFLCが、GPL違反の対象となっている製品をエンドユーザに提供している限りは、サプライチェーンの下流であってもGPLを遵守する義務があると主張し、また相手が大手企業でもGPL遵守を求めていく姿勢を見せたことは、業界にも少なからず影響を与えたものと考えられる。

● 決着後の周知状況

Verizon CommunicationsにGPL違反機器を納入していたActiontec Electronicsは2009年10月現在、BusyBoxを組み込んだ同社製品について、GPLで定められた事項（ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実）の全てを周知している。

- ソースコードファイルにGPLの本文入手方法、著作権、無保証の旨をソースコードと併記する
- ライセンス専用ファイルにGPLおよびLGPLの本文を掲載する
- 改変ログ専用ファイルに改変を加えた事実を記載する

GPLなどのOSSライセンスで定められた事項については、製品マニュアル内や製品パッケージ内などソースコードパッケージ以外の媒体から周知する企業もあるが、今回の調査では、

²⁹⁰ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint”. December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

²⁹¹ Software Freedom Law Center. “BusyBox Developers Agree To End GPL Lawsuit Against Verizon”. March 17, 2008. <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/mar/17/busybox-verizon/> (Retrieved on August 19, 2009)

Actiontec Electronics においては、同社ウェブサイト上に「GPL Code Download Center」と題したソースコードダウンロードページを作成し、このページにおいて GPL の本文を掲載しているほか、本件の対象となった製品やその他の製品が組み込んでいる GPL や LGPL が適用される OSS のソースコードを開示している。製品別に設けられているソースコードパッケージ内には OSS 別に分けられたフォルダがある。

また、Actiontec Electronics は上記のソースコードダウンロードページに「Notice of License and Source Code Availability(ライセンス及びソースコード開示に関する通達」と題した通知書を掲載している。この通知書には、①Actiontec Electronics が過去に Verizon Communications などを通して BusyBox を含む機器を提供していたこと、②これらの機器には GPL が適用されること、③希望者には機器に含まれた BusyBox のソースコードを配布する用意があることが示されている。その内容から、この通知書は、上記の和解内容の 1 つである「BusyBox を含む機器の提供先 (BusyBox ユーザ) に対して、機器には BusyBox という OSS が含まれており、これが GPL に基づく OSS であることを通達するために行う最大限の取り組み」の一環であるといえる。

3.1.7 Erik Andersen and Rob Landley によるその他の係争

当事者:	Erik Andersen(原告) Rob Landley(原告) Xterasys(被告) High-Gain Antennas(被告) Super Micro Computer(被告) Bell Microproducts(被告) Extreme Networks(被告)
訴訟内容:	GPL 違反に基づく著作権侵害
結果:	Bell Microproducts が提訴された訴訟では欠席判決において原告の勝訴 その他の係争については全て和解が成立
ポイント:	①GPL 違反に基づく著作権侵害訴訟であったこと。 ②和解が成立した係争では、大半の和解において GPL 遵守だけでなく、オープンソースコンプライアンスオフィサーのポストを新設すること、原告に和解金を支払うこと、といった内容が和解条件に盛り込まれたこと。 ③Bell Microproducts に対する訴訟では、同社が和解や法廷での弁論などの対応を行わなかったため、欠席裁判という形で原告が勝訴したこと。

• 係争内容

<概要>

OSS開発者であり、Monsoon MultimediaやVerizon Communicationsを提訴したAndersen氏らは、2007年11月から2008年7月の間に、これら2社以外の合計5社についてもGPL違反に基づく著作権侵害で提訴している。これらの5件の係争のうち、欠席判決(default judgment)²⁹²として原告の主張が全面的に認められたBell Microproducts以外は²⁹³、法廷で審理される前に和解が成立している(表14参照)。また、先に取り上げた2件(v. Monsoon Multimedia、v. Verizon Communications)の訴訟と同じく、これら5係争においても、OSSソフトウェアに関する法務サービスを提供するSFLCが原告の代理人として関与している。

表 14: BusyBox に関する OSS ライセンス係争一覧

²⁹² 被告が弁論しなかった場合に下される判決で、原告の主張が全面的に認められる。

²⁹³ “Erik Andersen and Rob Landley against Bell Microproducts, Inc. Default Judgment”. September 2, 2008. <http://www.terehov.de/DEFAULT-JUDGMENT.pdf> (Retrieved on October 22, 2009)

提訴の時期	被告	訴訟内容	結果
2007年9月19日	Monsoon Multimedia	GPL 違反に基づく著作権侵害	2007年10月30日に和解が成立
2007年11月19日	Xterasys		2007年12月17日に和解が成立
	High-Gain Antennas		2008年3月6日に和解が成立
2007年12月6日	Verizon Communications		2008年3月17日に和解が成立
2008年6月9日	Super Micro Computer		2008年7月23日に和解が成立
	Bell Microproducts		2008年9月2日に、欠席判決において被告に対する差止め及び損害賠償支払い処分が下される ²⁹⁴
2008年7月17日	Extreme Networks		2008年10月6日に和解が成立

参考資料: SFLC による一連のプレスリリース

注: Monsoon Multimedia と Verizon Communications を対象とした訴訟の詳細については 3.1.5 及び 3.1.6.を参照。

以下では、上表の係争のうち、別途紹介した 2 件の係争 (Monsoon Multimedia に対する BusyBox に関する初の訴訟、大手通信事業者である Verizon Communications に対する訴訟) を除いた 5 件についてまとめる。

<被告となった企業>

Andersen 氏らに、BusyBox の利用に関して GPL 違反で提訴された中小企業 5 社の概要は、以下の通りである。

- Xterasys: California州を拠点にネットワーク機器やコンピューター機器を製造する企業²⁹⁵。
- High-Gain Antennas: Colorado州を拠点に無線ネットワーク機器を開発・製造する企業²⁹⁶。
- Super Micro Computer: California州を拠点にエネルギー効率の優れたサーバーソリューションを提供する企業²⁹⁷。
- Bell Microproducts: California州を拠点に、ストレージシステムやサーバー、コンピューターの部品などを提供する企業²⁹⁸。
- Extreme Networks: California州を拠点に、イーサネットソリューションを設計・構築・インストールする企業²⁹⁹。

²⁹⁴ “Erik Andersen and Rob Landely against Bell Microproducts, Inc. Default Judgment”. September 2, 2008. <http://www.terekhov.de/DEFAULT-JUDGMENT.pdf> (Retrieved on October 22, 2009)

²⁹⁵ Xterasys. “About us”. <http://www.xterasys.com/about.php> (Retrieved on October 22, 2009)

²⁹⁶ High-Gain Antennas. “The Future of High-Gain Wireless is Now”. <http://www.highgainantennas.com/> (Retrieved on October 22, 2009)

²⁹⁷ Super Micro Computer. “Corporate Profile”. <http://www.supermicro.com/about/> (Retrieved on October 22, 2009)

²⁹⁸ Bell Microproducts. “our company”. <http://www.bellmicro.com/Company/default.asp> (Retrieved on October 22, 2009)

²⁹⁹ Extreme Networks. “About Extreme Networks”. <http://www.extremenetworks.com/about-extreme/default.aspx> (Retrieved on October 22, 2009)

- 争点・ポイント

原告のAndersen氏らは、上記の企業を対象とした 5 件の訴訟において、他の 2 件と同様に被告企業がBusyBoxを利用しながらも、GPLv2 第 3 条で定められたソースコードの開示を怠ったため、GPLを違反していると主張していた。また、Andersen氏らは、事前にこれらの企業に対してGPL違反の事実を通告していたが、GPLを遵守するための十分かつ迅速な対応が取られなかったため、提訴に踏み切ったとしている。被告となった各社による訴訟前のAndersen氏らによる通告への対応状況をまとめると、以下の通りとなる³⁰⁰。

- Xterasys: 原告による通告に対し、GPL 違反に関する詳細情報を求める。これに対し、原告は GPL 違反に関する情報を提供したが、Xterasys はこれに回答せず。
- High-Gain Antennas: 原告のよる通告に回答せず。
- Super Micro Computer: 原告による通告に対して、同社が配布している BusyBox のソースコードを開示すると共に原告に送付。ただし、これにより、開示されたソースコードはプログラムのインストールに必要なスクリプトが含まれていない不完全なものであることが判明し、原告からスクリプトが無いとの指摘を受けることになる。この指摘に対しては回答せず。
- Bell Microproducts: 原告による通告に回答せず。
- Extreme Networks: GPL 違反を是正するために原告とやり取りを続けていたが、(原告が要求していた)原告に対する支払いを拒否。

このように、大半のケースでは被告企業が、GPL 違反を通告された後もこれを無視して違反行為を継続した、開示されたソースコードが不完全なものであった、など、GPL 遵守のための対応が不十分であったことが訴訟につながっている。

唯一の例外はExtreme Networksであり、同社は原告から訴訟前の交渉段階で求められていた条件³⁰¹、具体的には、単に今後提供する製品においてGPLを遵守する(ソースコードを開示する)だけでなく、①社内に「オープンソースコンプライアンスオフィサー(Open Source Compliance Officer)」のポストを新たに設置する、②BusyBoxを含む機器のこれまでの提供先に対して、機器にはBusyBoxが含まれており、これがGPLに基づくOSSであることを通達する、③原告に和解金を支払う、といったもののうち、和解金の支払いについて原告と対立が生じ、これが訴訟につながったようである。

- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本項で紹介している 5 件の係争では、全て争点はGPLv2 の第 3 条で定められたソースコードの開示となっている。なお、原告は 5 件全ての係争において、被告によるGPL違反は著作権侵害

³⁰⁰ Andersen 氏らによる訴状より。Xterasys に対する訴状

<http://www.softwarefreedom.org/news/2007/nov/20/busybox/xterasys.pdf>; High-Gain Antennas に対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/nov/20/busybox/highgainantennas.pdf>; Super Micro Computer に対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jun/10/busybox/supermicro-complaint.pdf>; Bell Microproducts に対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jun/10/busybox/bell-complaint.pdf>; Extreme Networks に対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jul/21/busybox/extreme-networks.pdf> (Retrieved on October 22, 2009)

³⁰¹ Andersen 氏らによる Extreme Networks に対する訴状より。

<http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jul/21/busybox/extreme-networks.pdf> (Retrieved on October 22, 2009)

にあたるとして、損害賠償及び差止め処分を請求していたが³⁰²、Bell Microproducts以外の係争は法廷で審理される前に和解が成立しており、Bell Microproductsのケースについても、原告の主張が全面的に認められることが前提の欠席判決で勝訴が決まったため、GPL違反の法的解釈に関する法廷での議論などは生じていない。

- 決着内容

Andersen氏らと、被告5社(Xterasys、High-Gain Antennas、Super Micro Computer、Bell Microproducts及びExtreme Networks)との間に起こった5件の訴訟は、全てが和解または被告の欠席判決にいずれかで決着がついている。下表15は、それぞれの係争における決着の時期と内容をまとめたものである。

表 15: 決着一覧

被告	決着時期	決着内容
Xterasys	2007年12月17日	和解
High-Gain Antennas	2008年3月6日	和解
Super Micro Computer	2008年7月23日	和解
Bell Microproducts	2008年9月2日	欠席判決において原告が勝訴
Extreme Networks	2008年10月6日	和解

参考資料: SFLCによる一連のプレスリリース

<High-Gain Antennas と Super Micro Computer との和解内容>

和解が成立した係争のうち、High-Gain Antennas と Super Micro Computer を被告とする係争における和解内容は、以下の通り Monsoon Multimedia 及び Verizon Communications に対する係争での和解内容と同じとなっている。

- Andersen氏らは、被告企業に対する訴訟を取り下げ、被告企業がGPLに基づいてBusyBoxを利用していることを認める。
- 被告企業は、社内に「オープンソースコンプライアンスオフィサー(Open Source Compliance Officer)」という新たなポストを設置し、これを通して同社がBusyBoxをGPLに基づいて正しく利用しているかという、GPLの遵守状況をモニタリングする。
- 被告企業は、同社による改変部分も含めBusyBoxのソースコードを同社のウェブサイトで開示する。
- 被告企業は、BusyBoxを含む機器の提供先(BusyBox ユーザ)に対して、機器にはBusyBoxというOSSが含まれており、これがGPLに基づいて配布されているOSSであることを通達するために、最大限の取り組みを行う。
- 被告企業は、Andersen氏らに対して和解金を支払う(金額は未公開)。

<Xterasys との和解内容>

³⁰² Andersen氏らによる訴状より。Xterasysに対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/nov/20/busybox/xterasys.pdf>; High-Gain Antennasに対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/nov/20/busybox/highgainantennas.pdf>; Super Micro Computerに対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jun/10/busybox/supermicro-complaint.pdf>; Bell Microproductsに対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jun/10/busybox/bell-complaint.pdf>; Extreme Networksに対する訴状 <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/jul/21/busybox/extreme-networks.pdf> (Retrieved on October 22, 2009)

また、Xterasysを被告とする係争での和解内容は、以下の点において他の係争のものと若干異なっているが、オープンソースコンプライアンスオフィサーの設置や和解金の支払いなど、主要内容においては他の係争における和解内容と同様である³⁰³。

- Xterasys は、同社が適切なソースコードを同社ウェブサイトに掲載したことを SFLC が確認するまで、BusyBox をバイナリ形式で配布することができない。SFLC により Xterasys が適切なソースコードを同社ウェブサイトに掲載したことが確認されて初めて、Xterasys が GPL に準拠する形で BusyBox を利用しているということが認められる。
- Xterasysは、BusyBoxを組み込んだ機器の提供先(BusyBoxユーザ)に対して、機器には BusyBoxというOSSが含まれており、これがGPLに基づいて配布されているOSSであることを通達する³⁰⁴。

<Extreme Networks との和解内容>

一方で、Extreme Networksを被告とする係争においては、和解が成立し、訴訟が取り下げられたという事実は発表されているものの、和解内容は公表されていない³⁰⁵。

<Bell Microproducts との決着内容>

このように、Andersen氏らとHigh-Gain Antennas、Super Micro Computer Xterasys、Extreme Networksの 4 社との係争が和解で決着したのに対し、Bell Microproductsとの係争では、同社が法廷での審理の前に和解交渉に応じず、かつ、法廷において弁論しなかったため、欠席判決という形で原告の勝訴が決定している。欠席判決では、Bell Microproductsに対して以下の命令が下されている³⁰⁶。

- Bell Microproducts は Andersen 氏らに対して、損害賠償及び Andersen 氏らに掛かった訴訟費用を支払う。
- Bell Microproducts は(判決日の 2008 年 9 月 2 日から)30 日以内に、BusyBox を用いた同社製品を破棄する。

欠席判決については通常、判決が出されてから 30 日以内であれば、被告は判決の撤回を裁判所に要請することができる³⁰⁷。ただし、Bell Microproductsが上記の判決に対してどのようなアクションを取ったかについての情報はない³⁰⁸。

なお、Andersen氏らが 2008 年 7 月 17 日にExtreme Networksを提訴して以来、2009 年 10 月現在までBusyBox関連の訴訟は新たに起こっていない。Andersen氏らは新たに訴訟を起こしていない理由を明らかにしていないが、背景の 1 つとして一連の訴訟の原告に、BusyBoxのオリジナル開発者であるBruce Perens氏や、Andersen氏らが開発に参画する以前に長年にわたって BusyBoxプロジェクトを管理していたDave Cinege氏が含まれていないことが指摘されている³⁰⁹。

³⁰³ SFLC. “BusyBox Developers and Xterasys Corporation Agree to Settle GPL Lawsuit”. December 17, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/17/busybox-xterasys-settlement/> (Retrieved on October 22, 2009)

³⁰⁴ 他の係争では「通達のための最大限の取り組みを行う」とされているが、Xterasys の場合には「通達する」となっている。

³⁰⁵ SFLC. “BusyBox Developers Settle Case With Extreme Networks”. October 6, 2008. <http://www.softwarefreedom.org/news/2008/oct/06/busybox-extreme-settle/> (Retrieved on October 22, 2009)

³⁰⁶ “Erik Andersen and Rob Landely against Bell Microproducts, Inc. Default Judgment”. September 2, 2008. <http://www.terekhov.de/DEFAULT-JUDGMENT.pdf> (Retrieved on October 22, 2009)

³⁰⁷ JEC. “Default Judgment”. <http://jec.unm.edu/resources/benchbooks/magistrate/1-3-2.htm> (Retrieved on October 22, 2009)

³⁰⁸ 2008 年 10 月 17 日に訴訟が取り下げられたため、Andersen 氏らとの間に和解が成立したとの見解もある。

³⁰⁹ “BusyBox Totally Explained”. <http://busybox.totallyexplained.com/> (Retrieved on October 22, 2009)

- 決着後の周知状況(High-Gain Antennas のケース)

本節で紹介した 5 件の事例の 1 つにおいて被告となった High-Gain Antennas の決着後の対応であるが、2009 年 10 月現在、同社は自社ウェブサイト「GPL Code Center」と称したソースコードダウンロードページを設置し、①同ページで、同社製品が利用する GPL 適用下の OSS のソースコードを開示しているほか、②ユーザーサポートページで、希望者に対してはソースコードが記録された CD-ROM を郵送する準備がある旨及び CD-ROM の請求方法(請求先住所、電話番号、電子メールアドレス)を周知している。同社が提供するソースコードパッケージには、GPL によって定められた事項(ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実)が周知されている可能性が高いものの、本調査ではソースコードパッケージを入手できなかったため³¹⁰、周知の実態については確認できていない。なお、High-Gain Antennas によると、本件決着以降、同社による GPL 遵守は完璧であるという。

GPL などの OSS ライセンスで定められた事項については、製品マニュアル内や製品パッケージ内などソースコードパッケージ以外の媒体から周知する企業もあり、今回の調査でも、High-Gain Antennas が製品マニュアル内において一部の周知を行っていることが確認できた。具体的には、同社は製品マニュアル内において、①上記のソースコードダウンロードページから GPL 適用 OSS のソースコードがダウンロード可能であること、②希望者に対してはソースコードが記録された CD-ROM を郵送する準備があること及び CD-ROM の請求方法(請求先住所、電話番号、電子メールアドレス)、を周知している。

3.1.8 Free Software Foundation v. Cisco Systems

当事者:	Free Software Foundation(原告) Cisco Systems(被告)
訴訟内容:	OSS ライセンス(GPL, LGPL)違反に基づく著作権侵害訴訟
結果:	和解が成立
ポイント:	①FSF が OSS ライセンス違反で裁判に訴えた初の係争であったこと。 ②大手ネットワーク機器ベンダの Cisco Systems が訴えられたこと。 ③FSF が最初に Cisco Systems による GPL 違反を指摘してから、両者間では約 2 年以上にわたり法廷外での解決が模索されたが、FSF が Cisco Systems の対応の不十分さを理由に最終的に提訴に踏み切ったこと。

- 係争内容

<概要>

OSS を推進する非営利組織である FSF は 2008 年 12 月 11 日、大手ソフトウェアベンダの Cisco Systems を GPL 等の OSS ライセンス違反に基づく著作権侵害で提訴した。FSF が OSS ライセンス違反で裁判に訴えたのは本件が初めてであり、被告が大手ネットワーク機器ベンダであったことから、業界では本件の審理の行方が注目されたが³¹¹、両者は 2009 年 5 月 20 日に和解に達している³¹²。本件でも、BusyBox 関連訴訟と同様に SFLC が原告の代理人を務めている³¹³。

³¹⁰ 数回試みたが、ダウンロードに時間がかかりすぎたため断念した。

³¹¹ Ryan Paul. “Free Software Foundation lawsuit Cisco a first” Ars Technica. December 11, 2008. <http://arstechnica.com/open-source/news/2008/12/free-software-foundation-lawsuit-against-cisco-a-first.ars> (Retrieved on July 14, 2009)

³¹² Nancy Gohring. “Cisco Settles Lawsuit With Free Software Foundation” PCWorld. May 20, 2009. http://www.pcworld.com/businesscenter/article/165286/cisco_settles_lawsuit_with_free_software_foundation.html (Retrieved on July 14, 2009)

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである。

原告

- Free Software Foundation: OSS を推進する非営利組織。GPL を作成した団体であり、GPL の遵守をモニタリングしている。本訴訟の対象となった OSS の著作権を保有する。
- Software Freedom Law Center: OSSの保護及び推進を目的に、訴訟代理などの法務サービスを提供する非営利機関³¹⁴。本件では、FSFの代理人として訴状作成などを行った。

被告

- Cisco Systems: ネットワーク機器を開発・販売する大手ベンダ。訴訟の対象となった無線ネットワーク機器は、2003 年に買収した傘下の Linksys 部門(事業会社)が製造・販売しているものである。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる。

- 2006 年 5 月 12 日: FSF が Cisco Systems に対し、同社の Linksys 部門が提供する複数の製品が、FSF が著作権を保有する OSS を利用しているにもかかわらず、これらの OSS に適用されている GPL 等の OSS ライセンス(その他のライセンスは次項を参照)に違反していることを通達。
- 2006 年 7 月 5 日: Cisco Systems は、Linksys の製品が GPL 等に基づく OSS を利用しているにも関わらず、ソースコードを開示していないという事実を認める。
- 2006 年 7 月 5 日以降: Cisco Systems は GPL 等の遵守について FSF と連絡を取り合う。
- 2006 年 10 月 26 日: FSF は Cisco Systems に対し、一部の OSS ライセンス違反については Cisco Systems が対応済みであることを確認したとしながら、一方で Cisco Systems が開示したソースコードは古いものであったり、対応が全くできていないプログラムがあったりすると、OSS ライセンス違反が完全には解消されていない旨を通達。
- 2006 年 10 月 30 日: FSF が、GPL 等の OSS ライセンスを違反している製品リストの更新版を Cisco Systems に提出。
- 2007 年 1 月 24 日: FSF が Cisco Systems に対し、一部の OSS に関する著作権侵害がまだ改善されていないことを通達。
- 2007 年 2 月 1 日: FSF、SFLC、Cisco Systems の 3 者は電話会議を開催し、著作権侵害問題及びその解決策を議論。
- 2007 年 2 月 8 日: FSF は Cisco Systems に対し、①開示されたソースコードの一部は開示が十分でない、②同社が新しく配布した新バージョンに対するソースコードが開示されていない、③ソースコードが開示されないまま提供されている製品があること、を通達。
- 2007 年 2 月 8 日以降: FSF と Cisco Systems は、GPL 等のライセンス違反および解決策について議論を継続。
- 2008 年 2 月 15 日: FSF は SFLC を通して、GPL 等の OSS ライセンスに違反している製品リストの更新版を Cisco Systems に提出。
- 2008 年 3 月 25 日: FSF は SFLC を通して、Cisco Systems に対し、同社の GPL 等の OSS ライセンス遵守への姿勢に関して強い懸念を表明。GPL 等に違反している限り、Cisco Systems はこれらのライセンスが適用されている OSS を配布する権利はないとして、配布の権利を回復させるには以下の条件を満たすことが必要であると要求。

³¹³ Free Software Foundation. “Free Software Foundation against Cisco Systems, Inc. Complaint”. December 11, 2008. <http://www.fsf.org/licensing/complaint-2008-12-11.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

³¹⁴ Software Freedom Law Center. “The Software Freedom Law Center”. <http://www.softwarefreedom.org/> (Retrieved on July 14, 2009)

- Linksys 部門による全ての製品が GPL 等の OSS ライセンスを遵守する。
- GPL 等の OSS ライセンスの遵守状況を確認するためのポストを新設し、担当者の指名と連絡先を FSF に提供する。
- これまでに同社が配布した FSF 開発の OSS プログラムの利用者(エンドユーザ)に対して、プログラムが GPL に基づく OSS であることを通達するために、最大限の取り組みを行う。
- これまで GPL 等の OSS ライセンスに違反してきたことに対し、FSF に金銭的賠償を支払う。
- 2008 年 4 月 9 日～7 月 11 日: FSF と Cisco Systems は問題解決に向けた話し合いを継続。
- 2008 年 7 月 24 日: FSF と Cisco Systems は電話会議を開催し、和解に関する詳細を交渉するも膠着状態に陥る。
- 2008 年 12 月 11 日: FSFはCisco SystemsをOSSライセンス違反にもとづく著作権侵害で提訴³¹⁵。
- 2009 年 5 月 20 日: FSFとCisco Systemsとの間で和解が成立³¹⁶。
- 争点・ポイント

本件は、Cisco Systems傘下のLinksys部門が開発・提供する製品のうち、少なくとも 10 種類の製品件が、FSFが著作権を保有する 8 件のOSSプログラムのライセンスに違反していることが問題とされた。本件の対象となったFSFが著作権を保有するOSSプログラムは、以下の 3 つのOSSライセンス下でのみ利用・複写・改変・再配布が許可されるものである³¹⁷。

- GPLv2
- LGPLv2
- LGPLv2.1

FSFは、Cisco SystemsがこうしたOSSライセンスが適用されたOSSを利用しているにも関わらず、各ライセンスで規定されたソースコード開示条項(GPLv2 第 3 条及びLGPLv2 第 4 条)を遵守していないと主張した³¹⁸。

あなたは上記第 1 条および 2 条の条件に従い、『ライブラリ』(あるいはその一部、または第 2 条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または配布することができる。ただし、その場合あなたはそれらに対応する完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付し、上記第 1 条および 2 条の条件に従いソフトウェアの交換で慣習的に使われる媒体で配布しなければならない。

オブジェクトコードの配布が、指定された場所からコピーするためのアクセス手段を提供することで為されるとして、その上でソースコードも同等のアクセス手段によって同じ場所

³¹⁵ Free Software Foundation. “Free Software Foundation against Cisco Systems, Inc. Complaint”. December 11, 2008. <http://www.fsf.org/licensing/complaint-2008-12-11.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

³¹⁶ Nancy Gohring. “Cisco Settles Lawsuit With Free Software Foundation” PCWorld. May 20, 2009. http://www.pcworld.com/businesscenter/article/165286/cisco_settles_lawsuit_with_free_software_foundation.html (Retrieved on July 14, 2009)

³¹⁷ Free Software Foundation. “Free Software Foundation against Cisco Systems, Inc. Complaint”. December 11, 2008. <http://www.fsf.org/licensing/complaint-2008-12-11.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

³¹⁸ Free Software Foundation. “Free Software Foundation against Cisco Systems, Inc. Complaint”. December 11, 2008. <http://www.fsf.org/licensing/complaint-2008-12-11.pdf> (Retrieved on July 14, 2009); 「GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書」<http://www.opensource.jp/lesser/lgpl.ja.html> (Retrieved on July 15, 2009)

からコピーできるようになっているならば、オブジェクトコードと一緒にソースも強制的にコピーされるようになっていなくてもソースコード配布の条件を満たすものとする。

You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided

that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the

requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

(LGPLv2 第 4 条。GPLv2 第 3 条は、
3.1.5 Erik Andersen and Rob Landley v. Monsoon Multimedia を参照)

FSFのこうした指摘に対するCisco Systemsのスタンスは明らかになっていないが、2006 年以降少なくとも和解交渉に応じており、早急の和解成立を求めるコメントを表明しているなど³¹⁹、対応姿勢を見せていたことは明らかである。しかしながら、結果的にはFSFとCisco Systemsとの間の交渉は長期化し、訴訟にまで進展した。これに関する内情は明らかにされておらず、FSFもノーコメントの立場をとっている³²⁰。

- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件ではGPLv2 第 3 条及びLGPLv2 第 4 条で定められたソースコードの開示が争点となった(争点の詳細は前項を参照)。また、FSFはCisco SystemsによるGPL等のOSSライセンス違反は著作権の侵害であるとして、損害賠償及び差止め処分を請求していた³²¹。FSFがCisco Systemsを提訴したのは、Artistic Licenseに対して著作権の適用を認める判決が出た³²² 4 ヶ月後の 2008 年 12 月であったため、法廷がGPL違反に対しても同様に著作権侵害を認めるかどうかが目されていたが、法廷で審理される前に和解が成立したため、法的解釈を巡る議論などは生じなかった。

- 決着内容

FSFとCisco Systemsは 2009 年 5 月 20 日、両者の間に和解が成立したことを発表した。和解内容は以下の通りである³²³。

- FSF は、Cisco Systems に対する訴訟を取り下げ、同社が GPL 及び LGPL に基づいて FSF が著作権を保有する OSS プログラムを利用していることを認める。

³¹⁹ Ryan Paul. “Free Software Foundation lawsuit Cisco a first” Ars Technica. December 11, 2008.

http://arstechnica.com/open-source/news/2008/12/free-software-foundation-lawsuit-against-cisco-a-first_ars (Retrieved on July 14, 2009)

³²⁰ 2009 年 8 月 31 日に実施した FSF の Brett Smith 氏に対する電話インタビューでも、本件に関するコメントは拒否されている。

³²¹ Free Software Foundation. “Free Software Foundation against Cisco Systems, Inc. Complaint”. December 11, 2008. <http://www.fsf.org/licensing/complaint-2008-12-11.pdf> (Retrieved on July 14, 2009)

³²² 本報告書の 3.1.4 Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates を参照。

³²³ Free Software Foundation. “FSF Settles Suit Against Cisco”. May 20, 2009. <http://www.fsf.org/news/2009-05-cisco-settlement.html> (Retrieved on July 14, 2009)

- Cisco Systems は、同社の Linksys 部門に「フリーソフトウェアディレクター (Free Software Director)」という新たなポストを設置し、これを通して同社が本訴訟の対象となった OSS を GPL 等に基づいて正しく利用しているかという、GPL 等の遵守状況をモニタリングする。
- Cisco Systems は、Linksys 製品のユーザに対して、これらの製品には GPL などの OSS ライセンスに基づく OSS が含まれており、これらが GPL などに基づく OSS であることを通達するために、最大限の取り組みを行う。また、OSS ライセンスに関する通達を Linksys のウェブサイト及びその他の媒体に掲載する。
- Cisco Systems は、FSF のプログラムを利用した Linksys 製品のソースコードを Linksys のウェブサイトで開示する。
- Cisco Systems は、FSF に対して寄付金を支払う(金額は未公開)。

なお、FSFは本件決着後、たとえOSSライセンス違反が発覚したとしても、FSFの目的はあくまでもOSSライセンスを遵守してもらうことであり、FSFとしてはOSSライセンス違反者の事業を妨害するつもりはなく、違反者から和解金や損害賠償などの金銭を徴収したりすることも本来の目的ではないことを主張し、今回のような訴訟は最終手段であることをアピールしている³²⁴。

• 決着後の周知状況

Cisco Systems は 2009 年 10 月現在、Linksys 部門のウェブサイト上に「Open Code Center」と題したソースコードダウンロードページ及び、「GPL Notice for Certain Products」と称するオープンソース専用ページを設け(両ページはリンクしている)、これらのページにおいて、Wi-Fi ルータ機器「WRT54GL」やネットワークストレージ(NAS)機器「NAS200」など GPL 適用下にある OSS が組み込まれた複数製品を対象に、GPL によって定められた告知義務の一部として、以下の対応を行っている。

- GPL の本文へのリンクを記載する
- GPL が適用された OSS のソースコードがダウンロード可能であることを記載する
- 希望者にはソースコードを郵送していること、およびソースコードの請求先住所を記載する

また、両ページからダウンロードできるソースコードパッケージ内では、GPL によって義務付けられた事項(ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実)が全て周知されている。具体的には、製品別に公開しているソースコードパッケージに含まれている OSS 別に分けられた各フォルダ内において、以下の対応が行われている。

- ライセンス専用ファイルに GPL 本文を記載する
- ソースコードファイルに、著作権、無保証の旨、改変を加えた事実をソースコードと併記する
- 改変ログ専用ファイルに改変を加えた事実を記載する

GPL などの OSS ライセンスで定められた事項については、製品マニュアル内や製品パッケージ内などソースコードパッケージ以外の媒体から周知する企業もあり、今回の調査でも、Cisco Systems は WRT54GL 及び NAS200 の製品マニュアルに、①GPL の本文、及び、②ソースコードが入手できるソースコードダウンロードページの URL を掲載し、ライセンスで定められた事項を周知していることが確認できた。

³²⁴ Free Software Foundation. “Compliance is the goal”. May 20, 2009. <http://www.fsf.org/blogs/licensing/2009-05-settlement> (Retrieved on July 14, 2009)

3.2 欧州における係争

本項では、欧州における OSS ライセンスを巡る係争として 6 件(ドイツ 4 件、フランス 2 件)の内容を紹介する。うち 5 件(ドイツ 4 件、フランス 1 件)が Welte 氏による係争であり、GPL 違反に対する対応が争点となったものである。しかし、Welte 氏による訴訟においても、D-Link や Skype との係争では、法廷で GPL の本質に関する議論が行われている点には注目すべきである。また、法廷で論争が続いている Harald Welte、Free Software Foundation France、Erik Andersen、Rob Landley v. Iliad については、フランスにおいて「配布」の概念がどのように解釈されるのかについて、今後とも注目すべき係争であると言える。

以下に、欧州での係争の内容、争点・ポイント、OSS ライセンス契約や係争当事国の法制との関係、決着内容などについて紹介する。

3.2.1 Harald Welte v. Sitecom

当事者:	Harald Welte(原告) Sitecom(被告)
訴訟内容:	GPL 違反に基づく著作権侵害
結果:	和解が成立
ポイント:	①世界で初めて GPL の妥当性が法廷で審理・確認されたケースであったこと。 ②法廷が、訴訟の対象となった OSS を利用するための唯一のライセンスは GPL であり、これに違反する限り当該 OSS を利用することができないとの解釈を示したこと。

• 係争内容

<概要>

ドイツ在住でLinuxハッカーとして知られるHarald Welte氏(以下、Welte氏)は 2004 年 4 月 1 日、オランダの無線通信機器ベンダであるSitecomがGPLを遵守していないとして、GPLに基づき配布される自らのOSSを組み込んだ自社製品の差止め処分を求めて、Sitecomのドイツ現地法人をドイツのLandgericht München(以下、ミュンヘン地裁)に提訴した。同地裁が同年 4 月 2 日にWelte氏の主張を認めて仮差止め処分を下した後、2004 年 5 月に同地裁がこの仮処分命令を認める判決を出したため³²⁵、同年 9 月にSitecomがこの判決を受け入れることをWelte氏に通達する形で本件は決着している³²⁶。米国では 2008 年に、Artistic Licenseに対して著作権の適用が認められる判決が下されているが³²⁷、本件はそれよりも 4 年前に、ドイツにおいてGPLに著作権の適用が認められたケースとなった。

<当事者>

訴訟に関与した個人・企業の概要は以下の通りである。

原告

³²⁵ ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。
http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³²⁶ Jorge L. Contreras, Jr., Belinda M. Juran. “Second Injunction Enforcing GPL Issued in Germany”. June 3, 2005. <http://www.wilmerhale.com/publications/whPubsDetail.aspx?publication=346> (Retrieved on August 3, 2009)

³²⁷ 本報告書の 3.1.4 Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates を参照。

- Harald Welte 氏：ドイツ在住の著名な Linux ハッカー。本件の対象となった netfilter/iptables の主要開発者であり、同 OSS の著作権者でもある³²⁸。不適切な GPL 利用を撲滅することを目的に、gpl-violation.org と呼ばれる団体を設立・運営していることでも知られる。

被告

- Sitecom：オランダを本拠地に欧州諸国で事業を展開する無線通信機器ベンダ³²⁹。今回の訴訟では、同社のドイツ現地法人(子会社)が提訴された³³⁰。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りである³³¹。

- 2004 年 3 月 18 日：Welte 氏が Sitecom に対し、同社による netfilter/iptables の使用が GPL に違反していることを通達。Sitecom は Welte 氏からの通告に対して、GPL を遵守するための対応を行う意思を示したが(この時点で実際にどの程度の対応が行われたかは不明)、Welte 氏が要請していた違反行為停止宣言書への署名は拒否した。
- 2004 年 4 月 1 日：Welte 氏は Sitecom を、GPL 違反に基づく著作権侵害でミュンヘン地裁に提訴。同社による netfilter/iptables 利用の仮差止め処分を求める。
- 2004 年 4 月 2 日：ミュンヘン地裁が Sitecom に対する仮差止め処分を下す。
- 2004 年 4 月 20 日：Sitecom は仮差止め処分に対して異議申し立て。
- 2004 年 5 月 19 日：ミュンヘン地裁が仮差止め処分を認める判決。
- 2004 年 9 月：Sitecom は、判決を受け入れることを Welte 氏に通達。

• 争点・ポイント

本件では、Sitecom による GPLv2 違反がポイントとなった。Welte 氏は、同氏が中心となって開発した OSS である netfilter/iptables の利用者である Sitecom が、以下の点において GPL を遵守していなかったと主張している³³²。

- Sitecom は、同社製品に GPL が適用されている OSS を利用していることを通知していない。
- Sitecom のウェブサイトでは、GPL 本文が記載されていない。
- Sitecom のウェブサイトでは、netfilter/iptables のソースコードが開示されていない³³³。

³²⁸ ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³²⁹ Sitecom. “Expanding Possibilities”. http://www.sitecom.com/about_sitecom.php (Retrieved on August 4, 2009)

³³⁰ ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³³¹ ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³³² ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³³³ GPL では、ソースコードをバイナリーコードと同梱するなど、ウェブサイトへの掲載以外の開示方法が認められているが、本件ではウェブサイトソースコードが掲載されていなかった事実のみが取り上げられている。

これに対して、Sitecomは、Welte氏からGPL違反の通知・警告を受けた後、即時にGPL遵守に必要な対応をしたとしている³³⁴。ただ、一方のWelte氏は、上記の違反行為は少なくとも2004年5月18日まで続いていたとしており、SitecomのGPL遵守に向けた対応に関する被告と原告の見解は異なっている。

両者の言い分に相違がある背景には、双方による「ソースコードの開示」の解釈が異なっていた可能性が高い。というのも、仮差し止め命令後の2004年4月23日の時点で、Welte氏は、当時のSitecomが行っていたソースコードの開示では、GPLで定められた条件を満たしていないとコメントしていた。具体的には、Sitecomは同社ウェブサイトでnetfilter/iptablesのソースコードをダウンロードできるようにしていたが、プログラムのインストールに必要なスクリプトが開示されていなかったため、Welte氏はスクリプトまでを開示して初めてSitecomはGPLを遵守したことになると指摘していた³³⁵。

また、本件が訴訟にまで発展した背景には、Welte氏が作成した違反行為停止の宣言書にSitecomが署名を拒否したことも挙げられている。Sitecomは、違反行為停止の宣言書内に、①Sitecomは罪を認める、②Sitecomは(Welte氏に掛かった)コストを負う、との条項があることを理由に、同宣言書への署名を拒否していた³³⁶。Welte氏は、SitecomがGPLに準拠したとしながらも、実際には対応が不十分だったことに加え、違反行為停止の宣言書への署名を求めても、SitecomはGPL違反を発見するためにWelte氏に掛かったコストの負担を拒否したため、Sitecomを提訴したようである。

なお、Welte氏による一連のGPL関連の訴訟において代理人を務めたTill Jaeger氏によると、違反行為停止の宣言書は、ドイツの著作権法においては同法に基づく訴訟手続きの一部と考えられているという。ドイツにおいては、宣言書は一般的に、(著作権法に関する)違反行為があることを違反行為に従事している者に通告し、これを正す機会を与えることにより、訴訟に持ち込まずに違反行為を解決するための手段と位置づけられており、違反行為に従事している者は宣言書に署名することで、提訴を回避できるほか、宣言書には将来違反があった場合の罰則も規定されており、署名後に違反があった場合には多額の罰金を支払わなければならないことから、同様の違反行為の再発防止にもつながっている³³⁷。そのため、Welte氏はSitecomとの係争においても、ドイツにおいて通常の法的手続きの一環として宣言書への署名を求めたに過ぎず、Sitecomはこうした通例的な対応を行わなかったため、Welte氏から提訴されるという状況に至ったようである。

このほかSitecomは、法廷での審理において、ドイツ現地法人はオランダ本社から独立してnetfilter/iptablesを利用した製品を複製、配布しているわけではなく、オランダ本社の業務を支援しているにすぎないと指摘し、訴訟はドイツではなくオランダで行われるべきであるとも主張していた³³⁸。

³³⁴ Stephen Shankland. "GPL gains clout in German legal case" CNET News. April 22, 2004. http://news.cnet.com/GPL-gains-clout-in-German-legal-case/2100-7344_3-5198117.html (Retrieved on August 3, 2009)

³³⁵ Stephen Shankland. "Attorney: More disclosure will end GPL case" CNET News. April 23, 2004. http://news.cnet.com/Attorney-More-disclosure-will-end-GPL-case/2100-7344_3-5198886.html (Retrieved on August 3, 2009)

³³⁶ Stephen Shankland. "GPL gains clout in German legal case" CNET News. April 22, 2004. http://news.cnet.com/GPL-gains-clout-in-German-legal-case/2100-7344_3-5198117.html (Retrieved on August 3, 2009)

³³⁷ 2009年11月10日に実施したTill Jaeger氏との電話インタビューより。

³³⁸ ミュンヘン地裁 "Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)". http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); "The German GPL Order - Translated". GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件では、GPLv2 第 1 条で定められた内容(具体的にはGPL本文の明示)、そして第 2 条で定められた内容(具体的にはソースコードの開示)への違反が問題視されており、Welte氏は、GPL違反は著作権侵害にあたるとして、Sitecomがnetfilter/iptablesを複製及び配布することの差止め(実質的にはこれらのOSSを取り入れた製品の差止め)を求めていた。Welte氏の論点は、GPL違反は自動的にライセンス消滅につながるというGPLv2 第 4 条にあり、同氏は、Sitecomがソースコードを開示しないなどのGPL違反行為を行ったことにより、netfilter/iptablesを利用する権利も失ったと主張していた³³⁹。

また、ドイツの法規制では、著作権や特許などの知的財産権が侵害された場合、侵害に基づく製品の早期差止めを求めることが可能であるが、Welte氏は、この制度を本件及び、次節で取り上げるFortinetとの係争において利用している。早期差止めを求める場合、原告は侵害を発見してから一定期間内(ミュンヘンでは 4 週間以内)に早期差止め処分を請求しなければならない³⁴⁰が、これは、原告にとって早急の差止めが不可欠な場合にのみ同制度を適用しようとの考えからである。なお、早期差止め請求の場合、救済措置はあくまでも差止めであり、米国の特許侵害訴訟などで頻繁に見られるように、損害賠償と差止め処分を併せて請求することはできない³⁴¹。

- 決着内容

ミュンヘン地裁は 2004 年 5 月 19 日、同年 4 月 2 日の仮差止め処分を支持し、SitecomはGPLv2 第 1 条及び第 2 条を遵守しておらず、GPLを遵守しない限り、同社によるnetfilter/iptablesの利用を差止めるとの判決を下した。また、Sitecomが仮差止め処分を無視し、GPLを違反した状態のままnetfilter/iptablesを組み込んだ製品を配布した場合は、製品 1 つにつき 5~25 万ユーロの罰金が課せられることとなった³⁴²。

また、ミュンヘン地裁は判決文において、GPLに関する解釈も示している。まず、同地裁は、GPLは、OSSがパブリックドメインに公開された、すなわちOSSに対する著作権が放棄されたことを意味するのではなく、著作物であるOSSが利用される上での条件を定めたものであると位置づけた³⁴³。以下はこのポイントに関するミュンヘン地裁の見解を抜粋したものである³⁴⁴。

³³⁹ ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³⁴⁰ 一定期間を過ぎても提訴は可能であるが、その場合は当該ケースは「緊急」であるとは見なされず、通常の法廷審議にかけられるために裁判は長期化する。

³⁴¹ Peter Galli. “Fortinet Under Fire for Allegedly Violating GPL Terms” eWeek.com. April 14, 2005.

<http://www.eweek.com/c/a/Linux-and-Open-Source/Fortinet-Under-Fire-for-Allegedly-Violating-GPL-Terms/> (Retrieved on August 11, 2009); Heinz Goddar (城山 康文 訳)「特許権行使と特許訴訟における損害賠償額の算定について-ドイツを例として」知的財産法政策研究 2006.

http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_12/12_1.pdf (Retrieved on September 29, 2009)

³⁴² Stephen Shankland. “Attorney: More disclosure will end GPL case” CNET News. April 23, 2004.

http://news.cnet.com/Attorney-More-disclosure-will-end-GPL-case/2100-7344_3-5198886.html (Retrieved on August 3, 2009)

³⁴³ ミュンヘン地裁 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³⁴⁴ ドイツ語の判決文の非公式英訳及び、英訳をワシントンコアが日本語訳したもの。

まず、判事は GPL が著作権及び関連する権利を放棄するものであるとは認識していない。むしろ、ソフトウェアを発展・普及させ続けるという目的を確実に達成するために、ユーザは著作権法を利用しているのである。

To begin with, the Panel shares the view that one cannot perceive the conditions of the GPL (General Public License) as containing a waiver of copyright and related legal positions. On the contrary, the users avail themselves of the conditions of copyright law in order to secure and carry into effect their concept of the further development and dissemination of software.

そして、ミュンヘン地裁はGPLv2 の第 2 条及び第 3 条にも言及している。具体的には両条項の法的拘束力を認め、尚且つ、たとえ両条が無効であったとしてもnetfilter/iptablesを利用するための唯一のライセンスはGPLであり、これを違反する限りはnetfilter/iptablesを利用することはできないとの解釈を示した³⁴⁵。これは、GPL違反はGPLが適用されるOSSを利用するための唯一のライセンス(GPL)を自動的に消滅させることになるという、GPLv2 第 4 条に基づくWelte氏の主張を認めたものといえる。

このほか、被告がSitecomのドイツ現地法人である点については、Sitecomのドイツ語ウェブサイトでは企業連絡先として現地法人のものが掲載されていたことから、ミュンヘン地裁は今回のケースでは現地法人が責任を問われるとした。更に、敗訴したSitecomはドイツの法律に従い、Welte氏側の訴訟費用を負担することも命じられた³⁴⁶。

なお、上記の通り、Welte氏とSitecomはこのミュンヘン地裁による判決後、速やかに和解に達している³⁴⁷。和解内容の詳細は明らかにされていないが、上記の通り、Welte氏は 2004 年 4 月 23 日の時点では、Sitecomが開示したソースコードにはスクリプトが含まれていないため不十分であると指摘していた³⁴⁸。

3.2.2 Harald Welte v. Fortinet

当事者:	Harald Welte (原告) Fortinet (被告)
訴訟内容:	GPL 違反
結果:	和解が成立
ポイント:	原告の Welte 氏が開発した OSS ではなく、信託ライセンス契約 (fiduciary license agreement) によって、オリジナルの開発者が Welte 氏に権利行使の権限を認めた OSS が訴訟の対象となったこと。

- 係争内容

³⁴⁵ Brian W. Carver. "Share and Share Alike: Understanding and Enforcing Open Source and Free Software Licenses". Berkeley Technology Law Journal. 2005. http://sharealike.org/20_Berkeley_Tech_L_J_443.pdf (Retrieved on August 3, 2009)

³⁴⁶ ミュンヘン地裁 "Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)". http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); "The German GPL Order - Translated". GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

³⁴⁷ Jorge L. Contreras, Jr., Belinda M. Juran. "Second Injunction Enforcing GPL Issued in Germany". June 3, 2005. <http://www.wilmerhale.com/publications/whPubsDetail.aspx?publication=346> (Retrieved on August 3, 2009)

³⁴⁸ Stephen Shankland. "Attorney: More disclosure will end GPL case" CNET News. April 23, 2004. http://news.cnet.com/Attorney-More-disclosure-will-end-GPL-case/2100-7344_3-5198886.html (Retrieved on August 3, 2009)

<概要>

前項で Sitecom を提訴したドイツ在住の Linux ハッカーである Welte 氏は 2005 年 4 月、セキュリティソフトウェアを提供する米国企業 Fortinet の英国現地法人(子会社)が GPL に違反しているとして、GPL に基づく OSS を利用した Fortinet の製品の差止めを求める訴訟を起こした。これに対し、ミュンヘン地裁は同年 4 月 13 日、Welte 氏の主張を認め、Fortinet が GPL に違反している限りは、同社による対象 OSS 利用製品の販売を禁止するという仮差止め処分を下しているが、この判決が出た直後の同月 25 日、Welte 氏と Fortinet の間には和解が成立している。

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである。

原告

- Harald Welte氏: ドイツ在住の著名なLinuxハッカー。不適切なGPL利用を撲滅することを目的に、[gpl-violation.org](http://www.gpl-violation.org)と呼ばれる団体を設立・運営していることでも知られる。本件では、上記のSitecomとの訴訟の対象となったnetfilter/iptablesではなく、initrdと呼ばれるOSSに関するGPL違反を争点としている。Welte氏はinitrdの開発者ではないが、同OSSの開発者であるWerner Almesberger氏が2004年9月28日、信託ライセンス契約(fiduciary license agreement)³⁴⁹を通してinitrdの著作者の代わりに著作権が持つ権利を主張できる権限³⁵⁰をWelte氏に譲渡していたため³⁵¹、同氏が原告となることができた³⁵²。

被告

- Fortinet: ファイアウォールなどのセキュリティソフトウェアを開発・提供するセキュリティベンダ。本拠地は米国Californiaであるが、本件では同社の英国現地法人が提訴された³⁵³。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる。

- 2005年3月17日: Welte氏がFortinetに対し、GPL違反を警告³⁵⁵。
- 2005年4月13日: ミュンヘン地裁が、Fortinetに対して仮差止め処分を下す³⁵⁶。

³⁴⁹ OSSコミュニティで用いられている契約形態。OSSの著作権をFSFヨーロッパなどの単一機関(被信託者)に譲渡できる。

³⁵⁰ 著作権が譲渡されたと報道している記事もあるが、一連の訴訟でWelte氏の代理人を務めたJaeger氏によると、ドイツ法では著作権における人格的性質が強く、著作者が別の人に移る、つまり「著作権が譲渡」されることはあり得ないという。同氏によると、本件の信託ライセンス契約では、著作者から訴訟を起こす権利がWelte氏に譲渡されたというよりは、著作者の代わりに著作権が持つ権利を主張する権限を認められたという意味合いとなる。

³⁵¹ フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D... Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

³⁵² “Managed to obtain a preliminary injunction against Fortinet” Harald Welte’s Blog. April 14, 2005.

<http://gnumonks.org/~laforge/weblog/2005/04/14/#20050414-fortinet-injunction> (Retrieved on August 11, 2009); gpl-violations.org. “About the gpl-violations.org project”. <http://gpl-violations.org/about.html> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁵³ Peter Galli. “Fortinet Under Fire for Allegedly Violating GPL Terms” eWeek.com. April 14, 2005.

<http://www.eweek.com/c/a/Linux-and-Open-Source/Fortinet-Under-Fire-for-Allegedly-Violating-GPL-Terms/> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁵⁴ Welte氏の目的は、ドイツ国内でGPLに違反したFortinet製品のドイツ国内での差止めを求めることであったため、訴訟はドイツで起こっている。

³⁵⁵ Harald Welte. “An injunction against Fortinet for GPL violations” LWN.net. April 14, 2005.

<http://lwn.net/Articles/132143/> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁵⁶ “Managed to obtain a preliminary injunction against Fortinet” Harald Welte’s Blog. April 14, 2005.

<http://gnumonks.org/~laforge/weblog/2005/04/14/#20050414-fortinet-injunction> (Retrieved on August 11, 2009)

- 2005年4月25日: Welte氏とFortinetの間で和解が成立³⁵⁷。

- 争点・ポイント

Welte氏は、FortinetがそのFortiOS製品でGPLに基づくLinux及びその他多数のOSSを利用して
いるにもかかわらず、GPLに反して以下の行為を行ったと主張している³⁵⁸。

- FortiOS 製品において GPL 本文を告知していない。
- FortiOS 製品のソースコードを開示していない。
- 暗号化技術を用いて OSS の利用を隠蔽している。

当時、FortinetはそのFortiOS製品において、少なくともLinux(バージョン 2.4.18)、UCLデータ圧縮ライブラリ、Reiserファイルシステム、I2tpd、GNU Cライブラリ、GNU zlib圧縮ライブラリなどのOSSをGPLに遵守することなく利用していたとされていたが、本件では、これらのOSSのうち、Welte氏が権利を行使する権限を保有するinitrdのみが訴訟の対象となった³⁵⁹。

Fortinetはこれに対して、Welte氏から警告を受けてから、GPLに遵守するための取り組みを行ってきたとコメントしており³⁶⁰、同社がGPLに違反していたことは認めている。こうした状況にも関わらず、交渉が訴訟にもつれ込んだ背景には、Sitecomのケースと同様にGPL違反行為停止についての宣言書がある。

Welte氏はFortinetに対し、2005年3月17日以降、最初の警告から4週間以内に違反行為停止の宣言書に署名しなければ、法廷に差止め処分を求めるとして、数回に渡る通達を行ったという。しかし、Fortinetはこの警告を無視し、宣言書に署名しなかったため提訴に至った、とWelte氏は説明している³⁶¹。

- OSSライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件ではGPL違反がポイントとなったが、中でもソースコードの開示を定めたGPLv2の第3条の違反が争点になったと考えられる³⁶²。しかし、本件では最終的に和解に達しており、法廷がGPLv2第3条を解釈することはなかった。

- 決着内容

Welte氏とFortinetは2005年4月25日に和解合意に達した。和解内容は以下の通りとなる³⁶³。

³⁵⁷ Fortinet. "Fortinet (UK) Ltd. Reaches Amicable Settlement Agreement with gpl-violations.org Project". April 25, 2005. http://www.fortinet.com/press_releases/050425_gpl.html (Retrieved on August 11, 2009)

³⁵⁸ Harald Welte. "An injunction against Fortinet for GPL violations" LWN.net. April 14, 2005. <http://lwn.net/Articles/132143/> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁵⁹ Peter Galli. "Fortinet Under Fire for Allegedly Violating GPL Terms" eWeek.com. April 14, 2005. <http://www.eweek.com/c/a/Linux-and-Open-Source/Fortinet-Under-Fire-for-Allegedly-Violating-GPL-Terms/> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁶⁰ Peter Galli. "Fortinet Under Fire for Allegedly Violating GPL Terms" eWeek.com. April 14, 2005. <http://www.eweek.com/c/a/Linux-and-Open-Source/Fortinet-Under-Fire-for-Allegedly-Violating-GPL-Terms/> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁶¹ "Fortinet woes continue" Harald Welte's Blog. April 20, 2005. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2005/04/index.html> (Retrieved on August 11, 2009)

³⁶² GPL 第3条は、3.1.5 Erik Andersen and Rob Landley v. Monsoon Multimedia を参照。

³⁶³ Fortinet. "Fortinet (UK) Ltd. Reaches Amicable Settlement Agreement with gpl-violations.org Project". April 25, 2005. http://www.fortinet.com/press_releases/050425_gpl.html (Retrieved on August 11, 2009)

- Welte氏は今後、Fortinet及び同社と提携する企業に対して訴訟を起こさない³⁶⁴。
- Fortinetは、同社のエンドユーザライセンス合意の内容を修正する³⁶⁵。
- Fortinetは、GPLを利用した同社製品を出荷する際に、同製品の出荷物全てにGPLの内容を記した文書を同封する。
- Fortinetは、同社が利用するGPLに基づくOSSについて、ソースコードを開示する。具体的には、ソースコードを請求した個人・機関に対してソースコードのCDコピーを送付するといった対応をとる(CDへの複製及び送付料は請求者の負担)。

なお、和解においては金銭的補償の有無は公開されていない。Welte氏は一般論として、原則はGPL違反者に金銭的補償を求めないが、GPLに違反した製品が既に製造されていた場合、それらの製品の販売を認める代わりに、同氏の活動に対する寄付金を要請することはあるとしている³⁶⁶。また、Welte氏は裁判の中で、FortinetによるGPL違反を検出するためのコスト(Welte氏の人件費約40時間分)を請求していた。更に、ドイツの法規制では上記の通り、訴訟に敗訴した側が勝訴した側の訴訟費用を負担することが定められている。

3.2.3 Harald Welte v. D-Link

当事者:	Harald Welte(原告) D-Link(被告)
訴訟内容:	GPL違反を発見するのに掛かった経費の未払い
結果:	Welte氏の勝訴
ポイント:	①早期差止めの制度を使わずに通常の手続きを踏んだ訴訟であっても、GPLの妥当性が法廷で確認されたケースであったこと。 ②原告のWelte氏が開発したOSSではなく、信託ライセンス契約(fiduciary license agreement)によって、オリジナルの開発者がWelte氏に権利行使の権限を認めたOSSが対象となったこと。 ③D-Linkは、GPL違反の指摘に対してソースコードを開示するなど迅速な対応を行ったが、Welte氏が要求した経費の支払いに関しては、GPLは法的根拠を持たないとして、これを拒んだために訴訟となったこと。

• 係争内容

<概要>

Sitecom及びFortinetに対するGPL違反で勝訴したドイツ在住のLinuxハッカーであるWelte氏は、2006年3月、ネットワーク機器を開発・提供するD-Linkに対して、同社のGPL違反についてWelte氏が弁護士を通して対応したことについて、同氏が負担した代理人費用他の経費の支払いを求める訴えを起こした。D-Linkは当初、GPLは法的根拠を持たないと主張することで、経費の支払

³⁶⁴ 和解内容を発表したFortinetのプレスリリースでは「訴訟」の詳細には言及されておらず、これが「GPL違反に関する訴訟」に限定されるものであるかは定かではない。

³⁶⁵ 具体的にどのような修正を行うかに関する情報は得られなかった。FortinetがGPLに違反しているとWelte氏が指摘した根拠の1つとしてGPL本文が告知されていないことが挙げられているため、GPLを適用したOSSが取り込まれている旨などを告知する内容への修正を意味している可能性は高い。本件でWelte氏の代理人を務めたJaeger氏は、本係争はGPL違反、すなわち著作権違反に関与する訴訟であり、争点はあくまでもOSSがどのように配布されるかであることを強調しており、エンドユーザライセンス合意の件は係争の側面的なものではないとコメントしている。

³⁶⁶ Peter Galli. "Fortinet Under Fire for Allegedly Violating GPL Terms" eWeek.com. April 14, 2005.

<http://www.eweek.com/c/a/Linux-and-Open-Source/Fortinet-Under-Fire-for-Allegedly-Violating-GPL-Terms/>
(Retrieved on August 11, 2009)

いを拒否していたが、Landgericht Frankfurt(以下、フランクフルト地裁)は 2006 年 9 月 6 日、Welte氏の訴えを認め、D-Linkに対して同氏に支払いを命じる判決を下している³⁶⁷。

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである。

原告

- Harald Welte氏:ドイツ在住の著名なLinuxハッカー。不適切なGPL利用を撲滅することを目的に、gpl-violation.orgと呼ばれる団体を設立・運営していることでも知られる。本件では、Welte氏が開発したnetfilter/iptablesではなく、initrd(Welte氏はこのOSSに関するGPL違反でFortinetも提訴した)、msdosfs、及びmtdといったOSSに関するGPL違反を争点としている。Welte氏はこれらのOSSの開発者ではないが、各OSSの開発者が2004年9月から12月にかけて、信託ライセンス契約を通して、各OSSの著作者が持つ権利を開発者に代わって主張できる権限をWelte氏に認めていたため³⁶⁸、同氏が原告となることができた³⁶⁹。

被告

- D-Link: 台湾を本拠地とする大手ネットワーク機器ベンダ³⁷⁰。本件では、同社のドイツ現地法人(子会社)が提訴された。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる³⁷¹。

- 2004年9月28日: Welte氏は、initrdの開発者であるWerner Almesberger氏(オーストリア在住)より、同OSSに関する権利行使の権限を譲渡される。
- 2004年11月11日: Welte氏は、mtdの開発者であるDavid Woodhouse氏(英国在住)より、同OSSに関する権利行使の権限を譲渡される。
- 2004年12月12日: Welte氏は、msdosfsの開発者であるAlmesberger氏より、同OSSに関する権利行使の権限を譲渡される。
- 2006年1月: D-Linkがinitrd、msdosfs及びmtdを含むストレージ機器の販売を開始。
- 2006年2月1日: Welte氏が代理人を通して、D-LinkにGPL違反を警告。D-Linkは違反行為停止宣言書を発表、各OSSに関するソースコードを開示したほか、訴訟の対象となったストレージ機器の購入者に対してGPL違反について連絡することも約束。
- 2006年2月10日: Welte氏はD-Linkに対し、Welte氏がこれまで同社のGPL違反に関する対応で負担した代理人の費用、(GPL違反を確認するために購入した)D-Link製品の購入費、そしてWelte氏が(GPL違反を確認するために行った)リバースエンジニアリングに費やした時間に相当する対価を支払うことを要請。D-Linkは当初支払いを拒否。
- 2006年2月24日: D-LinkがWelte氏に対し、GPLは法的根拠を持たないと通達。
- 2006年3月: Welte氏はD-Linkに請求していた経費の支払いを求め、D-Linkを提訴。
- 2006年9月6日: フランクフルト地裁がWelte氏の訴えを認める。

³⁶⁷ gpl-violations.org. “gpl-violations.org project prevails in court case on GPL violation by D-Link”. September 22, 2006. http://gpl-violations.org/news/20060922-dlink-judgement_frankfurt.html (Retrieved August 14, 2009)

³⁶⁸ Fortinet との係争と同様に、これらの OSS に関する著作権が Welte 氏に譲渡されたとする報道もある。

³⁶⁹ フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D-Link Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

³⁷⁰ D-Link Japan. 「D-Link、グローバルな存在」<http://www.dlink-jp.com/Dlink/about/global.cfm> (Retrieved on August 15, 2009)

³⁷¹ フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D-Link Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

- 争点・ポイント

Welte氏は、D-LinkがGPLに基づくOSSを使用しているにもかかわらず、①GPL本文を製品に同封していない、②無保証の旨(disclaimer of warranty)が告知されていない、③ソースコードが開示されていないとして、同社にGPL違反を警告し、GPLへの準拠を求めた。Welte氏の主張に対してD-Linkは、GPL違反によって著作権侵害という法的責任を負うことは認めなかったものの、違反行為停止の宣言書を発表し、ソースコードを開示、更に同社製品の購入者に対してもGPL違反の旨を通知することを約束したことから³⁷²、D-Linkは警告を受理してから速やかに、GPLへの遵守を行ったと言える。

しかし、D-LinkはWelte氏が同社によるGPL違反を特定し、代理人を通して違反停止の要請を行うために掛かった経費を負担することについては拒否すると共に、GPLが著作権法上、本当に法的根拠があるのかどうかとの疑問を呈したため、法廷係争につながった。D-Linkは、Welte氏が2004年に本係争には関係のない他のOSSに関するGPL違反で同社に同様の要求を行った際には、違反行為停止の宣言書に署名をし、Welte氏に掛かった経費を弁済していたが³⁷³、今回は支払いを拒否した³⁷⁴。

D-Linkは、「近年のミュンヘン地裁でのGPL違反に関する判決は認識しているが、我々はGPLが法的拘束力を持っているとは考えていない」とのコメントをWelte氏に送付しており³⁷⁵、Welte氏はこれを受けて、GPLが著作権法に基づく法的拘束力を持つことを確認するため、更にD-Linkに請求していた経費の支払いを求めるため、同社を提訴した。

本件が訴訟に発展したことについて、一連の訴訟でWelte氏の代理人を務めたJaeger氏は、本来OSSライセンスは使用料を要求することが目的で存在するわけではないため、経費の代償が争点で訴訟になることはなく、本件についても訴訟にいたったのはあくまでD-LinkがGPLを遵守していなかったからであると説明している。この点から、Welte氏が要求していたのは、あくまでもGPLの遵守であったことは間違いないが、同時にGPLライセンス違反をめぐる係争には違反を指摘する側に費用がかかることも事実であり、D-Linkが、Welte氏が求めたこの経費の負担を拒否したことにより、問題が裁判という形で顕在化したという点は否めない。なお、D-Linkが経費の支払いを拒否したことに関し、Jaeger氏は、同社はOSS違反を指摘する上で費用が発生するとは考えていなかった、もしくは、OSS関連の訴訟の経験が乏しく、勝訴の見込みがあると考えたのではないかと、推測している³⁷⁶。

両者の法廷におけるGPLの法的正当性を巡る争点は、以下の通りとなる³⁷⁷。

原告

³⁷² フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D... Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

³⁷³ Mayank Sharma. “GPL passes acid test in German court” Linux.com. September 24, 2006. <http://www.linux.com/archive/articles/57353> (Retrieved on August 15, 2009) ただし、2004年にD-Linkが約束したソースコードの開示は様々な問題により遅れていたという。

³⁷⁴ 今回支払いを拒んだ理由は明らかにならなかった。

³⁷⁵ gpl-violations.org. “gpl-violations.org project prevails in court case on GPL violation by D-Link”. September 22, 2006. http://gpl-violations.org/news/20060922-dlink-judgement_frankfurt.html (Retrieved August 14, 2009)

³⁷⁶ 2009年11月10日に実施したTill Jaeger氏との電話インタビューより。

³⁷⁷ フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D... Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

- initrd、msdosfs 及び mtd は、Almesberger 氏及び Woodhouse 氏による創造物であり、著作権で保護されている。これらの OSS を利用する上では GPL を遵守する必要があり、これに違反することは著作権侵害を意味する。

被告

- OSSの開発には複数の人物が関わっており、Almesberger氏やWoodhouse氏はそのうちの1人でしかない(共同著者でしかない)。そのため、両氏から当該OSSに関する一部の権利を行使する権限を認められているWelte氏には、当該OSSで訴訟を起こすことはできない³⁷⁸。
- GPLv2 第2条は、サブライセンスにおける条件を事前に定め、競争を制限しているため、ドイツの反トラスト法及びEC条約81条³⁷⁹に違反しており、法的に無効である。
- OSSに関する権利は再配布が行われた時点で消尽しており³⁸⁰、GPLは適用されなくなる。
- Welte氏によるリバースエンジニアリングは違法行為であるため、リバースエンジニアリングによって発見された情報・証拠は無効である。

また、Welte氏は上記の通り、法廷においてD-Linkに対し以下の費用や情報についても請求していた。D-LinkはWelte氏の主張が無効であることを確認するように求めていた以外は、特に何も請求していない³⁸¹。

- 本件に掛かった経費総額 3,188.44 ユーロ及び及び 2006 年 2 月 25 日に遡った利子(5%)
 - 弁護士費用: 2,397.50 ユーロ(技術的に複雑なケースであるとして相場の 1.5 倍を請求)
 - D-Link 製品の購入費: 141.34 ユーロ
 - リバースエンジニアリングに掛かった費用(約 4 時間分の人件費): 649.60 ユーロ
- GPL に違反する形で提供したストレージ機器の台数を Welte 氏に示すこと。
- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

上記のように、D-LinkはGPLの法的妥当性のほかに、消尽や反トラストなど多様な争点を打ち出し、これを根拠にWelte氏による費用支払い請求を拒んだ。この背景には、ドイツの法制度では、提示された主張内容を否認しなければ事実と認定されるといった点がある³⁸²。つまり、D-Link社は、Welte氏側が主張否定のための証拠提示が困難となるような主張を展開する、といった法廷戦術をとったと言える。

- 決着内容

³⁷⁸ ドイツで著作権訴訟を起すには、対象となる著作権を行使するための排他的権限を持たなければならない。つまり、Almesberger氏やWoodhouse氏以外の著作権者が権利行使をする可能性がある状況では、Welte氏は権利行使できない、というのがD-Linkの主張である。Joris Peeters. "General Public License in Court - Analyses of the case law in EU countries". <http://www.law.kuleuven.be/jura/art/44n4/peeters.html> (Retrieved on October 28, 2009)

³⁷⁹ 自由競争の妨害を禁止した条項。

³⁸⁰ 消尽とは、知的財産の権利保有者がある製品に対して一度権利を行使した場合、同じ製品に対して更に権利を行使することができないという考え方を指す。つまり、最初に著作物を販売・譲渡する場合には著作権者として使用料の徴収などの権利行使が可能であるが、一度販売・譲渡した著作物が更に販売・譲渡される際には権利を主張することができなくなる。消尽の有無は国家や知的財産の種類などによって異なっている。

³⁸¹ フランクフルト地裁 "Judgment Harald Welte vs. D... Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)". http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

³⁸² Mayank Sharma. "GPL passes acid test in German court" Linux.com. September 24, 2006. <http://www.linux.com/archive/articles/57353> (Retrieved on August 15, 2009)

フランクフルト地裁は 2006 年 9 月 6 日、Welte 氏の主張を認める判決を下した。D-Link の主張に対する同地裁の見解は以下の通りである³⁸³。

- Almesberger 氏や Woodhouse 氏の著作者としての権利：ソースコードに著作者として両者の名前が記されていることから、両氏が各 OSS のオリジナルの開発者であると認められる。複数の人物がこれらの OSS の開発に携わったことは事実であるが、これらの人物はオリジナル開発者と同時に開発に関与したわけではなく、オリジナルの開発者のアイデアに各自のアイデアを追加した形で参画しており、OSS の著作権はオリジナルの開発者に帰属すると見なすことができる。
- GPL と反トラスト：法廷は GPL が反トラスト法に抵触しているかについては明確な判断は避ける一方で、GPLv2 第 2 条が無効となれば、誰もが自由に OSS の開発に貢献するという OSS の基本原則が覆り、今後の OSS 開発が危機に曝されることになると指摘している。また、GPL と反トラストの関係における解釈が本件の判決に及ぼす影響としては、もし GPL が反トラスト違反で法的に無効であると判断されたとしても、GPL は initrd、msdosfs 及び mtd の利用を許諾する上でのライセンスであるため、D-Link がこれに違反していた限り、Welte 氏は同社を著作権侵害で提訴する権利を有する。
- 消尽：ドイツの著作権法で定められている消尽の原則は、著作物が物理的に販売・譲渡された場合に適用される。従って、ソフトウェアが、CD-R のような物理的に持ち運べるデータ記憶媒体にダウンロードされた際には消尽の原則が適用され、開発者（著作権者）はこのような媒体にダウンロードされた著作物に関する権利行使はできなくなる。しかし、OSS はユーザが PC のハードディスクなど個人のデータストレージにダウンロードしていると考えられることから、配布が繰り返されたとしても開発者が有する著作権が消尽することはない。また、D-Link が OSS を取り入れて販売した機器については、GPL に違反している限りは著作権者の許可を得た正当な販売であるといえないため、D-Link の製品に消尽の原則を当てはめることもできない。
- リバースエンジニアリング：Welte 氏はリバースエンジニアリング以外の方法では GPL 違反を発見することが不可能であった。また、Welte 氏がリバースエンジニアリングの過程で D-Link の著作権を侵害しているとはいえない。

この結果、フランクフルト地裁は D-Link に対して以下を命じた³⁸⁴。

- Welte 氏に、本件に掛かった経費総額 2,871.44 ユーロ及び及び 2006 年 2 月 25 日に遡った利子(5%)を支払う。
 - 弁護士費用：2,080.50 ユーロ (Welte 氏は相場の 1.5 倍を請求したが、フランクフルト地裁は 1.3 倍の額を認めた)
 - D-Link 製品の購入費：141.34 ユーロ
 - リバースエンジニアリングに掛かった費用(約 4 時間分の人件費)：649.60 ユーロ
- GPL に違反する形で提供したストレージ機器の台数を Welte 氏に示すこと。

これに対して、D-Link は控訴せず、フランクフルト地裁の判決を受け入れたため³⁸⁵、この訴訟は決着している。本件は、Welte 氏によるドイツの GPL に関する係争の中でも、Sitecom や Fortinet

³⁸³ フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D… Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

³⁸⁴ フランクフルト地裁 “Judgment Harald Welte vs. D… Deutschland GmbH (Harald Welte v. D-link 判決の非公式英訳)”. http://www.jbb.de/judgment_dc_frankfurt_gpl.pdf (Retrieved on August 14, 2009)

³⁸⁵ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Against D-Link”. September 22, 2006. <http://www.groklaw.net/articlebasic.php?story=20060922134536257> (Retrieved on August 14, 2009)

に対する訴訟のように早期差止めの制度を使わずに、通常の手続きを踏んだ最初の訴訟であったが³⁸⁶、このケースにおいてもGPLの法的妥当性が確認されたものとなった。

- 決着後の周知状況

D-Link は 2009 年 10 月現在、自社ウェブサイト上に「D-Link - GNU General Public License Disclosure」と題した GPL に関する情報公開ページを設け、同社製品が組み込んだ GPL が適用される OSS のソースコードを開示している。また、このページでは GPL 本文も掲載している。

この他、上記の情報公開ページからダウンロードしたソフトウェアパッケージでは、GPL によって義務付けられた事項(ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実)のうち、改変を加えた事実以外の項目が告知されていることが確認できた。具体的には、OSS 別のソースコードパッケージ内において以下の対応が行われている。

- ライセンス専用ファイルに GPL の本文を掲載する
- ソースコードファイル内に著作権と無保証の旨をソースコードと併記する

GPL などの OSS ライセンスで定められた事項については、製品マニュアル内や製品パッケージ内などソースコードパッケージ以外の媒体から周知する企業もあるが、今回の調査では、製品マニュアルでは上記のような周知は行われていないことが確認できている。

3.2.4 Harald Welte v. Skype

当事者:	Harald Welte (原告) Skype (被告)
訴訟内容:	GPL 違反
結果:	Welte 氏の勝訴
ポイント:	① GPL の妥当性が法廷で確認されたケースであったこと。 ② GPL は厳密に適用されなければならないことが法廷で確認されたこと。 ③ OSS を用いた機器を製造する製造者だけでなく販売者も GPL 違反において有責となり得ることが示されたこと。 ④ ライセンシングが拠点とする国において GPL が認められていなかったとしても、他国では GPL 違反で有責になる可能性があることが示されたこと。 ⑤ 原告の Welte 氏が開発した OSS ではなく、信託ライセンス契約 (fiduciary license agreement) によって、オリジナルの開発者が Welte 氏に権利行使の権限を認めた OSS が対象となったこと。

- 係争内容

<概要>

ドイツ在住の Linux ハッカーである Welte 氏は、ルクセンブルクを本拠とするインターネット電話サービスプロバイダの Skype Technologies S.A. (以下 Skype) を GPL 違反で提訴した。Skype は、スペインを本拠とする通信機器ベンダ SMC Networks (以下 SMC) が製造した VoIP 電話を、同製品が OSS を含みかつ GPL に違反していることを認識せずに販売していたことが問題視されたもの。ミュンヘン地裁は 2007 年 7 月 24 日、Skype が GPL に違反しているとの判決を下し、Skype はこれに対して控訴したが、2008 年 5 月 8 日に行われた控訴審の法廷審問において控訴を撤回し、最初の判決を受け入れている。

³⁸⁶ “Victory!” Harald Welte’s Blog. September 7, 2006.

<http://gnumonks.org/~laforge/weblog/2006/09/07/#20060907-victory> (Retrieved on August 15, 2009)

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである。

原告

- Harald Welte氏：ドイツ在住の著名なLinuxハッカー。不適切なGPL利用を撲滅することを目的に、[gpl-violation.org](http://www.gpl-violation.org)と呼ばれる団体を設立・運営していることでも知られる。本件では、Welte氏がオリジナルの開発者の代わりに、著作権が持つ権利を主張できる権限を認められていた³⁸⁷ 件のOSSについて、GPL違反を訴えた³⁸⁸。

被告

- Skype Technologies S.A.：ルクセンブルクを本拠とするインターネット電話サービスプロバイダ。2005年に大手インターネットオークションサイトeBayに買収され、現在は同社の子会社となっている³⁸⁹。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りとなる。

- 2006年12月20日：Welte氏は、Skypeが提供するVoIP電話機がLinuxをベースとしていることを発見した旨を自身のブログで公開³⁹⁰ ³⁹¹。
- 2007年2月：Welte氏はSkypeに対する権利行使を開始³⁹²。
- 日付不明：Welte氏は、SkypeがGPLに違反した製品を販売しているとして、同製品の仮差止め処分を求め、ミュンヘン地裁に提訴³⁹³。
- 2007年7月24日：ミュンヘン地裁は、SkypeがGPLを違反していると認定し、仮差止め処分を下す。Skypeはこれを不服として控訴³⁹⁴。
- 2008年5月8日：控訴審の法廷審問が行われるも、審問の終わりにSkypeは控訴を取り下げること決定³⁹⁵。

なお、本件については提訴の正確な時期を確認することはできなかったが、訴訟までに至る流れとして、Welte氏はSkypeとSMCがGPLに違反していることを確認した後に、SMCには書簡を送り、Skypeには通知を行ったという。しかし、両社から回答はなく、Welte氏は、SMCに送付したものと同

³⁸⁷ Fortinet 及び D-Link との係争と同様に、これらの OSS に関する著作権が Welte 氏に譲渡されたとする報道もある。

³⁸⁸ Groklaw. "GPL Upheld in Germany Again - Translation". July 25, 2007.

<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

³⁸⁹ Skype. "Hello. We're Skype...". <http://about.skype.com/> (Retrieved on August 18, 2009)

³⁹⁰ このブログエントリー及びその後のエントリーにおいて、Skype が GPL を遵守しているかについては言及されていない。

³⁹¹ "SMC WSKP100 - A Linux-running WLAN Skype phone". Harald Welte's Blog. December 20, 2006.

<http://laforge.gnumonks.org/weblog/2006/> (Retrieved on August 18, 2009)

³⁹² 「権利行使」が GPL 違反の警告であるか、提訴であるかは不明。” Tomorrow: Court hearing in Welte vs.

Skype GPL case” Harald Welte's Blog. May 7, 2008. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2008/05/07/>

(Retrieved on August 18, 2009)

³⁹³ Ryan Paul. "Skype hangs up on appeal, will fully comply with GPL". ars technical. May 8, 2008.

<http://arstechnica.com/software/news/2008/05/skype-hangs-up-on-appeal-will-fully-comply-with-gpl.ars>

(Retrieved on August 18, 2009)

³⁹⁴ Groklaw. "GPL Upheld in Germany Again - Translation". July 25, 2007.

<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

³⁹⁵ "Victory: Skype withdraws appeals case, judgment from lower court accepted" Harald Welte's Blog. May 8,

2008. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2008/05/08/> (Retrieved on August 18, 2009)

じ内容の書簡をSkypeにも送るが、この後も反応がなかったため、提訴に踏み切っている。Skypeに対して通知をしてから提訴に至るまでの期間は約1ヶ月であった³⁹⁶。

なおWelte氏は、本件とは別にGPL違反でSMCを提訴しているが、一連の訴訟でWelte氏の代理人を務めたJaeger氏によると、2009年11月現在、SMCとの訴訟は部分的に解決しているという。SMCに対する訴訟とSkypeに対する訴訟は別件であるが、これらの訴訟が同時期に起こったため、結果としてSkypeに対して圧力をかけることができたと同氏はコメントしている³⁹⁷。

● 争点・ポイント

本件におけるWelte氏の基本的な主張は、Skypeが販売していたSMC製のVoIP電話機「SMCWSKP100」がLinuxを利用しているにもかかわらず、GPL本文及びソースコードが開示されていなかったという点である。SkypeはWelte氏の主張に対して、GPL違反が通告された時点で然るべき対応を取り、以降の製品に、GPLまたはLGPLに基づくソフトウェアが含まれている旨を明記したほか、以下の情報を記載した別紙を同封している³⁹⁸。

- GPLもしくはLGPLの本文を読むことができるURL
- ソースコードがダウンロードできるURL

つまり、SkypeはWelte氏による指摘により、当初はGPLへの違反を認めると共に、即時にGPLの遵守に向けた対応をとったとしている。係争の対象となったSkype提供のVoIP電話機は、SMCが製造していたものであったが³⁹⁹、Skypeは前掲のVerizon Communicationsのケースのように、GPL違反の責任は製造業者(SMC)が負うべきであり、卸し受けたエンドユーザへの提供元(Skype)は免責されるべきであるといった論点は持ち出していない。

上記のような対応を採ったSkypeは、GPL違反は解消されたとして、訴訟はもはや意味を成さないと主張していたにも関わらず、実際に訴訟が起こされ、更に審理が継続された。

一点目のGPL遵守対応のタイミングについては、Skype側は、GPL違反が通告された時点(正確な日付は不明)で即時の対応を行ったとしているが、Welte氏は、法廷での手続きが進むまで、Skypeが上記のような対応をしたことを認識していなかったといい⁴⁰⁰、両者の認識には隔たりが見受けられる。次のSkypeが採ったGPL遵守対応の内容に関しては、Welte氏ではなく、判事も疑問を呈したことから、訴訟の時点で対応に問題があった可能性は高い。判事は、Skypeの対応は以下の点で不十分であると指摘した⁴⁰¹。

- Skypeが用意した別紙に記載された情報はGPL本文にアクセスできるURLであり、GPLの本文ではない。従って、「この契約書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に配布する限り」というGPLv2第1条が遵守されているとはいえない。

³⁹⁶ 2009年11月10日に実施したTill Jaeger氏との電話インタビューより。

³⁹⁷ 2009年11月10日に実施したTill Jaeger氏との電話インタビューより。

³⁹⁸ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007.
<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

³⁹⁹ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007.
<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴⁰⁰ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007.
<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴⁰¹ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007.
<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

- Skype はソースコードをオンラインからダウンロードできるようにしているが、Skype が提供した URL からはオブジェクトコードまでをダウンロードすることはできない。従って、「ソースコードも(オブジェクトコードと)同等のアクセス手段によって同じ場所からコピーできるようになっているならば、第三者がオブジェクトコードと一緒にソースも強制的にコピーさせられるようになっていなくてもソースコード配布の条件を満たしているものとする」という GPLv2 第 3 条は遵守されていない。

なお、Skypeは控訴審では、GPLは反トラスト法に抵触しているとして、GPLに法的妥当性がないといった抗弁も行っている⁴⁰²。この主張は控訴の際に持ち込まれたもので、Skypeは、GPLがソフトウェアを無料で配布することを強制するのは違法であると主張していた。ただ、Welte氏の代理人であるJaeger氏によると、通常、反トラスト法は、製品に価格がついている場合に、その価格が妥当であるかを判断するために適用されるものであり、今回のようなケースで反トラスト法が持ち出された点については、非常に違和感があったという。Skypeの指摘に対しては、GPLはOSSを無料で提供することを要求するだけであり、OSSが含まれる製品の価格については一切の制限を加えていないため、反トラスト法に抵触することはないというのがWelte氏側の主張であった⁴⁰³。後述するように、本件において、判事は反トラスト法とGPLの関係に関する明確な判断は下さなかったものの、GPLが反トラスト法に違反していたとしても、SkypeがGPLに違反する形でOSSを提供している限り、同社は当該OSSを利用することはできないと明示している。

- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

上述の通り、本件ではGPLv2 の違反とその適用がポイントとなった。具体的には、SkypeがGPL遵守のために採った措置が、GPLv2 第 1 条と第 3 条(最後の段落)を満たしているかが、法廷での争点となった⁴⁰⁴。

まず、GPLv2 第 1 条であるが、以下の引用で示されているように、GPL本文、著作権表示、無保証の旨の告知を定めたものである。本件では、中でもGPL本文の告知、具体的にはGPL本文の告知の方法が争点となった。GPLv2 第 1 条ではGPL本文(「この契約書」)をOSSとともに配布することが定められているが、上述の通り、SkypeはGPL本文が掲載されているウェブサイトのURLを記載した書類を、OSSを組み込んだ製品に同封したのみであり、GPL本文は同封していなかった⁴⁰⁵。

第 1 条

それぞれの複製物において適切な著作権表示と無保証(disclaimer of warranty)を目立つよう適切に掲載し、またこの契約書および一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの契約書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラ

⁴⁰² “Victory: Skype withdraws appeals case, judgment from lower court accepted” Harald Welte’s Blog, May 8, 2008. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2008/05/08/> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴⁰³ 2009 年 11 月 10 日に実施した Till Jaeger 氏との電話インタビューより。

⁴⁰⁴ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007. <http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009); GNU Operating System. “GNU General Public License, version 2”. <http://www.gnu.org/licenses/gpl-2.0.html> (Retrieved on August 18, 2009); 「GNU 一般公衆利用許諾契約書」<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴⁰⁵ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007. <http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009); GNU Operating System. “GNU General Public License, version 2”. <http://www.gnu.org/licenses/gpl-2.0.html> (Retrieved on August 18, 2009); 「GNU 一般公衆利用許諾契約書」<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> (Retrieved on August 18, 2009)

ム』と共に配布する限り、あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または配布することができる。媒体は問わない。

あなたは、物理的に複製物を譲渡するという行為に関して手数料を課しても良いし、希望によっては手数料を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

*You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and **give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.***

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

一方のGPLv2 第 3 条については、以下の引用にある通り、ソースコードの開示の義務及び、ソースコードの提供方法を定めたものである。本件では、SkypeはGPL違反の通告を受けた後にソースコードを開示したものの、開示の方法が第 3 条を満たしていないといった点が争点となった。具体的には、ソースコードをダウンロードできるURLからオブジェクトコードをダウンロードすることができないため、第 3 条の最後の段落で規定されている「ソースコードも同等のアクセス手段によって同じ場所からコピーできるようになっている」という条件を遵守できなかったとされている⁴⁰⁶。

第 3 条

あなたは上記第 1 条および 2 条の条件に従い、『プログラム』(あるいは第 2 条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または配布することができる。ただし、その場合あなたは以下のうちどれか 1 つを実施しなければならない:

* a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。ただし、ソースコードは上記第 1 条および 2 条の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で配布しなければならない。あるいは、

* b) 著作物に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、配布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも 3 年間は有効な書面になった申し出を添える。ただし、ソースコードは上記第 1 条および 2 条の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で配布しなければならない。あるいは、

* c) 対応するソースコード配布の申し出に際して、あなたが得た情報を一緒に引き渡す(この選択肢は、営利を目的としない配布であって、かつあなたが上記 b で指定されているような申し出と共にオブジェクトコードあるいは実行形式のプログラムしか入手していない場合に限り許可される)。

著作物のソースコードとは、それに対して改変を加える上で好ましいとされる著作物の形式を意味する。ある実行形式の著作物にとって完全なソースコードとは、それが含むモジュールすべてのソースコード全部に加え、関連するインターフェース定義ファイルのすべてとライブラリのコンパイルやインストールを制御するために使われるスクリプトをも加えたものを意味する。しかし特別な例外として、そのコンポーネント自体が実行形式に付随するのでは無い限り、配布されるものの中に、実行形式が実行されるオペレーティングシステムの主要なコンポーネント(コンパイラやカーネル等)と通常一緒に(ソースかバイナリ形式のどちらかで)配布されるものを含んでいる必要はないとする。

⁴⁰⁶ Groklaw. "GPL Upheld in Germany Again - Translation". July 25, 2007.

<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009); GNU Operating System. "GNU General Public License, version 2". <http://www.gnu.org/licenses/gpl-2.0.html> (Retrieved on August 18, 2009); 「GNU 一般公衆利用許諾契約書」<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html> (Retrieved on August 18, 2009)

実行形式またはオブジェクトコードの配布が、指定された場所からコピーするためのアクセス手段を提供することで為されるとして、その上でソースコードも同等のアクセス手段によって同じ場所からコピーできるようになっているならば、第三者がオブジェクトコードと一緒にソースも強制的にコピーさせられるようになっていなくてもソースコード配布の条件を満たしているものとする。

You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

(太字はワシントンコアによる)

- 決着内容

ドイツの法廷では以下のように、2回に渡って本件の審理が行われた。

- ミュンヘン地裁(1審): 2007年7月24日に、SkypeのGPL違反を認め、同社によるSMC製品の販売差止めの仮処分を下している⁴⁰⁷。
- ミュンヘン高等裁判所(上級地方裁判所)(2審): 2008年5月8日の審問において、Skypeが勝訴する可能性はほとんどないことを通告。Skypeは控訴の取り下げを決定⁴⁰⁸。

⁴⁰⁷ Ryan Paul. "Skype hangs up on appeal, will fully comply with GPL". ars technical. May 8, 2008.

<http://arstechnica.com/software/news/2008/05/skype-hangs-up-on-appeal-will-fully-comply-with-gpl.ars>
(Retrieved on August 18, 2009)

⁴⁰⁸ "Victory: Skype withdraws appeals case, judgment from lower court accepted" Harald Welte's Blog. May 8, 2008. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2008/05/08/> (Retrieved on August 18, 2009)

上述のようにSkypeは、1 審の判決が出る前にGPL違反を是正するための措置を講じていたが、上記のようにミュンヘン地裁はSkypeの対応は十分ではないとして、Welte氏が求めていた仮差止め処分を認めている⁴⁰⁹。

一方の 2 審の審問については、SkypeはGPLがドイツの反トラスト法に抵触しているとして、法的根拠がないことを主張、これに対して、判事は、GPLが反トラスト法に反している可能性は否定しなかったものの、Skypeが反トラスト法違反に基づいて勝訴する、つまりGPL遵守の必要性がないことを証明するための十分な弁論をしていないとして、GPLと反トラスト法の関係に関する議論は行わなかった。また判事は、GPLが訴訟の対象となっているOSSを利用するための唯一のライセンスである限り、たとえGPLが反トラスト法に抵触していたとしても、GPLなしで当該OSSを利用することはできないとしている。以下はGPLなしでは当該OSSを利用することが不可能であることを説明した判事の発言である⁴¹⁰。

作家が自著を緑の装丁で刊行したいと願った場合、出版社は、どんなに作家のリクエストが奇妙だとしても、その本を刊行したいと願うかぎり、作家の要求に従わなければならない。

If a publisher wants to publish a book of an author that wants his book only to be published in a green envelope, then that might seem odd to you, but still you will have to do it as long as you want to publish the book and have no other agreement in place⁴¹¹

このような説明を受けたSkypeは、反トラスト法に基づく抗弁では勝訴の見込みがないと判断し、2 審の判決を待たずに控訴を撤回している。結局Skypeが 1 審の判決を受け入れたことで本件は決着した⁴¹²。

本件は、①GPLは厳密に適用されなければならないことだけでなく、②製造者だけでなく販売者もGPL違反において有責となること、更に、③ライセンスが拠点とする国においてGPLが認められていなかったとしても、他国ではGPL違反で有責になる可能性があることを示した点で⁴¹³、今後のOSSライセンス係争に大きな影響を及ぼすと見られる。

- 決着後の周知状況

本件で GPL 違反を指摘された機器 (WSKP100) を Skype に納入している SMC は、2009 年 10 月現在、自社ウェブサイト上の WSKP100 向けの製品サポートページにおいて、WSKP100 に組み込まれた OSS が適用する GPL で定められた事項(ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実)の一部を周知している。具体的には、このサポートページから、GPL の本文がダウンロード可能であることの周知、GPL が適用された OSS のソースコードの開示、といった対応を行っていることが確認できた。

⁴⁰⁹ Groklaw. “GPL Upheld in Germany Again – Translation”. July 25, 2007.

<http://www.groklaw.net/article.php?story=2007072513105421> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴¹⁰ “Victory: Skype withdraws appeals case, judgment from lower court accepted” Harald Welte’s Blog. May 8, 2008. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2008/05/08/> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴¹¹ 判事のコメントはドイツ語であったと考えられるが、Welte氏は英語で紹介している。

⁴¹² “Victory: Skype withdraws appeals case, judgment from lower court accepted” Harald Welte’s Blog. May 8, 2008. <http://laforge.gnumonks.org/weblog/2008/05/08/> (Retrieved on August 18, 2009)

⁴¹³ Matthew Broersma. “Skype found guilty of GPL violations” PCWorld. July 26, 2007.

<http://pcworld.about.com/od/webtelephonyconferencing/Skype-found-guilty-of-GPL-viol.htm> (Retrieved on August 18, 2009)

また、上記サポートページよりダウンロードできるソースコードパッケージ内においては、同社は GPL にて定められた事項(ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実)全てを周知している。具体的には、ソースコードパッケージに含まれている OSS 別に分けられたフォルダにおいて、以下の対応が行われている。

- ライセンス専用ファイルに GPL 本文を掲載する
- ソースコードファイルにおいて著作権および無保証の旨をソースコードと併記する
- 改変ログ専用ファイルに改変を加えた事実を記載する

GPL などの OSS ライセンスで定められた事項については、製品マニュアル内や製品パッケージ内などソースコードパッケージ以外の媒体から周知する企業もあるが、今回の調査では、SMC は製品マニュアルでは上記のような周知は行われていないことが確認できている。

3.2.5 Educaffix v. Centre National de la Recherche Scientifique他

当事者:	Educaffix(原告) Centre National de la Recherche Scientifique(被告) Université Joseph Fourier(被告) Institut National Polytechnique de Grenoble(被告) Université Pierre Mendès France(被告) IUFM de l'Académie de Grenoble(被告)
訴訟内容:	GPL 違反を理由としたソフトウェア譲渡契約の解消
結果:	譲渡契約の解消は認められたが、これまでに掛かった経費は両者が等分に負担
ポイント:	①GPL 適用下にある OSS が含まれたソフトウェアパッケージが、当該 OSS の派生物としてみなされるべきであるかどうか、すなわちパッケージに GPL が適用されるかどうかポイントとなったこと。 ②フランスの法廷においても GPL は法的拘束力を持つライセンス契約であることが確認されたこと。

- 係争内容

<概要>

遠隔学習ツールを開発するソフトウェア企業Educaffixは、フランス政府支援の研究機関Centre National de la Recherche Scientifique及びその他の研究機関(以下CNRSら)からBagheraと呼ばれるソフトウェアの所有権を譲渡されたが、これにJATLiteと呼ばれるGPL適用下にあるOSSが含まれていたため、Bagheraを利用した自由な製品開発が出来ないとして、CNRSらをBaghera譲渡契約の解消と損害賠償を求めて提訴した。Educaffixの主張は、CNRSらが、BagheraにJATLiteを含めていることを認識しながら、その配布の際にGPLを遵守しなかった⁴¹⁴、そしてJATLiteを利用していることをEducaffixに事前に通告しなかったことは、CNRSらの詐欺行為に当たるというもの。しかし、Tribunal de grande instance de Paris(以下、パリ大審院)は、EducaffixはCNRSらからBagheraの所有権を譲渡される前に、JATLiteの利用を認識していたとの判断を示し、CNRSらによる詐欺行為は認めていない。また、Educaffixが要求していたBagheraの譲渡契約の解消は認められたものの、契約解消の責任は両者が負うべきであるとして損害賠償の支払いは認めなかった。

本件では、表面上は譲渡契約の解消をめぐる詐欺行為の有無を主要な争点としていたが、上記の通り、GPLの遵守状況についての論議も持ち上がり、その際にはGPL適用下にあるJATLiteを含むBagheraがGPL下で配布されるべきかどうかまでも争点となった。判決においては、JATLite

⁴¹⁴ CNRS らは Baghera の CD-ROM に GPL 本文を含めていなかった。

を含むBagheraにはGPLが適用されること、そしてBagheraにJATLiteを利用しているCNRSら及びEducaffixは、Bagheraを配布する上で、GPLを遵守する、もしくはGPLの伝播元となっているJATLiteのOSS開発者と別個のライセンス契約を締結する必要がある、という判断が示されたが⁴¹⁵、改めてGPLの伝播性の強さと共に、GPL適用下にあるOSSを他のソフトウェアに利用する際には注意深い対応が必要であることが浮き彫りになったと言える。

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は、以下の通りである⁴¹⁶。

原告

- Educaffix: 代表の Lucien Lumbroso 氏が 2003 年 1 月に創設した遠隔学習ツールを開発するソフトウェア企業。フランスのグルノーブル市で革新的な新興企業を技術・財政面から支援する政府地域経済開発機関 Grenoble Alpes Incubation (GR-A-IN) の支援のもとで設立された。主に、大学および企業の研究機関向けに、ロボット等の機械・技術の操作方法を遠隔から学習するための遠隔操作技術の開発などを行っている。

被告

- Centre National de la Recherche Scientifique (フランス国立科学研究センター): フランス政府の支援を受けて 1939 年に設立された研究開発機関⁴¹⁷。
- Université Joseph Fourier (ジョセフ・フーリエ大学): フランスのグルノーブルに位置する大学。情報科学などの研究に携わっており、約 70 の研究所を有している⁴¹⁸。
- Institut National Polytechnique de Grenoble (国立グルノーブル理工科学院): フランスの工科大学。産業技術の開発などを行っている⁴¹⁹。
- Université Pierre Mendès France (ピエール・マンデス大学): フランスのアルプス地方を拠点とする大学⁴²⁰。
- IUFM⁴²¹ de l'Académie de Grenoble (グルノーブル教師教育大学院): Université Joseph Fourier 付属の初等・中等教員養成施設⁴²²。

CNRS らは、遠隔でのコミュニケーションを可能とする Baghera と呼ばれるソフトウェアを開発していたが、その上では JATLite と呼ばれる GPL 適用下にある OSS を利用しており、Baghera には JATLite が含まれていた。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りである⁴²³。

⁴¹⁵ “Educaffix / Cnrs, Université Joseph Fourier et autres”。

http://www.celog.fr/expertises/new_exp/2007/som0607/Educaffix_Universite_Grenoble.pdf (本件の判決文)

⁴¹⁶ “Educaffix / Cnrs, Université Joseph Fourier et autres”。

http://www.celog.fr/expertises/new_exp/2007/som0607/Educaffix_Universite_Grenoble.pdf (本件の判決文)

⁴¹⁷ CNRS. “Presentation”. <http://www.cnrs.fr/en/aboutCNRS/overview.htm> (Retrieved on September 15, 2009)

⁴¹⁸ Université Joseph Fourier. http://www.ujf-grenoble.fr/37654972/1/fiche_pagelibre/ (Retrieved on September 15, 2009)

⁴¹⁹ Institut National Polytechnique de Grenoble. http://www.grenoble-inp.fr/1121430962033/1/fiche_article/&RH=INPG_EN (Retrieved on September 15, 2009)

⁴²⁰ Université Pierre Mendès France. http://www.upmf-grenoble.fr/65729946/1/fiche_pagelibre/&RH=U2EN&RF=U2EN-RECHERCHE (Retrieved on September 15, 2009)

⁴²¹ Instituts universitaires de formation des maitres (教員養成機関) の略。

⁴²² フランスでは大学区ごとに教員養成機関が設置されている。

⁴²³ “Educaffix / Cnrs, Université Joseph Fourier et autres”。

http://www.celog.fr/expertises/new_exp/2007/som0607/Educaffix_Universite_Grenoble.pdf (本件の判決文)

- 2003年6月4日：CNRSらは、CNRSらが開発中であったBagheraの情報を求めたEducaffixに対して、Bagheraパッケージ⁴²⁴についての詳細情報を提供すると共に、Bagheraパッケージには作動上の必然性から(GPLライセンスが適用されている)JATLiteを若干改変したプログラムを統合していることを説明。
- 2003年9月23日：EducaffixとCNRSらは、Bagheraの所有権をCNRSらからEducaffixに譲渡する契約を締結。EducaffixはCNRSらに対して、同ソフトウェアの所有権の譲渡に7万ユーロ、著作権料として8万ユーロを支払う。Educaffixは同ソフトウェアをもとに、大学および企業の研究機関においてロボット等の機械・技術の操作方法を学習するための遠隔操作ツール、Educaxionを開発する予定であった。
- 2004年7月29日：EducaffixはCNRSらに対して、Bagheraパッケージの基本機能は、米国Stanford Universityが開発し、GPL下で配布されているJATLiteというソフトウェアを基にしているが、CNRSらはJATLiteを利用する上でGPLに従っていない(GPL本文を成果物のCD-ROMに同梱していない)ことを指摘。Educaffixは、BagheraはJATLiteのソースコードなしでは機能せず、GPL違反の状態譲渡を受けたBagheraを利用してEducaxionを開発することはできないとして、CNRSらを追及する。これに対してCNRSらは、BagheraパッケージからJATLiteを削除することを提案(CNRSらの提案に対するEducaffixの対応は不明)。
- 2004年9月17日：CNRSらはEducaffixに対して、①BagheraパッケージにおいてJATLiteを利用する部分は、2003年9月に締結したBagheraの所有権譲渡契約には含まれていない、②Educaffixが今後JATLiteを用いずにBagheraパッケージを開発できる可能性はある、といった内容を記した書簡を提出。
- 2004年10月19日：Educaffixはパリ大審院に対し、BagheraパッケージにはJATLiteのプログラムがどのように利用されているか、について、専門家に詳しい調査を行ってもらおうよう依頼。
- 2005年5月10日：パリ大審院は上記の調査結果として、①Educaffixが譲渡を受けたBagheraのCD-ROMには、全部で1,750のプログラムフォルダが含まれていたが、そのうち177のフォルダがJATLiteのものである、②Bagheraパッケージの作動にはJATLiteの利用が不可欠である、③BagheraのCD-ROMには、GPL本文を掲載したファイルは含まれていなかった、ことを指摘した。
- 2005年10月24日：Educaffixは、2003年9月23日付のCNRSらとの契約の解消、損害賠償金として100万ユーロの支払い、法廷での弁護士費用として1万ユーロの支払い、の3点を求めてCNRSらを提訴。
- 2007年3月28日：パリ大審院はEducaffixの訴えに対し、BagheraはJATLiteの派生物であるため、Bagheraの配布にはGPLの遵守もしくは独自のライセンス契約をJATLite開発者(Stanford University)と締結する必要があると指摘した。その上で、Educaffixが求めていた譲渡契約の解除は認められたが、一方でCNRSらに対する損害賠償は認めなかった。

原告・被告はともに、上記の2007年3月28日の判決に対して控訴しておらず、本件は両者が判決を受け入れた形で決着した模様である。

• 争点・ポイント

本件では上記の通り、表面上は譲渡契約の解消をめぐり詐欺行為の有無が争点となっていたが、OSSライセンスという視点からみた本質的なポイントは、BagheraパッケージをGPL適用下にあるJATLiteの派生物としてみなすべきかどうか、すなわちBagheraパッケージにGPLが適用さ

⁴²⁴ 本報告書では、CNRSらが独自に開発したプログラムをBaghera、Bagheraと(Bagheraの作動に不可欠な)JATLiteを含むプログラムをBagheraパッケージと呼ぶ。

れるかどうかであった。そのため、Baghera に GPL を適用しないまま譲渡した CNRS らの責任を問うたわけであり、Educaffix にとっては Baghera パッケージに GPL が適用されるかどうかは非常に大きな争点であったと言える。

この点について、Educaffix は 2004 年 10 月 19 日、上記の通りパリ大審院に対して専門家による調査を求めており、2005 年 5 月 10 日に以下の結果を得ている。

- Educaffix が譲渡を受けた Baghera の CD-ROM には全部で 1,750 のプログラムフォルダが含まれているが、そのうち 177 フォルダが JATLite のものである。
- Baghera パッケージのアーキテクチャは以下の 3 層から構成される。
 - 最下層：インターネット・ネットワーク上でのメッセージ交換を実現する JATLite
 - 中層：Baghera アプリケーションと JATLite とのリンク
 - 最上層：Baghera アプリケーション
- CNRS らが開発した Baghera とは、Baghera パッケージの中層と最上層であり、JATLite とは独立したプログラムとなる。しかし、Baghera と JATLite はリンクしており⁴²⁵、Baghera パッケージの作動には JATLite の利用が不可欠である。
- ライブラリアイルの検証では、ツリー構造においてどのファイルが Baghera でどのファイルが JATLite かを特定することは不可能であった。

パリ大審院はこの調査結果に基づき、まず、CNRS らが開発した Baghera (Baghera パッケージの中層と最上層) は JATLite から独立したプログラムとして、その所有権は CNRS らに帰属することを認めた。しかし同時に、Baghera と JATLite はリンクしており、Baghera の作動には JATLite の利用が不可欠であることから、JATLite が含まれた Baghera パッケージは合理的には JATLite から独立したプログラムではなく JATLite の派生物であると指摘した上で、Baghera パッケージの利用には GPL の遵守が必要であるとの判断を下している。

また上記の調査報告によって、Baghera の CD-ROM に GPL 本文が同梱されていなかったことが判明し、Baghera は JATLite を利用しながらも、JATLite を利用するためのライセンス要件を満たしていなかったことが明確になっている。Educaffix はこの結果に基づき、① Baghera は Stanford University が保有する JATLite に対する著作権を侵害した偽造ソフトウェアである、② CNRS らは Baghera に JATLite を利用しているという事実を隠匿しており、この行為は詐欺に相当する、といった 2 点を主張し、Baghera の譲渡契約の解消と損害賠償の支払いを求めた。一方の CNRS らはこれに対して、譲渡契約を締結する前に JATLite の利用について Educaffix に説明しているため詐欺行為は行っていないと反論していた⁴²⁶。

なお、Educaffix は上記の通り、Baghera の譲渡が行われる前に、CNRS らから Baghera パッケージには (GPL が適用される) JATLite が含まれているという説明を受けていたにもかかわらず、CNRS らの GPL 違反を問題視した上に、本件では詐欺行為で訴えている。

• OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件を OSS ライセンスとの関係で見ると、Baghera に GPL 適用下にある JATLite を統合した Baghera パッケージに GPL ライセンスが適用されるかどうかのポイントとなっている。専門家による調査の結果、Baghera は JATLite とリンクする形でパッケージ化されており、Baghera パッケージにも GPL が適用されるとの判断が下された。この根拠としては GPL が適用されている OSS を

⁴²⁵ 判決文には、Baghera と JATLite のリンクが静的であるか動的であるかに関する明確なコメントはなかった。

⁴²⁶ “Educaffix / Cnrs, Université Joseph Fourier et autres”。

http://www.celog.fr/expertises/new_exp/2007/som0607/Educaffix_Universite_Grenoble.pdf (本件の判決文)

改変した派生物や他の著作物とリンクさせた集合著作物全体に対しても GPL が適用されるとする、GPL 第 2 条が指摘されている。

(GPL)の趣旨は『プログラム』を基にした派生物ないし集合著作物の配布を管理する権利を行使することにある。

...the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

GPLを作成したFSFは、GPLv2 第 2 条における「集合著作物」は、2 つ以上のプログラムが接続(connect)して、1 つの大規模なプログラムが形成されることであると説明している。つまり、GPL が適用されるOSSとその他の著作物を、CD-ROMROMなどの 1 つの配布媒体に収めただけの場合は、その他の著作物に対してGPLは適用されないが、両者が 1 つのプログラムとして作動する場合、GPLが適用されていたOSSはもちろんのこと、このOSSとリンクしているプログラムに対しても(たとえそのプログラムが独自に開発されたものであっても)GPLが適用されることになる⁴²⁷。具体的に本件では、GPLが適用されていたJATLiteと、CNRSらが独自に開発したBagheraがリンクし、1 つのプログラムとして作動することから、パリ大審院は、Bagheraパッケージ全体に対してもGPLが適用されるとの判断を下したわけである。

なお、GPL には準拠法の指定がないため、本件には、係争当事国であるフランスの法律が適用されている。

- 決着内容

パリ大審院は 2007 年 3 月 28 日、Educaffix と CNRS らの間に交わされた譲渡契約の解消について以下の判断を下している。

- CNRS らが開発した Baghera (Baghera パッケージの中層と最上層) は JATLite から独立したプログラムとして、その所有権は CNRS らに帰属する。譲渡契約書の付属文書では、CNRS らが開発した Baghera は、Baghera パッケージの最上層・中層部分を指し、最下層部分に統合されている JATLite とは明確に区別して記されおり、CNRS らが譲渡したのは Baghera のみとなる。
→そのため、CNRS らは Educaffix に偽造ソフトウェアは譲渡していない、という解釈となる。
- Educaffix と CNRS らが契約締結前に交わしていた電子メールの内容などから、Educaffix は譲渡契約を締結する時点で既に、Baghera の作動に JATLite が不可欠であることを認識していたと言える。
→そのため、CNRS らによる詐欺行為は認められないという解釈となる。

これらの判断はCNRSらを擁護するものである一方で、パリ大審院は、EducaffixとCNRSらの両者に対して、GPLを遵守できないのであれば、JATLiteを利用するためにStanford Universityと別途特別なライセンス契約を締結するか、JATLiteに代わるプログラムを独自に開発するべきであったと双方の責任を認めている。その結果として、譲渡契約の解消においてもEducaffixとCNRSらの双方が責任を負うとして、Educaffixに対するBagheraの所有権譲渡契約の解消を認める代わりに、EducaffixとCNRSらに以下を命じ⁴²⁸た。

⁴²⁷ GNU Operating System. “Frequently Asked Questions about version 2 of the GNU GPL”.

<http://www.gnu.org/licenses/old-licenses/gpl-2.0-faq.html#LinkingWithGPL> (Retrieved on September 23, 2009)

⁴²⁸ “Educaffix / Cnrs, Université Joseph Fourier et autres”.

http://www.celog.fr/expertises/new_exp/2007/som0607/Educaffix_Universite_Grenoble.pdf (本件の判決文)

- Educaffixは、同社がBagheraに基づいて開発していたEducaxionに関して国立研究開発公社(Agence nationale pour la valorisation de la recherche:ANVAR⁴²⁹)から受け取っていた援助資金(合計9万7,000ユーロ)を返済する。
- CNRSらは、Bagheraの譲渡金(7万ユーロ)及び著作権料(8万ユーロ)を併せた15万ユーロをEducaffixに返金する。
- EducaffixとCNRSらは、この訴訟において両者に掛かった弁護士費用の合計を半額ずつ負担する⁴³⁰。

またパリ大審院は、Bagheraの作動にはJATLiteの利用が不可欠であることから、JATLiteが含まれたBagheraのパッケージは合理的にはJATLiteから独立したプログラムではなくJATLiteの派生物であると指摘し、Bagheraパッケージの利用にはGPLの遵守が必要であるとの判断を下している。こうしたパリ大審院の判決に対して、Educaffix、CNRSらの双方とも控訴しておらず、本件は両者が判決を受け入れる形で決着したようである。

3.2.6 Harald Welte、Free Software Foundation France他 v. Iliad

当事者:	Harald Welte(原告) Free Software Foundation France(原告) Erik Andersen(原告) Rob Landley(原告) Iliad(被告)
訴訟内容:	GPL違反に基づく著作権者人格権侵害
結果:	係争は継続中
ポイント:	①Iliadは、同社がサービス加入者へ提供している機器でGPL適用下にあるOSSを利用しているにも関わらず、GPLを遵守していないとの指摘に対し、「加入者宅に設置されているものの、所有権はあくまでもIliadにあるため、このOSS提供形態はGPLが適用される『配布』には相当しない」と主張していること。 ②フランスの裁判所が、GPLで定められた「配布」をどのように解釈するのが注目されていること。

• 係争内容

<概要>

ドイツ在住のLinuxハッカーであり、ドイツでGPL違反に関する訴訟を起してきたWelte氏と、BusyBoxと呼ばれるOSSの開発者であり、同OSSのGPL違反に関して米国で訴訟を起していたAndersen氏ら、更に、GPLを作成した米国の非営利機関FSFのフランス事務所となるFree Software Foundation France(以下、FSF France)は、2008年11月、フランスの大手新興通信事業者IliadをGPL違反に基づく著作権者人格権侵害⁴³¹で提訴した。Iliadが、そのブロードバンドサービスおよびIPTVサービスの加入者に無料で提供しているFreeboxと呼ばれるモデム兼セットトップボックスを開発する上で、BusyBoxなどのGPL適用下にあるOSSを利用しながらも、ソースコード開示といったGPLの規定を遵守しなかったことが問題視されたものである。

⁴²⁹ フランスの公的機関で、中小企業を対象に企業の開発・発明に対する資金援助を行っている。

⁴³⁰ フランスでは、敗訴者が両者の弁護士費用を負担することが定められているので、半額ずつの負担の命令は、本件に勝訴者・敗訴者がいないことを示唆している。

⁴³¹ 一般的に基本的人権の1つとして人格的利益の保護を保障する人格権があるが、著作者の人格的利益を保護するための権利を著作権者人格権と呼ぶ。著作者の権利には、著作者の金銭的利益を守る財産権(著作権がこれに相当)と、著作者の人格的利益を守る人格権(著作権者人格権)の2種類があるが、この2種類の関係に関する考え方は国によって異なる。<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html> (Retrieved on October 28, 2009)

なお、FSF Franceは本件の提訴前に、Iliadに対してGPL違反の事実を通告しているが、Iliadは、同社がサービス加入者へ提供しているFreeboxについて、「加入者宅に設置されているものの、所有権はあくまでもIliadにあるため、FreeboxでBusyBoxは利用しているものの、GPLが適用される『配布』には相当しない」と主張し、FSF Franceによる通告に取り合わなかった。このように本件は、被告であるIliadは、これまでのGPL違反に関する訴訟では見られなかった独自の主張を行っていることが特徴的であり⁴³²、業界でもその判決の行方が注目されている。2009年9月現在は、本件の審理はまだ行われていないが、フランスの裁判所が、GPLで定められた「配布」をどのように解釈するのが注目される。

<当事者>

訴訟に関与した企業・機関は以下の通りである⁴³³。

原告

- Harald Welte氏：ドイツ在住の著名なLinuxハッカー。不適切なGPL利用を撲滅することを目的に、[gpl-violation.org](http://www.gpl-violation.org)と呼ばれる団体を設立・運営していることでも知られる。本件の対象となったiptablesの主要開発者であり、同OSSの著作権者でもある⁴³⁴。
- Free Software Foundation France：OSSを推進し、GPLを作成した非営利団体であるFree Software Foundationのフランス事務所。
- Erik Andersen氏及びRob Landley氏：OSSを開発する米国市民。本件の対象となったOSSであるBusyBoxの開発者であり、同ソフトウェアの著作権者でもある⁴³⁵。

被告

- Iliad：1991年にXavier Niel氏によって創設された新興の通信事業者で、France Telecomに次ぐフランス第2位のブロードバンドサービス兼IPTV事業者であり、そのサービスをFreeブランドで提供している。インターネット・電話・TVのトリプルプレイパッケージサービスを月額29.99ユーロ（France Telecomによる同サービス料金は月額40ユーロ）という破壊的な価格で初めて提供したことで、新興ながら急激に加入者数を増やしており、2009年9月現在、フランスにおけるFreeの加入者数は400万人以上にのぼる⁴³⁶。加入者には、ADSLモデム兼IPTV向けSTBの一体型機器であるFreeboxを無料で提供している。

<経緯>

訴訟に関する一連の出来事の経緯は以下の通りである⁴³⁷。

- 2006年10月以降：FSF FranceはIliadに対して、そのブロードバンドおよびIPTVサービス加入者に提供しているFreeboxには、Welte氏が開発したiptables、およびAndersen氏らが開発したBusyBoxというOSSが利用されているが、これらのOSSに適用されているGPLが遵守されていないということを、数回に渡って通告。FSF FranceはIliadに対して、①FreeboxにGPLに基づくOSSであるiptablesとBusyBoxが組み込まれている

⁴³² 原告による訴訟 (assignment) より。 <http://freebox.flouzo.fr/forum/assignment-free.pdf>

⁴³³ 原告による訴訟 (assignment) より。 <http://freebox.flouzo.fr/forum/assignment-free.pdf>

⁴³⁴ ミュンヘン地裁。 “Judgment Harald Welte vs. S... Deutschland GmbH (判決の非公式英訳)”。

http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf (Retrieved on August 3, 2009); “The German GPL Order – Translated”. GrokLaw. July 25, 2004. <http://www.groklaw.net/article.php?story=20040725150736471> (Retrieved on August 3, 2009) ドイツ語の判決文は以下を参照。 http://www.jbb.de/urteil_lg_muenchen_gpl.pdf

⁴³⁵ Software Freedom Law Center. “Erik Andersen and Rob Landely against Verizon Communications, Inc. Complaint”. December 6, 2007. <http://www.softwarefreedom.org/news/2007/dec/07/busybox/verizon.pdf> (Retrieved on August 19, 2009)

⁴³⁶ Hoovers による企業情報より。

⁴³⁷ 原告による訴訟 (assignment) より。 <http://freebox.flouzo.fr/forum/assignment-free.pdf>; Defend the GPL Infringement Lawsuit (Iliad). “Welcome”. <http://freebox.flouzo.net/> (Retrieved on September 15, 2009)

旨を記すこと、②加入者の要請に応じて Freebox のソースコードを開示すること、③ Freebox を配布する上で GPL 本文を添付すること、を求めていたが、Iliad はこれらの要求を拒否。

- 2007年6月12日：パリ大審院の廷吏⁴³⁸は、Freebox(バージョン4)のメモリに格納されているソフトウェアデータを抽出・分析し、FreeboxにiptablesとBusyBoxが複製・利用されていることを確認。
- 2007年10月30日：FSF France は Iliad 宛に、GPL 第3条で定められたソースコード開示の条項を遵守するための具体的手段を示した書簡を送付。
- 2007年11月14日：FSF France は Iliad に対して、GPL を1ヵ月以内に遵守しなければ法的手段を採ると警告。
- 2007年11月15日：Iliad は、Freebox は加入者宅に設置されているものの、その所有権は Iliad にあること、またサービス加入者への Freebox の提供は「加入者に利用できるようにする(mise à disposition)」という行為にあたり、Freebox で利用する GPL 適用下にある OSS を含め、GPL で定めるところの「配布」をしているわけではないとコメント。
- 2007年12月11日：Welte 氏、FSF France、及び Andersen 氏ら(以下、原告)は共同で、Iliad 提訴の準備を開始。
- 2008年2月12日：原告は、Iliad との話し合いを継続しながらも訴状の準備を継続。
- 2008年11月：原告は、Iliad を GPL 違反で提訴。

なお、本件については2009年9月現在、まだ法廷での審理は行われておらず、訴訟は継続中であり、全く結果は出ていない。

• 争点・ポイント

本件は、GPLで定めている「配布(distribution)」という行為の解釈が争点となっている。GPLを作成したFSFによると、GPL適用下にあるOSSの利用者が、利用するOSSを第3者に配布(再配布、改変した上での配布など)しない限り、GPLは適用されないこととなっている。逆に、GPL適用下にあるOSSを利用する場合でも、利用者がOSSを第3者に配布せず、個人もしくは組織内で複製や改変を行う限りにおいては、GPLは適用されない⁴³⁹。Iliadは、GPLのこうした条件解釈をうまく利用し、「貸与はしているが、所有権は自身にあるFreeboxでGPL適用下にあるOSSを利用しても、それは『配布』にはあたらない」といった主張をしている。

Iliad の具体的な主張内容であるが、Freebox は Iliad が保有・運営するネットワークの一部(終端)を構成するものであり、その所有権は Iliad にある、というものである。つまり、Freebox は Free サービスの加入者宅に設置されているとはいえ、それは Iliad の所有物であり、あくまでも「加入者に利用できるようにする(mise à disposition)」という措置が取られているだけに過ぎない、というわけである。同社は、この「加入者に利用できるようにする」という行為は Freebox で利用している OSS にも当てはまり、たとえ Freebox が加入者宅に設置されていたとしても、中身の OSS を含めて「配布(distribution)」には該当しないため、Iliad による iptables と BusyBox の利用は社内限定されており、GPL の適用は受けないと主張している。

これに対して原告は、Iliad は米国における「配布(distribution)」の法的概念を同社に都合の良いように解釈しているにすぎず、GPLv2 において定められている「配布(distribution)」のフランス語での同義語は「市販(mise sur le marché)」と解釈すべきであると反論している。原告はその根拠として、1976年に成立したフランスの連邦著作権法106条では、著作権における独占的権利

⁴³⁸ 裁判所において雑務を行う職員。

⁴³⁹ Freedom Software Foundation. "Frequently Asked Questions about the GNU Licenses". <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html> (Retrieved on September 15, 2009)

のひとつである「市販する権利 (le droit de mise sur le marché)」が、「著作物の複製を、販売またはその他の所有権譲渡、もしくは賃貸や貸与によって一般に配布すること」と規定している点を指摘した上で、Iliad が、加入者がサービスを受けることを終了する際には Freebox を Iliad に返品することを求めており、更に返品されない場合は 190 ユーロの支払いを求めているという事実は、フランス著作権法における「市販する権利」を行使していることになる、と主張している。つまり、サービス加入者がサービス終了時に Freebox を返品せずに 190 ユーロを Iliad に支払った場合、Iliad は 190 ユーロで Freebox を販売(すなわち配布)したことになる、この前提がある以上、Freebox は販売されている、というのが原告の言い分である。

原告はさらに、GPLにおける「社内使用」の考え方について、企業が入手したOSSを社内で使用する限りはGPLの適用対象外となり、改変や組込みを行ってもソースコードを開示する必要はないが、企業が改変・組込みを行った機器の複製を第 3 者に「提供」する行為は、明らかに「配布」に相当すると主張している。ここでの「提供」の定義・解釈に関する情報はないが、原告はIliadによる加入者へのFreeboxの「提供」行為は「配布」にあたり、Iliadは「提供」という観点においても、Freeboxの配布に従事していると主張している⁴⁴⁰。

- OSS ライセンス契約、係争当事国の法制との関係

本件では上記の通り、GPLで定められている「配布」という行為の解釈が争点となっている。原告は、IliadがFreeboxを「配布」しているとした上で、同社は、①GPL本文を同梱する(第 1 条)、②iptablesとBusyBox の派生物であるFreeboxにGPLを適用する(第 2 条)、③Freeboxのソースコードを開示する(第 3 条)、④iptablesとBusyBoxをGPLに遵守しない形で複製・改変・配布してはならない(第 4 条)、といったGPLの各条文に違反していると主張している⁴⁴¹。

- 決着内容

2009 年 9 月現在、本件に関するパリ大審院での審理は行われておらず、訴訟は今も継続中である。なお、原告は、法廷で原告に対する勝訴判決が出るとの前提に基づき、Iliad に対して以下を要求している。

- Freebox の配布の際に、GPL 本文の複製及び、本件の対象となった OSS プログラム開発者である Welte 氏、Andersen 氏、Landley 氏の氏名とプログラムの複製・改変の有無について明記した書面を添付する。Freebox を既に利用している加入者に対しては、電子メールでこれらの情報を通知する。
- ユーザから各種 OSS のソースコード開示の要請があった場合は、速やかに開示に応じる。Free が判決日から 15 日以内にこの要求に従わない場合、500 ユーロの罰金を課す。
- 上記の 2 点が実行できない場合、iptables と BusyBox の使用を中止し、流通している全ての Freebox を回収する。
- Welte 氏と Andersen 氏らに対して、これまで Iliad が加入者に配布している Freebox1 台につき 1 ユーロの賠償金を支払う。
- 判決文を Iliad の公式 HP に掲載する。
- Welte 氏、Andersen 氏、Landley 氏に対して、訴訟費用としてそれぞれ 1 万ユーロずつ支払う。

⁴⁴⁰ 原告による訴訟 (assignation) より。 <http://freebox.flouzo.fr/forum/assignation-free.pdf>

⁴⁴¹ これまで Iliad 社は、Freebox には iptables と Busybox を含む多数の OSS ソフトウェアが複製・改変されて組み込まれているという原告側の主張に対して否定はしていない。

上記の通り、2009年9月現在はまだ、本件の審理は行われていないが、GPLで定める「配布」が法廷においてどのように解釈されるのか、今後の展開が注目される。

- 現在の周知状況

上述のように、2009年10月現在、Iliadに対する訴訟は続いている。現時点での同社による周知状況を見たところ、本件でGPL遵守の必要がないと主張しているように、GPLで定められた事項(ライセンス本文、ソースコード、著作権表示、無保証の旨、改変を加えた事実)の周知は一切行われていない模様である。具体的には、今回の調査において、IliadウェブサイトでGPLが定める事項の周知を行ったり、ソースコードを開示したりといった事実を確認することができなかった。また、Freeboxの製品マニュアルにおいても周知は行われていない。

【調査実施企業】

Washington | CORE, L.L.C.

【監修】

IPA オープンソフトウェア・センター リーガルワーキンググループ

主査	江端 俊昭	株式会社イーエルティ／行政書士
委員	稲葉 清高	株式会社リコー グループ技術開発本部 グループ技術企画室 知財標準化戦略室 室長
〃	甲斐 政則	株式会社日立製作所 情報・通信システム社 人事総務本部 法務部 ソフト法務グループ 部長代理
〃	上山 浩	弁護士・弁理士（日比谷パーク法律事務所）
〃	川上 桂子	弁理士（インテリクス国際特許事務所）
〃	瀬戸 邦雄	キャノン株式会社 デジタルプラットフォーム開発本部
〃	八田 真行	東京大学大学院 経済学研究科 企業・市場専攻 博士課程
〃	松田 久夫	行政書士（松田行政書士事務所）
〃	松本 美信	日本電気株式会社 法務部 グループマネージャー
〃	八木 稔浩	富士通株式会社 FI 本部 第二 FI 統括部
〃	柳沢 茂樹	財団法人ソフトウェア情報センター 調査研究部長

【著作権・責任】

本書の著作権は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に帰属します。



IPA は、クリエイティブコモンズライセンス 2.1 表示-非営利-改変禁止

（<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.1/jp/>）の条件のもとで、無償で本書の利用を許諾します。利用に際しては IPA の著作物であることを明記してください。内容の改変や営利目的での利用は禁止します。ただし、企業・団体等の内部における利用を目的とした複製及び翻訳については、無償でこれを許諾します。

本書の内容を適用した結果生じたこと、また、適用できなかった結果について、執筆者、IPA とも一切の責任を負いませんのでご了承ください。